

(警察日報略符ノ五)

款	符	種 別	符	事 故	目 符
傳染病	〇四	百 斯 篤 虎 列 斯 痘 疹 赤 室 扶 腸 室 扶 實 布 垓 里 獵 紅 亞 斯 其 他	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ	發 病 死 亡 全 治 蔓 延 病 勢 衰 退	ヌ ル ヲ カ ヨ レ

備考 本略符ハ傳染病ヲ報告スル場合ニ用フルモノニシテ其ノ一例ヲ舉クレハ桃仔園廳直轄内ニ百斯篤患者男二人女三人發生蔓延ノ兆アルトキハ

「桃仔園廳直轄内ニ傳染病 百斯篤患者 男一人 女二人發生シ 蔓延ノ兆アリ」ノ如キ是ナリ
 (注意百斯篤ト稱スレハ傳染病ハ不必要ナルカ如シト雖分類上缺クヘカラサルモノニ付必ス記入スルヲ要ス)

(警察日報略符ノ六)

款	符	項	符	官 職 名	符	官 職 名	符	官 職 名	符
警察上死傷	〇五	死 重 傷 行 衛 不 明	イ ロ ハ ニ	警 察 部 補 警 察 部 補 巡 査 補 壯 丁 警 察 部 補 巡 査 補 壯 丁	ホ ヘ ト チ リ ヌ	憲 兵 將 校 同 下 士 同 上 等 兵	ル ヲ ワ	守 備 將 校 同 下 士 同 卒	カ ヨ タ

備考 本略符ハ匪狀報告等ノ場合ニ用フルモノニシテ其ノ一例ヲ舉クレハ鹽水港廳直轄内ニ於テ土匪三名ヲ斃シ巡查一人即死壯丁一人重傷シタルトキハ

右規程の一部改正

- (一) 同年六月に至り訓令第百八十六號を以て「警察日報略符ノ下斗六應名符ノ欄ニ左ノ如ク追加ス勞水坑(ヌ)同嘉義廳各名符ノ欄ニ左ノ如ク追加ス後大埔(リ)」と改正せられたり。
- (二) 更に十二月に至り訓令第百三十六號を以て「警察日報規程略符の五傳染病種別ノ欄ニ左ノ通追加ス、類似百斯篤、ルイ、類似虎列拉、ルロ」と改正せらる蓋し從來該病は之を混合報告せしめ居りしを區別報告なさしむるが爲なり。

れたる要點を示さば

第一 現行規程に於ては第一條中報告時間を翌日午前十時迄と規定せるも往々電話運著の爲五月一日より九月末日迄の間は同時間にては到底要圖閱覽の間に合はざるを以て本期間に限り九時迄に報告すべき旨別に通達せられ居るを今同本文中に規定せんとす。

第二 同條中日報事項は總て其狀況を詳報すべきこととなり居るを以て一棟の失火一頭の家畜死傷一人の傳染病も一々詳報を要し頗る煩に堪へざるの感あり殊に變災に付ては報告例即報、傳染病に付ては報告例臨時報に規定し蕃情及警察上死傷に付ては別に詳報せしむるの途あるを以て本規程の詳報は全く省略することを得と認む

第三 略符の一、中、臺中應社口、彰化應社挖、田中央、嘉義應大莆林、臺南應車路境、阿猴應萬丹の六支應は曩に廢止せられたるものなるを以て當然之が削除を要す

第四 略符の二、變災中には項に落雷、目に人の救助及船の流失の事項追加の必要を認む

第五 略符の三、土匪なるものは所謂有限の事項にして近き將來に於ては全く絶無となるべきは明なり目下の狀態にては偶々殘黨を逮捕するが如きことあるも之等に對しては別に報告の途あるを以て本規程中より削除し更に犯罪の項追加の必要を認む

第六 略符の四(現行規程)蕃情中被害場所を報告せしむるの必要を認む

第七 略符の五(同上)傳染病の類別は傳染病豫防規則に定めたる八病とし虎列刺ベストの類似症は参考上必要なるを以て特に存置し「其他」の病類は報告せしむるの必要なしと認む

第八 詳報を廢したるの結果一般の表に於て内地人本島人外國人を區分し尙蕃情に於て蕃人をも報告せしむるの必要を認むと云ふに在りき。

臺灣總督府警察日報規程

第一條 廳長ハ臺灣總督府報告例ニ依リ報告スルノ外毎日午前零時ヨリ午後十二時マテニ發生シタル變災蕃情傳染病及警察上ノ死傷ヲ左記時刻マテニ電信電話其他便宜ノ方法ヲ以テ警視總長ニ報告スヘシ

五月一日ヨリ九月末日マテハ翌日午前九時
十月一日ヨリ四月末日マテハ翌日午前十時

第二條 警視總長ハ前條ノ報告ニ依リ警察日報圖ヲ作り民政長官ヲ經テ臺灣總督ノ閱覽ニ供スヘシ

第三條 警察日報ニシテ電信ニ由ルモノハ發信應ノ名ヲ署セス前表警察日報略符ヲ用フヘシ但シ應所在地ノ郵便電信局ヨリ發信シ能ハサル場合ニ於テハ署名ヲ省略スルコトヲ得ス

附 則

本令ハ明治三十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(警察日報略符ノ一)

廳		支		廳	
名	符	名	符	名	符
臺北	(イ)	滬尾	(ロ)	新庄	(ニ)
基隆	(イ)	水返脚	(ロ)	金包里	(ニ)
宜蘭	(イ)	頭圍	(ロ)	叭哩沙	(ニ)
深坑	(イ)	坪林尾	(ロ)	中壢	(ニ)
桃仔園	(イ)	大料坑	(ロ)	南庄	(ニ)
新竹	(イ)	新埔	(ロ)	後壠	(ニ)
苗栗	(イ)	大湖	(ロ)	東勢角	(ニ)
臺中	(イ)	葫蘆墩	(ロ)	溪湖	(ニ)
彰化	(イ)	鹿港	(ロ)	員林	(ニ)
南投	(イ)	埔里社	(ロ)	集集	(ニ)
斗六	(イ)	林杞埔	(ロ)	他里霧	(ニ)
嘉義	(イ)	梅仔坑	(ロ)	新港	(ニ)
鹽水港	(イ)	店仔口	(ロ)	前大埔	(ニ)
臺南	(イ)	安平	(ロ)	礁吧呷	(ニ)
蕃薯寮	(イ)	山彬林	(ロ)	桶仔坑	(ニ)
鳳山	(イ)	打狗	(ロ)	內埔	(ニ)
阿猴	(イ)	東港	(ロ)	成廣灣	(ホ)
恒春	(イ)	枋山	(ロ)	礁石閣	(ニ)
臺東	(イ)	花蓮港	(ロ)	巴聖衛	(ハ)
澎湖	(イ)	大赤崁	(ロ)	小池角	(ハ)
				網寮	(ハ)
				瑞芳	(ホ)
				士林	(ハ)
				小基隆	(ト)
				楊梅壠	(ト)
				崙背	(ト)
				土庫	(チ)
				下湖口	(リ)
				勞水坑	(ヌ)

(警察日報略符ノ五)

款	符	項目		人別	符	事	故	符
		病類別	符					
傳染病	○四	虎列拉	イ	内地人		發病		レ
		類似虎列拉	ハ	本島人		死亡		ソ
		ベス	ハ	本島人		全治		ツ
		類似ベス	ニ	外人		確定		ネ
		赤痢	ホ		タヨカワヲル			
		痘疹	ヘ			蔓延ノ兆アリ		
		發疹室扶	ト			病勢衰退		
		腸室扶	チ					
		實布垚里	リ					
		猩紅熱	ヌ					

備考 本略符ハ傳染病ヲ報告スル場合ニ用ユルモノニシテ其ノ一例ヲ舉クレハ「新竹廳直轄内ニ於テベスト患者内地人男一人發生本島人女一人死亡シ已ニ報告済ノ類似虎列拉患者本島人女一人ハ眞性ト確定シベストハ蔓延ノ兆アルトキハ」(イ)○四ハルレ一カソ一イカネレ一ハナレノ類之ナリ

(警察日報略符ノ六)

款	符	項目		官職名	符	官職名	符	官職名	符
		被害種別	符						
警察上死傷	○五	死傷	イ	警部		憲兵將校		守備將校	
		重傷	ロ	補部	ホ	兵士	ル	士	カ
		輕傷	ハ	巡査	ヘ	上等兵	ヲ	卒	タ
		行衛不明	ニ	壯丁	ヌ				
		險阻	ニ	壯丁	ヌ				

備考 本略符ハ蕃狀報告等ノ場合ニ用ユルモノニシテ其ノ一例ヲ舉クレハ「叭哩沙支應管内ニ於テ蕃人五十人隘勇監督所へ來襲彈藥三十發ヲ掠奪シ巡查一人即死シ隘勇一人重傷ヲ負フ」ナルトキハ「(ニ)○二リロ五○オニ三○、○五トイ一ヌロ一」ノ類是ナリ
注意 暴風「ハ」ト稱スレハ變災「○一」又虎列拉「イ」ト稱スレハ傳染病「○四」ハ不必要ナルカ始シト雖モ分類上缺クヘカラサルモノニ付必ス記入スルヲ要ス

右規程の一部改正

(一) 明治三十八年五月支應の改廢行はれたるに連れ、訓令第百六號

警察日報略符ノ一中、臺中彰化斗六阿緞各廳ノ欄ヲ左ノ通改正ス

臺中(イ)	葫蘆墩(ロ)	東勢角(ハ)	沙轆(ニ)	二林(ホ)	崙背(ヘ)	土庫(ト)	下湖口(チ)
彰化(イ)	鹿港(ロ)	北斗(ハ)	員林(ニ)	炭頭厝(ホ)			
斗六(イ)	林圯埔(ロ)	西螺(ハ)	北港(ニ)	枋寮(ホ)			
阿緞(イ)	東港(ロ)	阿里港(ハ)	潮州(ニ)				

(二) 明治三十九年十二月支應の改廢行はれたると略符の蕃情細目追加を要するに依り訓令第百八號を以て次の如く一部改正せら

れたり。

警察日報略符ノ四事項欄中「蔓延ノ兆アリ」ヲ「流行ノ兆アリ」ニ改ム

警察日報規程第三回改定

大正九年地方制度の改正行はれたる爲

め警察日報規程に改正を要するものあり一面時勢の變遷に鑑み通報事項の改廢を行ふべく翌十年一月訓令第九號を以て次の如く第三回目の規程改定を行ひたり。

臺灣總督府警察日報規程

第一條 知事、廳長、港務所長、及臨時海港檢疫所長ハ臺灣總督府報告例ニ依リ報告スルノ外前日午前零時ヨリ午後十二時迄ニ發生シタル變災犯罪傳染病(臺灣傳染病豫防令ニ依リ豫防方法ヲ施行スヘシト指定シタル疾病ヲ含ム)及警察上ノ死傷ヲ綜合シ左記時刻迄ニ電信電話其ノ他便宜ノ方法ヲ以テ警務局長ニ通報スヘシ

六月一日ヨリ九月末日迄ハ毎日午前九時

(警察日報略符の一)

州、廳、港務所	郡	(支廳)	(警察署)	(港務所)	(臨時海港檢疫所)
臺南	臺南	臺南	臺南	臺南	臺南
新竹	新竹	新竹	新竹	新竹	新竹
臺中	臺中	臺中	臺中	臺中	臺中
基隆	基隆	基隆	基隆	基隆	基隆
臺北	臺北	臺北	臺北	臺北	臺北
宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭
花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮
嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義
屏東	屏東	屏東	屏東	屏東	屏東
高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄
澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖
金門	金門	金門	金門	金門	金門

(警察日報略符ノ二)

州廳	臺南	新豐	新化	會文	北門	嘉義	斗六	新營	虎尾	北港	東石	警察
臺南	新豐	新化	會文	北門	嘉義	斗六	新營	虎尾	北港	東石	警察	
高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄
基隆	基隆	基隆	基隆	基隆	基隆	基隆	基隆	基隆	基隆	基隆	基隆	基隆
臺北	臺北	臺北	臺北	臺北	臺北	臺北	臺北	臺北	臺北	臺北	臺北	臺北
宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭	宜蘭
花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮	花蓮
嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義	嘉義
屏東	屏東	屏東	屏東	屏東	屏東	屏東	屏東	屏東	屏東	屏東	屏東	屏東
高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄	高雄
澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖	澎湖
金門	金門	金門	金門	金門	金門	金門	金門	金門	金門	金門	金門	金門

備考 本略符ハ其ノ事件ノ發生シタル郡、支廳又ハ警察署ヲ表示スルモノニシテ其ノ一例ヲ舉クレハ臺南州ニ於テ報告スヘキ事件發生シタルトキハ「臺南州新豐郡所轄内ニ於テ」ハ「イ」トシ「同州警察署所轄内ニ於テ」ハ「ル」ヲ以テ表示スルカ如キ之ナリ

款	符	原	因	別	符	人及物件別	符	被	害	區	分	符
出風	風	出風	出風	出風	出風	出風	出風	出風	出風	出風	出風	出風
火	火	火	火	火	火	火	火	火	火	火	火	火
雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨
水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水
雷	雷	雷	雷	雷	雷	雷	雷	雷	雷	雷	雷	雷
落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落
洪	洪	洪	洪	洪	洪	洪	洪	洪	洪	洪	洪	洪
風	風	風	風	風	風	風	風	風	風	風	風	風
出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出

變	災	〇一	地 激 過 爆	震 浪 失 發	ホ へ ト チ	住 家 非 住	住 家 畜 (家禽ヲ除ク)	汽 船 (石油發動機)	帆 船 (戎克船ヲ含ム)	貨 車 營 營	客 車 營 營	輕 便 道 私官	鐵 道 私官	輕 便 臺 私官	電 信 電 話	橋 梁	道 路	埤 圳	堤 防	田 園	炭 坑	汽 機 汽	電 柱	自 動 車 私官	機 關 車 私官	レ ソ ツ ネ ナ フ ム ウ キ ノ タ ヤ マ ケ フ コ エ テ ア サ キ ヌ	發 全 半 全 半 全 大 流 缺 浸 埋 衝 難 坐 轉 脫 飲 食 給	見 燒 燒 壞 壞 破 失 壞 以 上 以 下 沒 突 破 礎 覆 線 與 助 線 折	セ ス ガ ギ グ ゲ ゴ ジ ザ ズ ヌ デ ツ チ ダ ノ ゼ
---	---	----	---------	---------	---------	---------	---------------	-------------	--------------	---------	---------	----------	--------	----------	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	----------	----------	---	---------------------------------------	---	-----------------------------------

備考

本略符ハ變災被害ヲ通報スル場合ニ用ウルモノニシテ其ノ一例ヲ舉ケレハ「高雄郡ニ於テ洪水アリ住家流失二十戸同半壞十戸同浸水二尺以上五十戸二尺以下八十戸非住家全壞三死本島人男五飲食給與五百五十人道路流失二箇所八十間」ナルトキハ「イ」〇一ハレゴニ〇グ一〇ジ五〇ズ八〇ソギ三ミル五ド五五〇ケゴ二(ハ〇)レノ如キ是ナリ
激浪過失ノ項ハ天災ニ因ラサル船舶又ハ汽車ノ被害通報ニ使用スルモノトス
表中物件單位ノ名稱ニ付誤解ヲ避クル爲左ニ列記ス

- 一 飲食給與 人
- 一 住家 棟
- 一 非住家 戸
- 一 田園 分
〔甲分ヲ以テ算ス分以下四捨五入トス
但シ甲ト分ノ間ニコンマヲ示スニ及ハス〕
- 一 橋梁 箇
- 一 道路、鐵道、埤圳、堤防 箇所(間)
〔箇所ト間ノ兩數ヲ掲ケ間以下四捨五入トス
但シ道路、鐵道ハ交通杜絶ヲ程度トス〕
- 一 救助 人
- 一 電信電話線 箇所(間)

(警察日報略符ノ三)

款	符	種類	符	人別	符	被害物件	符	被害區分	符	結果	符
犯 罪	〇二	強 盜 殺 害 (毆打致死ヲ除ク)	イ ロ	内地人 蕃島人 外人	ハ ニ ホ ヘ ト ヌ	金 品 畜 家	ル	殺 重 傷 輕 傷	ワ カ ヨ タ	犯人逮捕 犯人逃走 犯人不明 搜查中	レ ソ ツ ネ

に規定せられたるを以てなり。

●文書取締規程定めらる 明治三十五年三月十三日次の如き文書取締規程決裁部内へ通牒せられたり。

文書取締規程

- 一 文書課長ハ文書整理上必要アリト認メタルトキハ其課員ヲ各部局ニ派シ文書帳簿等ノ檢閲ヲ爲サシムルコトヲ得
- 二 檢閲員ニ於テ文書取扱ニ關スル定例違反ノ文書ヲ發見シタルトキハ其取扱者ノ屬スル課長又ハ部局長ニ告ケ其文書ハ直ニ之ヲ回收スヘシ
- 三 檢閲員文書ヲ回收シタルトキハ其書類ノ目錄ヲ作り之ヲ當該部局ノ文書取扱者ニ交付シ其文書ハ文書課長ニ提出スヘシ
- 四 檢閲員ニ於テ文書搜索ノ必要アリト認メタルトキハ其取扱者又ハ其課員ヲ立會ハシメ文庫其他ノ容器ヲ開檢檢索スルコトヲ得
- 五 檢閲及搜索ハ何時ニテモ之ヲ行フコトヲ得但執務時間外ニ於テ之ヲ行フ必要アルトキハ豫メ其課又ハ課長ニ通知スルヲ要ス
- 六 檢閲員ノ檢定搜索及文書回收ニ付テハ何人ト雖之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 七 各部局ニ於テ文書課ヨリ借受書類ヲ参照シテ添付シ己ニ決裁ヲ經タルモノハ文書課ニ於テ直ニ之ヲ分離シ貸付簿ニ消印シ所定ノ書函ニ收藏スルコトヲ得此場合ニアリテハ借覽者ヘ其旨通報スヘシ

●警察本署長不在中の議案書取扱に就て 明治三十五年四月十一日

大島警察本署長は部内に對し、「本官不在中代理官なき場合に於ける議案書類は凡て本官の指定する者をして不在の印を押捺せしむべき」旨通達する處ありたり。

●海軍幕僚へ合議若は通報すべき事項を定む 明治三十五年四月海軍幕僚より次の如き照會あり同月十五日より實行可相成旨文書課長より各部局長に通牒せられたり。

從來貴部ト當幕僚トノ間ニ交渉ヲ要スル事項一定無之其手續モ區々ニ涉リ往々差支ヲ生シ候義モ有之候ニ付過般相澤主計課長ヲシテ貴部文書課長へ下地御内議ニ及ハシメ同課長ヨリ意見御申越ノ次第モ有之候間自今別記ノ事項ハ其都度洩レナク當幕僚へ通報若クハ合議相成様致度此段及照會候也
追テ通信局御主管ニ屬スル事項ハ從前ノ通りニテ差支無之候間此段申添候也

通報若クハ合議ヲ要スル事項

- 一 船舶ノ檢疫ニ關スル事項ハ其都度通報ノ事但常設海港檢疫ヲ除ク
- 一 沿岸地方ニ八種傳染病及特種ノ傳染病發生ノトキハ其初發再流行ノ盛ナル時ニ限り通報ノコト對岸地方ニ於ケル場合モ亦同シ
- 一 軍事警察ニ關スル事件
但海軍ニ關係アリト認メタル件
- 一 本島及澎湖島沿岸水陸交界及其ノ附近ノ狀態ヲ變更スルカ如ク

キ土木工事ニ關スル件

- 一 沿岸海面ノ測量及航路標識ニ關スル件
- 一 海軍ノ徵發ニ關スル事項
- 一 對岸ノ動靜ニ關シ軍事上必要ト認ムル件
- 一 海軍豫備炭田ニ關スル件
- 一 無烟炭其他良炭田ヲ發見シタルトキハ通報ノ事
- 一 海軍豫備鐵區ニ豫定セル苗栗石油鐵區ニ關スル事項
- 一 右ノ外海軍ニ關スル事項
- 一 通信局主管ニ屬スル事項ハ從前ノ通
- 一 土匪ノ情況ニ付テハ其事件ノ海軍ニ關係アリト認ムヘキトキ

●警察本署に電話主任を置く 明治三十五年七月四日より警察本署

に電話主任を置き専ら電話の發受を司らしめ電話の發受は凡て同係員の手を經ることとし事務の主任者等に於て發受せざるべからざる場合と雖も其の發受の事項は係員をして電話簿に記載せしむることとせり。

●警察事務に關する文書取扱に就て 明治三十五年九月三十日警察

本署長は警察事務に關する文書の取扱に就ては豫て通達せられ居る處なるも、之が勵行を爲さざるものありとし、自今左記各項に依り勵行取扱はるべき旨各廳長に達する所ありたり。(一七〇頁參照)

- 一 高等警察ニ關スル文書
右ハ特ニ二重封トシ封皮ハ警察本署長宛親展トス
- 二 前項以外ノ機密文書
右封皮ハ警察本署長宛親展トス

●官印彫刻方に就て注意 明治三十五年十一月五日民政長官は次の如き依命通達を發したり。

官印彫刻方ノ件

官印彫刻方ノ義ニ付テハ去明治三十一年八月閣令第五號ヲ以テ被定居候處各部局使用ノ官印ニシテ同令ニ違背ノモノ往々有之様被見受候條官印彫刻可相成節ハ同令ニ違背セサル様注意相成度且彫刻ノ上ハ直ニ報告可相成依命此段及通達候也
追テ現在使用ノ印章ハ長五寸五分幅一寸三分ノ厚洋紙ノ中央ニ捺印ノ上送付相成度爾後報告ノ節モ同様ノ用紙ヲ用ヒラレ度此段申添候也

●決裁中の文書は直接受領すべからず 明治三十五年十一月十八日

文書の草案にして總督又は民政長官の決裁を請ふ爲め既に文書課へ

回付済みのものに對し修正其他廢案等の事故生じ主任者に於て該草案下戻の必要あるものは其旨文書主任に申出て相當の手續を経て受領すべき管のものにして各主任に於て他部局より直接受領するが如きことなき様專屬主事より警察本署部内各課長に依命通牒する處ありたり。

●總督に民政長官の決裁を要する文書は先づ參事官長の決判を経べし
明治三十六年二月廿七日文書課長は次の如き通牒を部内に致したり。

總督並民政長官ノ決裁又ハ閱覽ヲ要スル文書ハ民政長官ニ提出スル前ニ於テ總督府官制第二十一條前段ノ規定ニ依リ參事官長ノ決判ヲ經ヘキコトニ決定相成條條依命此段及通牒候也

●事務に關する事務は特別取扱を爲す
明治三十六年三月九日理藩に關する事務は一般文書の取扱例に依らず特別の取扱を認めたるが之が理由として述べられる所は次の如し。

刻下蕃人ニ對スル警察上ノ取締ニ就テハ其動靜ニ依リ或ハ討伐膺懲ヲ加フル等臨機秘密ノ畫策ヲ要シ公表シ難キモノ少カラス且其多クハ急速ノ處置ヲ要スルモノナレハ警察上蕃人取締ニ關スル事項ハ當分高等警察事務ニ準シ秘密事務トシテ取扱ヒ其書類ノ處分及保管ニ就キテモ一般文書取扱ノ例ニ依ラス警察本署ニ保管シ置キ對蕃策終局ノ期ニ至リ文書課ニ引繼クコトニ爲サントス

●委任事項に依りて處理する文書の取扱方を定む
明治三十六年五月

點檢シ違法ノ行爲ニ付テハ督責ノ任務ヲ全フシ毎月其ノ結果ヲ申報シ車軸相待テ遺憾ナキヲ期スヘシ

●未済文書並再回文書取扱方に就て
明治三十七年二月二十五日總督府官房文書課長は掲題の件左の通り取扱ふべき旨通牒を發したり

- 一 未済文書督促ハ毎月十五日月末ノ二回ニ發スルコト
- 一 未済文書再會文書督促ノ結果其ノ事由欄ニ「處分中、調査中」ノ如キ漠然タル理由ヲ記入セシメサルコト
- 一 再回文書ハ其ノ照會中ニ係ルモノニシテ未タ回答ニ接セサルモノヲ除キ十五日間ヲ經過シタルモノハ直ニ返戻ナサシメ必要アルモノハ文書課ヨリ借リ入ルルコト
- 一 再回文書ニシテ前項十五日間ヲ經過シ督促スルモ返戻セサル部局ニ對シテハ爾後再回セサルコト但必要ノ場合ハ文書課ヨリ借リ入ルルコト返戻文書ノ程度ニ就テハ文書課長ノ見込ニ依ルコト

●法令其他の成案は豫め協議を経べし
明治三十七年五月十八日警察本署長は次の如き通達を部内各課長に發したり。

法令其他將來例規トナルヘキモノノ成案ヲ提出セントスルトキハ豫メ毎週ノ例會ニ提出シ若シ事ノ急施ヲ要シ例會ヲ待ツノ違ナキトキハ豫メ署内各課長及專屬主事等ト内議ノ上成案可相成此段及通牒候也

●公文書に記載すべき左記又は添付すべき別紙との区分
掲題の件

明治三十五年八月次の如く府議決定したり。
一 美濃罽紙一行二十二字詰一枚以下ヲ左記トシ其ノ他ハ別紙ト

月民政長官は所屬部局長に對し次の如き通達を發したり。

臺灣總督府事務委任事項ニ依リテ處理スル文書ニシテ長官若クハ部局長名ヲ以テ照會回答通牒等ノ場合ニ於テ往々前後矛盾又ハ重複候實例有之是等ハ全ク關係部局ノ會議ヲ省略スル結果ト被存候ニ付自今右等文書ノ處理ニ付テハ左ノ通り可被心得此段及通達候也

一 長官名ヲ以テ發送スル文書ニシテ各部局ニ聯涉スルモノハ其關係部局ニ合議シテ發送スルコト

一 各部局長名ヲ以テ發送スル文書ニシテ二部以上聯涉スルモノハ其關係部局長連署ヲ以テ發送スルコト

●文書の取扱は慎重なるべき旨民政長官代理の訓示
明治三十七年一月掲題の事項に關し民政長官代理より次の如き訓示所屬官衙長に對し發せられたり。

文書取扱ニ付テハ從來之レヲ輕視スルノ傾アリテ各主任ハ往々自己ノ取扱ニ係ル書類ハ或ハ之レヲ秘藏シ或ハ之レヲ綴込トシ甚シキハ數年之レヲ篋底ニ埋却シ轉免異動ニ際シテ終ニ其ノ所在ヲ失スルモノ蓋シ尠シトセス抑モ文書取扱ニ付テハ一定ノ法則アルニ拘ラス之ヲ等閑ニ付スルハ其ノ責務ヲ怠リタルモノト謂フヘシ自今各上官ハ一層其ノ監督ヲ嚴ニシ各主任ヲ督勵シテ積年ノ冗弊ヲ打破シ各規定ヲ遵守シ指定ノ期間ニ其ノ所要ヲ辨セシメ毫モ滯慢ノ行爲ナカラシムルコトヲ要ス文書課ハ期日ヲ定メ文書取扱ノ經過ヲ

ス但性質上文書課長ニ於テ左記ト認ムルモノハ此限りニアラス

一 例示的報告表數量計算ニ關スル各種ノ表地勢及建築物ニ關スル圖表ヲ別表トス

●警察本署長の決定
明治三十七年六月に至り警察本署は發送文書に附隨すべき別紙別表は警察本署處務規程第三十一條に依れば主務課に於て淨書調製文書主任に交付すべきこととなり居るも左記と別表との區別確然ならずとして明治三十七年六月十三日左記の如く定めたり。

一 條文ノ形式ヲ爲ササルモノニシテ美濃罽紙一行二十二字詰一枚以下ヲ左記トシ其ノ他ヲ別紙トス但シ性質上專屬主事ニ於テ左記ト認ムルモノハ此限ニアラス

●印刷物は五部宛文書課に回付を要す
明治三十七年七月二十七日

官房文書課長は次の如き照會を各局署長に致したり。
印刷物備付ノ必要有之候ニ付自今貴署ニ於テ印刷相成候モノハ費途ノ如何ヲ問ハス其ノ都度五部ツツ回付相成度依命此段及照會候也

●文書起案及文書發送に關する注意
明治三十七年十二月十九日警察本署專屬主事は掲題の事項に關し次の如き依命通牒を發したり。

起案文書ニ本署長不在又ハ委任等ノ印章ヲ各課ニ於テ撰ニ押捺ス

●事務整理に關する警察本署長の訓達 右に關聯し同時に警察本署長は次の如き訓達を發したり。

近來一般警察事務ノ進歩ヲ見ルニ至レルト共ニ當署ノ事務モ亦倍々繁雜ニ赴キ文書件數ノ増加ヲ來スハ蓋シ止ムヲ得サル義ニ有之而シテ之カ爲ニ經費定員ノ増額増員セラルヘキニ非サルヲ以テ現在ノ定員ヲ以テ斯ノ繁多ナル事務ヲ處理セサルヘカス玆ニ於テカ本署員タルモノハ早出晚退一層ノ奮勵ヲ以テ之ニ當ルノ覺悟ヲ要スルハ勿論警察本署處務規程ヲ勵行スルノ外別紙文書處理心得ニ據リ可成繁文ヲ去リ樽禮ヲ避ケ常ニ執務ノ順序ヲ立テ簡便敏捷ニ之ヲ處理シ苟モ澁滯セサル様深ク注意セラルヘシ

文書處理心得

- 一 各課へ配付ノ公文書ハ專屬庶務掛長ヲシテ直ニ課長ニ配付セシメ課長ハ之ヲ掛長ニ交付シ同時ニ大體ノ指揮ヲ爲スコト但即報日報臨時報其他緊急ト認ムルモノハ各課へ配付前一應本署長ニ提出認印ヲ受ケ然ル後本文ノ手續ヲ爲スヘキコト
- 二 配付セラレタル文書ニシテ課長ニ於テ事體ノ重大ナルモノト認メタルモノハ掛長ニ配付前以テ本署長ノ指揮ヲ受ケ又ハ其ノ大要ヲ開陳スルコト
- 三 府令以上重要ナル事件ハ課長自ラ立案スルコト
- 四 立案中重要ノモノハ課長自ラ携帶本署長ニ説明スルコト
- 五 立案ハ可成簡單ヲ主トスト雖參事官ノ審議ヲ經ルモノ及廣ク稟議ヲ要スルモノニ付テハ其理由トシテ本島ニ於ケル實況ヲモ詳述スルコト

六 原案省略ノコト

(ろ)(い) 立案ト等シキ前議ハ一切省略ノコト
特別ノ理由ヲ要セサル處分ハ本紙餘白若ハ欄外ヘ記入スルコト但シ明瞭ナルコトヲ要ス

七 參照添付ノコト

提出文書中關係書類ノ參照ヲ要スルモノハ必ス添付ノコト但關係書類ニシテ民政長官以上ニ提出中ノ爲添付シ能ハサルトキハ其事件ノ經過ヲ簡單ニ摘録スルコト

八 用紙ニ付テノ注意

(ろ)(い) 公文書用紙ニ付テハ文書課長通牒ヲ勵行スルコト
簡易ナル事項ニシテ郵稅ノ關係上端書ヲ利便トスルモノハ可成端書ヲ使用スルコト

九 文書移牒ノコト

(ろ)(い) 各廳ヨリ提出ノ文書ニ對シ民政部内各局ヘ移牒ヲ要スルトキハ可成符箋ヲ以テスルコト
(ろ) 接受文書中各廳ヘ移牒ヲ要スルモノハ符箋ノ上第二例文ヲ以テ送付ノコト

●書類貸出手續を定む 明治三十八年三月三十一日文書課長は書類貸出手續次の如く定めたる旨通牒する所ありたり。

書類貸出手續

- 一 書類(特殊取扱ノ書類ヲ除ク)ヲ借受ケントスルトキハ別紙様式ノ傳票ニ要項ヲ記入シ文書課ニ就キ要求スヘシ但シ傳票ニハ一件ヲ限り記載スヘシ
- 二 文書課ニ於テ書類要求ノ傳票ヲ受ケタルトキハ之ヲ貸與シ貸

●文書保存規則改定

從來の記録分類規則は明治三十二年の決議にして分課規程を離れて制定し且つ其の分類も漸次其の數を増加したる爲一局署の記録は數門に轉々分屬する等のことあり檢索に疑義を生ずるのみならず索引容易ならず剩へ記録規則は爾後官制改正等の結果適合せざる條項あることとて右規則を廢し新に文書保存規則を次の如く制定し明治三十八年四月より實施したり。(一一四頁參照)

官房館民政部文書保存規則

第一章 總 則

第一條 凡ソ臺灣總督府官房館民政部ニ於テ主管スル一切ノ文書ハ官房文書課ニ收蒐シ本則ニ依リ編纂保存又ハ廢棄スヘシ但シ特命ニ依ル秘密文書ハ本則ニ依ルノ限ニアラス

第二條 官房各課長、警察本署長又ハ各局長限リ處分シタル文書ハ委任事項ヲ除クノ外官房各課、警察本署又ハ各局ニ於テ適當ニ管理シ保存若ハ廢棄スヘシ但シ主文ニ關聯スル附屬書類ハ此ノ限ニアラス

第三條 凡テ文書ハ曆年ヲ以テ分界ス但シ會計ニ屬スルモノハ其ノ年度ニ從フ

第四條 臺灣ニ施行セラレタル法律、勅令及臺灣總督ノ發布ニ係ル律令、府令、訓令及告示、告諭ハ別ニ法規臺帳ヲ製シ其ノ都度淨寫編纂スヘシ

前項ノ法規ニシテ改廢等アリタルトキハ其ノ發令年月日並番號ヲ記入シ加除訂正スヘシ

第五條 保存文書ニハ如何ナル場合ニ於テモ必要ノ附言ヲ爲スノ

書 類 要 求 表

書類年別	府 番 號	要求 年 月 日
官房	課 名	要求者 官氏名印
署 局 名		

注意 本票ニハ一件ヲ限り認ムヘシ

付簿ニ府番號貸出月日借用者名ヲ記入シ傳票ハ官房、署、各局別ニ經括保管スヘシ
前項書類ノ返戻ヲ受ケタルトキハ貸付簿ニ返納月日ヲ記入シ傳票ヲ返付スヘシ
三 傳票ハ文書課ニ就キ請求シ各課ニ備ヘ置クヘシ

第一章 通 則

外原書ノ文字ヲ猥ニ改竄塗抹スヘカラス

編者附言ヲ爲ストキハ編者附言ヲ押捺スヘシ

第六條 文書課ニ於テ文書ノ處分ヲ結了シ又ハ處分済文書ノ引繼ヲ受ケタルトキハ各文書ニ就キ左ノ事項ヲ檢別スヘシ

一 公文取扱上正當手續ヲ履行シタルヤ否

二 關係文書ノ整備シタルヤ否

三 保存若ハ廢棄

四 分類及保存期間

第七條 前條ノ文書ニシテ完備セサルモノアルトキハ主務者ニ就テ其ノ完整ヲ要求スヘシ

第八條 檢別ヲ終リタル文書ハ類別目錄ニ其ノ件名要領ヲ記入シ要再同ノ記號アルモノハ直ニ同付スヘシ

第二章 分 類

第九條 保存文書ハ之ヲ十一門九十五類ニ分チ各類ニ依リ編次ス其ノ類別ハ別表(省署)定ムル所ニ依ル

第十條 凡テ文書ハ各類別ニ依リ一定ノ區別ニ收藏スヘシ

第十一條 報告ハ凡テ類ヲ以テ之ヲ分ツ但シ廳令、訓令、告示、告諭等ハ地方行政ノ類ニ收メ更ニ之ヲ各官廳ニ細別スヘシ

第十二條 文書ノ交互關聯シタルモノ又ハ二類以上ニ涉リタルモノハ各類別目錄ニ登載シテ其ノ所在ヲ明記スヘシ

第三章 保 存

第十三條 保存期間ヲ分チテ左ノ四種トス

第一種 永久

第二種 十五年

第三種 五年

第四種 一年

第十四條 保存期間ヲ定ムルハ左ノ規定ニ依ル

一 法律命令ノ制定、改廢、非常特殊ノ處分、其ノ他例規ノ基トナルヘキ文書職員ノ進退及歴史ノ徵考トナルヘキ文書又ハ重大ナル工事ニ關スル文書等ハ永久保存スルモノトス但シ府令訓令等ニシテ永久保存ノ必要ナキモノハ相當ノ保存期間ヲ定ムルコトヲ得

二 法律、命令ノ執行ニ關シ例證ヲ舉グル内訓、指令、通牒又ハ回答シタル文書及諸達、稟議、報告ノ類ニシテ六七年間參照ノ必要アリト認ムル文書ハ十五年間保存スルモノトス

三 經費其ノ他金錢ノ出納ニ關シ決算報告ヲ了シタルモノ及處分済上申報告諸願届ノ類ニシテ兩三年間參照ノ必要アリト認ムル文書並出勤簿ハ五年間保存スルモノトス

四 原簿臺帳ニ登錄ヲ了シタル諸申牒、報告及官吏ノ身分ニ關スル諸願届請書又ハ製表ノ材料、效力消滅ニ歸シタル免許若ハ期約或ハ一時ノ處辨ヲ了シタル上申、往復、照會ノ類ハ一年間保存スルモノトス

第十五條 一時ノ處辨ヲ了シタル文書ニシテ將來參照ノ必要ナシト認ムルモノハ文書課長ニ於テ主務課、署局長ニ合議シ民政長官ノ決裁ヲ經テ即時廢棄スルコトヲ得

第十六條 保存期間ハ曆年ニ從ヒ甲年ノ處分ニ屬スルモノハ乙年一月ヨリ起算シ滿年ヲ以テ計算ス但シ會計ニ屬スル文書ハ其ノ年度ニ從フ

第十七條 保存期間ヲ終リタル文書ハ文書課長之ヲ點檢シ當該官房各課、署局長ニ合議シ民政長官ノ決裁ヲ經テ其ノ廢棄年月日

ヲ簿冊ニ記入シ之ヲ燒棄スヘシ

第四章 編 纂

第十八條 文書ノ編纂ハ類別ノ排列ニ從ヒ一事件中起終ノ順序ヲ定ムルハ左ノ規定ニ依ル但シ第三種以下及供閱ニ止マル文書ハ此ノ限ニアラス

一 起 發

二 經 過

三 終 結

來翰ハ總テ本府ニ接受ノ日附

往翰ハ總テ本府ヨリ發送ノ日附

接受發送ノ手續ヲ經サルモノハ其ノ決裁アリタルトキノ日附

諸取極及會議ハ其ノ事實ノアリタルトキノ日附

第十九條 各件ノ順序ハ事件終決ノ前後ニ依ル

第二十條 原譯兩文ヲ併セ綴レルモノハ譯文ヲ前トシ原文ヲ後トス

第二十一條 繼年事業又ハ一事件ニシテ夥多ノ文書アルモノハ第八條ノ例外トシ特ニ別冊トシテ編綴スルコトヲ得

第二十二條 文書各類ノ區分又ハ報告等ノ官廳ヲ異ニスルトキハ其ノ間白紙ヲ挿入スヘシ

第二十三條 文書中掛紙附箋等ノ將來離散シ易キモノハ本紙中罫面上部ニ貼付スヘシ

第二十四條 文書中ノ筆跡明瞭ナラサルモノ又ハ將來文字ノ消滅スヘキ虞アルトキハ之ヲ淨寫シテ原書ニ添付スヘシ

第二十五條 公信又ハ半公信ニシテ半切紙ニ認メタルモノハ美濃紙ノ紙幅ニ仕立テ之ヲ綴込ムヘシ

第一章 通 則

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

●警務課文書整理心得を定む 明治三十八年八月三日警務課文書整理心得次ノ如ク定められたり。

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

●警務課文書整理心得を定む 明治三十八年八月三日警務課文書整理心得次ノ如ク定められたり。

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

第四種 一年

第十四條 保存期間ヲ定ムルハ左ノ規定ニ依ル

一 法律命令ノ制定、改廢、非常特殊ノ處分、其ノ他例規ノ基トナルヘキ文書職員ノ進退及歴史ノ徵考トナルヘキ文書又ハ重大ナル工事ニ關スル文書等ハ永久保存スルモノトス但シ府令訓令等ニシテ永久保存ノ必要ナキモノハ相當ノ保存期間ヲ定ムルコトヲ得

二 法律、命令ノ執行ニ關シ例證ヲ舉グル内訓、指令、通牒又ハ回答シタル文書及諸達、稟議、報告ノ類ニシテ六七年間參照ノ必要アリト認ムル文書ハ十五年間保存スルモノトス

三 經費其ノ他金錢ノ出納ニ關シ決算報告ヲ了シタルモノ及處分済上申報告諸願届ノ類ニシテ兩三年間參照ノ必要アリト認ムル文書並出勤簿ハ五年間保存スルモノトス

四 原簿臺帳ニ登錄ヲ了シタル諸申牒、報告及官吏ノ身分ニ關スル諸願届請書又ハ製表ノ材料、效力消滅ニ歸シタル免許若ハ期約或ハ一時ノ處辨ヲ了シタル上申、往復、照會ノ類ハ一年間保存スルモノトス

第十五條 一時ノ處辨ヲ了シタル文書ニシテ將來參照ノ必要ナシト認ムルモノハ文書課長ニ於テ主務課、署局長ニ合議シ民政長官ノ決裁ヲ經テ即時廢棄スルコトヲ得

第十六條 保存期間ハ曆年ニ從ヒ甲年ノ處分ニ屬スルモノハ乙年一月ヨリ起算シ滿年ヲ以テ計算ス但シ會計ニ屬スル文書ハ其ノ年度ニ從フ

第十七條 保存期間ヲ終リタル文書ハ文書課長之ヲ點檢シ當該官房各課、署局長ニ合議シ民政長官ノ決裁ヲ經テ其ノ廢棄年月日

ヲ簿冊ニ記入シ之ヲ燒棄スヘシ

第四章 編 纂

第十八條 文書ノ編纂ハ類別ノ排列ニ從ヒ一事件中起終ノ順序ヲ定ムルハ左ノ規定ニ依ル但シ第三種以下及供閱ニ止マル文書ハ此ノ限ニアラス

一 起 發

二 經 過

三 終 結

來翰ハ總テ本府ニ接受ノ日附

往翰ハ總テ本府ヨリ發送ノ日附

接受發送ノ手續ヲ經サルモノハ其ノ決裁アリタルトキノ日附

諸取極及會議ハ其ノ事實ノアリタルトキノ日附

第十九條 各件ノ順序ハ事件終決ノ前後ニ依ル

第二十條 原譯兩文ヲ併セ綴レルモノハ譯文ヲ前トシ原文ヲ後トス

第二十一條 繼年事業又ハ一事件ニシテ夥多ノ文書アルモノハ第八條ノ例外トシ特ニ別冊トシテ編綴スルコトヲ得

第二十二條 文書各類ノ區分又ハ報告等ノ官廳ヲ異ニスルトキハ其ノ間白紙ヲ挿入スヘシ

第二十三條 文書中掛紙附箋等ノ將來離散シ易キモノハ本紙中罫面上部ニ貼付スヘシ

第二十四條 文書中ノ筆跡明瞭ナラサルモノ又ハ將來文字ノ消滅スヘキ虞アルトキハ之ヲ淨寫シテ原書ニ添付スヘシ

第二十五條 公信又ハ半公信ニシテ半切紙ニ認メタルモノハ美濃紙ノ紙幅ニ仕立テ之ヲ綴込ムヘシ

第一章 通 則

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

●警務課文書整理心得を定む 明治三十八年八月三日警務課文書整理心得次ノ如ク定められたり。

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

●警務課文書整理心得を定む 明治三十八年八月三日警務課文書整理心得次ノ如ク定められたり。

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

●警務課文書整理心得を定む 明治三十八年八月三日警務課文書整理心得次ノ如ク定められたり。

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

●警務課文書整理心得を定む 明治三十八年八月三日警務課文書整理心得次ノ如ク定められたり。

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

●警務課文書整理心得を定む 明治三十八年八月三日警務課文書整理心得次ノ如ク定められたり。

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

●警務課文書整理心得を定む 明治三十八年八月三日警務課文書整理心得次ノ如ク定められたり。

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

●警務課文書整理心得を定む 明治三十八年八月三日警務課文書整理心得次ノ如ク定められたり。

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

●警務課文書整理心得を定む 明治三十八年八月三日警務課文書整理心得次ノ如ク定められたり。

第一條 警務課ニ於テ取扱フ文書ハ本心得ニ依リ整理スヘシ

第二條 各掛ニ文書取扱者一人ヲ置キ當該掛ニ屬スル文書ヲ整理セシム但シ機密ニ關スル文書ハ掛長又ハ特ニ命ヲ受ケタル者親

理心得次ノ如ク定められたり。

ラ整理スヘシ

第三條 文書取扱者ハ當該掛ニ於テ受理シタル一切ノ文書ヲ收發件名簿ニ記載シ各主任ニ交付シ領收印ヲ請ケ其ノ發送スヘキモノハ專屬庶務掛若ハ關係主任ニ送致シ領收印ヲ受クヘシ

第四條 文書ハ其事件結了マテ各主任ニ於テ之ヲ保管シ一件結了ノ上終局ノ文書ヲ初葉トシ其ノ他ハ日付又ハ廳ノ順位ヲ以テ之ニ一括シ且例規ト爲スヘキモノハ初葉上部ノ欄外ニ「例規」ノ二字ヲ朱記シ文書取扱者ニ交付スヘシ

文書取扱者ニ於テ受領シタル文書ニシテ專屬庶務掛又ハ其ノ他ニ回付スヘキモノハ速ニ送致ノ手續ヲ爲シ警務課ニ留置クヘキモノハ之ヲ假綴トシ其ノ「例規」ノ記入アルモノハ(本紙ヲ他ニ送致スヘキモノハ之ヲ際寫シ)例規編ニ編綴スヘシ但シ現行例規ニ加除セラルヘキモノハ同時ニ之ヲ訂正スヘシ

第四條ノ二 課長出張其ノ他不在ノ際取扱ヒタル文書中重要ナルモノハ當該掛長ニ於テ「課長要覽」ヲ捺印ヲ爲シ課長出勤ノ上ハ直ニ之ヲ供覽スヘシ

第五條 假綴ノ文書ハ翌年一月(會計ニ關スル文書ハ金庫閉鎖後)ニ至リ各種一箇年又ハ一箇年度(官報ハ一箇月)分ヲ一冊トシテ之ヲ裝釘スヘシ但シ紙數多キモノハ厚サ約四寸ヲ程度トシテ之ヲ數冊二分チ其ノ少キモノハ口坐別ヲ以テ保存期限ノ等シキモノニ合冊シ若ハ數年兼用スルコトヲ得

前項ニ依リ一種ノ文書ヲ數冊ニ分チタルトキハ表紙ノ左肩ニ符號(何冊ノ内一、二、三ノ類)ヲ朱記シ數種ヲ合綴シタルトキハ其ノ編名ヲ表紙ニ列記シ口坐別見出シヲ付スヘシ

第六條 文書ハ之ヲ分チテ記錄及編冊トシ其ノ種目ハ別表ニ依ル

但シ將來令違ヲ以テ設定廢止又ハ變更シタルトキハ直ニ文書種目表ヲ訂正スヘシ

編冊及索引ハ別記第一號樣式ニ依ル

第七條 各掛ニ於テハ別記第三號樣式ノ簿冊目錄ヲ備ヘ編冊又ハ處分ノ都度之ヲ記入スヘシ

第八條 文書ハ毎年二回三月一定ノ場所ニ陳列シ警務課長ノ檢閲ヲ受クヘシ

警務課文書種目表

庶務掛(記錄ノ部)

- 一 警察沿革誌
- 二 警察職員配置原簿
- 三 警察職員配置定員現員表
- 四 警察職員名簿
- 五 警視警部履歷書編
- 六 警部補履歷書編
- 七 判任官(警部警部補ヲ除ク)履歷書編
- 八 彰功錄
- 九 隘勇有功章附與人名簿
- 一〇 警察職員死歿者名簿
- 一一 巡查採用原簿
- 一二 巡查特別採用名簿
- 一三 巡查巡查補退職人名簿
- 一四 收發件名簿
- 一五 合議件名簿
- 一六 送付簿

庶務掛(編冊ノ部)

- 一 官報
- 二 府報
- 三 警察通報
- 四 例規編
- 五 警察職員實務考查表編
- 六 巡查實務考查表編
- 七 警察職員異動表編
- 八 機密書類編
- 九 雜書編

經理掛(記錄ノ部)

- 一 巡查退隱料及抹助料臺帳
- 二 豫算差引簿
- 三 豫算關係事件簿
- 四 會計書類移送簿
- 五 弔慰金收支簿
- 六 通報代金收支簿
- 七 購入原議送付簿
- 八 俸給支給臺帳
- 九 收發件名簿
- 一〇 合議件名簿

經理掛(編冊ノ部)

- 一 例規編
- 二 豫算書
- 三 豫算關係書類編

- 四 決算關係書類編
- 五 豫算參考書類編(豫算ニ關スル統計其他ノ參考トナルヘキ書類ヲ編纂ス)
- 六 弔慰金關係書類編(收入ト支出トニ區分スルヲ要ス)
- 七 通報代金關係書類編(同斷)

調度掛(記錄ノ部)

- 一 物品出納簿(國庫地方稅ノ二種ニ分チ且ツ費目別トス)
- 二 收發件名簿
- 三 合議件名簿
- 四 送達簿
- 五 消耗品概算渡簿
- 六 郵便切手受拂簿
- 七 國庫物品受拂簿(本署供用品)
- 八 國庫物品保管簿(同上)
- 九 消耗品受拂簿(同上)
- 一〇 物品受拂簿(被服倉庫用)
- 一一 材料素品出納簿(銃器彈藥取扱主任用)
- 一二 銃器出納簿(銃器彈藥取扱主任及倉庫主任別トス)
- 一三 銃器內課簿(同上)
- 一四 彈藥出納簿(同上)
- 一五 物品出納簿(銃器彈藥取扱主任用)
- 一六 銃工手及銃工名簿(同上)
- 一七 出勤簿(銃器彈藥倉庫用)
- 一八 作業工程簿(同上)
- 一九 材料素品受渡簿(同上)
- 二〇 倉庫出入許可證原簿(同上)

- 一 備品受拂簿 (同上)
- 二 銃工加給原簿 (同上)
- 三 倉庫日誌(銃器彈藥倉庫及被服倉庫別トス)
- 四 職員名簿
- 五 物品購入見積人指定簿
- 六 物品運搬見積人指定簿
- 七 調度掛(編冊ノ部)
- 一 例規編(普通調度ハ銃器彈藥ノ二種ニ區別ス)
- 二 物品受入證書書類編
- 三 物品拂出證書書類編
- 四 物品請求及領收傳票編
- 五 假渡物品請求及領收傳票編
- 六 物品亡失毀損賣却書類編
- 七 物品出納計算書類編
- 八 物品返納傳票編
- 九 物品關係往復書類編
- 一〇 被服調製關係書類編
- 一一 物品運搬原簿編
- 一二 土地建物關係書類編(甲乙ニ分チ甲ハ警察本署乙ハ地方關係ノ分ヲ編綴ス)
- 一三 宿舍關係書類編
- 一四 被服材料返付原簿傳票編
- 一五 假渡物品精算報告書類編
- 一六 電話器具機械保管證編
- 一七 雜書編(普通調度ト銃器彈藥ノ二種ニ區別ス)
- 一八 銃器彈藥配備書類編

- 一九 銃器彈藥保管轉換書類編
- 二〇 銃器彈藥價格辨償免除書類編
- 二一 銃器彈藥價格辨償書類編
- 二二 銃器彈藥返納書類編
- 二三 銃器彈藥調查報告書類編
- 二四 地雷火關係書類編
- 二五 材料素品出納關係書類編
- 二六 銃器彈藥受入傳票編(銃器彈藥取扱主任倉庫主任別トス)
- 二七 銃器彈藥拂出傳票編(同上)
- 二八 銃工及銃工手關係書類編(同上)
- 二九 作業命令書類編(同上)
- 三〇 作業竣工報告書類編
- 三一 作業成績書類編
- 三二 廢棄物品關係書類編
- 三三 令達書類編(銃器彈藥主任倉庫主任別)
- 三四 諸報告書類編(同上)
- 電話掛(記録ノ部)
- 一 收發件名簿
- 二 合議件名簿
- 三 電話職員名簿
- 四 電話費用細簿
- 五 電話線臺帳
- 六 電話線路明細書
- 七 電話職員被服簿
- 八 物品受拂簿

九 電話機械配備簿

- 一〇 電話器具配備簿
- 電話掛(編冊ノ部)
- 一 電話新築書類編
- 二 電話改築書類編
- 三 公衆電話關係書類編
- 四 電話職員身分關係書類編
- 五 例規編
- 六 電話統計書類編
- 七 諸給與關係書類編
- 八 諸報告書類編
- 九 雜書編

●勅諭令案理由書は詳述すべし

明治三十八年七月三十一日内務大

臣官房臺灣課長は民政長官に對し次の如き通牒を發し來れり、
 從來貴府ヨリ提出相成候律令案竝勅令案ニ添付セラルル理由書ハ
 簡短ニシテ其大體ヲ記スルニ止リ輕微ノ疑問ト雖モ主任官出京相
 成居候場合ノ外逐一電報又ハ書面ヲ以テ往復問答セサルヲ得ス斯
 クテハ徒ニ時日ヲ遷延スルノミナラス双方其手數ヲ要シ不便不少
 候ニ付自今右律令案竝勅令案提出相成候場合ハ理由書ノ外主任官
 ヨリ小官迄可成詳細ナル説明ヲ附シテ御送付有之候様御取計相成
 度此段及通牒候也

●公文書に本(客)年又は本(客)月の文字を使用すべからず

明治四

十年八月二十三日官房文書課長心得は左記の通り通牒を府所屬官衙
 長に發したり。

近來公文書中ニ本(客)年又ハ本(客)月等ノ文字使用相成向々有
 之候處右ハ種々ナル錯誤ヲ來ス原因トモ相成公文書トシテハ最モ
 避クヘキ文字ニ付以後ハ必ス何年何月何日ト明記候様部下一同ヘ
 御指示相成度此段申進候也

●文書の修正是鄭重に爲すべし

明治四十年十月二日警察本署專屬

主事は文書の修正に關し次の如き通牒を各課長に致したり。
 近來成案文書ヲ修正スルニ當リ鉛筆ヲ使用セラルル向有之石ハ取
 扱中磨擦ノ爲字句ノ不明瞭ヲ來シ不便不瞭候條自今必ス朱ヲ以テ
 明瞭ニ修正シ尙後日責任ヲ明カニスル爲修正ノ箇所ニ必ス捺印セ
 シメラレ度依命此段及通牒候也

●警察本署文書檢閱規程を定む

文書の取扱兎角緩慢に流れ整理上

不都合不尠を以て毎年一回以上各主任手許に就き嚴密なる調査を行
 ふことトせば此の弊害を矯正し得べしとて、明治四十一年六月二日
 警察本署文書檢閱規程を次の如く定めたり。

警察本署文書檢閱規程

第一條 警視總長ハ毎年一回以上專務庶務掛員ヲシテ署内各課ノ
 文書取扱狀況ヲ檢閲セシム但處務規程第二十一條但書ニ依ル文
 書ハ此限ニアラス

第二條 檢閱スヘキ事項概ネ左ノ如シ

- 一 件名簿ノ整否
 - 一 接受文書ニシテ處務規程ニ定メアル期間内ニ處分セサルモノナキヤ否
 - 一 處分済文書ニシテ文書主任ニ回付セサルモノナキヤ否
 - 一 配備圖書保存ノ整否
- 第三條 検閲員ハ各課主任ニ就キ書類ノ提出又ハ答辯ヲ求ムルコトヲ得
- 各課主任ハ何等ノ理由ナクシテ検閲員ノ要求ヲ拒絶スルコトヲ得ス

●成案文書中專屬主事の合議を省略するの件 明治四十一年六月三日警察本署長は署内各課長に次の如く通達したり。

從來各課長ヨリ提出ノ回議案ハ凡テ專屬主事ノ合議ヲ經ルコトト相成居候處自今法規ニ關係アルモノ其他重要ト認ムルモノノミニ限リ合議可相成此段及通牒候也

●内務局の文書處理に関する通牒

明治四十二年警察本署を廢止せられ内務局に包含せらるゝや十二月廿七日文書の取扱方左の通り定めたる旨同局庶務課長より通牒を發せられたり。

- 一 成案及往復文書ニシテ字體ノ明瞭ヲ缺クモノアリ是等ハ一見讀ミ易キ様認ムルコト
- 二 投書ハ凡テ高等警察ノ主管ニ屬スルヲ以テ各課長宛投書ト雖モ專屬ニ移シ專屬ニ於テ處理關係課長ニ供覽スルモノトス

- 四 局員ノ出張内申ハ必ス庶務課ニ申出ルコト
 - 五 旅費ノ請求ハ必ス庶務課ヲ經由スルコト
 - 六 庶務課ニ合議ヲ要セサル文書ハ當該課長ヨリ直接局長ノ決裁ヲ經タル後庶務課ニ送付スルコト
 - 七 庶務課ニ合議ヲ要セサル文書ニシテ局内他課ニ合議スヘキモノハ當該課ヨリ直接合議シ局長決裁ノ後ハ前項ノ手續ヲナスコト
 - 八 高等警察事務ニ關聯セル文書ニシテ往々專屬ニ合議セサルコトアリ合議漏レトナラサル様注意スルコト
 - 九 豫算ノ實質ハ主務課ニ於テ編成シ局長ノ決裁ヲ受クルノ形式ハ庶務課ニ於テ取扱フコト
- 年度内ニ於ケル豫算ノ増減令達等凡テ豫算ニ關スル文書ハ庶務課ニ合議ノ後局長ノ決裁ヲ受クルコト

●警察文書には記號を付すべし 本件に關しては翌四十三年六月二十一日に至り警察に關する文書の取扱左記の通り定められたり。

- 一 警察事務ニシテ當府ヨリ地方廳へ發送スル文書ノ封皮ニハ見易キ箇所ニ捺印ヲ捺印スルコト
 - 二 同上電信ニハ外部ニ「ケ」ノ符號ヲ記スルコト(一五三頁參照)
- 事務に關する内報事項を定む 明治四十五年七月二十日內訓第九號を以テ左記の通り各廳長へ訓達せられたり。
- 事務ニ關スル左記事項ニシテ高等警察ニ屬セサルモノハ蕃務總長ニ内報スヘシ
- 一 蕃人ノ陰謀等ニシテ普通ノ蕃情ト特殊ナル事件

●文書取扱に關する通牒

明治四十五年七月民政長官は各局署部長に次の通達を發したり。

- 二 蕃地ノ開墾伐木其ノ他蕃地内ニ於ケル事業ニ關スル事項
 - 三 施政又ハ蕃地事業ニ對スル蕃人ノ意向
 - 四 蕃務職員ノ行爲ニ關スル事項
 - 五 蕃地警察官吏士氣ノ盛衰ニ關スル事項
 - 六 隘勇ノ密交換嫌疑其ノ他ニ關スル事項
 - 七 蕃産品交換ニ關スル事項ニシテ内報ヲ要スルト認ムルモノ
 - 八 蕃地用酒保ニ關スル事項ニシテ内報ヲ要スルト認ムルモノ
- 今般總督府處務規程中第二十條ヲ改正シ文書課部局間ノ文書受授ノ責任者ヲ部局長ニ定メラレ候ニ付其ノ取扱方及一般文書ノ取扱ニ付テハ左記各項ニ依リ處理可相成右通達ス
- 一 部局ノ收發件名簿ニハ部局長名又ハ部局名ヲ以テ施行スル文書ノミヲ登記スヘキモノトス但シ事務委任事項第四條ノ文書ト雖文書課件名簿整理上等ノ必要アルモノハ發送ノ後文書課ニ回付スルコト
 - 二 部局長ニ於テ文書課ヨリ文書ノ配賦ヲ受ケタルトキハ先ツ之カ査閱ヲ爲シ自ラ其ノ處分ヲ爲スカ其ノ處分方ヲ課長ニ指示シ課長ハ掛長主任者ヲシテ之カ處分案ヲ起草セシメ又ハ自ラ起草シ部局長ニ提出シ部局長ハ之ヲ文書課ニ回付スルコト
 - 三 急速施行ヲ要スル事件ハ施行後ニ於テ關係課員ニ示スコト
 - 四 他部局ノ合議文書ノ取扱モ前二項ニ準ス
 - 五 施行済又ハ決裁済文書ハ引續期日内ニ部局長ヨリ直ニ文書課

- ニ回付スルコト
- 六 各部局委任ノ文書ハ文書課長ニ合議セサルコト(部局長決裁済ノ文書ハ直ニ文書課ニ回付シ文書課ニ於テハ件名簿ニ登記シ淨書發送ノ手續ヲ爲ス)
- 七 文書ノ捺印ハ可成主任掛長位ニ止ムルコト
- 八 收受文書ノ輕易簡單ナルモノハ其ノ餘白ヲ利用シテ立案シ又ハ輕易ニシテ保存ヲ要セサル一時限リノモノハ照會書ニ符號ヲ爲シ又ハ餘白ニ記入シ施行スルコト
- 九 部局長以下ノ名ヲ以テ施行スル照會回答ハ起案ノ際便宜炭酸紙ニテ複寫シ淨書ヲ省略スルコトヲ得
- 一〇 部局ヨリ廳ニ調査ヲ命スル事項ニ付他ノ部局ニ關連アリト認メタルトキハ相互協商又ハ合議等ノ方法ヲ採リ可成廳ヲ煩ハササルコト

- 一 公報類ヲ發行スル官廳ハ努メテ之ヲ應用スルコト
- 二 府報等ニ掲載シアル公文書ノ原本ヲ廢スルヲ廢スルコト
- 三 一ノ報告ヲ種々ノ目的ニ利用スルコト
- 四 専ラ統計ノ爲ニスルモノノ外普通事務上ヨリ生スル報告ハ常例アルモノ又ハ重要ナラサル事項ニ關シテハ提出セシメサルコト
- 一五 特ニ書類ヲ必要トスル場合ノ外務メテ口頭又ハ電話ニテ處辨スルコト
- 一六 立案文書中書直シ等アルモ明瞭ニ讀ミ得ルトキハ改書ヲ要セサルコト
- 一七 上申下達(上申、内申、内調、訓令、令達等)其ノ他保存上日本紙ヲ必要トスルモノノ外西洋紙ペンヲ用キ若ハ石版、膠

寫版、炭酸紙等ヲ使用スルコトヲ得

一八 豫算ニ關スル書類ハ三十八年民財第一八七八號ヲ以テ總テ財務局ニ收受シタルヲ改メテ直ニ主務部局ニ配付スルコト
(主務部局ニ配付トハ土木營繕ノ事務ト雖土木局ニ配付セス先ツ以テ主管ノ部局ニ配付スルノ意ナリ)

●印刷物版種を一定す 大正元年十一月官房文書課長は次の如き依命通牒を各局署部長へ致したり。

當總督府部内印刷物ノ一定ヲ期スル爲普通印刷物ハ左記ノ三種ヲ印刷ノ事ニ致候條爾後印刷方仰裁案ニ種類御記入相成度猶左記以外ノ種類ヲ特ニ印刷ノ必要アル場合ハ其ノ理由ヲ仰裁案ニ附記セラレタシ

右長官ノ命ニ依リ通牒ス

版 種	整 寸 法	横 寸 法	背文字頭餘白
四六倍版	八寸五分	六寸	一寸
菊 版	七寸三分	五寸	八分
菊 寸 珍	四寸九分	三寸五分	三分

●案文用紙様式改定

大正九年九月十九日議案用紙次の如く改定せられたる旨文書課長より通知し來れり。(九〇頁參照)

一 主任受領月日ハ照會往復ノ場合ハ其往復ノ都度ノ受領日ヨリ起算ス又上官ヨリ口頭ヲ以テ命セラレタル場合ハ其命令ノ日ヲ以テ受領日トス

一本署ノ脇ニ三分ノ一ノ罫ヲ挿入シタルハ電信符號又ハ文字訂正等ノ便ニスルモノトス

一 文書課長ヲ削除シタルハ凡成案文書ハ臺灣總督府處務規程ニ據リ總テ文書課ニ回付セサルヘカラス又文書課長ハ職權上當然成案文書ノ點檢ヲナササルヘカラス故ニ議案用紙中ニ文書課長ヲ記載スルノ必要ナキニ依ル但シ分課規程上文書課長ニ合意ヲ要スルモノニ就テハ之カ記載ヲ要ス

長	課長	(府) 第 號	大正 年 月	日文書課	淨書
		第 號	大正 年 月	日決裁	校正
		大正 年 月	日主任受領		
		大正 年 月	日立案		

長	課長	(府) 第 號	大正 年 月	日文書課	淨書
		第 號	大正 年 月	日決裁	校正
		大正 年 月	日主任受領		
		大正 年 月	日立案		

總督	民政長官
----	------

長	掛長	(局) 第 號	大正 年 月	日文書掛	淨書
		號	大正 年 月	日決裁	校正
		大正 年 月	日主任受領		
		大正 年 月	日立案		

●**蕃地に関する文書取扱方に就て** 大正二年六月民政長官より總督府部内各分課規程の改正に伴ひ蕃地に關する文書の發送方に關した左記の如く地方長官に通牒する處ありたり。(一七〇頁參照)

- 一、警察費所屬ニ關スル事項
右文書ノ上部右端及封皮ニハ「警審」電信ニハ「ハケ」ノ記識ヲ付シ警察本署長宛トスルコト
- 一、理審費所屬ニ關スル事項
右文書ノ上部右端及封皮ニハ「審」電信ニハ「ハ」ノ記識ヲ付シ蕃務本署長宛トスルコト
- 一、總督又ハ民政長官宛文書モ前記各項ニ準ス

●**統計報告の整備を爲すべし** 大正五年五月内閣訓令第一號を以て掲題の事項に關し次の如き訓達發せられたり。

統計ハ國家社會各般ノ現象ヲ觀察シ其ノ發達消長ノ跡ヲ表顯スルモノニシテ獎勵施設ノ指針トスヘキモノナルノミナラス又學術研究ノ基礎タルヘキモノトス單ニ計數ヲ列ネ體裁ヲ整フルヲ以テ能事ト爲スヘキモノニアラス其ノ調査ハ迅速精確ニシテ實用ニ適スルモノタルヲ要ス官廳各種ノ統計報告年報等ヲ調製スルニ當リテハ特ニ此ノ點ニ留意スヘシ

歐米諸強國ノ狀態ヲ視ルニ皆能ク各般ノ統計ヲ整備シ恒ニ畫策ノ周到ヲ期セサルナシ顧フニ歐洲今次ノ戰亂終熄ノ期ニ至ラハ必スヤ各國相競フテ戰後ノ經營ヲ策シ自他ノ情勢ヲ探討シテ民力ノ恢復ト國運ノ發展トヲ圖ルヘシ我邦亦各般ノ統計調査ヲ的確ニシ以

テ列國驍進ノ大勢ニ適應スルノ方途ヲ講スルニ於テ遺算ナカラムコトヲ要ス

局ニ當ル者益々力ヲ統計ノ事ニ致シ堪能ノ吏員ヲシテ之ヲ掌ラシメ調査ノ杜撰ヲ革メ報告ノ精確ヲ期シ務メテ統計ノ進歩改善ヲ圖リ以テ國務ノ實用ニ資セムコトヲ望ム

●**内閣へ提出する書類は拓殖局を經由すべし** 大正六年八月廿四日内閣總理大臣は次の如く臺灣總督へ通牒し來れり。

今回内閣總理大臣管理ノ下ニ拓殖局設置相成候ニ付テハ自今貴府ヨリ内閣總理大臣ニ進達スヘキ事項ハ總テ拓殖局ヲ經由シ提出ノコトニ致度此段及通牒候也

追テ貴府ヨリ各省、鐵道院、會計検査院等へ交渉ヲ要スヘキモノニ付テモ右同様同局經由ノコトニ致度申添候

●**拓殖局經由を要せざる事項** 本件に關しては翌七年七月三日に至り拓殖局長官より事務簡捷の趣旨より左記事項に限り經由に及ばざる旨通牒し來れり。

- 一 履歷事項ニ關スル照復
- 一 恩給遺族扶助料請求ニ關スル件
- 一 通信ニ關スル現業上ノ照復
- 一 支拂計算書送付ノ件
- 一 支出計算書送付ノ件
- 一 指名競争入札ニ關スル件

分各二部御取置メ可成至急御送付相煩度此段御依頼申進候也

追テ獎勵右書籍其ノ他御發刊相成候節ハ其ノ都度御寄送相成度申添候

●**法律又は勅令案提出の場合には詳細なる説明材料を付すべし** 大正七年三月二十七日拓殖局長官より掲題の件に關し次の如く通牒ありたり。(一六九頁參照)

從來法律又ハ勅令案御提出ノ場合其ノ説明材料添付相成ラサル向往々有之候處斯クテハ更ニ説明材料ノ提出ヲ求ムル等ノ手數ヲ煩シ自然審議ニ遲滞ヲ來ス處モ有之候ニ付今後右提出ノ節ハ可及的精密ナル説明材料ヲ同時ニ御送付相成候様爲念及通牒候也

追テ律令案提出ノ場合モ右同様御取置相成度申添候

●**政務報告例を訓令せらる** 大正八年十一月内閣總理大臣訓令を以て政務報告方に關し次の如く定められたり。(一一六頁參照)

- 第一條 朝鮮總督、臺灣總督、關東廳長官及樺太廳長官ハ各其ノ所管政務ニ關シ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本例ニ依リ内閣總理大臣ニ報告スヘキモノトス
- 第二條 報告ヲ分チテ即報、季報及年報ノ三種トス即報ハ即時、季報ハ報告事項中指定ノ期日、年報ハ會計年度經過後三月以内ニ之ヲ報告スルモノトス
- 第三條 報告事項中重大ニシテ至急ヲ要スルモノハ直ニ電信ヲ以テ其ノ概要ヲ報告シ更ニ書面ヲ以テ其ノ詳細ヲ報告スルモノトス

●**拓殖事務局への書類經由の件** 大正十一年拓殖事務局設置せられたるに關し、當府より内閣總理大臣へ進達するものは同局に提出すべく又各省其他へ交渉を要するものは同局經由のことにせられたる旨同年十一月一日内閣總理大臣より通牒し來れるが、更に一面内閣書記官長より一部事務(前項通牒に同じ)は之を必要とせざる旨通牒ありたり。

●**大正十三年の改正** 大正十三年十二月拓殖事務局を廢止し、新に内閣に拓殖局設置せられたるが豫算其他の文書の經由に就いては従前拓殖事務局と同一の取扱に致度旨同年十二月廿日内閣書記官長より通牒越し來れり。

●**刊行圖書は拓殖局へ寄送すべし** 大正六年十月二十日官房文書課長は拓殖局長官より次の如く依頼ありたるを以て將來書籍圖面其他の印刷物を新に刊行の節は其の都度直接寄送すべき旨依命通牒を發したり。

貴府御刊行ニ係ル書籍其ノ他ノ寄贈方ニ關シ客月二十八日附拓第一六九號ヲ以テ及御依頼置候處今般特ニ必要有之候ニ付地圖(林業、鑛業等各種目的用ニ作製セラレタルモノ共)並職員錄最近ノ

ス

第四條 報告ニハ成ルヘク計數ヲ表示スルモノトス、但シ報告ノ時期ニ於テ正確ノ計數ヲ得難キトキハ見込數ヲ掲ケ實數ハ更ニ追報スルモノトス

第五條 報告事項左ノ如シ(警察關係拔萃)

即 報

四 社會上又ハ政治上注意ヲ要スル事項

五 特ニ注意ヲ要スル人物動靜

六 匪徒又ハ生蕃ニ依ル被害ノ狀況

七 天災又ハ事變ノ狀況

九 船舶遭難其ノ他ノ海難ニシテ重大ナルモノ

一〇 特ニ注意スヘキ傳染病又ハ獸疫ノ流行

年 報

一 諸般政務施行ノ狀況

二 管内一般ノ狀況

第六條 前條各號ノ外特ニ重大ナリト認ムル事項ハ其ノ都度之ヲ報告スルモノトス

報告スルモノトス

●統計事務規程改定 大正十三年一月訓令第十號を以て統計事務規程次の如く改定せられたり。(一一〇頁参照)

臺灣總督府統計事務規程

第一條 總督府官房各課及各局部、法院、檢察局、州、廳及臺灣

トヲ得

第九條 法院、檢察局、州、廳及臺灣總督府所屬官署ノ長官ニシテ統計事務ニ關スル規定又ハ統計材料蒐集上ニ關スル手續並其ノ様式等ヲ定メタル場合若ハ之ヲ變更シタルトキハ其ノ都度寫ヲ調査課長ニ回付スヘシ

●警務局内に於ける文書の取扱に關する通牒 大正十二年九月二十日警務局長は掲題の事項に關し左記の通り通達する所ありたり。

文書ノ取扱ニ關スル件

收受文書ノ取扱ニ就テハ處務細則ノ規定ニ據ルヘキハ勿論ノ義ニ候ヘ共事務ノ敏活ヲ計ル爲自今左記ニ依リ處理可相成右通達ス

一 警務課ニ於テ接受シ收發件名簿ニ記載シタル文書ハ即時各主務課長ニ配付ノ手續ヲ爲スヘシ但シ親展ノ記號アル文書ハ宛名ノ者ニ高等警察ニ屬スル文書ハ保安課長ニ執レモ封緘ノ儘之ヲ交付スヘシ

二 收受文書中金券、印紙其ノ他ノ物品添付アルモノハ收發件名簿相當欄ニ朱書シ收受者ノ認印ヲ徵スヘシ

三 各課長前項ニ依リ文書ヲ收受シタルトキハ親ヲ掌理スヘキモノノ外處分ノ方案ヲ示シ各主任者若ハ擔任者ニ交付スヘシ

●諸規則案等は主務課長自ら携帶決裁を受くべし 大正十三年二月十八日警務局長心得は部内各課長に對し次の如く通牒したり。

課内ノ審議又ハ局内ノ合議ヲ了ヘタル諸規則ノ制定及改廢ニ關スル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

總督府所屬官署ニ統計主務各一人ヲ置キ統計ノ統一並統計材料調査ノ責ニ任セシム

第二條 統計主務ハ委任官又ハ判任官中ヨリ所屬長官之ヲ命免シ其ノ都度之カ官氏名ヲ臺灣總督府官房調査課長(以下單ニ調査課長ト稱ス)ニ通知スヘシ

第三條 統計主務ハ臺灣總督府報告例ニ依ル報告其ノ他統計材料ヲ調査スヘシ

前項ニ依リ蒐集シタル原材料ハ其ノ種類別ニ編纂保存スヘシ

第四條 總督官房各課及各局部ニ於テ臺灣總督府報告例ニ依リ各官署ヨリ報告ヲ受ケタル統計材料ニシテ其ノ曆年調ニ係ルモノハ毎年五月末日迄ニ又會計年度調ニ係ルモノハ毎年九月末日迄ニ之ヲ調査課長ニ提出スヘシ

前項報告例ニ依ルモノノ外各主管ノ調査ニ係ルモノ亦同シ

第五條 總督官房各課及各局部ニ於テ統計ニ關スル調査事項並其ノ様式ヲ定ムルトキ若ハ統計ニ關スル調査ヲ公ニセムトスルハキハ調査課長ニ合議スヘシ

第六條 總督官房及各局部ニ於テ統計事項ニ關シ照會ヲ要スル場合ニハ調査課長ニ合議スヘシ

第七條 總督官房各課及各局部ニ於ケル統計ニ關スル書類ハ之ヲ調査課長ニ回覽スヘシ

第八條 調査課長ハ統計事務ニ關シ統計主務ニ直接交渉ヲ爲スコ

ルヘク右通牒ス

●警務局文書取扱細則制定 從來警務局文書に就ては何等規定する處なく處理區々に涉り統一を失するを以て之が取扱を一定するの要ありと爲し大正十三年三月廿七日次の如き警務局文書取扱細則を定めた(條文中様式は現今散逸し見當らず)

第一章 通 則

第一條 文書及簿冊ノ取扱ハ別ニ規定アルモノノ外本細則ニ依ルヘシ

第二條 凡ソ警務局ニ到達スル文書ハ警務課ニ接受シテ開封シ第二十五條乃至第二十五條ノ手續ヲ爲スヘシ

親展及高等警察ニ屬スル文書ハ各主務課擔任者ニ於テ本細則ノ規定ニ準シ之ヲ處理スヘシ

第三條 前條ノ文書中受領スヘカラサルモノアルトキハ文書主任親展及高等警察ニ屬スル文書ハ各其擔任者ニ於テ直ニ返却ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條 文書主任第三十八條ノ文書ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ點檢シ不備ノ點アラハ取扱主任者ニ整理ヲ要求スヘシ

一 處理ノ手續履行ノ有無

二 關係文書整理ノ有無

三 保存期間及類別ノ當否

第五條 法令規程其ノ他書類簿冊ノ加除訂正ヲ要スルモノハ各主務課擔任者ニ於テ速カニ其ノ手續ヲ爲シ欄外餘白ニ其ノ旨朱書スヘシ

第二章 起案及處理

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

ル起案文書ハ爾今主務課長自ら之ヲ携帶シテ局長ノ決裁ヲ受ケラ

第一章 通則

第六條 各課長ハ局長ヨリ事務ノ處理方案ヲ受ケ又ハ文書ノ配付

ヲ受ケタルトキハ親ヲ掌理スヘキモノノ外各掛又ハ主任者ヲシテ之カ處理案ヲ起草セシムヘシ

第七條 課内ニ於テ審議又ハ査閲ヲ了ヘタル文書ニシテ局長ニ提出シ又ハ他ノ部局課ニ移スヘキ文書ハ總テ之ヲ文書主任ニ回付スヘシ

第八條 事ノ重要又ハ急速ヲ要スルモノハ主務課ヨリ直ニ決裁ヲ請ヒ又ハ關涉部局課ノ合議ヲ取リ局長ノ決裁ヲ受ケ又ハ施行濟ノ上文書主任ニ回付スルコトヲ得

第九條 至急處理ヲ要スル文書ニハ原議上部ニ紅紙ヲ貼付シ機密ノ取扱ヲ要シ又ハ書留郵便ニ附スヘキモノハ其ノ旨原議餘白ニ朱書スヘシ

第十條 凡ソ文書ハ處理ノ期間アルモノハ期限内ニ其ノ他ハ各課ニ接受シタル日ヨリ二日以内ニ之ヲ處理スヘシ若シ調査其ノ他ノ爲之ニ據リ難キトキハ擔任者ハ其ノ日數ヲ定メテ課長ノ承認ヲ受クヘシ

第十一條 發議又ハ處理案ハ原議用紙(別記第一號様式)ニ起案スルヲ例トス但シ事ノ輕易ナルモノハ文書ノ餘白ニ立案スヘシ

第十二條 常用發送文書ハ左ノ例文ニ依ルヘシ

第一例文

年月日

何州(廳) 御中

警何第 何號

何々不備ノ點調査方照會

別紙符箋何葉ノ廉調査ノ上附箋ノ儘直ニ返戻成相度候

臺灣總督府警務局

第二例文

年月日

何州(廳) 御中

警何第 何號

(簡單ナルモノニ付テハ件名ヲ略ス)

別紙符箋ノ通ニ付返付ス

臺灣總督府警務局

第三例文

年月日

何州(廳) 御中

警何第 何號

(件名ヲ略ス)

本件ハ貴州(廳)御主管ニ屬スルモノト認メ候ニ付移牒ス

臺灣總督府警務局

第五例文

年月日

何州知事(廳長) 殿

警何第 何號

何々ノ寫送付ノ件

右爲御參考別紙寫送付ス

臺灣總督府警務局長

第四例文

年月日

何州(廳) 御中

警何第 何號

第何回督促

左記ノ件至急回答(報告)相成度候

一 何々ノ件

一 何々ノ件

臺灣總督府警務局

第六例文

年月日

何州知事(廳長) 殿

警何第 何號

物品保管轉換ノ件照會

別記ノ物品保管轉換セシメ候條貴州(廳)責任官吏ヨリ當局物品會計官吏屬(警部)何某宛領收證ヲ徵シ御回付相成度候

臺灣總督府警務局長

第七例文

年月日
臺灣總督府警務局長
何州知事(廳長)殿
警衛第 何 號
保管轉換物品領收ノ件
年 月 日付 第 號ヲ以テ保管轉換相成候物
品到着ニ付當局責任官吏ノ領收證別紙ノ通
右回付ス

第八例文

年月日
臺灣總督府警務局長
何州知事(廳長)殿
警保第 何 號
所在捜査ノ件
所在捜査ノ件ニ關シ別紙ノ通
囑越候條相當手配ノ上發見ノ際ハ直接照會元ヘ回報相成度
右照會ス

第九例文

年月日
臺灣總督府警務局長
何州知事(廳長)殿
警衛第 何 號
年 月 日付 第 號ヲ以テ進達相成候
提出 免許證 類ニ對シ別紙免許證及送付候條本
人ヘ交付相成度
右通牒ス

第十三條 電信、電話ニ依ル照復ハ電信、電話用紙(別記第二號
様式)ニ起草又ハ錄取シ文書ノ例ニ準シ處理スヘシ
第十四條 照會書ニシテ特ニ原議ノ保存ヲ要セサルモノハ符箋ニ
其ノ要領ヲ記入シ決裁ヲ經テ回答スルコトヲ得
第十五條 合議又ハ決裁ヲ受クヘキ文書ニハ必ス關係書類ヲ添付
スヘシ若シ之ニ據リ難キ事情アルトキハ其ノ事由ヲ欄外又ハ餘
白ニ朱書スヘシ
第十六條 文書ニ添付又ハ附隨シテ發送スヘキ別紙、圖表又ハ別
包等ハ總テ主務課ニ於テ淨書調製シ原議ト共ニ文書主任ニ交付
スヘシ
第十七條 處務規程第六條乃至第八條ニ依リ課長限リ施行スヘキ
照會回答等ニシテ事ノ輕易ナルモノハ起案ノ際便宜炭酸紙ニテ

復寫シ淨書ヲ省略スルコトヲ得

第十八條 前條ノ原議書ハ總督、總務長官又ハ警務局長名ノ下ニ
委任ノ文字ヲ朱書スヘシ

第十九條 必スシモ書類ヲ要セサル輕易ナル事項ハ努メテ口頭又
ハ電話ニテ處辨スヘシ

第三章 收受及發送

第二十條 收受文書ハ總テ收發件名簿(別記第三號様式)ニ登載シ
餘白ニ受付印(別記第四號様式)ヲ押捺シ逐次番號ヲ附シテ各主
務課長ニ配付スヘシ但シ重要ト認ムル文書ハ收發件名簿ニ登載
前之ヲ配付シ主務課長ヨリ局長ノ査閱ニ供シタル後本文ノ手續
ヲ爲スヘシ(注意但シ文書課ヨリ配付ノ文書ハ府處務規程ニヨ
リ處理スルコト勿論ナリ)

第二十一條 番號ハ毎年一月ニ起リ十二月ニ止ム但シ同一事件ハ
其終結ニ至ルマテ同一番號ヲ用ヒ「一、二、三」ヲ以テ之ヲ細
別スヘシ

事件未決ノ儘年度ヲ經過シタルトキハ新番號ニ受付ケ收發件名
簿備考欄ニ其ノ旨記載シ相互ノ連絡ヲ保ツヘシ

第二十二條 收受文書中親展ノ記號アルモノハ封緘ノ儘宛名ノ者
ニ交付シ總督、總務長官若ハ府宛ノモノハ文書課ニ移送スヘシ

第二十三條 金品ノ添付アル文書ハ收發件名簿相當欄ニ金高、品
目、員數等ヲ朱記シ收受者ノ認印ヲ徵スヘシ

第二十四條 官報、府報、州、廳報、市報等ハ欄外ニ受付印ヲ押
捺シ各課ニ配付スヘシ

第二十五條 定期報告書類ハ收發件名補助簿(甲)(別記第五號
様式)ニ臨時報又ハ追報、回答書等ニシテ關係件名又ハ番號不

明ノモノ及他部局主管ノ文書ニシテ警務局先閱ノモノハ收發件
名補助簿(乙)(別記第六號様式)ニ、同一文書ニシテ數箇所ヘ

照會ニ對スル回答又ハ報告ハ收發件名補助簿(丙)(別記第七
號様式)ニ登載シ各取扱主務者ニ配付スヘシ

第二十六條 前條ノ文書中收發件名補助簿(甲)及同(乙)ニ收受ノモノ
ハ處理案回付ノ際同補助簿(丙)ニ收受ノモノハ各事項毎ニ一括シ
テ第二十條ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十七條 文書主任局内ノ審議ヲ了ヘタル文書ニシテ總督、總
務長官ノ決裁又ハ參事官ノ審議若ハ他部局ヘ合議又ハ移送ヲ要
スル文書ヲ受ケタルトキハ直ニ文書課ニ移スヘシ

第二十八條 文書ハ接受、配布又ハ移送ノ都度文書主任ニ於テ收
發件名簿又ハ合議件名簿(別記第八號様式)ニ記入シ何時タリト
モ文書ノ所在ヲ知り得ル様スヘシ

第二十九條 決議濟ノ文書ニシテ發送ヲ要スルモノハ文書主任之
ヲ淨書校正シ原議及正本ニ發送番號及年月日ヲ記入シ契印ヲ施
シ收發件名簿ノ記號ト照校ノ上發送スヘシ

總督、總務長官又ハ府名ヲ以テスル文書ハ前項ニ依ラス原議ヲ
文書課ニ移スヘシ

第三十條 文書ノ淨書ハ楷行二體ヲ限リ明瞭ニ書記スヘシ其ノ字
句ヲ改削シタルトキハ文書主任之ニ檢印スヘシ

第三十一條 文書主任ハ毎日收發及處理ノ件數ヲ各課別ニ文書取
扱件數調(別記第九號様式)ニ依リ日計スヘシ

前項ノ件數調ハ翌月五日迄ニ一箇月分ヲ集計シ製表ノ上決裁ヲ
經正本ヲ文書課ニ送付スヘシ

第三十二條 文書ハ保存上日本紙ヲ必要トスルモノノ外西洋紙バ

衛生課	保健調査ニ關スル書類	十年	醫院別ニ區別スルコトヲ得
同	阿片國際聯盟關係書類	永久	
同	獸畜衛生書類編	五年	
同	醫院醫員關係書類編	十年	
同	對支文化事業關係書類編	永久	
同	日本人協會補助關係書類編	同	
同	對岸醫院經費補助關係書類編	同	
同	醫院營繕工事要求書類編	十五年	
同	醫務豫算關係書類編	同	府費及地方費ニ區分ス
同	中央衛生會人事關係書類編	永久	
同	地方病、傳染病、調查會人事關係書類編	同	
同	醫院關係職員履歷書類編	同	
同	圖書印刷ニ關スル書類編	五年	
同	衛生費支出決裁書類編	同	
同	衛生費豫算關係書類編	永久	
同	マラリア防遏ニ關スル書類編	三年	「港務所、臨時海港檢疫所」ニ關スルコトヲ得
同	流行病風土病關係書類編	同	
同	傳染病防遏ニ關スル書類編	同	
同	海港檢疫關係書類編	同	
同	船舶驅鼠成績綴	同	
同	蕃情報告綴	十年	

理蕃課	搜索隊關係書類綴	三年	
同	蕃地災害關係書類綴	五年	
同	防備關係調查書類編	永久	
同	蕃地道路ニ關スル書類編	十年	
同	理蕃關係認可書類編	同	
同	理蕃關係豫算書類編	同	
同	慰問關係書類編	同	
同	鐵條網ニ關スル書類編	同	
同	授産關係書類編	五年	
同	土地森林ニ關スル書類編	十年	
同	撫育機關新設改廢關係書類編	同	
同	撫育關係調查書類編	永久	
同	醫療機關ニ關スル書類編	五年	
同	蕃地衛生關係書類編	三年	
同	蕃地獸醫關係書類編	同	
同	上級學校在學蕃童關係書類編	同	
同	蕃童教育ニ關スル書類編	同	
同	蕃童感化ニ關スル書類編	五年	
同	交易關係書類編	三年	
同	蕃人移住關係書類編	五年	
同	銃器彈藥處分ニ關スル書類編	同	

(甲)ニ區分スルコトヲ得

理蕃課	銃器彈藥貸與關係書類編	五年	
同	物品拂出證書書類編	十年	
同	物品受入證書書類編	同	
同	物品購入原簿綴	同	
同	作業關係書類編	三年	
同	兵器彈藥運搬原簿綴	十年	
同	給料仕譯書類綴	五年	
同	豫算關係書類編	十年	銃砲彈藥費

●理蕃關係文書の特例取扱を廢す

「大正十三年四月二十三日當局理蕃事務ニ關スル文書ハ明治三十六年三月九日(中略)總督御決裁ニ依リ秘密事務トシテ文書課ヲ經由セス特ニ當局ニ於テ直接取扱來リ候處處理上抄カラサル手数ト不便アルノミナラス今ヤ蕃地ノ開發ハ漸次其ノ理由稀薄トナリ敢テ特別取扱ノ要ナカルヘク認メラレ候發ハ今普通文書ノ例ニ依リ總督府處務規程ニ準據處理相成可然」とて特例取扱を廢止し一般文書と同様の取扱を爲すことに改められたり。

(二五四參照)

●地方廳に對する命令等は内務局へ合議せられたし

大正十四年一月二十四日内務局長より掲題の件に關し左の如く照會し來れり。
 警務局ノ起案ニ係ル地方廳ニ對スル命令、指令、通達若ハ通知等ニシテ地方行政ノ監督又ハ地方豫算ニ關係ヲ及ホスモノハ自今無

●電信符號を改刷配布し取扱規程を定む

大正十五年八月二十六日
 總務長官は掲題の件に關し次記の如く所屬官衙長に通達する處ありたり。

- 洩内務局へ合議相成度經同ノ上右照會ス
- 一 當府電信符號表改刷候ニ付別便ヲ以テ十四部送付候條來ル九月十五日ヨリ使用相成度尙電報及之カ取扱ニ關シ左記事項留意可相成御部下一同ニ示達相成度右依命通達ス
 - 二 電報ハ特ニ其ノ記載方規定アルモノ及十五字以内ノ電報以外別冊電信符號表ニ依リ符號ヲ以テ記載スヘシ相當符號ナク普通文字句ヲ用フルトキハ簡明ナルヲ要ス
 - 三 電報ハ發信ニ際シ篤ト其ノ性質ヲ考慮シ濫リニ至急、照校等ノ指定ヲ用キサルコト
 - 四 本文中重復ニ涉ル文字ハ絕對ニ之ヲ避ケ形容詞、接續詞、助動詞等ハ意義ヲ不明ナラシメサル限リ省略スルコト
 - 五 電文ハ簡略ニシテ事理ニ通曉スルヲ目的トスルニ付尊敬ノ語辭ハ用キサルコト但シ符號ニアル敬語ヲ除ク

●事務簡捷と文書取扱の改善

大正十五年總督府に於て事務簡捷を期する爲め會議を開かれ、大に事務の進捗を圖ることとなりたるが十月之が爲め從來の文書取扱に關し種々改善せられたる處抄からず便宜左に之を一括掲記せん。

文書取扱ニ關スル件

大正十五年十月十六日附官文第一二〇號通牒ノ通り當府事務委任事項改正相成候處從來總督、總務長官及總督府ノ名ヲ使用セル

文書ハ當府處務規程ニ依リ原則トシテ文書課件名簿ニ登載シ之カ
接受ヨリ配付並處分其ノ他成案ノ主管局課外進行及淨書等一切文
書課ニ於テ管掌シ來リ候處今同事務改善ニ關スル會議ノ結果事務
委任事項ノ改正ヲ機トシ各局課長委任ノ範圍ニ屬スル事項ノ文書
ハ大正十五年十一月一日以後文書課ニ回付スルコトナク主管局課
限リ之ヲ處理シ内發送ヲ要スルモノハ主管局課ニ於テ淨書シ其ノ
總督又ハ總督府名ヲ以テスルモノハ秘書課ニ、總務長官名ヲ以テ
スルモノハ文書課ニ就キ鈴印ヲ受クヘキコトニ府議決定相成候條
御了知相成度右通牒ス

要合議文書取扱ニ關スル件

從來他局課ニ合議又ハ交渉ヲ要スル文書ハ一切文書課經由之ヲ爲
シ來リ候處今般事務改善ニ關スル會議ノ結果大正十五年十一月一
日以後主管局課、受合議局課直接發送スルコトニ府議決定相成候
條御了知相成度右通牒ス

輕易ナル文書ノ處理方ニ關スル件

今般事務改善ニ關スル會議ノ結果首題文書ノ處理方ニ付キ事務ノ
簡捷ヲ期スル爲メ左記ノ通府議決定相成候條御了知ノ上取扱上粗
濫ニ流レサル様御注意相成度右通牒ス

府議決定

處理上定例アルカ又ハ事應輕易ナル文書ノ處理ニ際シテハ例文ヲ
制定シテ之ヲ用ヒ又ハ欄外餘白若ハ符箋ニ處分案ヲ具記シテ處理
シ案文ハ複寫紙ヲ以テ書記スルモ差支ヘナク又簡單ナル照會ニ對
スル回答ハ必スシモ別紙ト爲スヲ要セス當該文書ノ餘白又ハ欄外
ニ記入回答ヲ爲シ差支ヘナシ

右ノ場合ハ報告ヲ要ス

大正十五年十月十六日付官文第一二二號ヲ以テ各局課長委任ノ
範圍ニ屬スル事項ノ文書ハ大正十五年十一月一日以後文書課ニ回
付セス被委任局課長限リ處理スルコトニ府議決定ノ旨總務長官ヨ
リ通牒相成候處當課收發件名簿整理上必要有之候ニ付文書課件名
簿ニ登載配付シタル文書(府番號記入)ニシテ局課限リ處理シタル
モノ有之候ハハ改正委任事項施行以後毎月左表ニ依リ其ノ月分ヲ
翌月三日限リ文書課ニ御通報相成候條致度(文第一九三號)
右依命申進ス

局(課)限リ處分件名(年月分)

府番號	處理月日	件名	備考
合計		何件	

年 月 日

局(課)

文書課御中

文書課經由文書ニシテ局課限リ

處理サレシ場合通報ノ件

文第一九三號ヲ以テ及申進候首題ノ件當課件名簿ニ登載配付シタ
ル文書(府番號記入)ニシテ貴局限リ處理シタルモノハ別表ニ依リ
通報相成様申進候モ府番號無クトモ收受スタンプアルモノハ悉ク

合ム儀ニ付此ノ場合ハ補助簿ニ依ルモノ何件ト別表餘白ニ追記ノ
上御通報相成度重ネテ申進候(文第一九三號ノ一)

委任事項に關する文書處理は主管課に於て爲すべし

昭和二年三月十六日總務長官代理は委任事項改定に伴ふ文書の處理に關し次の

如き通牒を發したり。

既濟文書處理ニ關スル件

過般改正相成候當府事務委任事項ニ依リ官房各課長又ハ各局長限
リ施行シ得ル事項トシテ規定セラレタル文書ハ舊委任事項第四條
ノ文書處理ノ例ニ準シ各主管局課ニ於テ編纂保存及廢棄等ノ處理
可相成右通牒ス

文書取扱に關する注意

昭和二年二月十五日文書課長は文書取扱に關し次の如き照會を部内官衛長へ致したり。

文書取扱ニ關スル件

文書ノ進行經路動モスレハ明瞭ヲ缺キ其ノ搜查等ニ手數ヲ要スル
モノアルヤニ被認遺憾ノ義ニ付自今左記ノ通り御承知ノ上遺漏ナ
キ様御取扱相成度右照會ス

一 各局課ヨリ合議ヲ受ケタル文書ハ處理濟ノ上ハ其ノ局課長委
任ノ範圍ニ屬スルト否トヲ問ハス一應主管局課ニ返送シ主管
局課ハ各關係ノ向ヲ了シ其ノ總督又ハ總務長官ノ決裁ヲ要ス
ルモノハ文書課ニ送付スルコト

二 外局立案ニ係ル總督又ハ總務長官ノ決裁ヲ受クヘキ文書ニシ
テ各局課ニ合議ヲ要スルモノハ其ノ府外ニ在ル關係等ヨリ第
一項ノ文書ト取扱ヲ異ニシ特ニ文書課ヲ經テ各局課ニ送付シ

合議ニ附スルモノニ付處理濟ノ上ハ直接他ノ合議局課ニ送付
セス一應文書課ニ返戻スルコト

勅令及律令案の理由は詳述すべし

昭和二年三月三十一日總督官房審議事務官より掲題の件に關し次の如き通牒し來れり。(一七五頁参照)

勅令案及律令案ノ理由書記述方ニ關シ拓殖局ヨリ通知有之從來ハ
大要ノミヲ簡單ニ記述セル處爾後詳細ニスル様今回次官會議ニ於
テ決定相成候趣ニ付將來立案ノモノハ右ニ準據スルコトニ致度尤
モ其ノ程度ハ一概ニ示シ難ク候ヘ共從來ノ二三行程ノモノヲ改メ
テ説明書記載ノ改正理由中ノ主要點ヲ相當記述セハ可ナル趣旨
御了知相成度此段申進候也

總督府文書取扱規程制定

昭和二年七月訓令第三十七號を以て總督府文書取扱規程次の如く定められ、明治三十四年に定められたる處務規程に代はるものとせられたり。

臺灣總督府文書取扱規程

第一章 總 則

第一條 總督府ニ於ケル文書ノ取扱ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外
本令ニ依ルヘシ

第二條 本令ニ於テ文書ト稱スルハ發議文書及報告——情報其ノ
他ノ供閱文書ヲ謂フ

文書ハ之ヲ甲類乙類ノ二種ニ分チ總督、總務長官ノ決裁ヲ經ヘ
キ文書ヲ甲類其ノ他ノモノヲ乙類トス

電報ハ文書ニ準ス

第三條 官房各課長、審議室首席事務官及各局長（以下單ニ局課長ト稱ス）ハ其ノ主管ニ屬セル文書ヲ取扱ハシムル爲文書主任ヲ置クヘシ

第四條 文書ノ取扱ハ迅速正確ヲ旨トシ且責任ノ所在ヲ明カニスヘシ

第五條 文書ノ内容ハ局課長ノ承認ヲ經ルニ非サレハ之ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス其ノ重要ナルモノニ在リテハ總務長官ノ承認ヲ受クヘシ

第六條 總務長官ハ隨時文書課長ヲシテ官房各課、審議室及各局（以下單ニ局課ト稱ス）ニ於ケル文書取扱ノ狀況ヲ檢閲セシムヘシ

第二章 接受及配付

第七條 總督府ニ到達スル文書ハ文書課ニ於テ接受シ左ノ區分ニ依リ之ヲ處理スヘシ

- 一 甲類文書ハ之ニ府番號ヲ附シ文書收發件名簿ニ記入ノ上受付印ヲ押捺シ之ヲ主務局課ニ配付スヘシ但シ定期報告、照會ニ對スル回答等ノ文書ハ之ヲ文書收發件名補助簿ニ記入シ受付印ヲ押捺スルニ止ムヘシ
- 二、乙類文書ハ直ニ主務局課ニ配付スヘシ

第八條 府番號ハ曆年毎ニ更新シ官房各課（審議室ヲ含ム）ニ關ス

ル文書ニハ番號ノ上ニ「官」字及主務課ノ頭字ヲ、各局ニ關スル文書ニハ「總」字及主務局ノ頭字ヲ通冠スヘシ但シ同一事件ニ關スルモノハ其ノ終結ニ至ル迄同一番號ヲ用ヒ一、二、三等ヲ以テ之ヲ細別スヘシ

第九條 總督又ハ總務長官宛ノ親展文書ハ親展文書配付簿ニ記入ノ上封緘ノ儘文書課長ヨリ提出シ其ノ指揮ヲ受クヘシ

第十條 鑛業又ハ總督ノ處分ニ對スル訴願ニ關スル文書ニ在リテハ其ノ封緘ニ受付印ヲ押捺シ之ヲ文書ニ添付スヘシ

第十一條 文書ニ物品、金券、郵便切手又ハ收入印紙其ノ他ノ添付物アルトキハ左ノ區分ニ依リ之ヲ處理スヘシ

- 一、甲類文書ニ在リテハ欄外ニ其ノ種類員數ヲ記入ノ上之ヲ主務局課ニ配付シ受頭印ヲ徵スヘシ
- 二、乙類文書ニ在リテハ欄外ニ其ノ種類員數ヲ記入スルノ外受付印ヲ押捺シ文書收發件名簿補助簿ニ記入ノ上之ヲ主務局課ニ配付シ受頭印ヲ徵スヘシ

第十二條 到達セル文書中總督府ニ受付クヘカラサルモノアルトキハ文書課長ニ於テ之ヲ返還又ハ移送スヘシ

第十三條 局課ニ於テ文書課ヨリ其ノ主管ニ非サル文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ文書課ニ返付スヘシ

第十四條 局課ニ於テ直接接受シタル文書中甲類文書アリタルトキハ直ニ之ヲ文書課ニ回付スヘシ

第十五條 文書課長ハ接受文書中必要アリト認ムルモノハ主務局課ニ配付前之ヲ總督、總務長官ニ供閱シ其ノ指揮ヲ受クヘシ

第三章 發議及決裁

第十六條 局課ニ於テ甲類文書ヲ收受シタルトキハ遲滯ナク發議若ハ供閱ノ手續ヲ爲シ又ハ合議ヲ了スヘシ

前項ノ場合迅速ニ處理シ難キトキハ局課長豫メ期間ヲ定メ總務長官ノ承認ヲ受クヘシ

第十七條 發議ニハ回議用紙ヲ用ウヘシ但シ輕易ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

發議案ニハ發議ノ理由、參照事項ノ要領等ヲ附記シ且ツ必要ナル關係書類ヲ添附スヘシ但シ理由ノ明カナルモノハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十八條 文書供閱ノ場合其ノ欄外ニ餘白ナキトキハ回議用紙ヲ用ウヘシ

供閱文書ニシテ内容ノ複雜ナルモノハ其ノ要領ヲ抄録スヘシ

第十九條 發議案（供閱文書ヲ含ム以下同シ）ニシテ祕密、親展、書留又ハ府報掲載等特殊ノ取扱ヲ要スルモノハ其ノ旨朱記シ至急決裁ヲ要スルモノハ其ノ上端ニ赤紙ヲ貼附スヘシ

第二十條 總督、總務長官ノ決裁ヲ受クヘキ發議案ハ之ヲ文書課ニ回付スヘシ但シ他局課ニ關係ヲ有スルモノハ主務局課ニ於テ其ノ局課ニ合議ヲ了スヘシ

第二十一條 局課ニ於テ受理シタル合議文書ニシテ更ニ他局課ニ合議ヲ要スルモノハ其ノ局課ニ、否ラサルモノハ主務局課ニ之ヲ回付スヘシ

第二十二條 文書ノ處理ニ關シ關係局課間ニ於テ意見ヲ異ニスルトキハ可成面議シ己ムヲ得サル場合ノ外附箋ヲ用ウルコトヲ得

第二十三條 文書授受ノ經過ヲ明瞭ナラシムル必要アルトキハ文書授受經過用紙ヲ其ノ文書ニ貼附スヘシ

第二十四條 祕密文書ハ取扱上特ニ注意シ主務者自ら携行スル場合ヲ除クノ外封筒ニ入レ之ヲ授受スヘシ

第二十五條 文書課ニ於テ發議案ノ回付ヲ受ケタルトキハ之ニ府番號ヲ附シ文書收發件名簿ニ記入ノ上文書課長之ヲ查閱シ總督、總務長官ノ決裁ヲ受クヘシ

前項ノ決裁ヲ了シタル發議案ニハ其ノ年月日ヲ記入スヘシ

第二十六條 發議案ニシテ審議室ノ審議ニ付スヘキモノハ文書課長ニ於テ之ヲ審議室ニ回付スヘシ

審議室ニ於テハ遲滯ナク其ノ審議ヲ了シ之ヲ文書課ニ回付スヘシ

第二十七條 總督又ハ總務長官ニ於テ發議案ノ要部ヲ變更シテ決裁シタルトキハ文書課長ハ施行前其ノ旨主務局課長ニ通知スヘシ

第二十八條 緊急處理ヲ要スル場合ニ於テハ主務者ハ發議案ヲ携行シテ關係局課ニ合議シ上官ノ決裁ヲ受ケタル後文書課ニ回付スルコトヲ得

第二十九條 文書課長ハ局課ニ於ケル文書ノ處理遲延セルモノアルトキハ之カ處理ヲ促シ且其ノ事由ヲ徹シテ之ヲ總務長官ニ報告スヘシ

第四章 施行及回付

第三十條 決裁ヲ了シタル甲類文書ニシテ總督、總務長官又ハ府ノ名ヲ以テ發送ヲ要スルモノハ直ニ文書課ニ於テ淨書校正シ文書課長之ニ檢印ノ上發送シ府報ニ掲載ヲ要スルモノハ直ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十一條 發送文書ニ添附スヘキ圖表、別紙等ハ主務局課ニ於テ之ヲ調製シ文書課ニ送付スヘシ但シ法律、勅令及律令ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 施行濟ノ文書ハ文書課ニ於テ文書收發件名簿ニ記入ノ上直ニ之ヲ主務局課ニ回付スヘシ

第三十三條 甲類文書ニシテ局課ニ於テ施行ヲ要スルモノハ主務局課ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十四條 局課ニ於テ發送ヲ要スル郵便物又ハ電報ハ之ヲ文書課ニ回付スヘシ

前項ノ郵便物又ハ電報ハ文書課ニ於テ發送スヘシ

令、通牒又ハ回答ノ文書及諸達、稟議、報告又ハ出納官吏ノ責任ニ關スル文書ニシテ五年以上保存ノ必要アリト認ムルモノ

三、五年 經費其ノ他金錢ノ出納ニ關シ決算報告ヲ了シタル文書及處分濟上申、報告、諸願届ニシテ一年以上保存ノ必要アリト認ムルモノ

四、一年 原簿及臺帳ニ登錄ヲ了シタル諸申牒、報告ニ關スル文書官吏ノ身分ニ關スル諸願届、效力消滅ニ歸シタル免許、一時ノ處辨ヲ了シタル上申其ノ他住復照會ノ文書ニシテ一年以上保存ノ必要ナシト認ムルモノ

前項ノ保存期間ハ完結ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

第四十一條 文書ハ編纂類別ニ從ヒ保存期間別ニ府番號又ハ引繼順ニ假編纂スヘシ

第四十二條 文書ハ各保存期間ヲ通シテ文書總目錄ヲ調製スヘシ

第四十三條 假編纂ノ文書ハ適宜之ヲ成册スヘシ但シ保存期間五年及一年ノ文書ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ成册ハ之ヲ公文類纂ト稱シ各卷百ニ文書索引ヲ附スヘシ

第三十五條 文書ヲ發送スル場合其ノ使送ニ依ルモノハ文書使送簿ニ、郵便電信ニ依ルモノハ郵便物及電報發送簿ニ記入スヘシ

第三十六條 文書課長ハ毎月總督府ニ於ケル文書取扱件數ヲ調査シ文書取扱件數表ヲ作製シ之ヲ總務長官ニ供閱スヘシ

第五章 編纂及保存

第三十七條 完結シタル甲類文書ハ主務局課ニ於テ編纂類別及保存期間ヲ記入ノ上關係文書ト共ニ遲滞ナク之ヲ文書課ニ引繼クヘシ

前項ノ文書ハ文書課ニ於テ其ノ整否、編纂類別並保存期間ノ當否ヲ查閱シ其ノ不備又ハ不當ト認ムルモノハ主務局課ニ其ノ完整又ハ訂正ヲ要求スヘシ

第三十八條 引繼ヲ受ケタル文書ハ文書課ニ於テ文書記録件名簿及文書類別簿ニ記入ノ上編纂保存スヘシ

第三十九條 文書ハ府番號記入ノ日附ニ依リ曆年ヲ以テ區分スヘシ但シ會計ニ關スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四十條 文書ノ保存ハ左ノ四種トス

- 一 永久 法律、命令ノ制定又ハ改廢其ノ他例規ノ基トナルヘキ文書、職員ノ進退及歴史ノ徵考トナルヘキ文書、重大ナル工事ニ關スル文書及訴訟裁決其ノ他重要ナル處分ニ關スル文書ニシテ永久保存ノ必要アリト認ムルモノ
- 二、十五年 法律、命令ノ執行ニ關シ例證ヲ舉タル内訓、指

第四十五條 文書ニシテ保存期間ヲ經過シタルトキ文書課長ハ主務局課長ニ合議ノ上總務長官ノ承認ヲ經テ之ヲ廢棄スヘシ

第四十六條 文書ヲ廢棄スルトキハ文書課ニ於テ關係帳簿ニ其ノ旨記入ノ上文書ニ廢棄ノ印ヲ捺捺シ之ヲ會計課ニ送付スヘシ但シ秘密文書ハ文書課長之ヲ燒却スヘシ

第四十七條 文書ヲ借用セムトスル者ハ文書借用票ニ記入ノ上文書課ニ申込ムヘシ但シ文書ノ借用期間ハ二十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十八條 成册著手中ノ文書及公文類纂ハ文書課ニ於テ閱覽セシムルノ外之ヲ貸付スルコトヲ得ス但シ總督又ハ總務長官ノ承認ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條 文書中特ニ重要又ハ秘密ニ係ルモノハ特別ノ方法ニ依リ編纂保存セシムルコトアルヘシ

第六章 雜 則

第五十條 文書收發件名簿、文書收發件名補助簿、親展文書配付簿、回議用紙、文書授受經過用紙、文書使送簿、郵便物及電報發送簿、文書取扱件數表、文書記録件名簿、文書類別簿、文書總目錄、文書索引及文書借用票ノ各様式、受付印ノ圖式並文書ノ編纂類別ハ別ニ之ヲ定ム

第五十一條 乙類文書ハ主務局課ニ於テ本令ニ準シ之ヲ處理スヘシ但シ文書ノ廢棄ニ付テハ主務局課長、文書課長ニ合議ノ上之

ヲ決定スヘシ

第五十二條 局課長ハ文書課長ニ合議ノ上總務長官ノ承認ヲ經テ其ノ局課限リノ文書取扱手續ヲ設クルコトヲ得

附 則

明治三十四年訓令第三百五十五號臺灣總督府處務規程ハ之ヲ廢止ス

●拓務省設置に伴ふ文書の取扱に就て 昭和六年内閣に拓務省設置せらるるや六月十日拓務大臣より總督に對シ次の如き通牒ありたり
今般拓務省設置相成候ニ付テハ爾今貴廳ヨリ内閣、宮内省、各省、會計検査院、朝鮮總督府、關東廳、樺太廳又ハ南洋廳等ニ對シ交渉ヲ要スル事項ニ付テハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外總テ當省ニ御照會(經由ノ意味ナリト云フ)相成度此段及通牒候也
本件に關しては其後七月五日に至り更に拓務次官より次の如き覆牒に接したり。(一七四頁參照)

從來當府、總督、總務長官、各局課長等ヨリ多クノ場合内閣拓殖局ヲ經由シ直接各省大臣、次官、各都局長等宛照會致居候處此ノ如キ場合ハ今後直接拓務省宛照會相成度從テ内閣拓殖局當時トハ異リタル取扱ヲ要スル次第ニ候
追テ交渉ヲ要スル事項トハ例ヘハ外國旅費規則第十三條ノ場合ノ如ク法令ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外當府ヨリ各省其ノ他ニ對シ交渉ヲ要スル一切ノ事項ヲ指稱スルモノニ有之申添候

拓務省宛電報には番號を附すべし 更に同月二十七日に至り同省宛電報には電文中必ず番號を記入相成度旨拓務次官より通牒し來りたり。

●警務報告は二通送附すべし 昭和四年七月拓務省大臣官房文書課長は警務局長に對し警務報告書は從來一通宛送付を受け居たるも事務處理上必要あるを以て都合叶はゞ、二通宛送付相成度旨依頼越したるを以て此旨局内各課長へ周知したり。

●警察事故報告は速に爲すべし 昭和六年二月二十一日警務局長より各州知事及廳長に對シ次の如く通牒せられたり。

警察事務報告ニ關スル件

最近警察事務報告ニ關シ急ヲ要スル通報々告事項ニシテ其ノ報告往々遅延シ又ハ報告漏レトナルモノ有之爲ニ事務處理上大ナル支障ヲ來スコト渺カラス候條自今一層部下ヲ督勵シ其ノ都度時機ヲ失セス電信電話ヲ以テ敏速報告方特ニ御注意相成度右通牒ス

●警務局文書取扱規則改定 大正十三年に定められたる警務局文書取扱規則(一七七頁)は其後總督府文書取扱規程改定其他の理由に依り改正を要するもの多かりしが昭和六年十一月に至り次の如く局議を以て決定したり之が改正理由及改正要點を掲げば次の如きものなり。

一、總督府文書取扱規程は昭和二年七月全部改正せられたるも之が細則に相當する警務局文書取扱規則は大正十三年三月の制定に係り條文重複せる點其他取扱上改正を要するもの尠かり。

らざるに依り同細則の全部を改正し文書取扱上の統一を期せんとす改正の要點を掲ぐれば左の如し

- 一、各課に於て發議又は回答したる事項にして警察法規に登載又は之が改廢を要するものは其の都度寫を文書主任に送付せしめ以て法規加除訂正の完整迅速を期すべく新に規定を設けたること(第六條)
- 二、各課文書記號に關しては何等規定なかりしを以て新に規定を設けたること(第二十五條)
- 三、定例ある發送文書の例文九種ありしを六種に減したり(第十五條)
- 四、收發件名補助簿二種規定されあるも其の必要なきを以て一種に減したり(第二十二條)
- 五、府文書取扱規程に規定されたる事項又は極めて微細煩雜に涉る事項は之を削除せり
- 六、舊規程中用語又は簿册名にして府文書取扱規程と異なるものは之を統一改正せり
- 七、條文の前後の入替を行ひ規程の體裁を整へ且該當事項の索出に便ならしめたり
- 八、現行規程第七條に依れば局内に於ても他課に合議を要し又は局長の決裁を受くべき文書は一應文書主任の手を經ることとなり居たるを事務簡捷を圖る一助として局内に於ては直接各課より合議又は決裁を請ふことに改めたり

警務局文書取扱規則

第一章 通 則

第一章 通 則

第一條 警務局ニ於ケル文書ノ取扱ハ別ニ定アルモノヲ除クノ外本細則ニ依ルヘシ

第二條 文書ハ之ヲ普通、親展及高等警察ニ區別シ普通文書ノ收發及整理ニ關スル事務ヲ取扱ハシムル爲メ警務課ニ文書主任ヲ置ク親展及高等警察ニ屬スル文書ハ各主務課(庶務係ヲ含ム以下之ニ做フ)ニ於テ主任者ヲ定メ之カ收發及整理ニ任セシムヘシ

第三條 凡ソ警務局ニ到達スル普通文書ハ警務課ニ接受シテ開封シ第十七條乃至第二十二條ノ手續ヲ爲スヘシ、親展及高等警察ニ屬スル文書ハ各主務課擔任者ニ於テ本細則ノ規定ニ準シ之ヲ處理スヘシ

第四條 前條ノ文書中受領スヘカラサルモノアルトキハ文書主任、親展及高等警察ニ屬スル文書ハ各其ノ擔任者ニ於テ直ニ返却ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 法令、例規其ノ他書類簿册ノ加除訂正ヲ要スルモノハ各主務課擔任者ニ於テ速カニ其ノ手續ヲ爲シ欄外餘白ニ其ノ旨朱書スヘシ

第六條 各課ニ於テ發議シタル文書ニシテ警察法規ニ登載ヲ要スルモノハ其ノ都度寫二通ヲ調製シ文書主任ニ交付スヘシ

第二章 起案及處理

第七條 各課長ハ局長ヨリ事務ノ處理方策ヲ受ケ又ハ文書ノ配布ヲ受ケタルトキハ親ラ掌理スヘキノ外各掛主任者ヲシテ之カ處

第一章 通 則

理案ヲ起草セシムヘシ

第八條 局内ニ於テ審査ヲ了ヘタル普通文書ニシテ他局及官房各課ニ合議スヘキ文書ハ總テ之ヲ文書主任ニ回付スヘシ
事ノ重要又ハ急速ヲ要スルモノハ主務課ヨリ直ニ關係局、課ニ合議ヲ了シ決裁ヲ受ケ施行濟ノ上文書主任ニ回付スルコトヲ得
第九條 凡ソ文書ハ處理ノ期間アルモノハ期限内ニ其ノ他ハ各課ニ接受シタル日ヨリ二日以内ニ之ヲ處理スヘシ若シ調査其ノ他ノ爲之ニ據リ難キトキハ擔任者ハ其ノ日數ヲ定メテ課長ノ承認ヲ受クヘシ

第十條 電信電話ニ依ル照復ハ電信、電話用紙ニ起草又ハ録取シ文書ノ例ニ準シ處理スヘシ

第十一條 照會書ニシテ特ニ原紙ノ保存ヲ要セサルモノハ附箋ニ其ノ要領ヲ記入シ決裁ヲ經テ回答スルコトヲ得

第十二條 文書ニ添付又ハ附隨シテ發送スヘキ別紙圖表又ハ別包等ハ總テ主務課ニ於テ淨書調製シ原議ト共ニ文書主任ニ交付スヘシ

第十三條 處務規程第六條乃至第八條ニ依リ課長限リ施行スヘキ照會、回答等ニシテ事ノ輕易ナルモノハ起案ノ際便宜炭酸紙ニテ複寫シ淨書ヲ省略スルコトヲ得

第十四條 前條ノ原議書ハ總督、總務長官又ハ警務局長名ノ下ニ「委任」ノ文字ヲ朱書スヘシ

第十五條 定例アル發送文書ハ左ノ例文ニ依ルヘシ

第一例文

年月日
臺灣總督府警務局
何州(廳)御中
警何第何號
何々不備ノ點調査方照會
別紙附箋(何)葉ノ廉調査ノ上附箋ノ儘直ニ提出相成度候

第二例文

年月日
臺灣總督府警務局
何州(廳)御中
警何第何號
(件名ヲ略ス)
本件ハ貴州(廳)御主管ニ屬スルモノト認メ候ニ付移牒ス

第三例文

年月日
臺灣總督府警務局
何州(廳)御中
警何第何號
第何回督促
左記ノ件至急回答(又ハ報告)相成度候
一、何々ノ件
一、何々ノ件

第四例文

年月日
臺灣總督府警務局長
何州知事(廳長)殿
警何第何號
物品保管轉換ノ件照會
別記ノ物品保管轉換セシメ候條貴州(廳)責任官吏ヨリ當局物品會計官吏屬(警部)何某宛領收證ヲ發シ御回付相成度

第五例文

年月日
臺灣總督府警務局長
何州知事(宛長)殿
警何第何號
保管轉換物品領收ノ件
年月 日附第 號ヲ以テ保管轉換相成候物品到着ニ付當局責任官吏ノ領收證別紙ノ通
右回付ス

第六例文

年月日
臺灣總督府警務局長
何州知事(廳長)殿
警何第何號
年月 日附警何第 號ヲ以テ進達相成候 提出
免許證 願ニ對シ別紙免許證及送附候條本人へ交付相成度
右通牒ス

第十六條 必ラスシモ書類ヲ要セサル輕易ナル事項ハ努メテ口頭又ハ電話ニテ處辨スヘシ

第三章 收受及發送

第十七條 收受文書ハ總テ收發件名簿ニ登載シ餘白ニ受付印ヲ押捺シ逐次番號ヲ附シテ各主務課長ニ配付スヘシ但シ重要ト認ムル文書ハ收發件名簿ニ登載前之ヲ配付シ主務課長ヨリ局長ノ査閱ニ供シタル後本文ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條 收發文書ノ番號ハ毎年一月ニ起リ十二月ニ止ム但シ同一事件ハ其ノ終結ニ至ルマテ同一番號ヲ用ヒ「一、二、三」ヲ以テ之ヲ細別スヘシ
事件未決ノ儘年度ヲ經過シタルトキハ新番號ニ受付收發件名簿記事欄ニ其ノ旨記載シ相互ノ連絡ヲ保ツヘシ

- 第十九條 收受文書中親展ノ記號アルモノハ封緘ノ儘宛名ノ者ニ交付シ總務總務長官若ハ府宛ノモノハ文書課ニ移送スヘシ
- 第二十條 金品ノ添付アル文書ハ收發件名簿記事欄ニ金高、品目、員數等ヲ朱記シ收受者ノ認印ヲ徵スヘシ
- 第二十一條 官報、府報、州、廳報、市報等ハ欄外ニ受付印ヲ押捺シ各課ニ配付スヘシ
- 第二十二條 定期報告書類ハ收發件名補助簿ニ臨時報又ハ追報、回答書ハ收發件名簿記事欄ニ登載シ各取扱主務者ニ配付スヘシ
- 第二十三條 文書主任局内ノ審議ヲ了ヘタル文書ニシテ總督、總務長官ノ決裁又ハ審議室事務官ノ審議ヲ要スル文書ヲ受ケタルトキハ直ニ文書課ニ他局課ニ合議又ハ移送ヲ要スル文書ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第二十四條 決裁済ノ文書ニシテ發送ヲ要スルモノハ文書主任之ヲ淨書校正シ原議及正本ニ發送番號及年月日ヲ記入シ契印ヲ施シ收發件名簿ノ記號ト照校ノ上發送スヘシ
- 總督、總務長官又ハ府名ヲ以テスル文書ハ前項ニ依ラス原議ヲ文書課ニ移スヘシ
- 第二十五條 發送文書ハ番號ノ上ニ左ノ區分ニ依リ記號ヲ冠スヘシ
 - 一、親展文書 警々親
 - 二、庶務係文書 警々庶
 - 三、警務課警務及經理掛文書 警々甲

- 四、警務課行政司法掛文書 警々乙
- 五、保安課圖書掛文書 警 圖 祕
- 六、保安課高等及特別高等掛文書 警 高 祕
- 七、理蕃課文書 警 理
- 八、衛生課文書 警 衛
- 第二十六條 文書ノ淨書ハ楷、行二體ヲ限リ明瞭ニ記スヘシ其ノ字句ヲ改削シタルトキハ文書主任之ニ檢印スヘシ
- 第二十七條 使丁其ノ他ニ依リ發送スル文書及金品ハ文書送達簿ニ依リ受授スヘシ
- 第二十八條 發送文書ハ封皮ノ左肩ニ警印ヲ押捺シ尙親展文書ニハ「親展」、高等警察ニ屬スルモノハ「高祕」ヲ押捺スヘシ但シ發送先ノ同一ナルモノハ總テ合封スヘシ其ノ親展文書ヲ同封シタルトキハ封皮ニ「親展書在中」ト朱書スヘシ
- 第四章 整理及保存
- 第二十九條 文書及簿冊ハ各課ニ於テ主任者ヲ定メ整理保存ニ任セシムヘシ
- 第三十條 事件終了ノ文書ハ欄外ニ完結月日及編纂種目ヲ朱書シ文書主任ニ回付スヘシ
- 第三十一條 文書主任前條ノ文書ヲ受ケタルトキハ收發件名簿ニ記入シ「總務」ノ記號アルモノハ一括シテ文書課ニ移シ其ノ他ハ左ノ事項ヲ點檢シタル後各擔任者ニ返付スヘシ
 - 一、處理ノ手續履行ノ有無

二、關係文書整理ノ有無

- 三、保存期間及類別ノ當否
- 第三十二條 文書ハ編纂ノ時期迄各主任者ニ於テ保管シ事件終了後月日順ニ依リ整頓一括シテ假綴トナスヘシ
- 第三十三條 完結文書ハ翌年二月迄ニ一箇年又ハ一箇年度（官報ハ一箇月）分ヲ一冊トシテ編綴シ表紙ヲ附スヘシ但シ執務上ノ便宜ニ由ルカ又ハ紙數多キモノハ厚サ四寸ヲ限度トシテ之ヲ數冊ニ別チ紙數少キモノハ保存期限ノ相同キモノト共ニ合綴シ其永久保存ニ係ルモノハ之ヲ數年要用スルヲ妨ケス
- 會計經理ニ關スル文書及蕃童教育ニ關スル文書ハ翌年六月迄ニ前二項ニ依リ處理スヘシ
- 第三十四條 前條ニ依リ一種ヲ數冊ニ分チタルトキハ表紙簿冊番號欄ニ之ヲ表記シ數種ヲ合冊シタルトキハ其ノ種目ヲ列記シ猶ホ口座ヲ別チ見出ヲ附スヘシ
- 第三十五條 文書ノ編綴ハ收發又ハ施行ノ日附順ニ依リ最初ノモノヲ初トシ終結ノモノヲ末尾トスヘシ
- 但シ統計文書ハ其ノ表順ニ依ル
- 第三十六條 從タル文書ハ主タル文書ニ合綴スルモノトス但シ主從ノ別ナクシテ事件相關聯スルモノハ各別ニ編綴スヘシト雖モ他日參照ヲ要スト認ムルモノハ其ノ欄外ニ關係文書ノ所在ヲ朱記スヘシ
- 第三十七條 編纂文書ニハ一件書類ノ起原ヲ以テ編首ニ索引ヲ附

スヘシ但シ短期保存ノ文書ニシテ將來參照ヲ要セスト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 第三十八條 索引ニ記載シタル文書ニシテ其ノ編綴ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ年月日及事由ヲ摘要欄ニ朱書スヘシ
- 第三十九條 臨時ニ起ル事件ニシテ重要ナルモノハ特ニ其ノ事件限リ別冊ト爲スコトヲ得、但シ保存期限ハ其ノ都度裁定ヲ受ケヘシ
- 第四十條 高等警察關係以外ノ編纂文書及簿冊目錄ヲ警務課ニ備ヘ之ニ登錄スヘシ
- 前項ノ目錄ハ永久保存及有期保存ニ區別シ口座ヲ設ケ見出ヲ附シテ編冊シ文書編纂又ハ廢棄ノ都度之ヲ相當欄ニ記入スヘシ
- 第四十一條 編纂文書ハ曆年毎ニ區別シ倉庫其ノ他ノ場所ニ格納シ散逸汚損等ノ虞ナカラシムヘシ
- 第四十二條 編纂文書ノ分類及保存期限ハ附錄文書保存期限表ニ依リ翌年一月ヨリ起算スルモノトス、但シ會計經理及蕃童教育ニ關スルモノハ翌年四月ヨリ起算ス
- 第五章 雜 則
- 第四十三條 收發件名簿、同補助簿、送達簿、原議用紙、電信（電話）用紙、文書索引、簿冊目錄、簿冊表紙ノ各樣式ハ別ニ之ヲ定ム（註、本沿革誌編纂ノ時に至るまで別に定めたるものなし）
- 附 則
- 大正十三年三月局決定警務局文書取扱細則ハ之ヲ廢止ス

附錄 文書及簿册保存有限表

(一) 記錄簿册保存期限表

主務課	簿册番號	種目	期限	摘要
各課	一	出張内申簿	二年	
同	二	出張命令簿	五年	
同	三	代理指定簿	二年	
庶務係	四	位勸臺帳	二年	
同	五	辭令通知簿	永久	
同	六	出勤簿	五年	
同	七	賜暇臺帳	永久	
警務課	八	簿册目錄	永久	
同	九	送達簿	二年	
同	一〇	職員名簿	永久	
同	一一	辭令簿	永久	
同	一二	宿所名簿	五年	
同	一三	宿直日誌	五年	
同	一四	宿直通知簿	一年	
同	一五	勤務演習簡閱點呼免除者名簿	五年	
同	一六	圖書整理簿	永久	

警務課	簿册番號	種目	期限	摘要
同	一七	圖書貸與簿	三年	
同	一八	巡查及警手請願配置簿	五年	
同	一九	收發件名簿	同	
同	二〇	收發件名補助簿	三年	
同	二一	合議件名簿	五年	甲、乙、丙ニ區別各別册トス
同	二二	保團原圖一覽表	永久	二分ノ一、五分ノ一、十萬分ノ一各別册トス
同	二三	電話工事認可簿	同	
同	二四	同線別原簿	同	
同	二五	電話同線圖	同	
同	二六	逓信部電信同線圖	三年	
同	二七	逓信部電話同線圖	同	
同	二八	電話工事費精算簿	永久	
同	二九	給貸與品臺帳	同	
同	三〇	給貸與品受拂簿	十年	
同	三一	物品貸與簿	五年	
同	三二	俸給臺帳	十年	右肩ニ「國庫」又ハ「地方廳費支辨」ト朱書ヲ要ス
同	三三	義務貯金送付簿	同	
同	三四	現金交付簿	同	
同	三五	總督府配賦豫算差引簿	五年	
同	三六	警察費豫算差引簿	十五年	
同	三七	豫算書	永久	

警務課	簿册番號	種目	期限	摘要
同	三八	豫算配賦明細書	永久	
同	三九	豫算事件簿	十年	
同	四〇	蕃地假設建物臺帳	永久	
同	四一	請願巡查及警手臺帳	同	
同	四二	警運線臺帳	同	
同	四三	原動機臺帳	同	
同	四四	強制就業浮浪者名簿	同	
同	四五	定住及就業戒告者名簿	同	
同	四六	銃砲火藥類所持者臺帳	同	
同	四七	銃砲販賣營業者臺帳	同	
同	四八	銃砲火藥類讓受渡、輸出入移出入許可簿	同	
同	四九	火藥類取扱人臺帳	同	
同	五〇	同作業主任者臺帳	同	
同	五一	銃砲類製造者臺帳	同	
衛生課	五二	阿片統計臺帳	同	
同	五三	醫院職員考查表	同	
同	五四	醫籍齒科醫籍簿	同	
同	五五	藥劑師免許證下付簿	同	
同	五六	公醫名簿	同	
同	五七	藥品受拂簿	五年	
同	五八	圖書配付簿	同	

右肩ニ「備品外」ト朱書スヘシ

警務課	簿册番號	種目	期限	摘要
衛生課	五九	備品貸出簿	五年	府費調査費
同	六〇	マラリア防退施行臺帳	永久	
同	六一	傳染病日報記入簿	同	
理蕃課	六二	撫育臺帳	同	
同	六三	駐在所臺帳	同	
同	六四	蕃童教育所臺帳	同	
同	六五	上級學校在學蕃童臺帳	同	
同	六六	銃器配備臺帳	同	
同	六七	彈藥配備臺帳	同	
同	六八	給料支給臺帳	十年	
同	六九	豫算差引簿	十五年	
同	七〇	物品出納補助簿	十年	
同	七一	銃器内譯簿	同	
同	七二	彈藥内譯簿	同	
同	七三	作業工程簿	五年	
同	七四	日誌	永久	
同	七五	備人名簿	三年	
同	七六	備人出勤簿	五年	
警務課	七七	警察職員賞罰調査簿	同	

第一章 通則

(二) 編纂書類保存期限表

主務課	番書類	種目	期限	摘要
各課	一	官報綴	永久	
同	二	府報綴	同	
同	三	例規綴	同	
同	四	統計諸表編	同	
同	五	統計資料編	五年	
同	六	諸官衙往復書類編	同	
同	七	雜書綴	同	
同	八	州報綴	同	
同	九	廳報綴	同	
同	一〇	市報綴	同	
同	一一	職員願屆綴	三年	
同	一二	出張發着屆綴	一年	
同	一三	親展書類編	十年	府、地方ニ分ツ
同	一四	職員履歷書類	永久	
同	一五	退職者履歷書類	同	
同	一六	勤務演習簡閱點呼	十五年	
同	一七	免除者採報點呼	同	
同	一八	免除者採報點呼	同	

番書類	種目	期限	摘要
一八	勤員計劃ニ關スル書類	永久	
一九	兵籍ニ關スル綴	十五年	
二〇	警察機關配置ニ關スル書類	同	
二一	警察職員配置ニ關スル書類	同	
二二	警察職員配置ニ關スル書類	同	
二三	給與ニ關スル關係書類	同	
二四	給與ニ關スル關係書類	同	
二五	警察講習所關係書類	同	
二六	練習所關係書類編	同	
二七	復命書類編	同	
二八	警察會議關係書類	同	
二九	警察講習教養ニ關スル書類	同	
三〇	警察施設ニ關スル書類	同	
三一	警察職員ノ犯罪ニ關スル書類	同	
三二	請願巡查配置ニ關スル書類	同	
三三	警衛ニ關スル書類	同	
三四	巡視報告書類編	同	
三五	工手工夫公傷關係書類	同	
三六	保守材料配備ニ關スル書類	同	
三七	電話修理關係書類	同	
三八	電話工事書類編	十年	

府、地方ニ分ツ

第一章 通則

番書類	種目	期限
三九	電話費豫算關係書類	永久
四〇	線路明細書類	同
四一	電話線路里程及材料調書綴	五年
四二	修繕備入ニ關スル書類	十年
四三	物品運搬原簿綴	同
四四	土地建物船舶關係書類	同
四五	巡查以下給貸與品關係書類	五年
四六	郵便切手關係書類	十年
四七	給貸與品關係書類	五年
四八	物品出納證書書類	十年
四九	物品受入證書書類	同
五〇	物品拂出證書書類	同
五一	倉入通知書類	同
五二	倉出通知書類	同
五三	物品貸與借用證書書類	五年
五四	給與計算書類	十年
五五	諸領收證綴	同
五六	義務貯金拂戻關係書類	同
五七	義務貯金者異動關係書類	同
五八	義務貯金拂込書類	五年
五九	義務貯金拂込領收證綴	十年

番書類	種目	期限
六〇	宿直食料仕拂明細書類	五年
六一	控除金關係書類編	同
六二	給與金計算書類	十年
六三	國庫豫算要求書類	永久
六四	同要求關係書類綴	十年
六五	同營繕工事豫算要求書類	十五年
六六	國庫豫算配賦増減關係書類	同
六七	同諸支出金豫算配賦關係書類	同
六八	豫算關係書類編	同
六九	豫算資料綴	同
七〇	決算書類編	同
七一	現員現給調書書類	十年
七二	巡查非番勤務手當會計檢査簿支辨關係書類	永久
七三	同指定地僻地關係書類	永久
七四	同指定地僻地關係書類	同
七五	同指定地僻地關係書類	同
七六	同指定地僻地關係書類	同
七七	同指定地僻地關係書類	同
七八	同指定地僻地關係書類	同
七九	同指定地僻地關係書類	同
八〇	同指定地僻地關係書類	同

警務課	八二	請願巡査警手費用	十年
同	八一	徵收報告書綴	同
同	八二	賞與關係書類編	同
同	八三	銃器火藥類及危險	同
同	八四	物ニ關スル書類編	同
同	八五	風水火災ニ關スル	同
同	八六	交通關係書類編	同
同	八七	諸營業ニ關スル書	同
同	八八	浮浪者ニ關スル書	同
同	八九	保甲壯丁團ニ關ス	同
同	九〇	公安警察ニ關スル	同
同	九一	行政捜査ニ關スル	同
同	九二	刑罰捜査ニ關スル	同
同	九三	犯罪檢舉ニ關スル	同
同	九四	留置人關係書類編	同
同	九五	戸口編入ニ關スル	同
同	九六	清造貨紙幣ニ關ス	同
同	九七	中央研究會諮詢關	同
同	九八	係書類編	同
同	九九	阿片國際聯盟關係	同
同	一〇〇	書類編	同
同	一〇一	獸畜衛生書類編	同

衛生課	一〇一	醫院職員關係書類	十年
同	一〇二	對支文化事業關係	同
同	一〇三	日本入協會補助關	同
同	一〇四	對岸醫院經費補助	同
同	一〇五	關稅營繕工事要求	同
同	一〇六	醫務豫算關係書類	同
同	一〇七	中央衛生會人事關	同
同	一〇八	地方病傳染病調查	同
同	一〇九	會人事關係書類編	同
同	一一〇	圖書印刷ニ關スル	同
同	一一一	衛生費支出決裁書	同
同	一一二	衛生費豫算關係書	同
同	一一三	マリア防遏ニ關	同
同	一一四	流行病風土病關係	同
同	一一五	傳染病防遏ニ關ス	同
同	一一六	海港檢疫關係書類	同
同	一一七	船舶鼠成績綴	同
同	一一八	蕃情報告綴	同
同	一一九	搜索隊關係書類編	同
同	一二〇	蕃地災害關係書類	同

醫院別ニ區別スルコトヲ得

府費及地方費ニ區別ス

「港務所」臨時海港檢疫所「臨時地方費」ニ區別スルコトヲ得

理蕃課	一一一	整備關係調查書類	永久
同	一一二	蕃地配置關係書類	同
同	一一三	蕃地道路ニ關スル	同
同	一一四	蕃地假建設物關係	同
同	一一五	理蕃關係認可書類	同
同	一一六	理蕃關係豫算書類	同
同	一一七	親展書類編	同
同	一一八	慰問關係書類編	同
同	一二九	授產關係書類編	同
同	一三〇	土地森林ニ關スル	同
同	一三一	撫育機關新設開廢	同
同	一三二	撫育關係調查書類	同
同	一三三	醫療機關ニ關スル	同
同	一三四	蕃地衛生關係書類	同
同	一三五	編上級學校在學蕃童	同
同	一三六	蕃童教育ニ關スル	同
同	一三七	蕃人感化ニ關スル	同
同	一三八	蕃人移住關係書類	同
同	一三九	蕃人移住關係書類	同
同	一四〇	銃器彈藥處分ニ關	同

水田水路關係
養蠶牧畜關係其他
甲、乙ニ區分スルコトヲ得

理蕃課	一四一	銃器彈藥貸與關係	五年
同	一四二	物品拂出證書書類	同
同	一四三	物品受入證書書類	同
同	一四四	物品購入原議綴	同
同	一四五	作業關係書類編	同
同	一四六	兵器彈藥運搬原議	同
同	一四七	給料仕譯書綴	同
同	一四八	豫算關係書類編	同
同	一四九	蕃人調査關係書類	同
同	一五〇	蕃人所要地調査關	同
同	一五一	蕃人所要地調査狀	同
同	一五二	況報告綴	同

●警務要覽の作製を統一せしむ 昭和七年十月三日警務局長は各州知事廳長に次の如き通牒を發して警務要覽の作製に統一を期せしめたり。

警務要覽作製ニ關スル件

例年各州廳ニ於テ刊行セラルル警務要覽ハ記載事項發行時期等區々ニ涉リ之ヲ統一スルトキハ比較對照其ノ他利便トスル所不抄ト思料候條爾今左記ニ依リ毎年刊行スルコトト御取計相成度右通牒

一、刊行ノ時期

毎年六月末迄ニ前年(會計ニ關スルモノハ前年度)ノ事實ニ付
刊行スルコト

二、登載事項

- (イ) 別紙(省署)順序ニ依ル
- (ロ) 各統計ノ末尾ニハ成ルヘク最近五箇年中ノ數ヲ掲記シ比
較ニ便ナラシムルコト
- (ハ) 別紙記載事項以外ニ於テ參考ト認ムル統計アルトキハ適
宜相當欄ニ登載スルコトヲ得

三、體裁様式

登載事項配列ハ縱横書隨意トスルモ成ルヘク携帯ニ便ナラシ
ムルコト

四、刊行ノ都度當局及他州廳(送付)ノ件

尙六年(度)事實ニシテ本通牒ニヨル統計困難ナルモノニ付テ
ハ本年(度)ニ限り省略スルコトヲ得

四 警察ニ關スル法令(重要ナル示達ヲ含ム)ノ發布及改正

五 法令實施ノ狀況

六 施設シタル事項及其ノ顛末

七 經理及調度ニ關スル事項

八 地方衛生狀況

九 傳染病及地方病ノ狀況

一〇 民情風俗ノ變遷

一一 産業ノ盛衰及人民衆散ノ狀況

一二 其ノ他警察上參考トナルヘキ事項

第四條 警察沿革誌ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

一 行文ハ簡明ヲ旨トシ各事項ニ涉リテ其要領ヲ逸セサルコト

二 記事ハ經理及調度ニ關スル事項ハ會計年度其他ハ曆年度ヲ

以テ編年體ニ記述シ必要ト認ムルトキハ圖又ハ表ヲ添付ス

ルコト但シ特殊ノ事項ハ記事本末體ニ記述スルコトヲ得

三 用紙ハ美濃罫紙(十三行)ヲ用ヒ字體ハ楷書片假名交リ文一

行二十字詰トシ文字ヲ改竄スルコトヲ得ス若シ挿入削除及

欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ヲ續ミ得ヘキ爲字體ヲ存シ

其挿入削除シタル字數ヲ欄外ニ記載スルコト

四 編冊ハ先ツ假綴トシ校正ヲ經タル後厚サ約一寸二分乃至一

寸五分トシ卷首ニ目錄ヲ付シ丁數ヲ記入シテ之ヲ裝釘スル

コト之カ爲ニハ一箇年分ヲ數冊ニ分割シ若ハ數年分ヲ合冊

付 警察沿革誌に關する事項

●地方警察沿革誌編纂規程を定む 本島の警察は特殊の組織を爲し
諸多の特色を有するを以て其の沿革を記録に存し他日の參考に供し
若は調査の資料として保存するの必要なるは論を俟たず之を以て明
治三十年制定せる各廳警察處務細則中には既に各廳に於て警察沿革
誌を編纂し之を備付くべき旨定めありたるも、其の編纂及取扱方に
一定の準據すべきもの無之爲に其の編纂も區々に流れるのみなら
ず自然等閑に付す向もありとして、明治三十七年九月内訓第三十二
號を以て編纂規程次の如く定められたり。

警察沿革誌編纂規程

第一條 廳及支廳ニ在テハ本規程ニ依リ警察沿革誌ヲ編纂スヘシ

第二條 廳長ハ警察沿革誌編纂ノ事務ヲ擔任セシムル爲メ主任又

ハ補助(委員又ハ補助員)ヲ命シ其官氏名ヲ臺灣總督ニ報告スヘ

シ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

第三條 警察沿革誌ハ左ノ各號ニ就キ本島領有以來ノ沿革ヲ記述

シ將來引續キ之ヲ編次スヘシ但シ本島領有以前ノ事項ニ就テモ

照顧上適宜記述スルコトヲ要ス

一 警察官署ノ構成及權限

二 警察官署ノ設置廢止分官及管轄區域

三 職員ノ配置及其ノ重ナル者ノ任免異動

スルコトヲ得

五 編冊ニハ編冊主任及補助(委員及補助員)ヲシテ記名捺印セ

シムルコト

第五條 廳長ハ毎年編纂シタル警察沿革誌ヲ翌年八月三十一日マ

テニ臺灣總督ニ進達スヘシ

支廳長ハ前項ノ例ニ依リ翌年六月三十日マテニ之ヲ廳長ニ進達

スヘシ

大正六年の一部改正 事務簡捷の理由に依り大正六年十二月内訓第
十號を以て右規程中一部次の如く改正せられ事務簡捷の爲め廳長の
編纂したる沿革誌進達の平綴を廢せられたり。

第二條 廳長ハ警察沿革誌編纂事務ヲ擔任セシムル爲メ主任又ハ補

助(委員又ハ補助員)ヲ置クヘシ

第五條 支廳長ハ毎年編纂シタル警察沿革誌ヲ翌年六月三十日迄

ニ廳長ニ進達スヘシ

大正十四年十月の一部改正 同月内訓第十號を以て次の如く改正せ

られたり。改正理由として述べられたる所は

一、警察沿革誌は所謂警察の歴史にして現在及將來に於ける各般

の施設計畫上最も重要なものなり然るに現行規程は單に州

廳沿革誌編纂を要求するのみにして之を全島的に統合編纂す

ヘキ何等の規定存せず從て府には未だ全島を通して警察の

歴史的記述の徴すヘキものを以て規程の改正を行ひ警察

局に於ても編纂責任者を設け將來之か編纂に従事せしむると同時に過去に遡り之か完成を期せむとす

二、現行規程は警察署、郡役所及支廳に在りても沿革誌を編纂すへきを規定するも此は主として州廳編纂の沿革誌參考資料たるに止り手数を要する割合に比し實益渺きを以て之を廢せむとす蓋し州廳沿革誌編纂上別に必要ありとせば其の必要の程度に應じ材料を蒐集すること敢て困難ならずと認むるを以てなり

三、編纂すへき事項は大體に於て現行規程に依りたるも新たに「著名なる發生事件」「理蕃狀況」「住民の生活狀況」なる三事項を附加し兼て一部字句の修正を行ひたり

とあり再び廳長に其の編纂する沿革誌を總督府に提出せしむることとなりたり。

第一條 臺灣總督府警務局、州及廳ニ在テハ本規程ニ依リ警察沿革誌ヲ編纂スヘシ

第二條 臺灣總督府警務局、州及廳ニ警察沿革誌編纂主任ヲ置テ警務局長、知事及廳長ハ其ノ部下官吏中ヨリ警察沿革誌編纂主任ヲ命ス且必要アリト認ムルトキハ其ノ下ニ補助員ヲ置クコトヲ得

第三條 警察沿革誌ハ左ノ各號ニ就キ之ヲ編纂スヘシ但シ警務局ニ在リテハ州及廳ノ沿革誌ヲ基礎トシ之ヲ總括スヘシ

如し

警察沿革誌編纂ニ關スル件

大正十四年十月二十一日内訓第十號ヲ以テ警察沿革誌編纂規程中改正相成候處御承知ノ如ク沿革誌ハ所謂警察ノ歴史ニシテ現在及將來ニ於ケル各般ノ施設計畫上極メテ重要ナルモノニ屬スルヲ以テ之カ編纂ニ當リテハ特ニ責任者ノ人選ニ意ヲ拂フト同時ニ常ニ周到ナル準備ト共ニ犀利ノ觀察ヲ遂ケ各種警察ノ重要ナル出來事ハ勿論警察ニ關係ヲ有シ將來ノ參考トナルヘキ事項ハ細大之ヲ輯録シ荷モ遺漏ナキ様御配意相成度右通牒ス

臺灣總督府警察沿革誌編纂に至る経緯

各州廳に於ける警察沿革誌は右規程の定められたる所に依り逐年編纂總督府に進達し來れるも其の内容は必ずしも充實を以て目し得ざるもの多く編纂方針其他に就て尙考究を要する點なしとせず。一面警務局に於ける沿革誌の編纂に就ては曾て著手せられたることなきにあらざりしも資料の缺乏と、修史の業の至難なる亦事業の進捗に關する鞭撻監督の足らざる等諸般の事情錯綜し遂に其の一部をも成就するに至らずして已みたりき。偶々昭和六年藤村寛太警務課長として就任するや沿革誌編纂進捗の議起り將に著手せんとしつゝありしに俄然轉出を見後任今

一、警察機關ノ組織及權限

二、警察區劃及警察機關ノ設置及廢合

三、職員ノ配置及其ノ主ナル者ノ任免異動

四、經理及調度ニ關スル事項

五、警察ニ關スル法令(重要ナル示)ノ發布及改廢(達ヲ含ム)

六、法令實施ノ狀況

七、著名ナル發生事件

八、施設シタル事項及其ノ顛末

九、理蕃狀況

一〇、地方衛生狀況

一一、傳染病及地方病ノ狀況

一二、民情習俗ノ變遷

一三、住民ノ生活狀況

一四、産業ノ盛衰及人民ノ聚散狀況

一五 其ノ他警察上參考トナルヘキ事項

第四條 第二項中「(委員及補助員)」ヲ削ル

第五條 知事又ハ廳長ハ毎年編纂シタル警察沿革誌ヲ翌年六月三十日迄ニ總督ニ提出スヘシ

警務局長ハ毎年十二月三十一日迄ニ前年ノ警察沿革誌ヲ編纂スヘシ

之に關聯し警務局長より各州知事廳長に發せられたる通牒は次の

田卓爾之を亞き元練習所教官篤巢敷哉を起用し、之に編纂事務の一切を囑託し、籍を警察協會に置きて事務に従事せしめたるは昭和七年六月のことなりき。其後同年十一月より警務局の囑託に籍を變し雇本杉清、外に筆耕兩三名をおきて銳意事業の進捗を圖り著手一年にして第一編警察機關の構成編を脱稿し、昭和八年十二月印刷成り、直に第三編警務事務編の整理編輯に著手し爾來四箇月昭和九年四月之を脱稿するに至れり。

本沿革誌の編纂體式 内訓に示されたる編纂項目及體裁は一見整備せるが如きも、之に則して整理進達せられたる各州廳警察沿革誌の實績を検討するに、編年體なる爲めか前後の敘述、讀みに困難なるのみならず内容に時に空粗、殆ど史實を探究するの價値を有せざるものなきにあらざる。之に鑑み本總督府警察沿革誌は第一編凡例に示されたるが如く、項目を追ひて領臺當時よりの變遷を逐一追記せるものなり從て沿革誌編纂に關して發せられたる内訓と趣きを異にするは已むを得ざることに屬す。亦一箇の項目を追ふと雖も、極端に細分すること能はざるを以て大別せられたる章項の下に内容時に難然たるの感あるを免るる能はず之れ本書は一面通史たるの態を採ると同時に他面史料たるの性質を備へしむる爲め凡そ關涉ありと史料せとるゝ事項は凡て年次を追いて輯録せるものにして集載事項以外資料を求むべからざるものなり。

第二章 任免、賞罰

第一節 任 免

第一款 一般任用に関する事項

一般文官、並に警部警部補の任用に関する勅令の規程、銓衡規程其他任用に関する通牒を網羅したるも、事の全然警察に關涉なきものは之を省略し官等俸給に關しては經理篇に譲れり。

緒言

●最初の渡臺職員とその肩書 明治二十八年五月臺灣日本の領有に歸し樺山海軍中將臺灣總督に任せられ臺灣授受を兼ねて渡臺の途につくや一行の中に、辨理公使水野遵以下多數の文武官存せしことは既に第一編に敘述せる所なるが、當時之等官員には凡て陸軍省雇員の肩書を有せしめ多く大本營付として臺灣出張の形式を以て渡臺し來りたるものなり。

越えて七月六日、臺灣事務局に於ては臺灣所屬職員の身分に關し次の通り局議を決定し、大本營及陸軍省は勿論臺灣事務局へも通牒する處ありたり。

- 一 從來臺灣總督所屬職員ハ大本營御用掛ノ名義ナリシヲ今後ハ臺灣總督付トスルコト
- 一 臺灣總督所屬職員ニシテ内地ニ於テ任用スルモノハ陸軍省ニ於テ臺灣總督ノ名ヲ以テ假辭令ヲ交附シ臺灣到著ノ上總督ニ

於テ假辭令ノ日附ヲ以テ本辭令ト交換スルコト

右通牒に關しては、若干の疑義あるも「臺灣事務局決議第一項大本營御用掛ノ名義ノ者ヲ臺灣總督付トスルアル内ニハ陸軍省雇員ニシテ大本營又ハ大總督府付トナリ臺灣ニ派遣セラレタル者ヲ包含スルモノトシ凡テ臺灣總督府雇員ト稱スルモノ」と解し個々に對して假辭令書を用ひず一般的に、

陸軍省雇員ニシテ大本營付ヲ命セラレ臺灣ニ派遣セラレタル者ハ自今臺灣總督府雇員ト心得ヘシ
前項以外ノ官吏ニシテ大本營付ヲ命セラレ臺灣ニ派遣セラレタル者ハ自今臺灣總督府付ト心得ヘシ

と部内一般に通達せられたり。故に領臺當時より翌明治二十九年三月軍事組織を解かれて民政復歸に至る迄は臺灣總督府職員は凡て臺灣總督府雇員にして、唯何々職心得として事務を執りつゝありしものなり。

●清國人又は臺灣島民雇用に關する注意

明治二十八年七月六日臺北縣知事は、清國人又は臺灣島民を雇用せんとするときは曾て他の部局又は縣に雇用せられたることなきや現に雇用せられつゝあるものにあらざるかを取調べたる後にあらざれば不都合多しと何等か一般へ通牒ありたき旨稟申す。民政局長之を諒とし次の如き通牒を部内官衙へ發したり。

各局部又ハ各縣ニ於テ支那人ヲ雇入候際ハ過去又ハ現在他ノ局部

於テ保存ノ手續ヲ爲スコト

●當時の職員任免手續と銓衡規程の制定

如斯形式を以て職員身分の形式は定りたるも新規採用に就ては、本島には尙渡來するもの少く、亦適任者を得難き事情もあり、旁々七月十六日閣令第九號臺灣事務局の事務取扱に關して定められたる事項第三號にも「内地ニ於テ吏員ヲ採用シ及巡查其他ノ人員ヲ募集スルハ總督府ニ於テ直接之ヲ爲スコトヲ止メ之ヲ臺灣事務局ニ稟申シ臺灣事務局ヨリ其筋ニ移牒シテ總督府ノ需ニ應スルコト」(第一編二七二頁參照)とあり、殆ど凡てを臺灣事務局及陸軍省(明治二十八年八月軍政實施後)へ依託採用の手續を執ることとなり、假に之が照會文を一例として示さば次の如し。

總督より臺灣事務局總裁へ照會(明治二十八年九月四日)

- 左ニ列記シタル職員ハ本島鎮定後直ニ民政事務ニ從事セシムヘキ者ニ付其御令ヲ以テ撰任派遣相成度此段及請求候也
- 一、財務部長適任者 高等官 一名
- 一、收稅事務ニ熟達セル者 判任官 月俸四十圓 五十名
- 一、會計事務ニ熟達セル者 同上 月俸四十圓 二十名
- 一、林務(重ニ樟腦採)ニ從事スヘキ主任者 判任官 一名
- 一、右補助員 同上 三名
- 一、鐵務ニ從事スヘキ主任者 同上 一名
- 一、右補助員 同上 三名

縣等ニ採用ノ有無確ニ問糾シ若シ有之候ハバ一應其向へ照會候様致度幸ニ御同意ニ候ハバ豫メ陸海軍兩局へ御照會之外貴局各部等へ御通知相成置度尙又右問糾之際詐欺ノ陳述致候事他日發見候節ハ直ニ解雇ノ事ニ致置度此段併セテ及御照會候也
尙土人傭員の採用に就ては翌二十九年十月十三日總督より次の如き内訓發せられたり。

土人傭員中私ニ土匪ノ買囑ヲ受ケ又ハ之ト氣脈ヲ通シ官情ヲ漏通スル者有之哉モ難計趣相聞へ候條自今土人ヲ採用スルトキハ其身元ヲ取調フヘキハ勿論相當資産ヲ有シ身元確實ナル者ノ保證書ヲ徵スヘシ右内訓ス

●職員進退に関する事務取扱

明治二十八年七月總督は制度草創當時の職員進退事務の取扱其他に關し次の如き決裁を爲したり。

- 第一 局部ニ於テ職員ノ進退及任免ヲ要スルトキハ其族籍氏名、官等給額等ヲ記シ(初テ任用スル者ハ成ルヘク履歷書ヲ添付スルヲ要ス)局長官又ハ部長(中央會計部)之ニ檢印シテ官房秘書課ニ回付スルコト
- 官房秘書課ニ於テハ該書ニ基キ起案シ決裁ヲ得テ執行ノ手續ヲ爲スコト
- 事務分課出張巡回等モ亦此例ニ準ス但局内又ハ部内ノ事務分課ハ其局部限リ處分スルコト

第二 總督府所屬部隊ノ陸海軍人軍屬及總督府各部局ニ屬スル軍人軍屬(雇員ヲ除ク)ノ任免進退(事務分課出張巡回ノ類ハ第一項ノ例ニ依ル)ハ當分陸軍局又ハ海軍局ニ於テ起案シ官房ニ合議ノ上總督ノ決裁ヲ請フ事但此場合ニ於テハ其原議書ハ官房ニ

第二章 任免、賞罰

- 一、砂金採取監督技術官 同上 三名
- 一、商工事務ニ經歷アル者 同上 一名
- 一、農事拓殖ニ關スル技術官 同上 一名
- 一、糖業及茶業ニ經歷アル者 同上 一名

右は一切の選定を臺灣事務局へ依頼したる例なるも、中には知己其他を介して本府に直接採用を申込むものあり、身元を調査して支障なしと認むる者に對しては凡て之を任用し來りたるも其の採用方に就ては「或は前官の履歷に依り或は各人の伎倆を計り大略其の地位に就て誤なしと雖も咄嗟の際或はその履歷を詳にせず或は人物の如何を詳察せざるの類不妙」とて明治二十八年八月廿九日次の如き民政局銓衡委員規程を制定し之が慎重を期することとなりたり。

民政局銓衡委員規程

第一條 民政局ニ銓考委員ヲ置キ局員ノ進退ニ關シ局長ニ對シ銓考ノ責ニ任セシム

第二條 人事課長ニ於テ局員進退ノ議按テ起草シタルトキハ先ツ銓考委員ニ回付シ其意見ヲ求メタル後局長ニ提出スヘシ

内地ヨリ召喚新任スルモノニ就テハ召喚狀ヲ發スル前項ノ手續ヲ行フヲ要ス

第三條 銓考委員ノ意見ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ可否ノ兩意見ヲ提出ス

少數ノ意見ト雖モ提出者ニ於テ局長ノ參考ニ供スル爲局長ニ陳

述シ若クハ附箋スルヲ妨ケス

第四條 緊急ノ必要ニ依リ第二條ノ手續ヲ履行スルニ違ナカリシモノハ決行ノ後人事課長ヨリ其理由ヲ付シ銓考委員ニ回付スヘシ銓考委員ニ於テ意見アルトキハ前條ニ同シク提出シ將來ノ參考ニ供ス

第五條 局員ノ進退中一時ノ出張又ハ定規ノ結果ニ依リ叙位叙勳ヲ上奏スルノ類ハ銓考委員ニ回付スルノ限ニアラス

●軍政撤廢に際シ文官特別任用令制定せらる 明治二十九年四月一日を以て民政復歸となり總督府及地方官々々制等發布せらるゝや、同時に從來何等規定する處なかりし臺灣總督府文官の任用令を制定する要ありとなし、豫ねて總督府より稟申なしたる結果之が特別任用令三月勅令第三百三號を以て次の通り公布せられたり。之に依り當時臺灣總督府に任用する文官は凡て文官任用令に依らずして自由に任用することを認められたるなり。

臺灣總督府文官特別任用令

第一條 臺灣總督府ニ任用スル文官ハ明治二十六年勅令第八十三號文官任用令ノ規定ニ依ラス當分ノ内之ヲ任用スルコトヲ得當時施行ノ一般文官任用令 今參考に條文に所謂文官任用令を示さば次の如きものなりき。

文官任用令

第一條 奏任文官ハ別ニ任用ノ規定ヲ設クルモノノ外左ノ資格ノ

第五條 滿五年以上雇員トシ同一官廳ニ勤績シタル者ハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ直ニ其ノ官廳ノ判任文官ニ任用スルコトヲ得

第六條 本令第三條第四條及第五條其ノ他特別ノ規定ニ依リ任用セラレタル者ハ文官普通試験ヲ經ルニアラサレハ其ノ各條又ハ其ノ規程ニ指定シタル以外ノ文官ニ任用スルコトヲ得ス

第七條 文官任用及銓衡ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第八條 本令ハ明治二十六年十一月十日ヨリ施行ス(以下省略) 總督府文官の初級は別に定む 之に關聯し四月勅令第三百三十五號を以て

明治二十五年勅令第九十六號高等官々々俸給令第七條ノ規程ハ本月三十日ニ至ル迄臺灣總督府ニ任用スル高等文官ニ適用セスと發令せらる。而して指示する所の勅令第七條は次の如し。

第七條 初メテ奏任文官ニ任セラルル者ノ官等ハ六等以下トス 奏任文官ヲ勤メ退官シタル者再ヒ奏任官ニ任セラルル場合ニ於テ其官等ハ前官ノ官等以下トス但前官ノ官等七等以下ナルトキハ階シテ六等官ニ至ルコトヲ得

と。蓋し人材を優遇せんとするに出でたるものなり。右の場合更に他官廳に轉任し又は再任するときの取扱 更に之に關し五月勅令第二百七號を以て次の如く定めらる。

第一條 本年勅令第三百三十五號ニ依リ高等官五等以上ノ臺灣總督

第二章 任免、賞罰

- 一、有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス
 - 一、文官高等試験ヲ經テ其ノ合格證書ヲ有スル者
 - 二、滿三年以上高等文官ノ職ニ在リタル者但特別任用ノ規程ニ依リ在職シタル者並ニ教官技術官ノ在職年數ヲ除ク
 - 三、滿三年以上判事檢事ノ職ニ在ル者及在リタル者
- 第二條 判任文官ハ別ニ任用ノ規程ヲ設クルモノノ外左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス
- 一、文官普通試験ヲ經テ其ノ合格證書ヲ有スル者
 - 二、文官高等試験ヲ經テ其ノ合格證書ヲ有スル者
 - 三、官立公立尋常中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認メタル官立公立學校ノ卒業證書ヲ有スル者
 - 四、高等商業學校舊附屬主計學校及舊主計專修科ノ卒業證書ヲ有スル者並ニ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學又ハ經濟學ヲ教授スル私立學校ニ於テ本令施行前ニ卒業證書ヲ得タル者
 - 五、滿三年以上文官ノ職ニ在リタル者但特別任用ノ規程ニ依リ在職シタル者並ニ教官技術官ノ在職年數ヲ除ク
- 第三條 教官及技術官ハ別ニ任用ノ規程ヲ設クルモノノ外奏任官ニアリテハ文官高等試験委員、判任官ニアリテハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス
- 第四條 特別ノ學術技藝ヲ要スル行政官ハ別ニ試験ヲ用ヒス奏任官ニアリテハ文官高等試験委員、判任官ニアリテハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ教官技術官ノ内若クハ試験委員ニ於テ教官技術官タルノ資格アリト認ムルモノノ内ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得

第二章 任免、賞罰

府委任文官ニ任セラレタル者他官應ノ委任文官ニ轉任シ又ハ其ノ官ヲ退キ他官應委任文官ニ再任スル場合ニ於ケル官等ハ本令ノ規定ニ依ル

第二條 臺灣總督府委任文官ニ初任シタル者ニ在テハ高等官六等以下トス但シ臺灣總督府委任文官在職中階等シタル度數ニ應シ六等ニ對シ一等若ハ數等ヲ階殺スルコトヲ得

第三條 臺灣總督府委任文官ニ再任シタル者ニ在テハ他官應ニ於ケル前官ノ官等以下トス但シ臺灣總督府委任文官在職中階等シタル度數ニ應シ同前官ノ官等ニ對シ一等若ハ數等ヲ階殺スルコトヲ得其ノ前官官等七等以下ノ者ニ在テハ第二條ノ例ニ準ス

第四條 第二條及第三條ニ依リ他官應ノ委任文官ニ轉任又ハ再任シタル者ノ階等ニ關シテハ其ノ他官應ニ於ケル前官等在職年數及轉任又ハ退官當時ノ臺灣總督府委任文官等在職年數ヲ通算ス

職員任用標準を定む 新官制實施と共に各種の職務に従事すべき職員任用は多く東京に於て行ふの已むを得ざるに立至れるも、任用の標準及手續等に就て何等規定なきは公平を失する處あるべしとて三月二十六日之が標準を定むること次の如し。

臺灣總督府職員任用内規

第一條 此規定ハ明治二十九年四月一日以後新ニ東京ニ於テ任用スル判任官以下ニ適用スルモノトス

第八條 官歴アル者ヲ採用セントスルトキハ豫メ前ノ奉職官歴ニ照會シ差支ナキ旨ノ回答ヲ得タル後假辭令ヲ交付スルモノトス但前官應ニ打合又ハ前官應ト協議済ノ者ヲ任用スルトキハ假辭令交付ノ上照會スルモ妨ケナシ

第九條 前條ノ照會ハ左ノ書式ニヨル 現職者採用ノ照會例

貴省(廳)屬(雇)何之誰今般當府員ニ採用致度候處御差支無之候ハバ非職又ハ免職等適當御處分ノ上出向之御取計相成度此段及御照會候也

非職又ハ退職者採用ノ照會例 元貴省(廳)(非職)屬(雇)何之誰今般當府員ニ採用之積ニ候處奏職中不都合ノ廉無之候哉何分ノ儀御回答相成度此段及御照會候也

第十條 假辭令ヲ交付シタル人名ハ其都度民政局人事課長へ通知スベシ

尙同時に從來部内に於て採用中の雇員を本官其他新官制に依る任用に就て標準として民政局長より示されたるもの次の如し。

判任官採用標準

- 一 現在雇員又ハ臨時雇ハ其技能ニ依リ現給ニ不拘昇級若クハ降等ヲナシ勉メテ適實ヲ得ルコトニ注意スヘシ
- 二 陸軍通譯ニシテ月俸六拾圓以上ノモノハ雇員若クハ囑託トシテ同額以上ヲ給スルコトヲ得但八拾圓ヲ以テ最上限トス
- 三 採用スヘキ月日ハ四月一日付トス非職者ニシテ同日以後ニ於テ退官シタルモノハ其退官當日ヲ以テス

第二章 任免、賞罰

第二條 非職退官及退職ノモノハ前官相當ノ俸給ヲ超過シ任用スルコトヲ得ス

第三條 官職ニアル者ヲ任用スルトキハ其現ニ受クル所ノ俸給ヨリ一級ヲ進ムルコトヲ得

第四條 高等學校又ハ尋常中學若クハ官ニ於テ指定シタル學校又ハ慶應義塾等ヲ卒業シタル者ハ二十五圓以内ニ任用スルコトヲ得

第五條 左ノ場合ニ於テハ銓考委員ノ銓考ヲ經ルニアラサレハ任用スルコトヲ得ス

一 第二條第三條第四條ニ定メタル俸給ノ範圍ヲ超ヘ任用セントスルトキ

二 特殊ノ技藝又ハ事務熟練ヲ要シ特ニ俸給ヲ進メ任用セントスルトキ

三 官歴ナキモノヲ任用セントスルトキ

第六條 任用ノ場合ハ假辭令ヲ交付シ追テ渡臺ノ上本辭令ヲ交付スルモノトス

第七條 假辭令ハ左ノ書式ニ依ル 用紙半切罫紙

氏名
臺灣總督府
但何々
臺灣總督府屬(技手)(書記)ヲ命ス
月俸何圓ヲ給ス

判任官以下の任命辭令書式を定む 明治二十九年四月十五日總督府に於ては判任官々紀辭令式次の如く制定したり。

第一 民政局判任官官紀

(位)(勳)(爵)	氏名
(屬)	
任臺灣總督府 (技手)	
(通譯生)	
臺灣總督府	
明治 年 月 日	
府之印	

第二章 任免、賞罰
第二 同上辭令式

臺灣總督府 （通譯生）	（屬）	氏 名
臺灣總督府	（技手）	氏 名
臺灣總督府	（通譯生）	氏 名
給何級俸		
明治 年 月 日		

第三章 地方廳同上

（臺北縣）（屬）（警部）	（位）（勳）（爵）	氏 名
任（臺中縣）（技手）（監獄書記）		
（臺南縣）（通譯生）（看守長）		
給何級俸		
明治 年 月 日		

第四章 同上

臺灣總督府	何縣屬	氏 名
臺灣總督府	何縣屬	氏 名
臺灣總督府	何縣屬	氏 名
給何級俸		
明治 年 月 日		

第五章 同上

任澎湖島廳	（位）（勳）（爵）	氏 名
（警部）	（屬）	
（監獄書記）	（技手）	
（看守長）	（通譯生）	
給何級俸		
明治 年 月 日		

第二章 任免、賞罰

澎湖島廳屬
何々々 氏 名

給何級俸

明治 年 月 日

臺灣總督府

新官制に伴ふ職員の任用運る 第一編に敘述せる如く、明治二十九年三月勅令第八十八號を以て臺灣總督府條例第九十一號を以て地方官々制等公布四月一日より實施の豫定なりし處、當時民政局長水野遵在京中なりしを以て一般に任用の運に至らず四月五日民政局長代理より水野局長歸任迄は官制に依り敘任せられたる者も凡て従前の通り事務取扱ふべき旨通達し五月九日官制に基く民政局及地方廳判任官定員を定め同十四日水野局長歸任したるを以て順次本官に任用し、其の本官に任用せられざる職員若は臨時雇は凡て繼續して従前の勤務應雇員若は臨時雇に採用したり而して職員を解かれたるは病氣後送中の患者數人に過ぎざりき。

囑託雇員の任免は地方廳に委任す かくて、地方官々制に依れば、地方廳判任官と雖も民政局に於て任免事務を取扱ふべき規定なりしも多數の判任官及判任待遇者以下を包含する局部及地方廳の如き其の都度一々民政局に於て任免を爲すは事務上便宜を缺くのみならず頗る繁雜に渉る嫌あり依て月俸七十五圓以下の雇員囑託員は民政局及其の所屬官衙に於ては民政局長に、地方廳に於ては縣知事島司に其の專行を委任したり。

●勅令の規定を以て囑託雇員を置くことを認めらる 領臺當初に於て本府行政官は凡て雇員の肩書を有せしものなること既述せる所なるも當時雇員といふは現在稱する雇員とは趣きを異にし單に一時の便宜の名稱に過ぎざるものなりしが其後明治二十九年三月に至り

勅令第百二號を以て公布せられたる「囑託員及雇員使用並技師技手俸給支出ノ件」第一條に、

臺灣總督ハ俸給豫算定額内ニ於テ適宜囑託員及雇員ヲ使用スルコトヲ得

と規定せられたるが、之れ本府に始めて囑託員及雇員を採用使役することを認めたる最初の勅令なり。

以下囑託員及雇員の身分に關する取扱の變遷を輯録する處あるべし 囑託員及雇員の命免委任と其後の變遷 各應囑託員及雇員は總督に於て命免せらるべき儀なるも便宜之を民政局長及各縣知事島司に委任差支なかるべしとて明治二十九年五月訓令第十一號を以て民政局長に月俸六十圓以下の囑託員雇員は其局限り使用することを、同じく縣知事島司に對しても同趣旨のことを委任せられたり。更に八月に至り七十五圓以下の者縣知事島司限り使用差支へなき旨範圍擴張せられ前記訓令自然消滅に期したる旨通達せられたり。

而して囑託員及雇員の進退委任に關しては其後數次に亘り改定せられたり今左に之を記せん

三十圓以下の囑託雇の進退局長及課長へ委任 明治三十四年一月十一日、官房各課長及民政部各局署長へ左記事項委任せられたり。

月俸三十圓以内ノ囑託雇ヲ總督府ノ名ヲ以テ進退スルコト、但囑託ハ特別ノ技能ヲ必要トスル場合ニ限ル

尙翌三十五年四月に至り右に依る任免異動は一定の様式に依り秘書

課長へ通牒を要する旨通牒を發せられたり。但し此の通牒は明治三十七年三月二十八日限り廢止せらる。

囑託雇員の進退委任に關する通牒 明治三十八年三月人事々項改正せらるゝや秘書課長は「同令中囑託雇員ノ進退及部下職員ノ勤務分掌管内出張及除服出仕ニ關スル事項ニ付テハ何等規定セラレズ候へ共是等ノ事項ハ委任ヲ要セス當然各官衙長ノ職權ニ屬スル義ト御承知相成ヘク」と通牒する處ありたるが同月訓令第四十一號を以て

- 一、雇員俸給ハ月額三十五圓ヲ踰ユルコトヲ得ス
- 前項ノ例ニ依リ難キ場合ハ事由ヲ具シテ伺出ヘシ
- 二、本令施行ノ際ニ於ケル現職者ノ俸給月額三十五圓ヲ踰ユル者ハ爾今經伺ノ上ニアラサレハ増俸スルコトヲ得ス

と規定せらるゝ處ありたり。

明治四十三年の改正 明治四十三年三月秘書課長より左記事務警察本署長へ委任せられたる旨通牒あり。

月俸三十五圓以下ノ囑託雇員ヲ總督府ノ名ヲ以テ任免スルコト但シ囑託ハ特別ノ技能ヲ必要トスル場合ニ限ル

大正九年の改正 大正九年八月二十八日同様月俸百圓以下の囑託雇員の進退及賞與を行ふことを委任せられたる旨通牒せられたり。

●病氣缺勤九十日を踰ゆる囑託雇員は解職すべし 明治二十九年九月九日臺灣總督代理は次の如き内訓を發したり。

第二章 任免、賞罰

其應囑託員雇員ニシテ病氣ノ爲執務セサルコト九十日ヲ踰ユル者及私事ノ故障ニ由リ執務セサルコト三十日ヲ踰ユル者ハ解職スヘシ但公務ノ爲傷病ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服忌ヲ受クル者ハ此限ニ非ラス右内訓ス

●**民政局銓衡委員規程を改定す** 明治三十年六月二十六日民政局に於ては官吏の進退は全局を通し公平を維持する必要あり其の銓衡を一部の專擅に委すときは均衡を缺くの虞ありと爲し次の如き民政局銓衡委員規定を改定したり。

民政局銓衡委員規程

- 第一條 民政局ニ銓衡委員ヲ置キ民政局及民政局長ノ監督ニ屬スル各官廳ノ判任官以下職員ノ進退ニ關シ民政局長ニ對シテ銓衡ノ責ニ任セシム
- 第二條 總務部長ニ於テ判任官以下職員進退ノ案ヲ起シタルトキハ先ツ之ヲ銓衡委員ニ回付シ其意見ヲ求メタル後民政局長ニ提出スヘシ
- 内地ヨリ召喚新任スル者ニ付テハ出向命令ヲ發スル前項ノ手續ヲ履行スヘシ
- 第三條 銓衡委員ノ意見ハ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ其兩意見ヲ提出ス
- 少數ノ意見ト雖提出者ニ於テ參考ニ供スル爲民政局長ニ陳述スルコトヲ妨ケス
- 第四條 特別ノ技藝又ハ熟練ヲ要スル職務ニ充ツヘキ候補者ヲ採用スルニ方リ其技能又ハ經驗アル者ヲ採用スルニ便宜ヲ有スル

各廳ニ選擇ヲ委托シタルモノニ就テハ第二條ニ依ラサルコトヲ得

- 第五條 緊急ノ必要ニ依リ第二條ノ手續ヲ履行スル違アラサルトキハ決行ノ後總務部長ヨリ其理由ヲ付シ銓衡委員ニ回付スヘシ
- 前項ノ場合ト雖銓衡委員ニ於テハ意見ヲ付スルコトヲ得
- 第六條 高等官ノ進退ニ關シ總督又ハ民政局長ヨリ諮問ヲ受クルトキハ銓衡委員ハ其意見ヲ提出シテ參考ニ供スヘシ
- 第七條 銓衡委員ハ必要アルトキハ候補者ヲ推薦シタル當該部課長ニ對シ候補者ノ學術技能又ハ經歷ニ就キ質問スルコトヲ得
- 第八條 一時ノ出張若クハ部課ヲ命スルノ類ハ銓衡ヲ經ルノ限ニアラス

十一月總督府銓衡委員規程を改む 右規定は同年十一月二十六日內訓第二號に依り次の如く改定せられたり。

臺灣總督府銓衡委員規程

- 第一條 臺灣總督府ニ銓衡委員ヲ置キ臺灣總督府及臺灣總督ノ監督ニ屬スル各官廳判任官以下職員ノ進退ニ關シ臺灣總督ニ對シテ銓衡ノ責ニ任セシム
- 第二條 秘書課長ニ於テ職員進退ノ案ヲ起シタルトキハ先ツ之ヲ銓衡委員ニ回付シ其意見ヲ求メタル後臺灣總督ニ提出スヘシ
- 内地ヨリ召喚新任スル者ニ就テハ出向命令ヲ發スル前項ノ手續ヲ履行スヘシ
- 第三條 特別ノ技藝又ハ熟練ヲ要スル職務ニ充ツルヘキ候補者ヲ採用スルニ方リ其技能又ハ經驗アル者ヲ採用スルニ便宜ヲ有スル各廳ニ選擇ヲ委托シタルモノニ就テハ第二條ニ依ラサルコト

ヲ得

第四條 緊急ノ必要ニ依リ第二條ノ手續ヲ履行スルニ違アラサルトキハ決行ノ後秘書課長ヨリ其理由ヲ附シ銓衡委員ニ回付スヘシ

前項ノ場合ト雖銓衡委員ニ於テハ意見ヲ附スルコトヲ得

第五條 銓衡委員ハ必要アルトキハ候補者ヲ推薦シタル當該局課長ニ對シ候補者ノ學術技能又ハ經歷ニ就キ質問スルコトヲ得

●**囑託員を置くは學術技藝を要する者に限る** 明治三十年六月總督は普通事務に關シ囑託員を置くを認めずとの理由に依り明治二十九年勅令第百二號の改正を稟申する處ありしが其後之が撤回を爲し、翌三十一年三月十二日改めて民政局長名を以て次の如く通牒を發したり。

囑託員ナル者ハ元來學術技藝ヲ要スル特殊ノ職務ニ充ツル者ニシテ普通ノ吏務ニ從事セシムヘキモノニ無之候處從來ノ因襲ヨリ各官衙ニ於テハ此種ノ囑託員ヲシテ普通吏務ニ從事セシムルモノ不尠候ヘ共此等ノ囑託員ハ漸次本官ニ任用スルカ若クハ雇員トシテ處分セラレ今後之ヲ採用スルハ專ラ學術技藝ヲ要スル特殊ノ職務ニ充ツル者ニ限ラルヘシ依命此段及通達候也

●**前職者採用に關する内訓** 明治三十一年五月二十一日前職者を採用するに當り慎重を期すべき次の内訓(秘甲第六四一號)發布せられたり。

甲官廳ニ於テ免官非職休職トナリタル者ヲ乙官廳ニ於テ採用セン

第二章 任免、賞罰

トスルトキハ甲官廳ニ照會シ免官非職休職ノ事由等ヲ問糾シ苟モ不都合ノ事由ニ出テタル場合ニハ之ヲ採用スヘカラス又乙官廳ハ甲官廳ノ照會ニ對シテハ情實ニ拘泥セス事實ヲ腹藏ナク回示シ以テ遺漏ナキヲ期スヘシ

●**文官特別任用令を廢止し、任用規定を別に定む** 明治三十一年八月勅令第百九十號を以て、

明治二十九年勅令第百三號(二一四頁參照)臺灣總督府文官特別任用令及同年勅令第百二十九號ヲ廢止ス

と公布せられ原則として資格あるもの、外採用することを得ざらしめたり、之れ從來本島官吏は無資格者と雖も相當の地位に昇ることを認められたるも、官界刷新の一法として之を一掃したるものとす。然れ共職責の特殊なる者に就ては特別の規程なかるべからず、即ち臺灣總督秘書官に就ては同月第百九十一號を以て明治二十八年勅令第百二十四號(內閣總理大臣秘書官及各官廳中「及各省大臣秘書官」ヲ「各省大臣秘書官及臺灣總督秘書官」と改め秘書官の特別任用を定め更に同月勅令第百九十二號を以て左記の如く警部長其他の職員特別任用を認めたり。

左ニ掲グル臺灣總督府職員ハ五箇年以上官務ニ從事シ現ニ判任官三級俸以上ノ官職ニ在ル者ニ限り試験ヲ要セス文官高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ任用スルコトヲ得

警部長

第二章 任免、賞罰

辨務署長

稅務官

典 獄

一等郵便電信局長

屬以外は特別任用を認む 又判任官に對しては同月勅令第百九十三

號を以て、「臺灣總督府判任職員任用ノ件」として

臺灣總督府判任職員ハ屬ヲ除クノ外當分ノ内文官任用令ノ規程ニ

拘ラス之ヲ任用スルコトヲ得

と定められたり。

右規定の其後の改正 該特別任用令は其後數次に亘り改正せられた

り左に一括之を述ぶべし。

(一) 明治三十三年一月勅令第十三號を以て、

「屬ノ下ニ「警部監獄書記及看守長」ヲ加フ

と改めらる。之等の官吏に對しては別途特別任用令定められたる爲

なり。

(二) 同年九月勅令第三百七十三號を以て、

屬ノ下ニ「法院書記」ヲ加ヘ「監獄書記及看守長」ヲ監獄監吏ニ

改ム

とせられ。

(三) 明治三十四年七月勅令第百四十三號を以て新に設けられたる

警部補を除外すべく

二二四

「警部」ノ下ニ「警部補」ヲ加フ

とせられ

(四) 翌三十五年十一月勅令第二百六十二號を以て

法院書記ノ下ニ「通信書記通信書記補」ヲ加フ

と定められたり。

●囑託雇員の辭令書式を定む 明治三十二年四月十九日總督府囑託

員雇員の辭令書式を次の如く一定せられたり。

辭 令 式

氏 名	臺灣總督府
雇ヲ命ス	
月俸何圓ヲ給ス	
年 月 日	

第二百十五號を以て警部監獄書記及看守長特別任用令次の如く改定公布せられたり。

警部監獄書記看守長特別任用令

第一條 巡查看守在職三箇年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ現ニ其ノ

職ヲ奉スル者ハ實務ノ成績ヲ考査シ及學術ヲ試驗シ巡查ハ警部

消防士ニ看守ハ監獄書記看守長ニ任用スルコトヲ得

巡查ニ關スル考査及試験ハ警視廳ニ在テハ本廳勤務ノ警視三

人、北海道廳府縣ニ在テハ書記官、警部長、參事官、看守ニ關

スル考査及試験ハ集治監ニ在テハ典獄、警視廳ニ在テハ警視二

人第四部長北海道廳府縣ニ在テハ書記官、參事官、典獄之ヲ行

フ但シ北海道廳ニ在テハ書記官參事官ノ内各一人トス

第一項ニ依リ任用セラレタル警部消防士ハ互ニ轉用スルコトヲ

得

第二條 考査ノ方法及試験ノ科目ハ内務大臣拓殖務大臣之ヲ定ム

第三條 明治二十三年勅令第百四十六號ニ依リ任用セラレタル看

守長ハ監獄書記ニ轉任スルコトヲ得

第四條 明治二十三年勅令第十號及明治二十三年勅令第百四十六

號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

臺灣に施行するに至リし経緯 當時臺灣には之が勅令の適用なきも

のとせられたるも警察の職務は一般判任職員と異り最も經驗を要す

るものなるを以て無條件に任用することを危険なりとし、明治三十

●始めて警部監獄書記看守長の特別任用を認めらる。

内地に於ける特別任用令の制定 内地に於ては明治三十年六月勅令

氏 名	臺灣總督府
事務ヲ囑託ス	
爲手一箇月何圓ヲ給ス	
年 月 日	

雇 氏 名	臺灣總督府
(事務囑託 氏名)	
依願雇ヲ免ス(事務囑託ヲ解ク)	
年 月 日	

第二章 任免、賞罰

二年七月前記勅令を臺灣に施行することを求め但考査及試験に關する規程は臺灣總督の定むる處に依り、尙本令施行前より臺灣總督府警部監獄書記看守長の職に在る者は規程に拘はらず任用することを得ることに定められたる旨稟申する處ありたり。之に對し内務次官は勅令所定の條件を必要とするなれば其旨地方長官に内訓せば任用上却て利便なるべし、強ひて勅令施行を必要とするなれば理由詳細回答せられたる旨通牒し來りたり。之に對し當局の回答は、當府ニ於テ同令發布ノ必要ヲ認メタルハ主トシテ警察官及司獄官ノ改良ヲ圖リ其品位ヲ高メントスルニ在リテ曩ニ巡查看守考試規程ヲ設ケテモ查ヨリ警部ニ看守ヨリ監獄書記又ハ看守長ニ任用スル場合ニ於テモ尙一定ノ試験ヲ要スルコトニ定メラレ居候ニ付テハ現行規程ノ儘ニテハ當ニ巡查看守ヨリ任用スル場合ト其他ノ場合トノ權衡ヲ失スルノミナラス任用上種々ノ情弊ヲ生シ改良ノ目的ヲ達スル上ニ於テ阻礙スルコト尠カラサルニ付任用ノ便否ニ不拘、勅令發布を求めたり。斯くて其後勅令案文の整理に就て接觸を加へたる結果漸く明治三十三年一月勅令第十四號を以て次の如く發布を見たり。

警部監獄書記看守長特別任用令ハ臺灣總督府警部監獄書記看守長ノ任用ニ之ヲ適用ス但シ考査及試験ニ關スル規程ハ臺灣總督府之ヲ定ム

明治三十三年九月の一部改正 同月總督府に於ては監獄官制改正の爲め従前の監獄書記、看守長の名稱改稱せられたる爲め前記任用令

中一部改正を稟申する處ありたるに對し、勅令第三百七十二號を以て次の如く改正公布せられたり。

明治三十三年勅令第十四號中「臺灣總督府警部監獄書記看守長」ヲ「臺灣總督府警部監獄監吏」ニ改ム

附 則

臺灣總督府警部監獄書記看守長ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ辭令ヲ用キス同級俸ノ監獄監吏ニ任セラレタルモノトス
本令ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

在職年數計算に關する府議決定 明治三十四年二月臺中縣警部長より警部監獄書記看守長特別任用令中巡查看守在職年限計算方に關し疑義照會し來りたるに對し左の通り府議決定したる旨回答する處ありたり。

警部監獄書記看守長特別任用令第一條ノ巡查看守在職年限ノ計算ハ其ノ勤務ノ繼續ト中斷トヲ問ハス又在職ノ内地ト本島トヲ論セス總テ前後通算スルモノトス但其任用ノ資格ヲ得ルハ本島ニ於テ附與シタル精勤證書ヲ有スルヲ要ス

練習所舎監の特別任用を認む 明治三十三年七月勅令第三百十號を以て

臺灣總督府警察官及司獄官練習所舎監ハ特別任用ノ規定ニ依リ臺灣總督府高等行政官タル者又ハ三箇年以上警察若ハ監獄ノ事務ニ従事シ現ニ判任官四級俸以上ノ官職ニ在ル者ニ限リ試験ヲ要セス

文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ任用スルコトヲ得と發令せられたり。

●特別任用せられたる者は同一官職に限り轉任することを得 明治

三十一年十二月總督府當局は同年勅令第九十二號に依れば同令發布の際現に警部長又は辨務署長たる者を更に他縣廳の警部長又は辨務署長に任命せんとするも資格なきものと解し

本令施行ノ際現ニ前項ノ官職ニアリタル者ハ當分ノ内前項ノ規定ニ拘ハラズ之ヲ各其同官ニ任用スルコトヲ得

との一項を追加せられんことを稟請したるも、法制局方面の反對に遭ひ容易に進捗を見ず漸く翌々三十三年一月に至り勅令第十五號を以て左記の通り公布を見たり。

明治二十九年勅令第百三號臺灣總督府文官特別任用令ニ依り任用セラレタル警部長、辨務署長、稅務官、典獄、一等郵便電信局長及警部、監獄書記、看守長ニシテ引續キ其官職ニ在ル者ハ各其同一官職ニ限リ轉任スルコトヲ得

●警部警部補特別任用令改正 明治三十四年一月總督府當局は地方

官々制改正案を具し從來の巡查部長制を廢し換ふるに新に警部補の階級を官制の上に認められんことを稟請すると同時に、憲兵准士官以下の職に在りたる者を警部警部補に採用するの途を開き旁々警部警部補の特別任用令を改定することを便宜とし之が勅令の發布方を稟申する處ありたるに對し五月勅令第九十四號を以て次の如く公布

を見たり。(二二六頁参照)

臺灣總督府警部警部補特別任用令

第一條 臺灣總督府巡查在職滿三年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ現ニ其ノ職ニ在ル者ハ實務ノ成績ヲ考査シ及學術ヲ試験シ臺灣總督府警部補ニ任用スルコトヲ得

第二條 臺灣總督府巡查在職滿三年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ現ニ其ノ職ニ在ル者ニシテ明治三十三年九月以前臺灣總督府警察官及司獄官練習所ニ入學シ甲科ノ課程ヲ終了シタル者ハ實務ノ成績ヲ考査シ臺灣總督府警部補ニ任用スルコトヲ得其ノ優等ナル者ハ警部ニ任用スルコトヲ得

第三條 前二條ニ依り任用セラレタル臺灣總督府警部補ニシテ滿一年以上其ノ職ニ在リ實務ノ成績優等ナル者ハ臺灣總督府警部ニ任用スルコトヲ得

第四條 臺灣總督府巡查ニシテ本令施行ノ際巡查部長ノ職ニ在ル者ハ實務ノ成績ヲ考査シ臺灣總督府警部補ニ任用スルコトヲ得前項ニ依り任用セラレタル警部補ニシテ滿一年以上其ノ職ニ在リ更ニ學術ノ試験ヲ經タル者ハ臺灣總督府警部ニ任用スルコトヲ得

第五條 明治三十年勅令第二百五號ニ依り任用セラレタル警部消防士ハ臺灣總督府警部ニ任用スルコトヲ得
第一條乃至第三條及第四條第二項ニ依り任用セラレタル警部ハ

警視廳北海道廳及内地各府縣ノ警部ニ任用スルコトヲ得

第六條 考査及試験ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

第七條 臺灣ニ於テ滿二年以上憲兵下士タリシ者ニシテ現役ヲ退

キタル後一年ニ滿タル者ハ當分ノ内曹長以上ハ臺灣總督府警

部又ハ警部補ニ軍曹及伍長ハ警部補ニ任用スルコトヲ得

前項ニ依リ任用セラレタル警部補ニシテ滿一年以上其ノ職ニ在

リ更ニ學術ノ試験ヲ經タル者ハ臺灣總督府警部ニ任用スルコト

ヲ得

同時に勅令第九十五號を以て明治三十三年勅令第十四號(二二六頁

臺灣總督府警部監獄監吏特別任用令)中臺灣總督府ノ下「警部」ヲ削

ル旨發令せられたり。

●事務官、廳長、警視其他地方職員の特別任用を認む 明治三十四

年は地方官々制に大改革の行はれたる歳なるが之に従ひ官吏の特別

任用の制度にも幾多の改正を見たり即ち十一月勅令第二百一十一號を

以て臺灣總督府事務官特別任用を次の如く認めたり。

明治三十四年勅令第二百一十一號施行ノ際臺灣總督府高等行政官タリシ

者ハ該令施行後一箇月内ニ限り試験ヲ要セス文官高等試験委員ノ

銓衡ヲ經テ之ヲ臺灣總督府事務官ニ任用スルコトヲ得

更に同月勅令第二百一十二號を以て臺灣總督府警視に適任者を得る必

要ありと云ふを理由として次の如き總督府警視の特別任用を認めた

り。

明治三十四年勅令第二百一十二號臺灣總督府地方官々制施行ノ際臺灣

總督府縣、廳警部長又ハ辨務署長タリシ者ハ當分ノ内試験ヲ要セ

ス文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ臺灣總督府警視ニ任用スル

コトヲ得

滿五年以上警察事務ニ從事シ現ニ判任官二級以上ノ官職ニ在ル者

ハ當分ノ内試験ヲ要セス文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ臺灣

總督府警視ニ任用スルコトヲ得

更に官制實施に伴ふ一般的任用令の適用實施に就ては同月勅令第二

百十四號を以て次の如く定めらる。(二二四頁參照)

臺灣總督府地方職員特別任用令

第一條 明治三十四年勅令第二百一十二號臺灣總督府地方官々制施行

ノ際臺灣總督府高等行政官タリシ者ハ當分ノ内試験ヲ要セス文

官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ臺灣總督府廳長ニ任用スルコ

トヲ得滿五年以上官務ニ從事シ現ニ判任官二級俸以上ノ官職ニ

在ル者ハ當分ノ内試験ヲ要セス文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ

之ヲ臺灣總督府廳長ニ任用スルコトヲ得

第二條 明治三十四年勅令第二百一十二號臺灣總督府地方官々制施行

ノ際臺灣總督府判任官(技手、通譯ヲ除ク)タリシ者ハ當分ノ内

文官任用令ノ規定ニ拘ラス之ヲ臺灣總督府廳屬ニ任用スルコト

ヲ得

而して特別任用令制定理由として述べたる處は次の如し。

新設ニ係ル廳長ノ位置ハ從來ノ辨務署長ニ比シ稍高キヲ以テ廳長

タル者ニハ有資格者ヲ以テ任用スルノ方針ナルモ新官制ノ施行ニ

際シ一時ニ多數ノ廳長ヲ有資格者ニ限り採用スルハ到底望ムヘキ

ニアラス又施行後ト雖當分ノ間ハ實際上差支ヲ生スヘキニ依リ滿

五年以上官務ニ從事シ現ニ判任官二級俸以上ノ職ニ在ルコトヲ條

件トシテ暫ク除外例ヲ存スルノ必要アリ廳屬ニ至テハ新官制施行

ノ際ニ限り現ニ臺灣總督府判任官ヨリ任用スルノ途ヲ設クルノ必

要アリシニ依ル

明治三十六年の追加 右規定ハ明治三十六年九月勅令第四百四十八號

を以て臨時土地調査局屬の地方廳職員任用に關シ次の如き改正を見

たり。蓋し臨時臺灣土地調査局の事業も終了を告げ同局職員の廢官

を救済せんとするに出でたるものとす。

第三條 臨時臺灣土地調査局屬ニシテ滿一年以上勤績シ現ニ其ノ

職ニ在ル者及其ノ職ヲ罷メタル後六箇月ヲ經サル者ハ文官任用

令ノ規定ニ拘ラス之ヲ臺灣總督府廳屬ニ任用スルコトヲ得

●履歷書記載事項の格式を定む 明治三十五年三月總督官房秘書課

長は高等官以下の履歷書記載方區々に涉り整理上差支へありとなし

自今記載事項並様式次の如く定められたる旨依命通牒を發したり。

履歷書記載事項

一 任官、敘等、俸給

第二章 任免、賞罰

り。

明治三十四年勅令第二百一十二號臺灣總督府地方官々制施行ノ際臺灣

總督府縣、廳警部長又ハ辨務署長タリシ者ハ當分ノ内試験ヲ要セ

ス文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ臺灣總督府警視ニ任用スル

コトヲ得

滿五年以上警察事務ニ從事シ現ニ判任官二級以上ノ官職ニ在ル者

ハ當分ノ内試験ヲ要セス文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ臺灣

總督府警視ニ任用スルコトヲ得

更に官制實施に伴ふ一般的任用令の適用實施に就ては同月勅令第二

百十四號を以て次の如く定めらる。(二二四頁參照)

臺灣總督府地方職員特別任用令

第一條 明治三十四年勅令第二百一十二號臺灣總督府地方官々制施行

ノ際臺灣總督府高等行政官タリシ者ハ當分ノ内試験ヲ要セス文

官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ臺灣總督府廳長ニ任用スルコ

トヲ得滿五年以上官務ニ從事シ現ニ判任官二級俸以上ノ官職ニ

在ル者ハ當分ノ内試験ヲ要セス文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ

之ヲ臺灣總督府廳長ニ任用スルコトヲ得

第二條 明治三十四年勅令第二百一十二號臺灣總督府地方官々制施行

ノ際臺灣總督府判任官(技手、通譯ヲ除ク)タリシ者ハ當分ノ内

文官任用令ノ規定ニ拘ラス之ヲ臺灣總督府廳屬ニ任用スルコト

ヲ得

二 轉官、免官、辭職

三 非職、復職、休職

四 敘位及返上

五 敘勳及擢奪

六 從軍記章

七 授爵及擢奪

八 外國勳章佩用免許

九 賞罰、慰勞、手當

一〇 武官、補職、罷役、退職、後備軍職員

一一 職務代理出張巡回及委員

一二 廳府縣立町村立學校教員ノ部

一三 外國派遣歸朝、渡臺年月日

一四 教員其他種々ノ囑託

一五 恩給、抹助料、退隱料、一時賜金、滿年賜金、退官賜金

一六 官費留學、入學、卒業、内外學位

一七 官廳廢置及官等俸給改正

一八 文官任用ニ關係アル事項(文官試験合格若ハ官立公立尋常

中學校認可私立學校卒業ノ類)

一九 前各項ノ外職務上及身分ニ關スル官廳ノ命令訓達

辭令及命令訓達等ハ各其全文ヲ掲ケ年月日ヲ追テ記載シ字

體ハ必ズ楷書ヲ用ヒ正確明瞭ニ認メ其官廳廢置及官等俸給

等ノ改正ハ必ズ朱書スヘシ

(様式) (用紙ハ美濃ニシテ堅九寸三分横一尺三寸)

(書式中〇印ハ朱書)

位勳爵	何位 勳何等 何々博士	氏	何之 誰 印
博士		名	
府縣族籍	何府(縣)華(土)族平民	舊々藩	舊氏名 何之誰
生年月日	何々何年何月何日	產地	何國何市(區郡)何町(村)何番地(戸)
原籍	何縣何郡何市何町村何番地(戸)		
現住所	何縣 (何々)		
年號月日	任免 賞罰 事故	官	衙
明治何年何月何日	特別認可私立何學校卒業		
同何年何月何日	任何官	何	官 衙
同何年何月何日	給何級俸	同	
同何年何月何日	何々課長ヲ命ス	同	
同何年何月何日	何々勤務ヲ命ス	同	
同何年何月何日	敘何位	宮	内 省

同何年何月何日	敘勳何等授何々章	賞勳局
同何年何月何日	高等官判任官官等俸給令改正	
同何年何月何日	依願免本官。退官事由(諭旨若クハ疾病職務ニ堪ヘス又ハ自己ノ便宜等)	何官 衙
同何年何月何日	雇員ヲ命ス 月俸金何圓ヲ給ス	陸軍省
同何年何月何日	大本營附ヲ命ス	同 上
同何年何月何日	御用有之臺灣へ差遣ス	大本營
同何年何月何日	字品港出發	
同何年何月何日	臺灣何港著	
同何年何月何日	陸軍省雇員ニシテ大本營付ヲ命セラレ臺灣ニ派遣セラレタル者ハ自今臺灣總督府雇員ト心得ヘシ	臺灣總督府
同何年何月何日	前項以外ノ官吏ニシテ大本營付ヲ命セラレ臺灣ニ派遣セラレタル者ハ自今臺灣總督府付ト心得ヘシ	
同何年何月何日	臺灣總督府條例ヲ定メラル	
同何年何月何日	任何官	内 閣

同何年何月何日	何々勤務ヲ命ス	同	臺灣總督府
同何年何月何日	何々課長ヲ命ス	何	官 衙
同何年何月何日	何級俸下賜		

(最末ハ空欄トナシ置クコト)
警察本署へも送附すべし 明治三十六年四月二十三日警察本署長は次の如き通牒を各廳長に發したり。

警察事務ニ從事スル判任職員履歷書備付ノ必要有之候條新ニ任用シタルトキハ當府秘書課ニ送付スルト同時ニ本署へモ特ニ一通送付相成度尤モ警部警部補ノ分ハ義ニ及照會候次第モ有之候(註此ノ通牒散逸ス)處往々送付洩ノ向モ有之整理上差支度ニ付自今ハ任用ト同時ニ必ス御送付相成度此段及照會候也

警部警部補の寫眞を備付く 明治四十四年二月二十八日内務局長は各廳長に次の通牒を發して警部警部補にありては任官と同時に寫眞を送付せしむることゝなしたり。(次項に依り廢止)

平地警察職員中警視警部警部補ノ寫眞當局へ備付致度候條左記ノ方法ニ依リ此際各員ヨリ二葉ツツ差出サシメ來ル四月三十日迄ニ當局へ御送付相成候様致度此段及照會候也

追テ將來新ニ任官セルモノハ其都度本例ニ由リ御送付相成度此旨

申添候也

- 一 照像ハ此際新ニ撮影セシメラレタク之ニ要スル費用ハ自辨トス
 - 二 ビーオービー(寫紙)ハ長二寸幅一寸四分(曲尺)トシ豪紙ヲ附セサルコト
 - 三 照像ハ胸部以上(兩手ヲ垂下シ袖章ヲ現ハササルコト)ヲ現ハセル半身ボカシトシ顔ノ長サハ約六分大ニ現ハスコト
 - 四 服裝ハ制服常装トシ帽ヲ冠ラサルコト
 - 五 照像ノ裏ニ官職氏名ヲ記入送付ノ事
- 新ニ州所屬警部警部補の履歷書を徵す 大正九年地方制度改正後に於ては州所屬警部警部補の履歷書は動もすれば進達洩れを生したるに付大正十二年八月警務局長より次の如き照會を發したり。
- 一 警部(臺灣、花蓮)以上警察職員(待遇者及兼務者ヲ含ム)任用ノ際ハ本人ヨリ履歷書一通ヲ微シ送付スルコト
 - 二 本文ニ依リ新ニ送付ヲ要スル者ハ至急送付スルコト
 - 三 前項ノ外判任警察職員ノ履歷書ハ從來送付洩ノモノ不撓整理上ノ都合アリ此ノ際全部ニ對シ之ヲ微シ送付スルコト但シ臺灣、花蓮、兩廳ヲ除ク
 - 四 明治四十四年二月二十八日附内警第八三七號照會ノ寫眞ハ添付ニ及ハサル儀ト承知セラレタシ
- 履歷書並に異動報告を速に提出すべし 昭和六年二月二十八日官房

第二章 任免、賞罰

秘書課長は掲題の事項に關し次の如く照會を發したり。

● 履歷書並異動報告提出ニ關スル件

事務處理上支障不抄ニ付新タニ奏任官待遇以上ニ任用セラレタル時ハ無運滞本人ノ履歷書並即日報第二職員異動報告ヲ提出相成度依命右照會ス

追テ履歷書記載方ハ左記ニ據リ調製相成度尙第二號氏名ニ振假名ヲ附スル點ハ特ニ屬行相成度

- 一 字體ハ楷書ニテ墨書ノコト
- 二 氏名ニ振假名ヲ附スルコト
- 三 氏名ノ下ニ捺印ノコト
- 四 履歷事項ハ年月日順ニ記入スルコト
- 五 兵事關係ハ軍隊手帳通り記入ノコト
- 六 渡臺年月日記入ノコト

● 職員採用に慎重を期すべし 明治三十五年四月二十九日(秘甲第一三一七號)に至り總督官房秘書課長より再び次の如く依命通牒を發せられたり。(二三三頁參照)

職員採用方ニ關シ三十一年五月秘甲第六四一號ヲ以テ内訓ノ次第モ有之候ニ付夫々手續御履行相成居候ハ勿論ナリト雖自今判任官屬託職員共初任再任ヲ問ハス本人ノ性行技倆經歷等篤ト調査ヲ遂ケ他日聊カモ不都合ヲ生セサル様一層御注意相成度命ニ依リ此段及通牒候也

く公布せられたり。

第八條 臺灣總督府判任文官(警部、警部補)ニシテ蕃人蕃地ニ關スル事務ニ従事シ若ハ雇員屬託員ニテシ滿三箇年以上蕃人蕃地ニ關スル事務ニ従事シ現ニ其ノ職ニ在ル者又ハ臺灣總督府巡查ニシテ滿三年以上蕃人蕃地ニ關スル事務ニ従事シ現ニ其ノ職ニ在ル者ハ巡查ニ付テハ實務ノ成績ヲ考查シ當分ノ内蕃人蕃地ニ關スル警部警部補ニ任用スルコトヲ得

前項ニ依リ任用セラレタル警部補ニシテ滿一年以上其ノ職ニ在ル者ハ實務ノ成績ヲ考查シ當分ノ内蕃人蕃地ニ關スル事務ニ従事スル警部ニ任用スルコトヲ得
前二項ニ依リ任用セラレタル者ニシテ滿一年以上其ノ職ニ在リ更ニ學術ノ試験ヲ經タル者ハ臺灣ニ於ケル普通警察事務ニ従事セシムルコトヲ得

本改正に關し十月二十日民政長官は次の通達を發したり。

本年九月勅令第四百十九號ヲ以テ臺灣總督府警部警部補特別任用令第八條追加相成候處審務ニ従事スル貴廳屬技手又ハ通譯ニシテ本令ニ適合スル者ハ此際警部若ハ警部補ニ兼任セシメ候様取計可相成依命此段及通達候也

警部警部補任用令第八條の疑義解釋に關する通達 明治三十七年八月十日審務廳長より臺灣總督府警部警部補特別任用令第八條に

第二章 任免、賞罰

● 警部警部補特別任用令規定中精勤證書は内地にて授與せられたるもの含まず 明治三十五年八月鹽水港廳長は、警部警部補特別任用令第一條及第二條ノ法文中精勤證書トアルハ臺灣ニ於テ授與セラレタル精勤證書ノミヲ指スモノナリヤ内地ニ於テ授與セラレタルモノヲ含ムヤ」と照會したるに對し警察本署長よりは「右ハ内地廳府縣ニ於テ授與シタルモノハ包含セサルモノ」との回答を發したり。

● 警部警部補特別任用令中一部(審務擔任警部警部補の任用を認む)改正 明治三十六年四月臺灣總督府は警部警部補特別任用令中一部改正の必要を認め稟請を爲す處ありたり。當時案文に添付せる理由は次の如きものなりき。

蕃人蕃地ニ關スル事務ハ從來一般行政機關ヲシテ掌理セシメ來リタルモノヲ警察機關ノ掌理ニ移スヲ便宜ナリト認メ明治三十六年四月十六日ヨリ之ヲ實施セリ而シテ現ニ蕃人蕃地ニ關スル事務ニ従事スル判任文官又ハ三年以上其ノ事務ニ従事スル雇員、屬託員若ハ巡查ニシテ三年以上在職シ現ニ其職ニ在リテ實務考查ノ成績良好ナル者ヲ同上ノ事務ニ従事スル警部、警部補ニ任用スルトキハ一ハ警察機關ヲ充實スルニ於テ一ハ蕃人蕃地ニ關スル事務又ハ警察事務ニ經驗ヲ有スル人物ヲ得ルニ便ナリトス而シテ更ニ一定ノ期間其ノ職務ニ従事シ學術經驗ヲ經タル者ハ普通警察事務ニ従事セシムルコトヲ得ルノ途ヲ開クハ獎勵上必要ナリト認ム是レ本案ノ發令ヲ仰ク所以ナリ

右改正は當局の容るゝ處となり九月勅令第四百十九號を以て次の如

依り任用せられたる警部警部補にして學術試験を経ざる者の事務取扱に關し左記の通り疑義照會を爲し來りたるに對し、九月に至り「右ハ蕃人ニ關シ若ハ蕃地内ニ於テ發生シタル警察所屬ノ事務ハ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得ル義ト心得相成度」旨民政長官より回答を發したり。

一 特別任用令第八條末項ニ前二項ニヨリ任用セラレタル者ニシテ滿一年以上其職ニ在リ更ニ學術試験ヲ經タル者ハ臺灣ニ於ケル普通警察事務ニ従事セシムルコトヲ得トアリ右臺灣ニ於ケル普通警察事務トハ蕃地内ナルト其以外ナルトヲ問ハス又蕃人ナルト普通人民ナルトヲ論セス苟クモ普通警察事務(司法行政政等)ニ關シテハ凡テ取扱ハシムルコトヲ得サル義ナルヤ

二 若シ然リトセハ蕃地内ニ入込ミ居ル普通人民ノ犯罪其他諸取締ニ關シテハ勿論蕃地ニ於テ毆打殺傷其他普通警察事務トシテ處理セサルヘカラサル事件ノ發生シタル場合ニハ凡テ之ヲ特別任用令ニ依リ任用セラレタルモノ以外ノ警察官吏ニ讓ラサルヘカラサル結果ヲ生ス故ニ本條末項ノ所謂普通警察事務トハ蕃地以外即チ普通行政區域内ニ於ケル警察事務ト云フノ意ニシテ蕃地内ニ於テハ蕃人ナルト普通人民ナルトヲ論セス司法行政其他一切ノ警察事務ヲ取扱ハスヲ得ヘキ義ナルヤ
更に翌三十八年十一月二十五日斗六廳長は

一 臺灣總督府巡查在職滿三年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ巡查考試規程ニ依ル學術試験ニ及第シタルモノニシテ警部警部補ニ任用前辭職シ再ヒ巡查ニ採用セラレタルモノハ直チニ警部警

第二章 任免、賞罰

二三四

部補ニ任用シ得ルノ義ナルヤ將又更ニ考試々驗ニ及第スルニアラサレハ任用シ得サルノ義ナルヤ

二 巡査部長ニシテ警部警部補特別任用令第四條ニ依リ警部補ニ任用セラレ更ニ警部警部補學術試驗ニ及第後辭職シ再ヒ巡査ニ採用セラレタルモノハ直チニ警部警部補ニ任用シ得ルノ義ナルヤ將又巡査考試規程ニ依ル學術試驗ニ及第スルニアラサレハ任用シ得サルノ義ナルヤ

と疑議照會來りたるに對し十二月十四日警察本署長名を以て次の如く回答したり。

- 一 第一項警部警部補ニ任用シ差支ナキモノト思料ス
- 二 第二項巡査部長ニシテ臺灣總督府警部警部補特別任用令第四條ニ依リ警部補ニ任用セラレ臺灣總督府警部警部補學術試驗規程ニ依リ學術試驗ニ合格シタル後辭職シ再ヒ巡査ニ採用セラレタルモノハ更ニ臺灣總督府巡査考試規程ニ依リ學術試驗ヲ經ルニアラサレハ任用スヘキモノニアラスト思料ス

次に同年十二月新竹廳長よりも

警部警部補特別任用令第四條ニ依リ巡査部長ヨリ警部補ニ任用セラレタルモノニシテ五年以上蕃地ニ勤務シ蕃人蕃地ノ事情ニ精通シ餘人ヲ以テ代ヘ難キ者アリ右ハ蕃人蕃地事務ニ従事スル警部ニ任用スルモ差支ナキヤ

と照會し來りたるに對し同月十六日警察本署長は

右ハ警部警部補特別任用令第四條第二項ニ依リ學術試驗ヲ經ルニアラサレハ警部ニ任用スルヲ得サルモノト思料ス

る旨回答を發したり。

●防疫事務官の特別任用を認む 明治三十六年十月勅令第四百十七號を以て新に防疫事務官の特別任用令次の如く公布せられたり。(防疫事務官設置の趣旨に就ては第一編一五頁參照) 衛生事務に經驗を有し特別の技能を要するか故に特別任用の途を拓き適任者を登用するの必要を認めたる爲なり。

臺灣總督府防疫事務官特別任用令

臺灣總督府防疫事務官ハ左ニ掲ケタル者ノ中ヨリ文官高等試驗委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

- 一 滿三箇年以上衛生事務ニ従事シ現ニ判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受ケタル者
- 二 帝國大學醫科大學卒業者又ハ滿一箇年以上衛生事務ニ従事シ現ニ臺灣總督府高等官ノ職ニ在ル者

●囑託事務は辭令書に記載すべし 明治三十五年八月十三日秘書課長は次の如き通牒を關係官衛長に發したり。(二二三頁參照)

明治三十一年三月十二日付秘丁第五五九號通牒ヲ以テ囑託員ヲ採用スルハ專ラ學術技藝ヲ要スル特殊ノ事務ニ充ツル者ニ限ラレ居ル儀ニ付自今右ノ主旨ニ依リ囑託辭令ニハ其囑託スヘキ事項ヲ明示(例之會計事務ヲ囑託ス)殖産事務ヲ囑託ス)ノ如シ)セラル

●廳警視の特別任用を認む

明治三十七年始めて臺北廳に廳警視(總督府警視は之より以前認められ居たること既述せる處の如し)一名を設置せらるゝや、十月勅令第二百二十一號を以て次の如き任用令制定せられたり。(二二八頁參照)

臺灣總督府廳警視特別任用令

滿五箇年以上警察事務ニ従事シ現ニ判任官四級俸以上ノ官職ニ在ル者ハ當分ノ内試験ヲ要セス文官高等試驗委員ノ銜ヲ經テ之ヲ臺灣總督府廳警視ニ任用スルコトヲ得

而して制定理由として述べられたる所は次の如し

廳警視ハ警察ニ關スル特殊ノ技能才幹ヲ備ヘ且警察事務ニ經驗ヲ有スル者ヨリ任用スルノ必要アリ蓋シ本島ノ警察ハ其組織及行動共ニ特殊ノ性質ヲ存シ殊ニ法令未タ完備ノ時機ニ達セサルヲ以テ便宜酌量ノ餘地ニ乏シカラス隨テ警察事務ノ消長ハ專ラ當局者ノ才幹及熟練ニ繫レハナリ是ヲ以テ廳警視ハ單ニ學術ノ素養ヲ有スル者ヲ以テ補職スルコト能ハス且特別任用ノ途ヲ開クニ非サレハ竟ニ適當ノ人物ヲ撰拔スルコト能ハサルニ至ルヘシ之レ本案ノ發布ヲ要スル所以ナリ特別任用ノ資格ヲ在職滿五箇年判任官四級俸以上ト定メタルハ一ハ五箇年以上ノ經驗ヲ以テ適當ト認メ且前記勅令及總督府警視任用令ト權衡ヲ保タシメ一ハ廳警視ノ官等六等乃至八等年俸六百圓乃至千圓ナルヲ以テ四級俸以上ヲ以テ登用ノ資格ト定ムルノ至當ナルニ依ル

第二章 任免、賞罰

二三五

●警察事務に從事する囑託職員取扱に關する内訓

從來各廳に於ける警察事務從事の囑託員及雇員の使用區々に亘り統一を缺くとる理由を以て明治三十九年三月内訓第五號を以て次の通り訓達せられたり。

警察事務(船員及英語通譯ヲ除ク)ニ従事スル囑託員雇員ハ地方稅豫算配賦標準ニ示シタルモノノ外警察費中國庫豫算判任俸給又ハ加俸地方稅豫算、雜給雜費(俸給手當、給助囚人費ヲ除ク)ノ剩餘ヲ以テ左ノ區分ニ依リ之ヲ使用スルコトヲ得其ノ支給金額及人員ハ左ノ限度ニ依ルヘシ

- 一、國庫豫算 一八月俸三十圓以内一人
- 一、地方稅豫算 一八月俸三十圓平均

これに關し同時に民政長官より次の如き通牒を發せられたり。

警察事務ニ従事スル囑託員雇員使用ノ件三月二十九日第五號ヲ以テ内訓相成候處元來警察各般ノ事務ハ系統ヲ有スル警察官吏ヲシテ處理セシメラレ候處ナルモ統計記帳若クハ武術ノ如キ特殊ノ技術ヲ有スル者ヲ必要トスルニ當リ警察官吏ヨリ之ヲ得難キ場合ニ於テ特ニ之ヲ許容セラルル趣旨ナルヲ以テ從ツテ從來使用セシ僱員ハ今後使用不相成儀ニ有之候條依命此段及通牒候也

而して翌明治四十年四月一日に至り第二號を以て更に次の如く内訓せられ本令は之を廢止せられたり。

警察事務ニ従事スル囑託員及雇員ハ統計記帳通譯武術等ノ如キ特殊ノ技能ヲ有スル者ニシテ警察官吏中ニ於テ適任者ヲ得サル場合ニ限り之ヲ置クコトヲ得

第二章 任免、賞罰

前項囑託員又ハ雇員ハ地方稅豫算ヲ以テ特ニ經費ヲ指定配賦シタルモノノ外國庫警察費俸給及諸給豫算定額内ニ於テ使用スル場合ハ別記金額及人員(省署)ヲ超加スルコトヲ得ス但シ本項ニ依リ難キトキハ認可ヲ受クヘシ
本令ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス
明治三十九年三月内訓第五號ハ之ヲ廢止ス
右内訓ス

●囑託員と文官任用令第六條との關係に就て 鹽水港廳長より囑託

員に文官任用令第六條(滿五箇年以上雇員トシテ同一官廳ニ勤続シタル者ハ文官普通試驗委員ノ銜ヲ經テ直ニ其官廳ノ判任文官ニ任用スルコトヲ得)を適用し得べきに就テ照會ありたりるに對シ、
明治三十九年四月一日民政長官より

上略右ハ服務上雇員ト同一ノ取扱ヲ受クル者ニ限リ適用セラルル義ト承知相成度

旨回答せらるゝ所ありたり。蓋し囑託員中其勤務及身分等毫も普通雇員と異なる處なき者は普通雇員同様と解するを條理に適するものと解したるなり。

●警部警部補特別任用令改定 明治四十年二月總督は次の如き理由並に改正要項を添付して、臺灣總督府警部警部補特別任用令の改正發布を稟申する處ありたり。(二二七頁參照)

改正理由 現行特別任用令ハ明治三十四年五月ノ制定ニシテ廢縣置廳以前ニ

フ附與スルノ必要ヲ認メタルニ依ル是主トシテ現行法ノ第四條第二項及第八條第三項ヲ繼承シタルモノニシテ尙其ノ他ノ無資格者ト雖必スシモ文官普通試驗ヲ受クルヲ要セスシテ廣ク警部警部補タルノ資格ヲ得ルノ途ヲ開クノ主旨ニ出ツ
第五 附則ニ於テ現行法ニ依リ學術試驗ヲ經テハ學科修了ニ依リ任用セラレタル警部警部補ハ考試合格證書ヲ有スルモノト看做シタルハ内地ノ制ニ倣ヒ從來ノ有資格者ヲ第一條ノ有資格者ト同シク尙將來ニ其ノ資格ヲ保續セシムルノ必要ヲ認メタルニ由ル

第六 現行法ニ於テハ憲兵下士特別任用ノ制アルモ今日ニ在リテハ任用令制定ノ當時ト大ニ事情ヲ異ニシ警察官タルノ經歷若ハ相當ノ學術ヲ修メタル者ヲ任用スルニ支障ナク特ニ憲兵下士特別任用ノ必要ヲ認メサルヲ以テ本案ハ之ヲ削除セリ

本勅令案は五月手島事務官之を携行上京し、法制局其他と接觸せるに案文に尙變更を要する點あるを認め數次に亘リ内臺電報接觸の結果漸く六月に至り勅令第二百五十一號を以て左の通り公布せらるゝに至れり。

臺灣總督府警部、警部補特別任用令

第一條 臺灣總督府警部、警部補ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得

一 考試合格證書ヲ有スル者

二 警部消防士特別任用令ニ依リ考試合格證書ヲ有スル者

三 本令施行ノ際現ニ臺灣總督府警部、警部補ニシテ引續キ其

第二章 任免、賞罰

係リ今日ニ在リテハ制定當時ト事情ヲ異ニシ不便不尠且内地ニ於テハ明治三十八年四月特別任用令ヲ改正セラレタルヲ以テ從來内地ト任用資格ヲ共通シ來レル本島ニ在リテモ亦之ヲ改正スルノ必要ヲ認メタルニ由ル

改正要項

第一 現行法ハ任用資格ヲ定ムルニ現官現職ニ限レルモ本案ハ内地ノ制ニ倣ヒ考試合格證書ヲ有スル者ハ現官現職ニ在ルト否トヲ問ハス何時ニテモ採用シ得ルモノト爲シタリ
第二 警部ノ任用資格ヲ定メタル第一條ニ於テ「本令施行ノ際現ニ臺灣總督府警部ニシテ引續キ其ノ職ニ在ル者」ノ一項ヲ加ヘタルハ現任警部中任用資格ヲ有セサル者アリテ是等ハ依然其ノ職ニ在ル間ハ何等支障ナキモ他廳警部ニ轉任ヲ要スル場合ハ任用資格ヲ有セサルヲ以テ轉勤シ得サルノ不便アリ故ニ特ニ之ヲ規定スルノ必要ヲ認メタルニ由ル第二條第二號ニ付テモ亦同シ
第三 蕃務ニ従事スル警部警部補ハ現行法第八條ニ於テ當分ノ内試驗ヲ要セス特別任用ノ途ヲ設ケラレタリ本案仍之ヲ繼續スルノ必要ヲ認メタルモ考試委員ノ銜ヲ經ルモノトシテ其ノ特別任用ニ關スル資格及要件ハ總テ現行法ヲ繼承シタリ第三條ニ於テ其ノ任用資格中「現ニ蕃務ニ従事スル警部警部補」ノ一項ヲ加ヘタルハ各廳間轉任ノ場合及同條第二號及第三號ニ依リ一旦警部補ニ任用セラレタル者ヲ更ニ警部ニ任用スル場合其ノ必要ヲ認メタルニ依ル
第四 本案第四條第二項ニ於テ在職滿一年以上ノ警部警部補ニ考試合格證書ヲ附與シ得ルモノト爲シタルハ考試合格證書ヲ有セサル現任ノ警部警部補ヲシテ任意學術試驗ヲ受ケシメ合格證書

ノ職ニ在ル者但シ明治三十四年勅令第九十四號臺灣總督府警部、警部補特別任用令第八條第一項第二項ニ依リ任用セラレタル者ヲ除ク

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ考試委員ノ銜ヲ經テ之ヲ蕃務ニ従事スル警部、警部補ニ任用スルコトヲ得

一 現ニ蕃務ニ従事スル臺灣總督府警部補ノ職ニ在ル者

二 臺灣總督府判任文官ニシテ蕃地ニ在リテ現ニ蕃務ニ従事スル者

三 臺灣總督府巡查、雇員、囑託員ニシテ三年以上蕃地ニ在リテ蕃務ニ従事シ現ニ其ノ職ニ在ル者

第三條 考試合格證書ハ臺灣總督府巡查在職三年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ現ニ其ノ職ニ在ル者ニ就キ考試委員其ノ實務ノ成績ヲ考查シ及學術ヲ試驗シ合格シタル者ニ之ヲ付與ス

第四條 本令ニ依リ考試合格證書ヲ有スル者ハ臺灣總督府以外各官廳ノ警部又ハ消防士ニ任用スルコトヲ得

第五條 考試委員考查ノ方法及試驗ニ關スル事項ハ臺灣總督府之ヲ定ム

●蕃務警視、廳事務官、廳警視特別任用令制定 明治四十二年理蕃

第二章 任免、賞罰

事務の進捗に伴ひ、審務警視を設置することとなり、十月勅令第二百八十六號を以て次の如く制定公布審務に通曉する者より特別任用の途を拓きたり。(二二八頁参照)

審務ニ從事スル臺灣總督府警視特別任用令

審務ニ從事スル臺灣總督府警視ハ五年以上審務又ハ警察事務ニ從事シ現ニ判任官ニ級俸以上ノ職ニ在ル者ノ中ヨリ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ任用セラレタル者ハ高等官三等ニ陞叙スルコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府警視特別任用令ハ之ヲ廢止ス

前項ノ特別任用ニ依リ任用セラレタル臺灣總督府警視ハ本令ニ依リ任用セラレラルモノトス

同時に勅令第二百八十七號を以て應事務官及應警視特別任用令次の如く公布せられたり。(二二八頁参照)

臺灣總督府應事務官及應警視特別任用令

五年以上行政事務ニ從事シ現ニ判任官三級俸以上ノ職ニ在ル者ハ臺灣總督府應事務官ニ五年以上警察事務ニ從事シ現ニ判任官三級俸以上ノ職ニ在ル者ハ臺灣總督府應警視ニ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ任用スルコトヲ得

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

審務警部の支應長任命に関する回答

明治四十二年四月二十八日南投應長より「當應警部依田盛男ノ如キ無資格者ハ普通警察事項ハ執レサルモ支應長ニ任命スルハ差支ヘナキカ」照會し來りたるに對し、五月十五日秘書課長よりは次の如き回答を發したり。

審務警部ハ單ニ審人審地ニ關スル事務ノミヲ分掌セシムル支應ノ支應長ニ任命スルハ差支ナキモ其他ノ支應長ニハ任命セサル方針ナリ右經同ノ上

官制改正に依り所屬變更せられたる職員は前後勤績と看做す

明治四十二年地方官々制の改正に伴ひ廢應となりたる結果職員の前官應に於ける勤績年數は之を文官任用令第六條の同一官應に勤績年數と看做し通算差支なきことに決定の旨明治四十三年一月十九日民政長官より各應長に通牒を發せられたり。

支應に雇員を設置せんとするときは認可を受くべし

明治四十三年二月二十八日民政長官は定員配置の均衡を得せしめ且俸給豫算を適切ならしむる上に必要なりとし、次の如き通牒を各應長に發したり。(二三三頁参照)

支應へ雇員配置ノ場合ニハ其人員俸給支給額及右費用ノ所屬從事セシムヘキ事務ノ種類並配置ヲ必要トスル事由ヲ具シ豫メ認可ヲ受ケラルヘク依命此段及通達候也
尙通達は大正五年四月に至り必要なしとして之を廢止せられたり。

警察官助長事務關與を緩くする爲め囑託雇員を配置す

明治四十三年八月十五日民政長官は掲題の事項に關し次の如き通牒を各應長に致したり。(前項参照)

從來各支應ニ於ケル警察事務以外ノ事務ハ之カ爲メ屬又ハ雇員囑託等ノ配置ナキ場合ニ在リテハ警察官吏ヲシテ取扱ハシメ來り候處其ノ處理件數多キ支應ニ在リテハ往々之カ爲メニ警察事務ノ進捗ヲ阻害シ不都合尠カラサル趣ニ付調査該處管內左記支應ニハ營林費、害蟲驅除費、衛生費、獸疫豫防費其他特別事業費ノ支辨ニ屬スルモノヲ除キ専ラ庶務、財務ノ事務ヲ取扱ハシムル爲メ各一名ノ雇員又ハ囑託員ヲ配置スルノ必要ヲ認メ候條配付豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ配置シ右配置員ハ其ノ俸給所屬ノ如何ニ拘ラス必要ニ應シ庶務財務ノ事務ヲ共進處理セシメ尙不足ナル場合ニ於テ警察官吏ヲシテ補助セシムルコトニ御取計相成度此段及照會候也
追テ右配置ニ要スル俸給ハ配付豫算内ニ於テ適宜處理セラルヘキ儀ニ候得共大體ニ於テハ庶務課二、財務課一ノ割合ヲ適當ト認メ候條爲念申添候也
而して右配置割合は明治四十五年五月に至りその必要を認めずとて全部之を削除せられたり。

兼官者整理及兼官は認可を要す

明治四十三年十二月内訓第二十號を以て左の如く訓達する處ありたり。
一 判任官ニシテ他官ヲ兼ネ左記事項ノ一ニ該當スル者ハ明治四

第二章 任免、賞罰

十四年三月三十一日限り之ヲ整理スヘシ

(一) 兼官用務ノ完了シタル者
(二) 兼官用務ノミニ從事スル者

二 現在兼官ヲ有スル職員ニシテ尙ホ兼官ノ必要アル者ニ付テハ其ノ分掌事務勤務ノ方法其ノ他必要ナル理由ヲ具シ明治四十四年二月二十八日迄ニ伺出ツヘシ

三 爾後兼官ノ必要アル場合ハ總テ前項同様ノ理由ヲ具シ伺出ツヘシ
要ス

右内訓ス

囑託員採用内規制定

明治四十三年十二月内訓第二十號を以て囑託員採用内規次の如く、制定せられたり蓋し採用資格統一の必要あるに由る。

囑託員採用内規

第一條 囑託員ハ特別ノ學術技藝ヲ有スル者ニ非サレハ之ヲ採用スルコトヲ得ス但シ第二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
第二條 他官應ノ職員ニ對シ事務ヲ囑託セントスルトキハ其ノ必要ナル理由執務ノ方法及手當額アラハ其ノ詳記シ履歷書ヲ添ヘ伺出ツヘシ
第三條 現在囑託員ニシテ左ノ一ニ該當スル者ハ明治四十四年一月末日限り之ヲ整理シ即日之ヲ報告スヘシ

一 特別ノ學術技藝ヲ有セサル者ニシテ特別ノ學術技藝ヲ要スル事務ニ從事スル者

第二章 任免、賞罰

- 二 特別ノ學術技藝ヲ要セサル事務ニ従事スル者
- 三 第二條ノ囑託員ニシテ認可ヲ受ケス採用シタル者
- 四 囑託事務完了シタルニ拘ハラズ未ダ解職セサル者

右内訓ス

●港務官特別任用令制定

明治四十四年五月勅令第五十三號を以て

臺灣總督府港務官特別任用令

臺灣總督府港務官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヨリ文官高等試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

- 一 三年以上船舶又ハ海員ニ關スル事務ニ従事シ判任官四級俸以上ノ俸給ヲ受ケ現ニ其ノ職ニ在ル者
- 二 三年以上衛生事務ニ従事シ判任官四級俸以上ノ俸給ヲ受ケ現ニ其ノ職ニ在ル者
- 三 甲種船長ノ免狀ヲ有シ一年以上近海航船以上ノ船舶ニ於テ船長ノ職ヲ執リタル者

●蕃務警視特別任用令制定

明治四十四年七月勅令第九十五號を以て

蕃務ニ従事スル臺灣總督府警視特別任用令」左記の通り制定公布せられたり。理由に曰く「蕃地ノ啓蒙ハ主トシテ隘勇線ノ前進ニ待タサルヘカラス從テ之ニ従事スル警察職員ハ常ニ軍事的行動ニ出ツルコト多キヲ以テ普通文官ヲシテ此任務ニ堪フヘキ練習ヲ爲スニハ多數ノ日子ヲ要シ不便不勝依テ本案ノ通り軍事素養アル者ヲ特

ニ採用シ其ノ特技ヲ應用シ理藩ノ目的ヲ達セントス」と。(二三八頁参照)

蕃務ニ従事スル臺灣總督府警視特別任用令

第一條 蕃務ニ従事スル臺灣總督府警視ハ五年以上蕃務又ハ警察事務ニ従事シ現ニ判任官二級俸以上ノ職ニ在ル者ノ中ヨリ文官高等試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ任用セラレタル者ハ高等官三等ニ陞叙スルコトヲ得ス

第二條 蕃務ニ従事スル臺灣總督府警視ハ當分ノ内陸軍佐尉官ノ中ヨリ文官高等試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ任用セラレタル者ノ官等ニ付テハ高等文官轉任ノ例ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府警視特別任用令ニ依リ任用セラレタル臺灣總督府警視ニハ第一條第二項ノ規定ヲ準用ス

●文官任用令の制定と其後の改正

大正二年八月勅令第二百六十一號を以て文官任用令次の如く制定公布せられたり。

文官任用令

- 第一條 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設ケルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 勅任文官ハ第五條第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勅任文官

ノ職ニ在リタル者又ハ委任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職

ニ在リタル者ヨリ之ヲ任用ス

第三條 第五條第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ委任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ハ文官高等試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ得但シ大正二年勅令第二百六十二號第一條ニ掲ル文官ノ職ニ在リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 陸海軍將官ハ各其ノ部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第五條 委任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

- 一 文官高等試験ニ合格シタル者
- 二 外交官及領事官試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者
- 三 二年以上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者

第六條 判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

- 一 中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者
- 二 一般ノ專門學校入學ニ關スル試験檢定ニ合格シタル者
- 三 專門學校令ニ依リ法律學、政治學、行政學、又ハ經濟學ヲ教授スル學校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ學校ヲ卒業シ

第二章 任免、賞罰

タル者

- 四 文官普通試験ニ合格シタル者
- 五 文官高等試験ニ合格シタル者
- 六 三年以上文官ノ職ニ在リタル者
- 七 五年以上雇員タル者

第七條 教官、技師官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官ハ高等官ニ在リテハ文官高等試験委員、判任官ニ在リテハ文官普通試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ文官タル資格ヲ有スル者ハ仍其ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

而して右任用は令其後逐年數次に亘り改正せられたるも、臺灣總督府に關係あるものは割合に少かりき。今總督府に直接關係又は影響ありと思料せらるる改正のみを摘記するに次の如し。

大正七年一月(勅令第十號)一部改正

- 第三條 中「文官高等試験委員」ヲ「高等試験委員」ニ改ム
- 第五條 中第一項第一號乃至第三號ヲ左ノ如ク改ム
 - 一 高等試験行政科試験ニ合格シタル者
 - 二 高等試験外交科試験ニ合格シ二年以上外交官又領事官ノ職ニ在リタル者

第二章 任免、賞罰

- 三 二年以上判事又ハ檢事ノ職ニ在リタル者
- 四 裁判所構成法ニ依リ判事又ハ檢事タル資格ヲ有シ二年以上朝鮮總督府判事又ハ檢事又ハ臺灣總督府法院若クハ關東都督府法院ノ判官若クハ檢察官ノ職ニ在リタル者

第六條 第二號第四號及第五號ヲ左ノ如ク改ム

- 二 高等試験令第七條ニ依リ高等試験豫備試験ヲ受クルコトヲ得ル者

四 普通試験ニ合格シタル者

五 高等試験ニ合格シタル者

第七條 中「文官高等試験委員」ヲ「高等試験委員」ニ「文官普通試験委員」ヲ「普通試験委員」ニ改ム

附 則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年五月(勅令第五百九十九號)一部改正

第三條 但書ヲ削ル

第三條ノ二 左ニ掲グル勅任文官ハ前二條ノ規定ニ依ル資格ヲ有セサルモ各其ノ職務ニ必要ナル學識技能及經驗ヲ有スル者ヨリ

高等試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコト得

製鐵所長官

海外駐劄財務官

製鐵所次長

專賣局長官

國勢院部長

印刷局長

造幣局長

專賣局長

千住製絨所長

維新史料編纂事務局長

朝鮮總督府營林廠長

朝鮮總督府平讓鑛業所長

臺灣總督府專賣局長

臺灣總督府營林局長

第六條中「三年以上」ヲ「二年以上」ニ、「五年以上」ヲ「四年以上」ニ改ム

第七條ニ左ノ一ヲ加フ

學校長ハ前項ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月(勅令第三百五十五號)一部改正

第三條ノ二中「臺灣總督府營林局長」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●文官特別任用令發布 大正二年八月勅令第二百六十二號を以て文官任用令の規定を適用せざる諸官次の如く定められたり。

文官特別任用令

第一條 左ニ掲グル諸官ニハ文官任用令文官分限令並高等官々等

俸給令第四條及第五條ノ規定ヲ適用セス

内閣書記官長

法制局長官

各省次官 (陸軍次官及海軍次官ヲ除ク)

警視總監

貴族院書記官長

衆議院書記官長

内務省警保局長

勅任ノ各省參事官

秘書官

秘書官

第二條 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官ニハ高等官々等俸給令第四條ノ規定ヲ適用セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年勅令第六十二號明治四十三年勅令第二百八十八號

第二章 任免、賞罰

及同年勅令第二百八十九號ハ之ヲ廢止ス

大正九年五月(勅令第一六二號)の一部改正 右規定は其後大正九年五月に至り勅令第六十二號を以て一部次の如く改められたり。

第一條 左ニ掲グル諸官ニハ文官任用令文官分限令並高等官々等

俸給令第四條及第五條ノ規定ヲ適用セス

内閣書記官長

法制局長官

拓殖局長官

各省次官

内務省警保局長

勅任ノ各省參事官

警視總監

貴族院書記官長

衆議院書記官長

秘書官

第二條中「教官」ヲ「學校長、教官」ニ改メ「特別ノ學術技藝ヲ要スル文官」ノ下ニ「文官任用令第三條ノ二ニ掲グル勅任外交官及勅任領事官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●警務警視特別任用令改正 大正四年七月勅令第三百三十五號を以て

臺灣總督府警務警視特別任用令左記の如く改定公布せらる。蓋し五箇年繼續理事業終了從來の如く軍事經驗者採用の必要を認めざるに至りしを以てなり。(二四〇頁參照)

臺灣總督府警務警視ハ五年以上警務警察ニ從事シ現ニ判任官三級俸以上ノ職ニ在ル者ノ中ヨリ文官高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年勅令第九十五號ハ之ヲ廢止ス

明治四十四年勅令第九十五號第一條ノ規程ニ依リ任用セラレタ

ル臺灣總督府警視ニシテ現ニ其ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限

リ特ニ臺灣總督府警務警視ニ任用スルコトヲ得

●警察本署以下採用内規 大正七年三月十九日警察本署に於ける

雇以下の採用内規を次の如く定められたり。

第一條 警察本署ニ於テ雇以下ヲ採用セントスルトキハ別ニ規程アルモノノ外本内規ニ依ルヘシ

第二條 雇以下ヲ採用セントスルトキハ履歷ノ審査及人物ヲ考査シ適當ト認メタル者ニアラサレハ之ヲ採用スルコトヲ得ス履歷

ノ審査ハ履歷書及身元ヲ調査スルモノトス

人物ノ考査ハ口頭試問トシ各課長及庶務係長列席ノ上之ヲ行フ但シ各員中事故アル場合ハ出席者ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第三條 履歷及身元ヲ審査シ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ採用ス

臺灣總督府税關監視官

臺灣總督府專賣局職務監督官

臺灣總督府覆審法院書記長

臺灣總督府通信事務官

臺灣總督府通信事務官補

臺灣總督府鐵道部事務官補

臺灣總督府警察官及司獄官練習所舎監

臺灣總督府廳長

臺灣總督府廳事務官

臺灣總督府廳警視

臺灣總督府警務警視

警視廳北海道廳及府縣警視

監察官ニ補スヘキ警視廳警視及大阪府警視、刑事勤務ノ警視

廳警視、消防勤務ノ大阪府警視並警察署長ニ補スヘキ警視ニ

限ル

北海道廳及府縣理事官

北海道廳支廳長

島司

郡長

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二章 任免、賞罰

ルコトヲ得ス

一 素行不修又ハ身體強健ナラサル者

二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

三 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者若ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

四 懲戒處分ニ依リ免職セラレ滿二箇年ヲ經過セサル者

五 其ノ他不適當ト認メタル者

●委任文官特別任用令の改定と其後の改正 大正九年原内閣に於て

は其の政策實施の一項目として文官任用の制度大改正を企て文官任用令(前項參照)委任文官特別任用令、判任文官任用令等を改正發布したり、就中委任文官特別任用令は從來の幾多の單行勅令を廢止し統一的に規定したるものにして全文即ち次の如し。

委任文官特別任用令(勅令第六十號)

左ニ掲タル委任文官ハ五年以上判任以上ノ官ニ在職シテ行政事務

ニ從事シ判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨリ高等試驗委員

ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得(臺灣總督府に關係あるもの

ハミ掲ク)

臺灣總督府典獄

臺灣總督府典獄補

臺灣總督府醫院事務官

臺灣總督府稅務官

臺灣總督府稅關事務官

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス但シ判任官ノ特別任用ニ關シテハ仍從前ノ

例ニ依ル

鐵道院職員特別任用令

大正七年勅令第二百九十四號

明治三十年勅令第三百三號

大正四年勅令第七十七號

大正二年勅令第二百七十八號

專賣局職員特別任用令

大正七年勅令第二百七十三號

稅務監督局及稅務署職員特別任用令

大正八年勅令第三百三十六號

明治三十年勅令第二百五十五號

明治三十年勅令第二百二十二號

監獄職員特別任用令

大正二年勅令第二百三十七號

大正三年勅令第六十九號

明治三十一年勅令第十八號

明治四十年勅令第二百七十五號

大正八年勅令第二百四十二號

爲替貯金局及地方遞信官署職員特別任用令

大正五年勅令第三十二號

第二章 任免、賞罰

- 明治二十九年勅令第五百十六號
朝鮮總督府及所屬官署職員特別任用令
- 大正七年勅令第六十號
明治四十三年勅令第三百二號
朝鮮總督府遞信官署職員特別任用令
- 朝鮮總督府裁判所書記長及裁判所書記特別任用令
- 朝鮮總督府典獄及看守長特別任用令
- 大正七年勅令第三百七十九號
大正二年勅令第一百號
朝鮮總督府典獄及看守長特別任用令
- 朝鮮總督府地方廳職員特別任用令
- 明治四十三年勅令第七十九號
明治四十五年勅令第五十四號
臺灣總督府監獄職員特別任用令
- 臺灣總督府監獄職員特別任用令
- 明治三十九年勅令第一百五號
明治三十七年勅令第二百二十五號
臺灣總督府稅關事務官、稅關監視官特別任用令
- 大正八年勅令第三百一號

- 明治四十一年勅令第五百五號
臺灣總督府通信事務官通信事務官補特別任用令
- 大正八年勅令第三百二十八號
明治四十四年勅令第二百六十五號
臺灣總督府作業所事務官特別任用令
- 臺灣總督府師範學校長、臺灣總督府中學校長、臺灣總督府高等女學校長、臺灣公立高等普通學校長及臺灣公立女子高等普通學校長特別任用令
- 大正八年勅令第七十六號
大正八年勅令第七十五號
大正八年勅令第七十七號
大正八年勅令第七十九號
大正七年勅令第二百八十九號
明治三十三年勅令第三百十號
臺灣總督府地方職員特別任用令
- 臺灣總督府應事務官及廳監視特別任用令
- 大正四年勅令第三百五號
關東都督府職員特別任用令
- 大正八年勅令第二百九十八號
旅順工科學堂學長特別任用令
- 明治四十三年勅令第八十號

樺太廳及所屬官署職員特別任用令
大正五年勅令第五百一十一號
警視廳職員特別任用令

大正二年勅令第二百三十號
明治三十二年勅令第三號
明治四十年勅令二百七十四號
大正七年勅令第五百十號
府縣立師範學校長特別任用令

而して右規定は其後逐年數次に亘り一部改正を見たり今臺灣總督府警察に關係ある改正を摘記するに次の如きものなり。

大正九年十月(勅令第三百五十六號)一部改正
奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「臺灣總督府覆審法院書記長」ヲ「臺灣總督府法院書記長」ニ改メ
「臺灣總督府廳長」ノ次ニ「臺灣總督府郡守」「臺灣總督府市尹」「臺灣總督府州理事官」「臺灣總督府廳理事官」「臺灣總督府市理事官」及「臺灣總督府州警視」ヲ、「臺灣總督府蕃務警視」ノ次ニ「關東廳理事官」ヲ加ヘ「臺灣總督府廳事務官」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年八月(勅令第三百六十五號)一部改正
「朝鮮總督府濟生院主事」ノ次ニ「朝鮮總督府林野調査委員會副事

第二章 任免、賞罰

務官」ヲ「臺灣總督府醫院事務官」ノ次ニ「臺灣總督府中央研究所事務官」ヲ「臺灣總督府市理事官」ノ次ニ「臺灣總督府警視」ヲ加ヘ「臺灣總督府蕃務警視」ヲ削ル

大正十四年一月(勅令第四百五十八號)一部改正

「臺灣總督府專賣局副事務官」ヲ「臺灣總督府專賣局副參事」ニ、「臺灣總督府通信事務官、臺灣總督府鐵道部事務官補」ヲ「臺灣總督府交通局副參事」ニ、「臺灣總督府州理事官」ヲ「臺灣總督府地方理事官」ニ、「臺灣總督府州警視」ヲ「臺灣總督府地方警視」ニ改メ「臺灣總督府典獄補」「臺灣總督府醫院事務官」「臺灣總督府專賣局職務監督官」「臺灣總督府遞信局事務官」「臺灣總督府警察官及司獄官練習所舍監」「臺灣總督府郡守」「臺灣總督府市尹」「臺灣總督府廳理事官」「臺灣總督府市理事官」及「臺灣總督府廳警視」ヲ削ル

附 則

本令施行ノ際現ニ臺灣總督府ノ海軍官、專賣局副事務官、通信事務官、郡守、市尹、州理事官、廳理事官、市理事官、州警視廳視、通信技師、鐵道部技師、通信技手又ハ鐵道部技手ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限リ臺灣總督府專賣局副事務官ハ臺灣總督府專賣局副參事ニ臺灣總督府通信事務官ハ臺灣總督府交通局副參事ニ、臺灣總督府郡守、臺灣總督府市尹、臺灣總督府州理事官、臺灣總督府廳理事官又ハ臺灣總督府市理事官ハ臺灣總督府地方理事官ニ、臺灣總督府州警視又ハ臺灣總督府廳警視ハ臺灣總督府地方

警視ニ、臺灣總督府海軍官、臺灣總督府通信技師又ハ臺灣總督府
鐵道部技師ハ臺灣總督府交通局技師ニ、臺灣總督府通信技師又ハ
臺灣總督府鐵道部技師ハ臺灣總督府交通局技師ニ特ニ之ヲ任用ス
ルコトヲ得

他ノ勅令中臺灣總督府通信官署官制ニ依ル三等郵便局長ノ任用、
手當等ニ關スル規定ハ之ヲ臺灣總督府交通局官制ニ依ル三等郵便
局長ニ關スル規定トス

●航空將校を警務警視に採用し得 大正八年警察航空班設置に伴ひ
其の班長を警務警視に特別任用するの規定を追加し以て飛行機操縦
に堪能なる人物を招致せんとし、大正四年勅令第三百三十五號警務警
視特別任用令の改廢を期する處ありしが、法制局等と接衝の結果は
單行勅令の發布を見ることとなり翌大正九年七月勅令第二百十九號
を以て之を公布せられたり、(第一編三二八頁參照)翌十年八月に至
り勅令第三百六十六號を以て官制改正に伴ひ警務警視は臺灣總督府
警視と改められたる外尙右勅令は昭和三年七月勅令第七十三號を
以て之を廢止せられたり。

●判任文官特別任用令制定と其後の改正 前項委任文官特別任用令
の制定を爲したる後八月に至り、政府は勅令第三百五十七號を以て
次の如き判任文官特別任用令を發布し從來の單行各特別任用令は一
齊に之を廢止せられたり。(二三七頁參照)

判任文官特別任用令

用スルコトヲ得

第六條 左ニ掲クル判任文官ハ其ノ所屬廳ノ主管大臣、朝鮮ニ在
リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ
關東長官、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ定ムル規程ニ依リ之ヲ
任用スルコトヲ得

- 各廳稅關監吏
- 各廳森林主事
- 爲替貯金局書記補
- 遞信局書記補
- 各廳通信書記補
- 朝鮮總督府遞信書記補
- 臺灣總督府通信手
- 各廳稅務吏

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

- 明治二十四年勅令第九十二號
- 明治二十六年勅令第二百九號
- 清國及朝鮮國在勤警部特別任用令
- 明治二十九年勅令第三百七十四號
- 海軍通譯官特別任用令

第二章 任免、賞罰

第一條 各廳ノ警部及警部補ハ二年以上各廳巡查ノ職ニ在リ學術
試驗及實務考査ニ合格シタル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得外務
省ノ警部及警部補ハ前項ノ規定ニ依ルノ外外務書記生タル資格
ヲ有スル者又ハ二年以上外國在勤巡查ノ職ニ在リ普通試驗委員
ノ銜ヲ經タル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得

第二條 各廳看守長ハ二年以上各廳看守ノ職ニ在リ學術試驗及實
務考査ニ合格シタル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得

第三條 各廳消防士ハ各廳消防機關士ノ職ニ在リ若ハ二年以上判
任官待遇ノ各廳消防手ノ職ニ在リ學術試驗及實務考査ニ合格シ
タル者又ハ各廳ノ警部若ハ警部補ノ職ニ在リタル者ヨリ之ヲ任
用スルコトヲ得

第四條 前三條ノ學術試驗及實務考査ニ關スル規程ハ當該試驗及
考査ヲ行フ廳ノ主管大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在
リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ關東長官、樺太ニ在リテ
ハ樺太長官之ヲ定ム

第五條 貴族院又ハ衆議員ノ守備副長ハ三年以上貴族院又ハ衆議
員ノ守備ノ職ニ在リ普通試驗委員ノ銜ヲ經タル者ヨリ之ヲ任

明治三十年勅令第三百八十一號

明治三十一年勅令第九十三號

稅關事務官補監視及監吏特別任用令

明治三十三年勅令第三百三十四號

臺灣總督府稅關屬特別任用令

明治三十六年勅令第二百八十七號

臺灣總督府通信屬及通信手特別任用令

臺灣總督府警部警部補特別任用令

警部補特別任用令

關東都督府警部警部補特別任用令

明治四十三年勅令第三百九十八號

朝鮮總督府及所屬官署判任官特別任用令

朝鮮總督府稅關書記及監視特別任用令

警部消防士特別任用令

大正七年勅令第二百八十二號

委任文官特別任用令附則三項但書及大正九年勅令第六十一號第

五條第二項ヲ削ル

外國在勤警部及巡查任用及支給規則第二條第一項ヲ削ル

陸軍監獄官特別任用令第四條ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ

海軍監獄官特別任用令第二條中「第五、第六ニ該ル者」ヲ「第五ニ

該ル者」ニ「三年以上海軍監獄看守又ハ」ヲ「二年以上」ニ改メ同條

第二章 任免、賞罰

第六號ヲ削ル

明治二十九年勅令第三百六號第三條ヲ削ル從前ノ規定ニ依ル考査及試験ニ合格シタル者ハ本令中之ニ相當スル學術試験及實務考査ニ合格シタル者ト看做ス但シ關東廳監吏ノ考査及試験ニ合格シタル者ハ關東廳看守長ノ學術試験及實務考査ニ合格シタル者ト看做ス

本令施行ノ際現ニ臺灣總督府地方廳ノ林務手ノ職ニ在ル者ハ之ヲ臺灣總督府地方廳ノ森林主事ニ任用スルコトヲ得

右特別任用令ハ其後數次に亘リ一部の改廢を見たるも、本島警察官の特別任用には何等影響するものにあざりしを以て一々之を掲げず。

●官吏の優遇に関する勅令公布 大正十年五月勅令第二百二十三號

を以て官吏の優遇に關シ次の如き規定公布を見たり。

第一條 高等官々等係給令別表第二表第一號、第三表及第五表ニ依ル奏任文官ニシテ引續キ五年以上高等官三等ニ在職シ功績顯著ナル者ハ特ニ之ヲ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ得但シ帝國大學教授、官立大學教授、行政裁判所評定官及高等官四等ヲ最高官トスル奏任文官ニ付テハ此ノ限ニアラス

第二條 判任文官ニシテ引續キ五年以上一級俸ヲ受ケテ在職シ事務練熟優等ナル者ハ特ニ之ヲ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ハ待遇相當官等ハ高

等官六等以下トス第一項ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ハ之ヲ主事ト稱ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

之に關シ五月二十五日内閣書記官長より通牒し來りたる事項次の如し

今般奏任文官及判任文官ノ優遇ニ關スル勅令公布セラレ候ニ付テハ辭令式其他左ノ通決定相成候

一 奏任文官ニシテ勅任官ヲ以テ待遇セラルル者ノ辭令 官 爵 氏 名

勅任官ヲ以テ待遇セラル

一 判任文官ニシテ奏任官ヲ以テ待遇セラルル者ノ辭令 官 爵 氏 名

高等官何等ヲ以テ待遇セラル

一 同上ノ者ニシテ待遇ヲ陞セラルル辭令 主事官 爵 氏 名

陞シテ高等官何等ヲ以テ待遇セラル

一 主事タル判任官ヲ免官スル場合ニハ上奏ヲ經、之ニ休職ヲ命スル場合ニハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經ヘキコト

一 勅任官待遇者ノ轉任ノ場合ニ於テ引續キ同待遇ヲ附與セムトスルトキハ轉任ノ上奏ト同時ニ待遇附與ノ上奏ヲ爲スコト

一 奏任官待遇者ノ轉任ノ場合ニハ判任ニ轉任ノ上奏ヲ爲シ尙

引續キ同待遇ヲ附與セムトスルトキハ同時ニ奏任官待遇附與ノ上奏ヲ爲スコト

一 現在有資格者ノ上奏書ハ可成速ニ内閣へ進達スルコト
次で六月三日總督官房秘書課長より右に該當するもの、取扱に關シ次の如き依命通牒發せられたり。

- 一 現在ノ有資格者ハ來ル十月迄ニ内申ノコト
- 二 爾後有資格者ヲ生シタルトキハ其都度内申ノコト
- 三 内申書ノ様式ハ高等官ニ於ケル從來ノ例ニ依ルコト
- 四 奏任待遇ノ内申書ニハ履歷書二通（鐵道部、專賣局及各州所屬ノ者ニ對シテハ三通）添付ノコト

更に六月二十四日に至り内閣書記官長より發せられたる本勅令の取扱内規左の通り決定せられたる旨通牒ありたり。

- 一 本令ニ所謂一級俸トハ判任文官俸給令別表ニ依ル一級俸ヲ謂フ
- 一 奏任官待遇相當官等ノ配當ニ付テハ別ニ制限ヲ設ケス
- 一 高等官四等ヲ最高官等トスル官ニ在リテ特ニ高等官三等ニ陞叙セラレ居ル者ノ高等官三等ノ在職年數ハ之ヲ本令第一條ノ年數ニ通算セス
- 一 兼官ニ付テハ本令ニ依ル優遇ヲ爲サス但シ兼官ノ高等官三等（高等官四等ヲ最高官等トスル官ニシテ特ニ陞叙セラレタル高等官三等ヲ除ク）ノ在職年數ハ之ヲ本令第一條ノ年數ニ通算ス

●州理事官等の特別任用令（本島人選叙の爲め）公布 大正十一年十

第二章 任免、賞罰

月勅令第四百二十六號を以て大正十年勅令第二十六號朝鮮總督府事務官等の特別任用に關する件の中左の通り改正せられたり。之等文官の特別任用に就ては既に其の規定の存する所あるも、本島人の特別選叙を認むる爲め特に例外規定の必要ありとして、如此改正公布せられたるものなり。

第一項中「朝鮮總督府道理事官」ノ次ニ「朝鮮總督府府理事官」ヲ加ヘ第二項中「前項」ヲ「前二項」ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加

左ニ掲クル文官ハ臺灣語ニ熟達シ臺灣ノ事情ニ精通シ且相當ノ學識經驗アル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

臺灣總督府州理事官

臺灣總督府廳理事官

臺灣總督府郡守

臺灣總督府市尹

臺灣總督府市理事官

今參考の爲め改正前の勅令を示すに次の如し。

左に掲クル文官ハ朝鮮語ニ熟達シ朝鮮ノ事情ニ精通シ且相當ノ學識經驗アル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

朝鮮總督府事務官

朝鮮總督府道知事

朝鮮總督府道參與官

朝鮮總督府道理事官

朝鮮總督府郡守

前項ノ規定ニ依リ任用スル者ニ付テハ高等官々等俸級令第四條ノ規定ヲ適用セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年勅令第三百八十三號ハ之ヲ廢止ス

●防疫事務官特別任用令廢止 大正十三年三月勅令第三十九號を以て臺灣總督府防疫事務官特別任用令(二三三頁)は廢止せられたり。

●囑託員及雇員の職務に関する規程發布 從來囑託員雇員の職務範圍權限に關する規定なかりし爲め、類發する瀆職事件に關しても之を刑法の所謂公務員として見ることを得べきや否やに就て疑ありしを以て、昭和二年三月に至り府令第十四號を以て之が採用職務に關する左記の規定を見るに至れり。同時に府令第十五號を以て水利組合の囑託及雇員に關しても規定する所ありたり。

第一條 臺灣總督府、其ノ所屬官署、法院檢察局、州、廳及其ノ所屬官署、官公立學校及地方公共團體ニ囑託員、雇員ヲ置クコトヲ得

囑託員及雇員ハ有給又ハ無給トス

トヲ得

傷病者中ニハ再就職ノ能否ニ付不安ヲ抱ク者モ尠カラサル由ニ付テハ入營者職業保障法及本年二月八日付官秘第二六九號通牒次官會議ニ於ケル申合セノ次第モ有之候條傷病軍人ノ復職又ハ再雇備ニ特ニ御配慮煩度若シ症狀ニ因リ已ムヲ得サレハ前職以外ノ適職ニ再採用方可然御取計煩度此段及照會候也

追テ本件ニ關シテハ陸軍省ヨリモ特ニ申出ノ次第モ有之候條申添候

●高等試驗合格者の採用に關する通牒 昭和七年五月六日總務長官

ハ左記の如き依命通牒を所屬官衛長に發したり。

文官高等試驗合格者ノ採用に關スル件

文官高等試驗合格者ノ採用ニ關シテハ從來本府ニ於テ取調メ銓衡シ各局部ニ配置スルヲ例トセル處、近來動モスレハ各局部又ハ各州廳ニ於テ本府秘書課ニ連絡ナク採用セラレタル向アリ、此ノ如キハ本島人事行政上甚ダ遺憾トスル所ナルヲ以テ今後文官試驗合格者ニシテ各局部又ハ各州廳ニ於テ任意ニ採用セラレタルモノニ對シテハ昇級階等々ニ付正式ニ銓衡セラレタルモノト同等ノ待遇ヲ與ヘサルコトニ致スヘキニ付左様御了知相成度尙今後在職中資格ヲ取得シタル者ノ有資格者名簿登錄ニ關シテハ履歷書、學業成績書、高等試驗成績書其ノ他本人ノ成績能力ヲ證明スル記録等ヲ添ヘ内申相成度右依命通達ス

追而既ニ採用セル有資格者中本府秘書課ニ於テ正式ニ銓衡シタ

第二條 囑託員及雇員ハ上司ノ命ヲ承ケ各其ノ職務ヲ擔任ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●日支事變に關し軍隊に召集せられたる文官は可成現職の儘たるべし 昭和七年二月二十日次官會議の席上申合せられたる事なりとして拓務大臣官房秘書課長よりの次の通牒を總督官房秘書課長より所屬官衛長に移牒する所ありたり。

文官ニシテ今次ノ事變ニ關シ軍隊ニ召集セラレタル場合ノ取扱方

文官ニシテ今回ノ事變ニ關シ軍隊ニ召集セラレタル場合ニ於テハ事務上差支アリテ補缺ノ必要アラハ已ムヲ得サルモ可成現職ノ儘應セシムルコト

雇員ニ付テハ各省經費ノ都合モアルコトナレハ一様ニ定メ難キモ適宜出來得ル限り優遇スルコト

●可成傷病軍人の再就職に付便宜を取計ふべし 昭和七年五月二十四日拓務次官より次の如き通牒に接したりとして總督官房秘書課長より同年六月八日所屬官衛長に之を移牒する所ありたり。

傷病軍人等再雇備ニ關スル件

貴管下ニ奉職中徵集又ハ召集セラレ今次事變ニ從軍シタル者ノ中ニハ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノモ有之ヘシト被存候處是等傷病者モ逐次恢復期ニ相向ヒ近々除隊致ス様ニ相成ヘクノ處該ル以外ノ者ノ有資格者名簿登錄ニ關シテハ在職中資格ヲ取得シタル者ニ準シ内申相成度

●兼官の認可申請を勵行すべし 昭和七年十月十二日秘書課長は掲題の件に關し次の如き依命通牒する處ありたり。(二三九頁參照)

判任官ノ兼官ニ關シテハ認可ヲ要スヘキノ處往々之カ手續ヲ省略施行セラレル向有之候ニ就テハ明治四十三年内訓第二十四號ノ次第モ有之爾今右施行セントスル場合ハ其ノ他官廳ナルト同一官廳ナルトヲ問ハス必ス伺出ノ手續履行相成様致度右依命通牒ス

第二款 警察官吏の轉免に關する訓達

改隸以後本島警察職員の任免に關しては種々制限を設け或はその手續を規束する通牒等の發せられたること幾回なるを知らず。蓋し本島統治に寄與する所大にして職責亦重かりしも、容易に適材を得るに難かりし爲めならずんはあらず。本款に於ては之等通牒を一括輯録せるものなり。

緒言

●警察官吏の退職及死亡人員調 今本款の冒頭に於て會て警察通報

紙上に公表せられたる明治三十五年より同四十一年に至る掲題事項統計を參考として掲げおかむに次の如し。三十五年以前の統計は殘存せず轉免一層甚しかりしを推し得べし追て明治四十二年に於ける警察の定員は警部二二四、警部補四〇九、巡查三、六七九、巡查補は一五六四なり。

種別	自明治三十五年一月至同四十一年十二月 警察官吏退職人員調											退職者 一年平均	
	滿一年未上	一年以上二年以下	二年以上三年以下	三年以上四年以下	四年以上五年以下	五年以上六年以下	六年以上七年以下	七年以上八年以下	八年以上九年以下	九年以上十年以下	十年以上		計
警部	△ 一〇三	△ 九七	△ 四一	△ 二六	△ 一八	△ 一〇	△ 一四	△ 二七	△ 一七	△ 一六	△ 三	△ 一四八	△ 二八
警部補	△ 三〇	△ 三三	△ 四一	△ 二五	△ 二四	△ 二七	△ 二二	△ 一三	△ 一〇	△ 一五	△ 三	△ 二七	△ 三三
警部	△ 一〇	△ 三三	△ 三六	△ 三九	△ 四二	△ 四五	△ 四八	△ 五一	△ 五四	△ 五七	△ 六〇	△ 六三	△ 六六
警部補	△ 一〇	△ 三三	△ 三六	△ 三九	△ 四二	△ 四五	△ 四八	△ 五一	△ 五四	△ 五七	△ 六〇	△ 六三	△ 六六
警部	△ 一〇	△ 三三	△ 三六	△ 三九	△ 四二	△ 四五	△ 四八	△ 五一	△ 五四	△ 五七	△ 六〇	△ 六三	△ 六六
警部補	△ 一〇	△ 三三	△ 三六	△ 三九	△ 四二	△ 四五	△ 四八	△ 五一	△ 五四	△ 五七	△ 六〇	△ 六三	△ 六六
計	△ 一〇	△ 三三	△ 三六	△ 三九	△ 四二	△ 四五	△ 四八	△ 五一	△ 五四	△ 五七	△ 六〇	△ 六三	△ 六六
死亡者													
一年平均													

備考 △印ハ他官ニ轉シタル人員ヲ示シタルモノ

種別	自明治三十五年一月至同四十一年十二月 警察官吏死亡人員調											死亡者 一年平均	
	滿一年未上	一年以上二年以下	二年以上三年以下	三年以上四年以下	四年以上五年以下	五年以上六年以下	六年以上七年以下	七年以上八年以下	八年以上九年以下	九年以上十年以下	十年以上		計
警部	△ 三	△ 六	△ 七	△ 九	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇
警部補	△ 三	△ 六	△ 七	△ 九	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇
警部	△ 三	△ 六	△ 七	△ 九	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇
警部補	△ 三	△ 六	△ 七	△ 九	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇
警部	△ 三	△ 六	△ 七	△ 九	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇
警部補	△ 三	△ 六	△ 七	△ 九	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇
計	△ 三	△ 六	△ 七	△ 九	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇
死亡者													
一年平均													

●警察及司獄官吏は轉任せしむべからず 領臺勿々兵馬餘他の際にありて、警察官及司獄官吏の職司遂行に多大の困難を伴ひしならむこと洵に想像に難からざることなるべし。従て當時警察官司獄官等にして、他に適當なる就職口を探し得たりとせんか、直に之に轉職

せんとするは蓋し人情避くべからざること。茲に於て明治二十九年十月七日民政局長は次の通牒を部内官衛長に發して濫に轉職を許さざる様注意を促す處ありたり。

近來警察官吏及司獄官吏ニシテ往々他官ニ轉任スルモノ有之哉ニ相聞へ候處巡查看守ニ於テハ特ニ各警約年限モ有之然ルニ其年限未滿ノモノヲシテ容易ニ之ヲ他官ニ轉セシムルトキハ實ニ警約年限ヲ無視スルノミナラス事務ノ進捗ヲ妨害スルコト不勘候條警約年限中ニ在ル巡查看守ハ勿論其他ノ警察官吏司獄官吏ト雖モ可成他官ニ轉任セシメサル様特ニ御注意相成度此段及達候也

●懲戒免職又は警約年限内退職の巡查看守を他の官吏準官吏に採用すべからず 明治三十一年二月二十六日内訓第十號を以て次の如く訓達せられたり巡査にして懲戒免職と爲りたる者又は警約年限中辭職したる者を官吏若は準官吏に採用する向あるに依り退職者日々に増加し警察の運用を阻碍するもの抄からざりしを以て之が防止策として制限を設けたるものとす。

巡査免職者ヲ官吏準官吏ニ採用不相成件

自今臺灣總督府巡査ニシテ、懲戒ニ依り免職セラレ、又ハ警約年限ヲ經過セス退職シタル者ハ官吏若ハ准官吏ニ採用スヘカラス但懲戒ニアラスシテ退職シ前官廳ノ同意ヲ得タル者ヲ巡査ニ採用スルハ此ノ限ニアラス右内訓ス

右内訓を巡査補にも及ぼす 明治三十三年十二月臺北縣知事は次の

如く稟申する處ありたり。

明治三十二年八月以來巡査補ヲ設置セラレ爾來下級警察機關ノ補助トシテ夜々發達ヲ圖リ居候處各地方土地調査ノ結果通譯若クハ雇員傭員トシテ比較的多額ノ給料ヲ與へ使用スルヨリ巡査補ノ現職ヲ去ラントシ訓諭ニ從ハス職務ヲ拋棄スル者等續々發生ノ傾キアリ爲ニ數日月黨陶養成シタル前途有望ノ者ヲモ懲戒處分ヲ爲スノ止ムヘカラサルニ至リ下級警察機關ノ發達上障礙不勘候條懲戒ニ巡査免職者又ハ警約年限内退職者ヲ官吏準官吏ニ採用スヘカラサル旨御内訓相成候例モ有之巡査補ニ對シテハ尙一層嚴重ノ取締ヲ必要ト認メ候ニ付官吏準官吏ハ勿論何等ノ名義(小使迄ヲモ)ヲ以テスルモ官署ニ使用スヘカラサル事トセハ或ハ前記ノ弊害ヲ矯正スルヲ得ヘキカト信認セラレ候間至急相當御詮議相成度此段稟申候也

總督府當局右意見を諒とし、同月内訓を以て「自今巡査補ニシテ懲戒ニ依り免職セラレ又ハ警約年限ヲ超エズテ退職シタル者ハ官吏若ハ雇員傭員ニモ採用スベカラズ但シ懲戒ニアラスシテ退職シ前官廳ノ同意ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラズ」ト訓達セラレタリ。

明治三十四年七月の改正 同月更めて次の如く内訓(第十八號)せらる。

巡查看守及巡査補ニシテ懲戒ニ依り其職ヲ免セラレ又ハ警約年限ヲ經過セス退職シタル者ハ其論旨ニ依ル者ヲ除キ退職後二年間總

テ官吏若ハ准官吏ニ採用スヘカラス但懲戒ニアラスシテ退職シタル者ヲ前官廳ノ同意ヲ得テ各同一官職ニ採用スルハ此限ニアラス右内訓ス

而して、内訓發布を要する理由として述べられたる處は當時官界氣風の一端を示すに足るものあるを以て次に之を掲げむ。

近來看守の交迭頻る頻繁にして殆んど其定員半數に達するが如き狀況に有之畢竟するに右は彼等の内素行修らずして淫蕩放逸の結果往々懲戒處分に觸るゝ者あると一は其の勤務の鬪勞なるを厭ひ疾病其他の事由に托して退職する者尠からざるとに外ならざるべく候蓋し其茲に至らしめたる所以のものは彼等にして一朝罷免の不幸に遭遇するも再び容易く他官衙に奉職し得らるゝの途あるに信頼し自然職の念薄く隨て職務に忠實ならざるに因するものと推考被致候將又既に内地にありて當初より本島他官衙に奉職の念を抱きつゝある者恰も看守巡查の募集あるを奇貨とし其募りに應じて渡臺し一時其職に假寓する輩も尠からざるとに聞及候に付ては勞々以て彼等をして他に轉職するの途を一切杜絶するにあらざるよりは全然斯の積弊を矯正するは能はざるものと被認候に付左案の通御内訓相成可然哉而して巡查に付ては明治三十一年二月巡查補には客年十二月を以て既に別紙参照寫の通り御内訓相成居候へ共各本文中不備の點有之候に付此際看守と併て更に御内訓相成候様致度云々」と

同時に別に通牒發せられ懲戒中職又は誓約年限内に退職したる者の氏名は毎月末日取纏め之を島内諸官衙に通知を爲すべきことに定められたり。

●警察官免手續を定む

明治三十一年二月内訓第十一號を以て次の如く定められたり蓋し從來警察官吏の任地に關しては未だ何等の制限を設けざりし爲め警部を採用するにも警察事務に何等經驗なきものを任用する等の事例ありたる爲めなりとす。(二五七頁参照)

警察官免手續

- 第一條 警部ハ特別ノ技能ヲ要スル場合又ハ警察(部)課ニ使用スル者ノ外ハ成ルヘク現ニ本島ニ在職スル巡查中ヨリ任用スヘシ
- 第二條 懲戒ニ依リ巡查ヲ免シ又ハ誓約年限内ノ者ヲ解職シタルトキハ其都度臺灣總督府各官廳ニ其ノ理由及月日ヲ通報スヘシ
- 第三條 懲戒ニ依ラスシテ誓約年限内ニ退職シタル巡查ヲ巡查ニ採用セントスルトキハ必ス前官廳ノ同意ヲ得ヘシ

明治三十五年九月の改定

同月内訓第三十二號を以て警察官免手續次の通り改定せられたり。改定理由に曰く「警察官吏は其の職務の性質上特殊の教育と實務の經驗を要するは敢て言を俟たざる所にして本島の如き言語風俗を異にせる新領土にありては殊に其の必要を認む而して此の目的を達せんとするには適當の人物をして警察事務に其の一身を委ね専心一意報效を謀らしむるに在り然るに我警察官吏中直接實務の衝に當る多數巡查の如きは交迭頻繁にして其

の補充に忙殺せられんとす斯の如くにして將來望を囑すへき有爲の者は病氣其の他の口實を以て退職し無能又は老朽の者のみ其の職に

留るか如きに至らば適任の人物を得て警察事務の發達を期すること到底望むべからず故に警部警部補の如きは成るべく現職より採用し將來警察官として其の身を立てんと欲する者をして進て巡查を志願するに至らしめ又現に警部補若は巡查を奉職する者は前途榮進の希望を以て勵精事に従はしむるの方法を採らざるべからずと想料す是れ蓋し明治三十一年二月内訓第十一號を以て警察官免手續を定められたる所以なるべし然るに客年十一月廢縣以來右内訓のあることを知らざる向も有之且つ發令後既に五箇年の久しきに至り又發令當時とは行政機關の組織も異りたる今日に在りては不適當の廉も有之候に付此際更に案文の通内訓云々」と(二五六頁参照)

臺灣總督府警察官免手續

第一條 警部ハ本島ニ在職スル警部補又ハ巡查ヨリ警部補ハ巡查ヨリ之ヲ任用スルモノトス

本島ニ於テ滿三箇年以上警察事務ニ従事スル雇員ニシテ資格ヲ有スルモノハ前項ニ準シ之ヲ警部警部補ニ任用スルコトヲ得

第二條 特別ノ技能ヲ要シ又ハ其ノ他ノ必要ニ依リ前條以外ノ者ヲ警部警部補ニ任用ノ内申セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳細具申スヘシ其ノ委任權限内ニ於テ任用セントスルトキハ認可ヲ經ルヲ要ス

第三條 巡查巡查補ヲ懲戒ニ依リ免職シ又ハ願ニ依リ解職シタルトキハ其ノ都度若ハ一箇月毎ニ左ノ各號ヲ臺灣總督府各官廳ニ

通報スヘシ

- 一 拜命及解免職年月日
- 二 解職又ハ免職ノ事由
- 三 在職中ノ行狀及成績
- 四 解職當時ノ俸給
- 五 族稱氏名

第四條 前ニ臺灣總督府巡查又ハ巡查補タリシ者ヲ再採用セントスルトキハ其ノ最後ニ在職シタル官廳ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

附 則

明治三十一年二月内訓第十一號警察官免手續ハ之ヲ廢ス

●警察官吏は他の官職に轉せしめざる旨内訓す

警察官吏は一般行政官吏とは較や趣を異にするものありて相當の經驗を有し且民情に通曉するを要するは勿論専心一意其の職務と始終するの志操を以て獻身的に之に従事するに非ざれば到底充分なる成績を擧ぐることは不能なり況や言語風俗を異にする本島の如きにありては特に切要なるものありて存す然るに警察官吏中土語に通じ若は事務熟達の見込ある者を抽て他の官職に轉せしめ若は豫め内約を爲し一旦辭職の上直に他の職に就き又ハ甲應に於て其の意に滿たざることあるや即ち去て乙應に至るも容易に職を得らるゝ爲忠實に奉仕するの念慮を缺く者

渺からず斯の如くにして相當の教育を施し且經驗を積みて漸く其の効果を收めんとする者を濫に他の官職に轉せしむるか如きは警察事務の發達を阻害するのみならず延て一般警察官吏の志操を薄弱ならしむるの結果不都合渺からずとて明治三十七年七月十三日次の通り内訓(第二十一號)せられたり。(二五九頁參照)

警察官吏ノ職ニ在ル者ハ事務ノ便宜ニ因ルト本人ノ希望ニ出ツルトヲ問ハス之ヲ他ノ官職ニ轉セシムルコトヲ得ヌ又本人ノ願ニ依リ其ノ官職ヲ免シタル者ハ爾後滿二箇年間警察以外ノ官吏若ハ準官吏ニ採用スヘカラス

特別ノ必要ニ因リ前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ詳細具申スヘシ其ノ委任權限内ニ於テ採用セントスルトキハ認可ヲ經ルコトヲ要ス
右内訓ス

●八級補以下の警部の進退も警察本署長に協議を要す 詳細は第一編第五三七頁參照尚本件に關して明治三十八年八月三日進退の字表に就ては任免、休職、復職の場合を指したるものなる旨警察本署長より各廳長に通牒せられたり。

其後明治四十年七月二十七日に至り、更に警察本署長より「上略右協義に對し同意の後半箇年以上も經過し任用相成向有之も通達の趣旨は當時に於ける警察官配置上の必要に出でたるものにして進退の必要生ぜざる以前に協議すべきものにあらず從て諸否は當時に於て

(上略)顧るに當時本島は諸般の事業勃興の秋にして多くの事務員其他従事員を要する際なりしより少しく本島の事情に通し稍語學の素養あるものは其の收入の多きに眩み職を抛ちて之に趨る者頻出し漸次警察官吏の補給上支障を來すの慮ありし爲終に再三相次て前記の内訓を發し以て警察官吏の盲動を戒め抑制防止せられたる次第なり

然るに世運の進歩は右の趨勢を一變し今や警察官吏は年を追つて志望者を増加するのみならず人物、學識等優良の者も逐年其の數を増すの實況として人材補給の難易決して同日の談にあらず又警察官吏の現職者も往年の如く容易に職を抛つ愚をなさず偶優秀の者にして他官に轉し若は退職の上會社員等に移る者ありと雖蓋し稀有の事に屬し轉退職者の多くは失意劣敗者の類にして強て抑止すべき程のものにあらず殊に後任補充等何等支障を感ずることなし寧ろ今日に在りては轉官退職者等渺なき爲練習所に於て養成せる甲科新進者の任用に支障を來たしつつかある實況なり

於茲轉官轉職の場合に於ける手續を簡易にして警部補以上の判任警察職員轉官の場合に限り豫め警察本署長に協議せしめ其の他は所屬廳長限り專行せしめ又退職者を再び警察官吏以外の准官吏に採用する場合(懲戒免職者を除く)に於ける期間の制限を解き以て就職の途を開くは時宜に適當する措置と認められ候云々」と同時に民政長官名を以て次の如き通牒を各廳長に發したり。

のみ有効にして遅くも次の進級期迄に施行不相成に於ては無効に歸したるものと承知相成度云々」と通牒する處ありたり。

●普通警察署地警察配置の警部、警部補轉動に關するの件 明治四十二年十一月秘書課長より普通警察署配置警部警部補を蕃地に蕃地警察配置警部警部補を平地に相互轉動を命ずる場合は豫め總督の認可を受くべき旨關係官廳に通達せられたり。

●非現職甲科生の任官に就て 明治四十五年七月二十九日警察本署長は各廳長に次の如き通牒を發したり。

非現職タル甲科修了生ハ監督者トシテ必須ノ學科ヲ習得セシモノニ有之候ニ就テハ直ニ警部補ニ任用スルモ支障無之カ如シト雖モ實際ノ事務ニ通曉セサル爲部下ヲ指導スルコト難ク却テ同僚又ハ部下ノ輕侮ヲ受クルニ至リ監督上遺憾不渺ト認メ候條非現職者ニシテ甲科ヲ修了セシ者ハ修了ノ成績ノ如何ヲ問ハス少クモ六箇月以上巡查ノ職ニアリテ諸般ノ實務ニ當ラシメ其ノ實務成績ノ如何ニ依リ順次警部補ニ任用相成度此段及通牒候也

●警察官吏轉動並退職者採用に關する内訓を改正す 大正二年六月二十一日内訓第十四號を以て次の通り訓令せられたり。

警察費所屬判任警察官吏ヲ他ノ官吏ニ採用セントスルトキハ警察本署長ニ協議スヘシ明治三十七年内訓第二十一號ハ理蕃費所屬警察官吏ノミニ之ヲ適用ス右内訓ス
而して内訓改正の理由とする處は次の如し。

今般内訓第十四號ヲ以テ警察費所屬警察官吏ノ轉動並退職者採用ノ場合ニ於ケル制限ヲ解除セラレ候處右ハ時勢ノ推移ニ從ヒ最早職員ノ進退ニ關シ既往ノ如ク制限ヲ加フルノ必要ナシト認メラレタル結果ナルモ其ノ運用上充分ノ注意ヲ加ヘサレハ再ヒ弊害ヲ生スル虞アルニ付將來部下職員ニシテ他ノ官職ニ轉シ若ハ辭シテ他ノ業務ニ移ル者アル場合ハ慎重ニ之ヲ調査シ事情已ムヲ得サル者ニ限り許容セラルヘク尙退職者ヲ再ヒ前職ニ採用スルニ當リ必要ト認ムルトキハ前任官廳ニ照覆シ其ノ在職中ノ成績、行狀、退職事由並採用上支障ノ有無ヲ調査スル等總テ任免ニ關シテハ慎重ニ取扱相成可右依命通達ス

●判任警察官吏任用に關する内訓 大正五年十二月内訓第十七號を以て次の通り訓令せられたり。(二五八頁參照)

判任警察官吏ヲ他ノ官吏ニ任用セントスルトキハ警察本署長ニ協議スヘシ
明治三十七年内訓第二十一號及大正二年六月内訓第十四號ハ之ヲ廢止ス右内訓ス

蓋し、理蕃所屬の區別を廢止せられたる結果其範圍も縮少し單に判任警察官吏のみに限るを以て足れりと爲したる爲めなり。

●警察官吏を他官更に任用の場合の手續内訓改正 大正八年三月五日内訓第四號を以て次の如く訓令せられたり。之れ從來警察官吏を他の官吏に採用する場合は内訓に依り警察本署長に協議を要すべき

制限規定あるも近時人物拂底に伴ひ警察官及司獄官練習所甲科又は警察講習所修了者にして奇利を博せんことに眩惑し轉官職の運動を爲す者尠ならず加之強要して官職を退く者さへあり規定の目的を達する能はず甚遺憾とする所なり依て之が不備を補足せんとする爲めなり。(前項参照)

警察官吏ヲ他ノ官吏又ハ職員ニ採用セムトスル場合協議方ノ件左ノ通相定メ候條右内訓ス

一 警察講習所及臺灣總督府警察官及司獄官練習所警察官部甲科修了者其ノ他判任警察官吏ヲ他ノ官吏ニ轉任セシムル場合ハ詳細ナル事由ヲ附シ警察本署長ノ同意ヲ得ルモノトス

二 警察講習所及臺灣總督府警察官及司獄官練習所警察官部甲科ヲ修了シタル警察官吏ニシテ誓約年限内其ノ官職ヲ退キタル者ヲ二箇年内ニ他ノ官吏又ハ職員ニ採用セントスル場合ハ詳細ナル事由ヲ附シ警察本署長ノ同意ヲ得ルモノトス但シ職員トハ勞役以外ノ公務ヲ奉スル者ヲ謂フ

大正五年十二月内訓第十七號ハ爾今之ヲ廢止ス

●警察官吏任免手續廢止 大正九年八月三十日内訓第七號を以て、「明治三十五年九月内訓第三十二號臺灣總督府警察官吏任免手續ハ大正九年八月三十一日限廢止候右内訓ス」と訓令せられたり蓋し制度改正の爲め判任警察職員以下凡て州知事の權限に屬し必要なきに至れる爲めなり。(二五六頁参照)

●警察官吏を他の官吏に採用の場合の手續内訓の廢止 大正十年十月内訓第十一號を以て、「大正八年内訓第四號は自今之ヲ廢止ス」旨訓達せられたり。地方制度改正の結果存置の必要なしと云ふ理由なりしが之に關し九月十三日總務長官より各州知事廳長に發せられたる通達は次の如きものなりき。

警察官吏轉官職ニ關スル件

大正八年三月内訓第四號ハ九月十五日附ヲ以テ廢止相成候處右ハ現制上貴官ノ處分ニ委スルヲ適當ト認メタルモノナルモ之カ取扱ニ付テハ慎重考慮ヲ加ヘ故ナク轉官轉職ヲ認ムルカ如キ事ナキ様留意可相成右依命通達ス

●主要警察職員補任に關し警務局長に協議すべし 判任警察職員の人材分布に關する趣旨を以て大正十二年七月二十一日總務長官より次の如き通達を各州知事及廳長に對し發せられたり。

警察職員補任ノ件

本島警察ノ改善ヲ圖ルハ目下ノ急務ニシテ凡ユル方法ヲ併セ用キサルヘカラスト雖就中職員ノ銜衡ニ意ヲ用キ有能者ヲ簡拔シ適材ヲ適所ニ配スルハ最モ緊要ノ儀ニ有之候處現在ノ制度ニ於テハ判任階級ノ異動ハ自ラ各州廳内ニ限ラレ全島ヲ一貫シテ有無相通スルヲ得ス或州ニハ有能者比較的多キモ或州ニハ人物缺乏スル狀態ニ有之隨テ全島のニ統一的改善ヲ講スルニ不便ナルノミナラス當初巡查中ヨリ判任候補者ヲ採用スルニハ全島ニ亘リテ廣ク適材ヲ

求メ之ヲ練習所ニ於テ教育シテ資格ヲ與フルニ拘ラス一旦各州廳ニ歸屬シタル上ハ各地ノ事情ノ異ル爲一方ニ於テハ比較的無能者モ累リニ昇進シ他方ニ於テハ優秀者モ停滯スル等職員ノ向上緊張ヲ獎勵スル上ニ於テ支障有之候條自今州警務部長、郡警察課長、警察分署長、支廳長及浮浪者收容所長ノ任命轉免ニ就テハ豫メ警務局長ニ協議シ如此缺陷ナカラシムル様御處理相成度右依命通達ス

●州警察職員補任に就て協議を要する件廢止 大正十四年一月三十日

一日總務長官は各州知事に對し、「警察職員補任ノ件ニ關シ大正十二年七月二十一日總務第一五四七號ヲ以テ通達致置候處自今之ヲ廢止スル旨」依命通達を發したり、州に於ては實行困難の事情あり廳長に對してのみ依然制限を加へられたるものなり。

●本島人出身警察官を重視簡拔を期すべし 大正十四年十月九日警務局長は各州知事及廳長に對し次の如き通達を發したり蓋し本島人出身警察官をして充分活躍せしめんとするには汎く進路を開展して彼等の向上を促すにあり現職巡查中より幹部を得ること困難なるも將來適當の指導と教養を施すに於ては必ずしも見込なきにあらずとして治く有爲の材を求めんとするにありしものなり。

本島人出身警察官ニ關スル件

本島警察ノ活動ハ本島人出身警察官ニ依ツヘキモノ尠カラサルニ拘ハラス由來實績ノ見ルヘキモノ乏シキハ其ノ依ツテ來ル所種々

アルヘシト雖就中彼等ニ對シ事實上進路閉塞セラレタルカ如キ觀アリタル結果其ノ向上ヲ妨ケ且良材ヲ警察ニ網羅シ得サリシコトモ最大ノ理由ヲナスモノト言フヘク今ヤ時代ハ日ニ推移シ警察事務亦從テ複雑多岐ヲ加ヘムトスルノ際益々彼等ノ指導教養ニ意ヲ致スハ勿論苟モ有能ノ器ト認ムヘキモノハ汎ク之ヲ簡拔シテ其ノ機能ヲ發揮セシムルコトニカムルノ必要可有之特ニ巡查募集等ニ當リテハ豫メ一般ニ本趣旨ノ徹底ヲ期スルト同時ニ有能ノ材ヲ他ニ逸脱セシムルカコト如キコトナキ様深ク御配意相成候様致度右通達ス

第三款 判任警察職員考査表に關する取扱

警察幹部職員の考査表に關しては明治三十五年始めて之を定められたる以來一再ならざる變遷を経たり。本款に於ては之に關する通牒の一切を網羅したるものなり。

緒言

●始めて警部警部補の考査表を調製せしむ 「警察官吏の紀律を正し」

し敏活なる行動を爲さしむるは平素階級監督を勵行するにあるは勿論なるも警部警部補の實務を考査し其の結果を報告せしむるは地方

第二章 任免、賞罰

警察機關監督の一方法として最も適當の義と想料せらるゝとして警察本署長より各廳長に對し警部警部補の實務考査表の調製を命じたるは實に明治三十五年六月二日のことに屬す今全文を次に掲ぐべし。

警部警部補ノ實務ノ成績ハ不素適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ考査シ置キ別紙様式ノ考査表ヲ調製シ毎年二回前半期分ハ七月十五日後半期分ハ翌年一月十五日迄ニ報告可相成依命此段及通達候也

明治何年前(後)半期警部(警部補)實務考査表

統御ノ能 否	職務ノ勉 否	素行ノ修 否	學力	本期間ノ成績	計	生計ノ良 否	論	要	職名	俸給官姓名年齢
六〇	五〇	五〇	五〇	七〇	二九〇	甲			課長	四級 [△] 何 某 明治何年何月何日生
									何支廳長	
									課詰	
									何支廳詰	

右報、告候也

明治何年何月何日

總督 宛

何廳長 氏 名 印

記載例

一本表ハ一年ヲ前後期(自七月至十二月)ニ分ケ考査ノ結果ヲ記入スルモノトス

二 統御ノ能否及以下四項ハ各百點ヲ以テ滿點トス
考査上普通ト認ムルモノヲ五十點トシ之ヲ標準トシ評點ヲ爲スモノトス

- 三 生計欄ニハ平常其ノ分限ニ應シ自己及家族トモ相當ノ生計ヲ爲シ尙ホ少クモ二百圓以上ノ貯蓄ヲ有スルモノヲ甲トシ之ニ亞ク者ヲ乙トシ貯蓄ヲ有セサルモ負債ナキ者ヲ丙トス以下丁戊ヲ以テ表示スルモノトス
- 四 摘要欄ニハ其ノ長所短所性格現職ノ適否其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ詳記スヘシ
- 五 家族ヲ携帶スル者ハ姓名欄ノ上部ニ△印ヲ付スヘシ
- 六 本表ハ警部警部補各別ニ調製スルモノトス
- 七 本表ハ廳長ニ於テ親ラ處理スルヲ要ス

屬技手ノ實績も共に之を報告せしむる必要ありとして次の如く警察本署長より通牒せられたり。(二六一頁參照)
警部警部補實務考査表様式ハ明治三十五年五月依命通達ニ及ヒ置候處今般別紙ノ通改正相成候條本年後半期分ヨリ警察事務ニ從事スル判任職員ハ總テ考査記入ノ上報告可相成依命此段及通達候也
追テ本表記入方ハ近來稍々面目ヲ改メタリト雖尙形式のニ其責ヲ塞クニ止マル向モ有之右ニテハ考査報告ヲ徵セラルル趣旨ニ相戻候義ニ付爾今一層注意シ公正嚴格ナル考査ヲ遂ケ適實ニ調製ノ上報告可相成此段特ニ申添候也

(別紙) 用紙美濃紙

明治何年前(後)半期判任警察職員實務考査表

統御ノ能 否	職務ノ勉 否	素行ノ修 否	學力	本期間ノ成績	計	平均	生計ノ良 否	現職ノ適 否	職名又ハ詰所	俸給官姓名誕辰
五〇	六五	五〇	七〇	五〇	二八五	五七	甲	適	何支廳長	五級警部 何 明治何年何月生
事記										

第二章 任免、賞罰

		(4)				(3)			
事記						事記			事記

右報告候也
 明治何年何月何日
 臺灣總督宛
 何廳長 何 某印

取扱例

- 一、本表ハ警察事務ニ従事スル判任職員(警部、屬、技手、通譯、警部補)ニ對シ平常實務ノ考查ヲ爲シ毎年(前(後)半期間ニ於ケル成績ヲ記入シ前半期分ハ七月十五日後半期分ハ翌年一月十五日マテニ其ノ廳ヲ發送スヘシ
- 二、各半期ノ末日ニ現在スル前項ノ職員ハ皆本表ニ記入スルヲ要ス其ノ考查期間ノ短少ナルカ爲他ノ職員ト權衡ヲ得サル者ハ末位ニ記入シ其ノ事由ヲ記事欄ニ朱書スヘシ
- 三、統御ノ能否ヨリ本期間ノ成績ニ至ル各欄ハ各百點ヲ以テ滿點トス
 考查上普通ト認ムル者ヲ五十點トシテ加減評點スヘシ

- 四、平均欄ニハ計點數ヲ五除シ其ノ商ヲ掲ケヘシ
- 五、生計欄ニハ平常其ノ分限ニ應ジ本人及家族トモ相當ノ生計ヲ營ミ尙少クモ二百圓以上ノ貯金ヲ有スル者ヲ甲トシ之ニ亞ク者ヲ乙トシ貯金ヲ有セザルモ負債ナキ者ヲ丙トシ以下丁戌ヲ以テ表示スヘシ
- 六、現職ノ適否欄ニハ其ノ程度ヲ考查シ「最適」「適」「稍適」「不適」「最不適」等ノ記入ヲ爲スヘシ
- 七、家族ヲ携帶スル者ハ氏名ノ上ニ△印ヲ附スヘシ
- 八、記事欄ニハ本人ノ長所、短所、性格其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ嚴正詳密ニ記入スヘシ
- 九、本表ハ官職等級ニ拘ラス其ノ成績優等ナル者ヲ初位トシ以下順次列記スヘシ
- 一〇、本表ハ最モ機密ノ取扱トシ廳長自ラ處理スルヲ要ス

●考查表提出期限履行其他の取扱に關し通牒
 明治三十八年六月十日

五日警察本署長より次の如く考查表取扱に關し通牒發せられたり。

判任警察職員實務考查表ノ進達期限ハ前半期分ハ七月十五日後半期分ハ翌年一月十五日マテノ處失期ノ爲督促ヲ要スル尙往々有之處理上差支不尠候條自今延引不相成様注意セラレ尙ホ左記各號ニ依リ取扱相成度此段及照會候也

- 一 本人ノ資格ノ有無ヲ便宜記事欄中ノ左傍ニ記入セラレタキコト例令「明治何年何月甲科卒業」「明治何年何月何々ニテ普通試験合格」「明治何年何月考試合格」又ハ「無資格」ノ如シ
- 二 記事欄ハ取扱例第八ニ示スカ如ク本人ノ長所、短所、性格其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ嚴正詳密ニ記入スヘキノ處僅ニ其ノ一端ヲ記シテ責ヲ塞ク尙ナキニアラヌ右ニテハ本表ヲ徵セラルル旨趣ニ副ハサルニ付出來得ル限リ公正周密ニ記入セラレタキコト
- 三 本表ハ欄廓ノ割合セ等總テ様式(三十七年十一月二十九)ノ如

●警務課長の考查表取扱に關する通牒
 判任警察職員の實務考查表は廳長自ら調製すべき規程なるも警務課長は職責上時に或は下調に干與せしむる場合も可有之を以て警務課長に對する考查表は別に調製別封を以て報告可相成旨明治四十年六月二十五日警察本署長より各廳長へ依命通達せられたり。

●考查表様式改定
 明治四十二年三月に至り明治三十七年改定せられたる判任警察職員の考查表様式は數年に涉り各員の考查を調査する場合に頗る不便を感じるとして小票様式に爲し各人別に保存することに改定次の如く通牒せられたり。(二六三頁参照)

判任警察職員實務考查表様式ハ明治三十七年十一月二十九日付民

裏 面

略									
歴									

第二章 任免、賞罰

(大物實狀形) 面 表

略									
歴									
警 部									
應									
縣 府									
郡 區 市									
村 町									
番									
年 月 日 生									
原 籍					官 氏 名 誕 辰				

甲 號 用紙(鳥ノ子模造厚形)

第二章 任免、賞罰

警第二一〇九號ヲ以テ依命及通達置候處今般各人別ニ別記様式ノ小票ニ登記報告スル事ニ改正相成候條四十二年後半期分ヨリ右ニ據リ考査記入ノ上提出可相成依命此段及通達候也

追テ小票ハ本府ニテ調製配付スヘク票中順位ハ各官職別ニ普通警察事務従事者ト蕃地事務従事者トニ區分シ定ムヘク其他記載例ハ都テ従前ノ通ト可被心得爲念申添候也

事 記								

事 記	現職適否	統御ノ能 否	職務ノ 勉否	素行ノ 修否	學力 ノ本 期 間 計 平均	總 警 部 (補)
	生計ノ 良否	順	計	平均		
	職名又 ハ詰所					
	番警 人ノ 内 番	位	者考 印查			
	明治四十 年 半 期 判 任 警 察 職 員 考 査 表	考 査 者 印				

[裏面]

品性	及素行	思慮	及常識	職務ノ 勉否及 能率	統御	法制	及例規
研究心	及向心	調和	及社交	體力 及氣力	長所 及癖	人物	總評

- 記載例
- 一、出生地
何市又ハ何縣何郡等
 - 二、軍籍
豫備(後備)陸軍(海軍)何兵又ハ何補充兵等
 - 三、經歷
臺灣 渡臺後ニ於ケル官歴ノ概略
其ノ他 内地其他ニ於ケル經歷ノ概略
 - 四、教育
(イ) 學歴 何中學校卒業又ハ何學年修了若ハ警察官練習所甲科修了等
(ロ) 臺灣語ノ種類程度
臺灣語(種類別)ノ會話ニ通ス又ハ簡單ナル蕃語ヲ解ス等語學試驗規程ニ依ル合格者ハ語ノ種類等級ヲ記入スルコト
 - 五、功過賞罰
明治三十七、八年戰役ノ功ニ依リ叙勳等、金圓下賜、何年審地騷擾事件ノ功ニ依リ金圓下賜、何年何月……因リ減俸……又ハ譴責ニ處セラレ
 - 六、趣味及娛樂
園藝、圍碁、撞球、銃獵、謠曲等
 - 七、家庭及生計狀態
妻及子女何人ト同棲、郷里ニ父母健在抹養ノ爲毎月圓送金等其ノ他實際狀態ヲ記入スルコト
 - 八、裏面各欄ノ記事ハ總テ簡潔ニシテ要ヲ失ハサルコトニカムヘシ

九、人物總評ハ記述ノ外順位(階級別)ヲ附スルコト
一〇、欄内ニ記入シ得サルトキハ相當欄ニ附箋シテ記入スヘシ

第四款 巡查任免に關する事項

本島警察創始以來の巡查の任免に關する事項を掲記したり。就中巡查採用に關する規則等主となり併せて身分明細表に關する規定の變遷を輯録す。

緒言

●領臺當時の警察官募集狀況 明治二十八年本島に始めて警察制度を施くに至りし狀況に就ては、既に敘述せる所なり(第一編三十六頁參照)當時に在りては、本島に赴任せしめる警察官の凡ては、之を内地各府縣の現職及前職者に求め來りしものにして、現職者より採用する者に在りては、現俸給より一級を進め前職者は退職當時の俸給額を支給することに定めたり。今明治二十八年十月、警察官募集の用務を帯び内地出張中非職を命ぜられたる警保課長心得千々岩英一に代はり、新任警察官の採用引率を爲して歸臺せる牧内務部長の報告書に徴するに募集し來りし總員及俸給額等は次表の如きものなりき。

警部心得巡查心得募集總員

警部心得	到着者	未病着	中解雇	死亡	計
六七	一	一	一	一	七〇

●始めて非現職者の特別採用を認め次で採用規則を定めらる 然る

に、渡臺後病氣其他の事由に依り辭職者相踵き、現職又は前職者のみよりの補充困難となりたるを以て、直に補充を臺灣事務局へ稟申し一面總督府に於ても曾て巡查の履歴ある者は、臺灣に於て採用を爲し來りたるも、尙要員を充たすに足らず、茲に於て明治二十九年五月に至り、巡查の特別採用法として左記の規程を設け採用範圍を擴充し、同時に内地募集の者と本島被募集者との初任給の不調和(内地に於ては、現職俸給に一級を進めたるも、本島募集は一率に三級を初任とせり、之が爲め内地に於て巡查部長なりしものも本島に於て應募せるが爲め不利益たるを免れざりし)を除却することゝなしたり。

巡查特別採用法

當府巡查ハ當分ノ内左ノ各項ニ依リ採用ス

第一 警部巡查陸軍下士及警察履看守ノ履歴ヲ有シ當府判任官

第二章 任免、賞罰

以上ノ官吏ニ由リ推舉セラルル者ニシテ巡查ニ適當ト認め
キ者ハ試験ヲ要セス採用スルコトヲ得

但前項ノ履歴ナキ者ハ試験ヲ要ス

第二 第一項ニ該當スル者ハ二級俸以上ニ採用スルコトアルヘ
シ

如是経緯を以て總督府に於て巡查採用の途を拓き七月に至り訓令第
六十三號を以て「巡查看守ノ進退ノ議ハ自今其應ニ委任ス」と命令
せられたること第一編三六一頁記載の如くなるが各縣應の選叙に粗
漏なきを期する爲め、明治二十九年七月訓令第六十六號を以て左記
の如く規定公布せられたり。而して制定理由に曰く、

本府在職巡查ハ從來内地各府縣現職巡查ノ内ヨリ採用相成候ニ付
特ニ試験ヲ要セサリシモ近來病氣其他ノ事故ニヨリ退職スル者多
々有之各縣定員ノ中常ニ數十名ノ缺員ヲ見ルニ至リ此勢ヲ以テス
レハ自今内地現職者ノミヲ採用スルノ運ニ至リ兼候ニ付各縣ニ於
テ必要ニ應シ試験致候上採用相成候方便宜ニ可有之ト存候云々
と之れ本島巡查採用規則の最初のものたり。而して當時にありては
その採用は各地教習所長の權限に屬したることに注目すべし。

臺灣總督府巡查採用規則

第一條 巡查ハ必ス試験ノ上採用スヘキモノトス但警察官吏ノ前
職ヲ有シ若ハ陸、海軍下士以上現役滿期ノ者又ハ適任證書ヲ有
スルモノハ此ノ限ニ非ラス

五、精神完全ナル者

第四條 巡查技藝ノ試験ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

一、臺灣ニ施行セシ法令ノ大要ニ通スル者

二、刑法刑事訴訟法警察法規ニ通スル者

三、本邦歴史ノ大要ニ通スル者

四、普通往復文ヲ作り楷書行書ヲ普通ニ書キ得ル者

五、算術加減乗除ヲ爲シ得ル者

第五條 巡查ノ試験ハ巡查教習所ニ於テ警部立會ノ上巡查教習所
長之ヲ施行ス可シ但澎湖島應巡查ノ試験ハ臺南縣巡查教習所ニ
於テ之ヲ施行セシム

第六條 試験ノ上巡查ニ適當ト決定シタル時ハ巡查教習所長ニ於
テ巡查奉職中確守スヘキ諸件ヲ宣告シ左ノ誓書ヲ徴スヘシ

誓文

今般何縣巡查志願仕候ニ付御採用ヲ被ルニ於テハ官吏服務規律
ヲ確守仕ルヘキハ勿論人民ニ對シテハ叮嚀親切ニ職務ヲ執行シ
且ツ總テノ法律命令ヲ遵守シ職任上百般ノ責務ハ嚴正忠實ニ踐
行仕ルヘク又奉職三箇年ニ滿タスシテ一身ノ故ヲ以テ自カラ職
務御免相願候様儀決シテ無之且品行方正ニ相保テ警察官吏タル
ノ體面ヲ汚損致候様ノ所業決シテ仕間數依テ誓文如件

第七條 新ニ採用スル巡查ハ三級俸ヲ給ス但本則第一條但書ニ該
當スル者ハ其人物ニ依リ特ニ二級俸又ハ一級俸ヲ給スルコトア

第二章 任免、賞罰

二七四

第二條 巡查志願者ハ帝國臣民ニシテ品行方正年齡二十一年以上
四十年未滿ニシテ徵兵ニ相當セス且左ノ事項ニ抵觸セサルモノ
タルヘシ

一、重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ若ハ同上ノ刑ニ處セラ
ルヘキ罪ヲ犯シ監視ニ附セラレタル者及輕禁錮ノ刑ニ處セ
ラレ滿期五年ヲ經過セサル者但舊法ニ依リ施體ノ刑ニ處セ
ラレタル者ハ總テ本文ノ權衡ニ準ス

二、賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者

三、巡查看守懲罰例又ハ官吏懲戒例ニ依リ免職セラレ若ハ故ナ
ク巡查ヲ辭職シ二年ヲ經過セサルモノ

四、身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ
未タ復權ヲ得サル者又ハ從前身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償
ノ義務ヲ終ヘサル者

五、酒癖又ハ暴行ノ癖アル者

第三條 巡查體格ノ検査ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス
一、體格善良ニシテ姿勢容貌醜惡ナラス四肢完具シ全身諸機關
ノ機能健全ニシテ險難ニ堪フル者

二、身幹五尺一寸以上ニシテ胸圍大約身長ノ半ニ等シク呼吸縮
張ノ差一寸以上ノ者

三、視力聽力完全ノ者

四、充分ノ發聲ニ堪ユル者

ルヘシ

於茲各縣警察當局ハ内地に人を派し各府縣に於て隨意巡查の採用を
爲し之を引率し歸應するを例とせり。

●巡查採用規則第一回改定 明治三十年四月訓令第四十一號を以て
巡查採用規則次の如く改定せらる。改定の理由に就ては原案何等記
する處なきも、總督府に統一的巡查教習所を設置せられたる爲め改
正を要したるものとす。(二七四頁参照)

臺灣總督府巡查採用規則

第一條 巡查ハ必ス試験ノ上採用スヘキモノトス但警察官吏及司獄
官吏ノ前職ヲ有シ若ハ陸海軍現役滿期ノ者ニシテ下士適任證書
ヲ有スル以上ノ者ハ學術試験ヲ要セス

第二條 地方廳ニ於テ巡查ヲ採用スルニハ左ノ事項ニ依ルヘシ

一 巡查精勤證書ヲ有スル者ニシテ體格試験ニ合格シタル者

二 臺灣總督府警察官吏ノ前職ヲ有シ退職後滿五年以内ノ者ニ
シテ體格試験ニ合格シタル者

第三條 地方廳ニ於テ巡查ニ缺員アルトキハ直ニ臺灣總督府巡查
看守教習所ニ其補缺ヲ請求スヘシ

第四條 巡查志願者ハ品行方正年齡二十一年以上四十年未滿ニシ
テ徵兵ニ相當セス且左ノ事項ニ抵觸セサル者タルヘシ

一 重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレヘキ罪ヲ犯シ單ニ監視
ニ附セラレタル者及輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經

- 過セサル者但舊法ニ依リ施錠ノ刑ニ處セラレタル者ハ總テ本文ノ權衡ニ準ス
- 二 賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者
- 三 巡查看守懲罰例又ハ官吏懲戒例ニ依リ免職セラレ若ハ誓約年限内ニ故ナク巡查看守ノ職ヲ辭シ三年ヲ經過セサル者
- 四 身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ未タ復權ヲ得サル者又ハ從前身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者
- 五 酒癖又ハ暴行ノ癖アル者
- 第五條 巡查體格ノ検査ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス
 - 一 體格善良ニシテ姿勢容貌醜惡ナラス四肢完具シ全身諸機關ノ機能健全ニシテ險難ニ堪フル者
 - 二 身幹五尺一寸以上ニシテ胸圍大約身長ノ半ニ等シク呼吸縮張ノ差一寸以上ノ者
 - 三 視力聴力完全ノ者
 - 四 充分ノ發聲ニ堪フル者
 - 五 精神完全ナル者
- 第六條 巡查技藝ノ試験ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス
 - 一 臺灣ニ施行セル法令ノ大要ニ通スル者
 - 二 刑法刑事訴訟法警察法規ニ通スル者
 - 三 本邦歴史ノ大要ニ通スル者

- 四 普通往復文ヲ作り楷書行書ヲ書キ得ル者
- 五 算術加減乗除ヲ爲シ得ル者

第七條 巡查採用試験ハ臺灣總督府巡查看守教習所ニ於テハ教官立會ノ上臺灣總督府巡查看守教習所長之ヲ施行シ地方廳ニ於テハ警部二名以上立會ノ上之ヲ施行スヘシ

第八條 巡查ニ採用スヘシト定マリタルトキハ縣廳ニ於テハ警部長島廳ニ於テハ書記官親シク巡查奉職中確守スヘキ諸件ヲ宣告シ左ノ誓書ヲ徴スヘシ

誓 文

今般何縣巡查御採用ヲ被ムルニ於テハ官吏服務規律ヲ確守可仕ハ勿論人民ニ對シテハ叮嚀親切ニ職務ヲ執行シ且總テノ法律命令ヲ遵守シ職任上百般ノ責務ハ嚴正忠實ニ踐行可仕又奉職三箇年ニ滿タスシテ一身ノ故ヲ以テ自ラ職務御免相願候様ノ儀決シテ無之且品行方正ニ相保チ警察官吏タルノ體面ヲ汚損致候様ノ所業決シテ仕間敷依テ誓文如件

府縣國郡市町村番地身分
何 某印

明治 年 月 日

何 某印

第九條 新ニ採用スル巡查ハ三級俸ヲ給ス

但本則第一條但書及第二條第一項ニ該當スル者ハ其人物ニ依リ特ニ二級俸又ハ一級俸ヲ給スルコトアルヘシ

明治三十一年四月の一部(採用手續變更)改正 同月訓令第五十六號

を以テ巡查採用規則中一部次の如く改正公布せられ、巡查採用の手續及試験擔任者等を改定せり。

第三條 地方廳ニ於テ巡查缺員アルトキハ直ニ臺灣總督府民政局ニ補缺ヲ請求スヘシ

第七條 巡查採用試験ハ臺灣總督府ニ於テハ總督府事務官地方廳ニ於テハ警察部(課)長之ヲ施行ス

明治三十一年六月の一部(憲兵等の無試験採用を認む)改正 同年六月訓令第四百四十五號を以テ巡查採用規則中一部次の如く改正せられたり。理由とする處に曰く「本府巡查看守ノ採用ハ規則第一條但書ノ資格ヲ有スルモノノ外ハ必ス學術試験ヲ要スル規程ニ有之候處憲兵上等兵ハ軍事警察ノ外行政及司法警察ノコトヲ掌リ敢テ警察官ト異ル所ナキノミナラス本島ノ警察司獄ニ在テハ却テ軍事ノ教養アル者ノ必要ヲ感スル場合不尠又曾テ判任官ノ職ニ在リシ者ハ別ニ學術試験ヲ行フノ必要有之間敷被存候已ニ内地ニ於テモ昨年九月内務省訓令第十七號ヲ以テ試験ヲ要セサルコトニ改正相成居候ニ付本府ニ於テモ憲兵及判任官ノ前職アル者ハ學術試験ヲ要セサルコトニ改正シ同時ニ本島ニ於テ憲兵タリシコトアル者ハ知事又ハ廳長ヲシテ直ニ採用スルヲ得セシメ度云々」と(二七五頁参照)

但左ニ記載シタル者ハ學術試験ヲ要セス
一 曾テ判任官以上又ハ巡查若ハ看守ノ職ヲ奉シタル者

- 二 陸海軍現役滿期下士適任證書ヲ有スル者
- 三 憲兵現役滿期上等兵但所屬憲兵隊長ノ保證アル者ニ限ル

第二條中左ノ一項ヲ追加ス

三 第八乃至第十憲兵管區内ニ於テ憲兵現役滿期トナリタル者ハ滿期ノ日ヨリ内地ニ轉隊後滿期トナリタル者ハ轉隊ノ日ヨリ滿五年以内ニシテ體格試験ニ合格シタル者但所屬憲兵隊長ノ保證アル者ニ限ル

第九條中「但書及第二條第一項」ヲ「各項」ト改ム

如是して憲兵より巡查に轉職したる者も不尠りしが、其の成績は軍隊に在りし當時の束縛緩みたる反動にや粗豪放縱統御に困難を感ずる傾あるのみならず行政警察上の執行に注意力の綿密を缺くことなきにあらざ唯士匪の搜索、警戒勤務、體力の強壯なる點は新募巡查に勝る所なりとの觀察ありたるものゝ如し。

●明治三十年度の巡查大増員募集 既に第一編に述べたる如く、明治三十年度に於テ本島警察に於テは一舉にして無慮千六百餘名の増員を見たが、之が募集配置に可なり困難なる事業に屬せり。即ち年度匆々募集官として平野警保課長を内地各府縣に派して現職並に前職の巡查を採用し警部之を引率し歸臺し之に被服屬具旅費日常を支給して直接縣廳に派遣せしめたるものとす。當時臨時現金前渡分任官を命ぜられたるものに民政長官より與へられたる指令書を掲記するに次の如きものなりき。

第二章 任免、賞罰

巡查募集ニ付テハ一行ノ諸員ヲ指揮シ左ノ規定ニ從ヒ處辨スヘシ

- 一 應募者ハ總テ巡查採用規則ニ從ヒ取扱フコト
- 一 東京及地方新聞紙等ニ募集廣告ヲ爲スコト
- 一 各地方廳ニ照會シ可及的現職巡查ヲ募集スルコト
- 一 但滿一年以上奉職ノ者ニ限ルヘシ
- 一 滿一年以上ノ前職アル者ニシテ退職後三年ヲ經過セサル者ハ現職者ニ準シ採用スルコトヲ得
- 一 現任巡查ヲ募集スルコトヲ得サルトキハ各府縣ニ委嘱シ一定ノ試験ヲ經テ募集スルコトヲ得但試験ハ試験規則ニ依ラシムルコト
- 一 募集官ハ東京大坂長崎ノ三箇所ニ應募者ヲ召集スルコト其府縣別ハ別紙ノ通但都合ニ依リ府縣別募集比例人員ニ依ラサルコトヲ得
- 一 募集官ハ警視廳第二部長及各府縣警部長ト募集上ニ就キ往復照會スルコトヲ得
- 一 現職巡查ヲ採用スルトキノ俸給ハ現俸ニ依ルヘシ但十二圓以上ノ者ハ十圓トス
- 一 應募者ヲ順次渡臺セシムルトキハ募集官中ヨリ一名ノ指揮官ヲ設ケ一船毎ニ取締ノ任ニ當ラシムルコト
- 一 應募者ハ適當各召集地ヨリ順次渡航ノ途ニ就カシムルコト
- 一 募集官ハ應募者ニ對シ汽車貨汽船貨車馬賃ノ内現住地ヨリ召集地ニ至ル分ヲ地方廳ニ交付シテ支給方ヲ依頼スルコト
- 一 但殘餘ハ召集地ニ於テ支給スルコト
- 一 募集官ハ召集地ニ於テ應募者ノ被服屬具ヲ支給スルコトヲ得

- 一 募集官ハ應募者ニ支給スヘキ被服屬具ヲ直接調製セシムルコトヲ得
- 一 募集官ハ直接調製シタル及應募者ニ支給シタル被服屬具ノ員數並月日官氏名ヲ民政局物品會計官吏ニ報告スヘシ
- 一 募集上必要アルトキハ臨時僱員ヲ雇入ルルコトヲ得
- 一 募集官ハ應募者ニ對シ左ノ假辭令ヲ交付スルコトヲ得

臺灣總督府巡查ヲ命ス
月俸何圓ヲ給ス
何 某
年 月 日
臺灣總督府

如是して多數の警保課員募集官となり上京を被命、平野警保課長を募集指揮官として、諸事指揮監督せしめたり其後豫算も愈々通過したるを以て増員の議愈々確定する一方尚本島各地の情勢は補缺巡查の要求頻々たるものあるより大童となりて募集に努力したり。

- 一 募集巡查ヲ輪送セントスルトキハ豫メ電報ヲ以テ出帆ノ月日船名及正確ナル員數ヲ報告スヘシ
- 一 輪送途中病氣其他ノ事故ニ依リ既報ノ員數ニ變動ヲ生シタルトキハ到着ノ上指揮官ヲシテ其氏名並事由ヲ報告セシム
- 一 輪送巡查ノ氏名俸給及採用ノ月日ハ其都度必ス報告スヘシ

改正 募集巡查配置表

廳名	將來定員	現在定員	要募集總定員	既募集巡查配置數				未募集人員			
				第一回	第二回	第三回	第四回	計	臨時增減	計	
臺北縣	六六八	四二七	二四一		七二	六八	二二	一六二	七九增	三〇	一〇九
新竹縣	三〇五	一一〇	一八五					五二	一三三減	三〇	一〇三
臺中縣	五七〇	二〇一	三六九					五一	三一八		三一八
嘉義縣	五二七	二一三	三一四		七二			一二二	一九二		一九二
臺南縣	二二一	一六〇	六一	六一				六一			六一
鳳山縣	四六三	一八七	二七六		六〇			一一〇	一六六		一六六
宜蘭縣	一七九	一三一	四八	四八				四八	增	五〇	五〇
澎湖廳	九七	五八	三九					三九			三九
臺灣廳	七〇		七〇					七〇	減	五〇	二〇
合計	三、一〇〇	一、四九七	一、六〇三	一〇九	二〇四	一二〇	一七三	六〇六	九九七		九九七

備考

將來配置スヘキ巡查定員總數ハ三千三百八十人トスルノ計畫ナリシモ豫算削減ノ結果本表ノ如ク三千百人ニ改正ス

- 一 現在配置定員合計千四百九十七人中ニハ前年度ニ於テ臺北縣ハ百人臺中縣ハ十人増員セシ分ヲ包含ス故ニ今回募集ヲ要スル實數ハ千六百〇三人ナリ(千七百十三人ハ前年度増員セシ百十人ヲ加ヘタル表面上ノ員數ナリ)
- 一 臺北縣及宜蘭廳下ハ土匪勦滅ノ爲増員ノ必要アリ依テ新竹縣臺東廳ヨリ臨時増補シ後將來定員欄ノ如ク各其本管廳ニ復歸セシムル見込ナリ故ニ今後ノ募集巡查ハ未募集人員欄計ニ示ス員數ニ依リ輪送ノ事
- 一 第四回輪送ニ係ル巡查中新竹縣ハ二十六人配置スヘキノ處臺中縣ニ至急配置ヲ要スル事情アリ依テ右二十六人ヲ振換ヘ都合五十一人配付セシニ付新竹縣ハ八更ニ二十六人輪送ヲ要ス

かくして採用せられたるものは隨時引率官指導の下に渡臺直に各縣を募集し略所定の目的を達したるを以て六月二十七日に至り募集官

應に赴任せしめたるが應募者割合に多かりし爲め募集事務は著々進一同に引揚命令を發せしめたり。

抄し六月中旬に至りては千六百人の採用豫定人員中千五百八十三人

第二章 任免、賞罰

●各縣廳巡查辭令様式等定む

明治三十年七月六日民政局長は各

第二章 任免、賞罰

縣知事廳長に次の通牒を發して、巡査看守辭令様式及用紙等を定むる處ありたり。

巡査看守辭令様式及用紙別紙之通決定致候條此段及通牒候也
用紙 桐御紋章漉込用紙

位勳	姓名
何(縣廳)	ヲ命ス
(巡査)	
(看守)	
何級俸給與	年月日

用紙同上

用紙 烏ノ子辭令用罫紙

何(縣廳)	姓名
(巡査)	
(看守)	
何級俸給與	年月日
何	何(縣廳)

用紙同上

何(縣廳)	姓名
(巡査)	
(看守)	
依願	年月日
(巡査)	
(看守)	
何	何(縣廳)
ヲ免ス	

月俸(十二十五)圓給與

何(縣廳)	姓名
(巡査)	
(看守)	
月俸(十二十五)圓給與	年月日
何	何(縣廳)

●前職者再採用の場合には嚴重審査を要す 巡查採用規則第一條に依り臺灣總督府警察官吏の前職を有し退職後滿五年以内の者は地方廳に於て無試験にて採用することを認められたる結果右規程に基き採用する者の多くは甲應に在職中品行不正にして警察官たるの體面を汚濁し論旨免職となりし者若し甲應の僻陋なるを避けて乙縣の繁榮なるに移らんと欲し巧に疾病其他の事故に托して辭職し目的の縣應に至り再志願する等の者不却却て弊害を認むること多く、規定の趣旨亦茲にあらざるべきを以て明治三十年十一月前職者を採用せんとする場合に於ては、地方廳に照會し、退職の理由を審査し右様の者は一切採用すべからざる旨總督より内訓を發せられたり。

●巡查補缺募困難の爲め特別採用を認む 明治三十年度本島警察大増員(第一編七〇四頁參照)の後を享けて明治三十一年度には缺員補充に付て大に困難を感じたり。此間の消息を示すものとして同年二月十五日巡查看守教習所長の上申に次の如きものありき。
當所巡查看守教習生ハ昨三十年末ニ於テ百六十名ヲ採用セシモ同年四月ヨリ各地方ノ補缺採用御停止相成居十月ニ至リ御解停其間多數ノ缺員ヲ生シタル結果不得止一時教習ヲ經スシテ派遣スル事トシ爾來當地ニ於テ屢々採用スルハ勿論内地ヘモ吏員ヲ派遣シ募集ニ從事シ各地方廳ノ請求ニ應スル見込ニ候得共既ニ六箇月間以上モ生シタル缺員ナレハ目下巡查三百五十三名看守二十五名總計三百七十八名ノ多數ニテ當時内地ニ於テ彙集中ノ二百名ヲ配置ス

ルモ尙ホ百七十八名ノ不足ニ有之(中略)然ルニ前陳ノ如ク多數ノ缺員アリテハ地方廳ニ於テハ事務執行上困難ノコトト被考候ニ付此際各地方廳ヲシテ巡查採用規則第二條ニ據ラズ當分ノ内便宜補缺採用致サセ候様致度此段及上申候也

總督之を已むを得ざるものと認め、二月十九日民政長官名を以て次の通達を致して巡查を地方廳に於て特別採用することを認めたり。
地方廳ニ於テ巡查ヲ採用スルハ客年訓令第四十一號巡查採用規則第二條ノ各項ニ該當スル者ニ限ル義ニ有之候處目下各地ノ狀況ニ照スニ缺員常ニ多數ニ上リ爲ニ警察力ノ圓滿ヲ缺ク等憂慮スヘキ義ニ有之候條當分ノ内規則第二條ノ制限ニ拘ラス適當ト認ムル者ヲ該規則ニ依リ其地ニ於テ採用スル義ハ不苦候條依命此段及通達候也

斯くて銳意補充策を講じたる結果は四月に至り補充の途つきたるを理由として、四月九日以後該通達を消滅に歸せしめたり。然れ共明治三十一年初夏の候より本島各地にベスト病蔓延し勢猖獗を極め臺北、臺南、鳳山等の各地方廳よりは缺員巡查の補充を促すこと頻々たり、之が補充に困難を感じたる當局に於ては三十一年六月七日再び次の如き通達を發して特別採用の途を開きたり。
當分ノ内臺灣總督府巡查採用規則第二條ノ制限ニ拘ハラス其地ニ於テ適任ト認ムル者ヲ巡查ニ採用不苦候條依命此段及通達候也
追テ本文特別採用ノ儀ハ專ラ今回吏員減少ノ爲陶汰セラレタル

者ノ内ヨリ適任者ヲ選擇スルノ趣旨ニ有之候條爲念此段申添候也

●總督府にて採用する巡查看守辭令書式を定めらる 各縣廳に於て任免する巡查の辭令書式に就ては既記の如く明治三十年七月定められたるが、明治三十一年四月三十日總督府に於て任免する場合又は教習生を命じ若し地方廳へ出向を命ずる場合の辭令様式及用紙の規定を爲したり。

用紙 桐御紋章渡込用紙

位勳	姓	名
臺灣總督府巡查ヲ命ス		
月俸何圓給與ス		
明治	年	月 日
臺灣總督府		

用紙 鳥ノ子赤半昇紙

臺灣總督府巡查 姓 名

教習生ヲ命ス

明治 年 月 日

臺灣總督府

用紙同上

臺灣總督府 巡查
看守

姓名

依願 巡查ヲ免ス
看守

明治 年 月 日

臺灣總督府

用紙同上

臺灣總督府 巡查
看守

姓名

何縣へ出向ヲ命ス

明治 年 月 日

臺灣總督府

● 巡查看守の採用を警保課長に委任す 第一編八十八頁参照。

● 巡查看守募集内規を定む 明治三十一年五月十八日次の如き巡查看守募集内規總督の決裁を了したり。之を以て將來募集上の例規と爲さむとせるものとす。

爲さむとせるものとす。

第一條 巡查看守募集ノ爲内地ニ出張ヲ命セラレタル事務官ハ此規則ニ依リ募集員ヲ指揮監督シ募集及輸送ニ關スル一切ノ事務ヲ處理スヘシ

但事宜ニ依リ募集員トシテ判任官ノミヲ出張セシムルトキハ其上席者ニ臨時事務官代理ヲ命シ其事務ヲ處理セシム

第二條 事務官又ハ其代理官ハ臺灣總督府巡查採用規則又ハ看守採用規則ニ依リ試験ノ上採用スヘシ

第三條 巡查看守ノ募集ニ着手セントスルトキハ豫メ各募集地管轄ノ地方長官又ハ警部長又ハ典獄ニ協議シ成ルヘク其援助ヲ受クヘシ

第四條 募集事務所ハ各募集地管轄地方廳ト協定ノ上成ルヘク廳内若ハ警察署又ハ監獄署内ニ開設スヘシ但時宜ニ依リ民屋ヲ借入ル、モ妨ナシ

第五條 前條ニ依リ民屋ヲ借入レタルトキハ之ニ相當スル家賃ヲ支拂フヘシ但其金額ハ一箇所一日一圓以内トス

第六條 事務官又ハ其代理官ハ試験合格者中ヨリ適當ノ者ヲ撰拔シテ募集事務ノ補助ヲ爲サシメ又ハ必要ニ應シ臨時備員ヲ雇入ル、コトヲ得但備員ノ日給金額ハ一日一人四十錢以内トス

第二章 任免、賞罰

第七條 募集ヲ爲サントスルトキハ各其地方新聞紙ニ廣告スヘシ但其廣告文ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 巡查看守採用試験ハ先ツ體格試験ヲ爲シ其合格者ニ限リ學術試験ヲ施行スヘシ

第九條 試験合格者募集人員ヲ超過シタルトキハ試験成績ノ順序ニ依リ之ヲ採用シ其成績同一ノモノハ試験官ノ判定ニ任ス

第十條 試験ハ筆答口答ノ二様トシ筆答試験ニ合格シタル者ニアラサレハ口答試験ヲ行ハス

第十一條 前條ニ定メタル筆答試験ニ要スル用紙ハ之ヲ支給シ筆墨類ハ各志願者ヲシテ携帯セシムヘシ

第十二條 臺灣總督府巡查採用規則又ハ看守採用規則第四條ニ定メタル志願者ノ身元ハ各其在籍地ノ市町村役場現住地警察官署ニ照會調査スヘシ

第十三條 巡查看守試験合格者ハ成ルヘク渡臺期ニ臨ミ之ヲ採用スヘシ但第六條ニ定メタル募集事務ノ補助ヲ爲サシムル者ハ此限ニアラス

第十四條 募集シタル巡查看守ニシテ採用後臺灣總督府巡查看守懲罰例第二條ニ依リ處分スヘキ者又ハ疾病ニ罹リ渡臺ノ見込ナキモノハ直ニ之ヲ解職スルコトヲ得

第十五條 巡查看守ヲ採用シ又ハ解職スルトキハ左記様式ノ假辭令書ヲ交付スヘシ

巡查ヲ命ス
看守ヲ命ス

姓 名

但月俸八圓ヲ給ス

年 月 日

臺灣總督府

依願巡查ヲ免ス
看守ヲ免ス

巡查 姓 名

年 月 日

臺灣總督府

第十六條 事務官又ハ其代理官ハ募集事務ニ關シ各官廳ニ照會應
答スルコトヲ得

第十七條 採用シタル巡查看守ノ旅費ハ規定ニ依リ概算渡ヲ爲シ
規定ノ證書ヲ徴スヘシ

第十八條 旅費概算渡ノ際ハ成ルヘク過不足ヲ生セサル様注意ス
ヘシ

第十九條 募集員ハ募集事務ニ必要ナル消耗品ヲ購入スルコトヲ
得

第二十條 採用シタル巡查看守ヲ輸送スルトキハ募集員ノ一人ハ
必ス之カ指揮官トシテ同行スヘシ

第二十一條 採用シタル巡查看守ヲ輸送セントスルトキハ豫メ其
集合場所及其日時ヲ告知スヘシ

第二十二條 前條ニ依リ巡查看守ヲ集合セシメタルトキハ其人員
ニ應シ適宜組合ヲ設ケ一組毎ニ組長一名ヲ置キ組合員ヲ監督セ
シムヘシ

第二十三條 集合地ニ宿泊セシメントスルトキハ豫メ各組ニ應
シ適當ノ旅舎ヲ指定シ各自隨意散宿セシムルコトヲ許サス

第二十四條 輸送途中ニ於テハ疾病又ハ已ヲ得サル者ノ外一切上
陸又ハ下車セシムルコトヲ得ス但疾病其他已ヲ得サル者ト雖必
ス組長ヲシテ同行セシムヘシ

第二十五條 輸送途中船舶又ハ汽車内ニ於テハ一切飲酒ヲ爲サシ
ムヘカラス

第二十六條 輸送途中又ハ外出スル場合ハ必ス洋装又ハ着袴セシ
メ巡查又ハ看守タル品位ヲ保有スルニ必要ナル服装ヲ爲サシム
ヘシ但船中休憩ノ場合ハ此限ニアラス

第二十七條 募集シタル巡查看守ヲ輸送セントスルトキハ豫メ其
人員及發船ノ場所日時並當該輸送指揮官ノ氏名ヲ民政局警保課
長ニ報告スヘシ

第二十八條 輸送スル巡查看守ノ乗船切符ハ當該輸送指揮官汽船
會社ヨリ直接購入ノ手續ヲ爲シ各組長ヲシテ之ヲ各組合員ニ配
付セシムヘシ

●滿期除隊兵より警察官任用の方針に就て照會 匪徒掃蕩の場合に
便する爲め、本島警察官は漸次滿期の軍人を以て充實する方針を定
め明治三十一年五月二十八日左の通り民政局長より陸軍次官に照會
を發せり。(二七七頁參照)

本島ノ警察ハ土匪番人ノ掃蕩警防等特殊ノ事情有之隨テ警察官吏
採用上適當ノ人物ヲ得ントスルニ付テハ從來苦心致居候義ニ有之
候就テハ爾今當府警部ハ可成憲兵下士ノ滿期除隊トナリタル者ヨ
リ選拔シ巡查ハ各隊兵卒ノ滿期除隊者ニシテ下士適任證書ヲ有ス
ル者ヨリ採用致度候ニ付乍御手數本文ノ趣意各師團旅團憲兵司令
部等へ御通牒ノ上貴省ニ於テ志願者ノ氏名住所及履歷書御取纏メ
隨時當府へ御回送相受ケ候ハハ補缺採用上ニ付テモ大ニ都合ヲ得
候ニ付此儀可然御盡力相煩ハシ度

●特務巡查の特別採用を認む 特務巡查は所謂一種の技術に屬し學
術の如何に依り難き事情あり試験を要せず採用することにしたと
の趣旨より明治三十一年十一月訓令第三百一號を以て左の通り特別
採用を認めらる。(二九四頁參照)

特務ノミニ從事セシムル巡查ハ試験ヲ要セス採用スルコトヲ得
前項ニ依リ採用シタル巡查ハ定規ノ試験ヲ經ルニアラサレハ他ノ
職務ニ服セシムルコトヲ得ス

●**巡查補の特別採用を認めらる** 明治三十二年巡查補制の設置と共に七月訓令第二百八號を以て次の如き採用規則發布せられ従来の警吏巡吏は廢止せらるべきものなるも、斯くては巡查補の採用教習を爲す期間執務上支障を生ずる虞あり巡查補の實務に就くと共に漸次廢止すべきことに七月六日民政長官より通達せられたるも其後八月に至り次の如く内訓(第三十四號)せられたり。

●**巡查補採用及教習規則**

第一條 巡查補ハ學術及體格ヲ試験シ其ノ合格者中ヨリ採用スルモノトス

但再職ノ場合又ハ特種ノ技能ヲ有スル者ハ學術試験ヲ要セス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ採用スヘカラス

- 一 年齢十八年未滿又ハ四十年以上ノ者
- 二 重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ若ハ同上ノ刑ニ處セラレヘキ罪ヲ犯シ單ニ監視ニ附セラレタル者若ハ輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後一箇年ヲ經過セサル者
- 三 阿片ヲ吸食スル者
- 四 酒癖又ハ暴行ノ癖アル者
- 五 身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分散ノ處分ヲ受ケ未タ復

權ヲ得サル者

六 懲戒ニ依リ巡查補ヲ免セラレ一箇年ヲ經過セサル者

第三條 學術試験ハ臺灣普通往復文ヲ作り及楷書行書ヲ書キ得ル者ヲ以テ合格トシ體格試験ハ左ノ各號ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

- 一 姿勢容貌醜惡ナラス四肢完備シ全身諸機關ノ機能健全ナル者
- 二 身幹五尺一寸以上ニシテ胸圍大約身長ノ半ニ等シク呼吸縮張ノ差一寸以上ノ者
- 三 視力聽力完全ナル者
- 四 充分ノ發聲ニ堪フル者
- 五 精神完全ナル者

第四條 學術試験ハ警部二名以上體格試験ハ警部及醫師各一名以上立會施行スヘシ

第五條 試験合格者ト雖本籍地街庄社長又ハ身元確實ナル者ノ保證アルニアラサレハ採用スルコトヲ得

第六條 試験合格者ヲ採用セントスルトキハ警部長ハ巡查補奉職中確守スヘキ條件ヲ宣告シ保證人連署ノ誓書ヲ徴スヘシ

第七條 巡查補ニ其實務ヲ教習スル爲メ縣(廳)警察部(課)ニ巡查補教習所ヲ設置スヘシ

第八條 教師ハ警察部(課)又ハ縣(廳)所在地辨務署勤務ノ警部又

ハ巡查ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第九條 教習スヘキ科目ハ概ネ左ノ如シ

- 一 警察ノ大意
- 二 巡查及巡查補職務ノ本分並服務心得
- 三 制服ノ着裝及帶劍並銃器携帯ノ方法
- 四 禮式及懲罰法ノ大意
- 五 警邏巡察ノ必要及其際ニ於ケル注意事項
- 六 職務上必要ナル法律規則ノ大意
- 七 人民ニ對スル言語動作ノ心得
- 八 非常警戒ノ心得
- 九 囚人及刑事被告人護送ノ心得
- 十 諸興行場其他ノ場所監臨方ノ心得
- 十一 警備警備ノ心得
- 十二 注意報告ノ心得
- 十三 報告書其他公文書類記録方ノ心得
- 十四 犯罪人捕獲及捜査ノ心得
- 十五 違警罪犯人取扱心得
- 十六 告訴告發アリタルトキノ取扱心得
- 十七 國語

第十條 教習期限ハ三箇月以上六箇月以内トス

第十一條 授業時間ハ一日七時間以上トス

第二章 任免、賞罰

第十二條 教習ノ終期ニ於テ修業ノ成績ヲ試験シ合格者ハ直ニ實務ニ服セシメ不合格者ハ更ニ一箇月間ノ教習ヲ爲シ試験ヲ受ケシメ尚合格セサルモノハ解僱スヘシ

附 則

第十三條 此規則ニ關スル必要ノ規程ハ地方長官之ヲ定メ報告スヘシ

巡吏警吏及軍役壯丁ハ此際ニ限り明治三十二年七月訓令第二百八號ノ規定ニ拘ラス直ニ巡查補ニ採用スルコトヲ得

右内訓ス

蓋シ巡吏警吏は從來警察事務の補助に從事し居るものにて相當試験及實務の教育を受けたるもの軍役壯丁は嚴正なる紀律の下に養成せられし者に付此の過渡期に當り警察力の充實を期せんが爲め特別に採用するを得せしめたるものとす。

其後八月に至り警手の制は廢止せられるものにあらざるも、其成績優等なる者は同様巡查補に採用差支へなきことに通牒せられたり

●**巡查警約年限は日を以て計算す** 明治三十二年十一月十日從來各縣廳の取扱區々に亘れるものありとして民政局長より次の如く通牒せられたり。

巡查警約年限ノ計算方地方ニ依リ月ヲ以テスル向モ有之ニ候處右ハ日ヲ以テスルコトニ府議決定相成候間此段及通知候也

明治三十八年の通牒 右に關しては明治三十八年四月七日警察本署

長は南投廳よりの疑義照會に關し次の如く回答する所ありたり。

- 一、巡查看守退隱料及遺族扶助料法並月手當増給等動續年限ノ計算ハ臺灣總督府巡查看守拜命ノ月ヨリ起算ス。
- 二、誓約年限は臺灣總督府巡查拜命ノ日ヨリ起算ス。

●巡查看守採用規則第二回改定

明治三十年巡查及看守採用規則制定以來歲月を経て諸事整頓せる現況より見れば條文の繁簡宜しきを得ず稍矛盾せるものさへありて不備たるを免れず又身元調等の條項なきが爲め時に刑餘の者にして採用せらるゝ餘地あるか如き試験科目の簡易に失するが如き、種々改正を要する點多しとて明治三十年五月訓令第四百四十四號を以て巡查看守採用規則左の通り改定せられたり。(二七五頁參照)

臺灣總督府巡查看守採用規則

- 第一條 縣、廳ノ巡查及看守ハ警察官及司獄官練習所練習生ヨリ採用スヘキモノトス
- 第二條 警察官及司獄官練習所長ハ練習生派遣候補員名簿ヲ調製シ練習生中派遣シ得ヘキ者ヲ登載シ同時ニ其人名ヲ知事廳長ニ通知スヘシ
- 第三條 縣、廳ニ於テ巡查又ハ看守ノ増員ニ依リ若ハ缺員ノ爲補員ヲ要スルトキハ警察官及司獄官練習所長ニ練習生ノ派遣ヲ請求スヘシ
- 第四條 警察官及司獄官練習所長ハ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ

直ニ派遣ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 縣、廳ニ於テ巡查又ハ看守ヲ採用スルトキハ左ノ誓書ヲ徴スヘシ

誓文

今般何縣(廳)巡查(看守)ニ御採用ノ上ハ官吏服務規律ヲ恪守スヘキハ勿論總テノ命令ヲ遵奉シテ任務ヲ忠實ニ踐行シ素行ヲ嚴正ニ保持シ苟モ警察官(司獄官)吏タルノ職責體面ヲ汚辱セサルヘシ又奉職三箇年以内ニ於テハ決シテ自己ノ便宜ニ依リ退職相願間數仍テ誓文如件

年 月 日

氏 名 印

第六條 特務ニ従事セシムル巡查ハ本則ニ依ラスシテ採用スルトヲ得

前項ニ採用シタル巡查ハ他ノ職務ニ服セシムルコトヲ得ス

同年十月一部(蕃地勤務に特別採用を認む)改正 右採用規程は同三十三年十月訓令第二百九十四號を以て次の通り一部改正せられたり。

第六條 特務ニ従事セシムル巡查及蕃界警備ノ爲配置スル巡查ハ本則ニ依ラスシテ採用スルトヲ得。

蕃界警備に從事する者の如きは身體強健にして膽氣あり且つ兼て兵器の使用に習熟したるものならば強て普通警察事務の素養充分なら

ざる者にも差支へなかるべしとて臺北縣知事より特別採用を認むことに改正方稟申之を容れられたるなり。

●現職巡查看守間の轉動は依然之を認めらる

明治三十三年五月 巡查及看守ハ明治三十三年五月訓令第四百四十四號臺灣總督府巡查及看守採用規則第一條ニ依リ採用スヘキ規定ノトコロ現職ノ者ニ限り相互ニ轉動セシムルハ妨ナシ

右内訓ス

と内訓(第三十二號)せらるゝ處ありたり。從來相互間轉動に就ては格別規定なかりしに之を實施し來りしも巡查看守採用規則の改定實施を期とし之を疑問とする向ありたる爲め特に内訓を以て依然之を認めたるに過ぎざりしものとす。

●巡查看守特別採用規程を制定す

前年巡查の補充困難の爲め特別採用の除外例を認められたること既述の如くなるが三十四年に至りても障碍容易に去らざりし爲め一定の條件に該當する者は練習を要せずして直に巡查看守に採用すること支障なかるべしとの見地より四月訓令第九十六號を以て、次の如き特別採用規程の公布を見たり。

臺灣總督府巡查看守特別採用規程

- 第一條 巡查又ハ看守ハ當分ノ内左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限り明治三十三年五月訓令第四百四十四號第一條及第三條ノ規定ニ依ラスシテ本島内ニ於テ採用スルトヲ得但第二號ハ看守ニ適用セス

一 本島ニ於テ滿二年以上警察官吏司獄官吏ノ職ニ在リ退職後滿一年以内ノ者

二 滿二年以上本島ニ在勤シタル憲兵下士又ハ上等兵ニシテ除長ノ伎倆證明書ヲ有シ現役滿期後六箇月以内ノ者

三 内地ニ於テ滿三年以上警察官吏司獄官吏ノ職ニ在リテ精勤證書ヲ有シ退職後滿二年内ニシテ日用ノ土語ヲ解シ操銃ノ心得アル者

第二條 前條ニ依リ巡查又ハ看守ヲ採用セントスルトキハ體格検査及身元調査ヲ行フヘシ體格検査及身元調査ニ關シテハ明治三十一年七月訓令第八十九號第四條及第七條ヲ準用ス

而して此の規程に依り採用したる者は所定様式に依り其都度地方廳より報告のことに取定められたり。

尙十月に至り第一條第一號に滿二年以上とあるは巡查看守を通算すべきかに就て、府議は之を廣義に解し警察官及司獄官の各在職年を通算し得るものと決定したり。

●巡查巡查補及看守の懲戒免職又は誓約年限内退職者は全島に通知せしむ

巡查巡查補及看守の懲戒免職又は誓約年限内退職を爲したる者は島内各官廳に於て再就職せしむべからざることに通達せられたることは別項懲戒に關する事項中掲記せる如くなるが明治三十四年七月二十日民政長官は各縣知事廳長監獄長に次の如き通牒を發したり。

第二章 任免、賞罰

看守(巡查及巡查補)ニシテ懲戒ニ依リ其職ヲ免シタル者ハ又ハ誓約年限未滿退職シタル者ハ別紙様式ニ準シ月末ニ於テ取調ヘ本局所在各官衙ニ通知可成依命此段及通達候也

様式

免職年月日	懲戒又ハ依願ノ別	事由	誓約年限經過有無	族籍	氏名	年齢
-------	----------	----	----------	----	----	----

而して其後右様式は數次に亘り改正せられたるも今一々之を述ベズ該通達ノ廢止 右通達は明治四十年十一月二日に至り通報の效果極めて少く却て整理上繁雜を來すのみならず不埒費用を要すとて島内各官衙に通報することは省略し單に總督府及練習所にのみ通報せば可なることに改められたるが、大正十年十月十日に至り通牒を發して全部之が通報を廢することにせられたり。

● 巡查補採用規則改定 明治三十四年五月に至り訓令第七十二號を以て巡查補採用規則左の通り改定せられたり。蓋し明治三十二年始めて巡查補の設置を認められし以來追々多數の巡查補を採用するに至りしに、從來の規則に依ること些か隔靴搔痒の嫌なき能はず殊に近く地方官々制にも巡查補を認めらるに至り之が採用及教習には統一を要するものありとせられたるものなり。(二八八頁參照)

巡查補採用規則

第一條 巡查補採用試験ハ警部長又ハ警察課長之ヲ行フ

第二條 巡查補志願セントスル者ハ別紙様式ニ依リ願書ニ履歷書及街庄長又ハ身元確實ナル者ノ保證書ヲ添ヘ所轄辨務署辨務支署又ハ出張所ヲ經由シ知事(廳長)ニ差出スヘシ

第三條 巡查補ハ學術及體格ヲ試験シ採用スルモノトス但再職ノ場合又ハ特殊ノ技能ヲ有スル者ハ學術試験ヲ要セス採用スルコトヲ得

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ巡查補ニ採用スルコトヲ得ス

- 一 年齢十八年未滿又ハ四十年以上ノ者
 - 二 重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ同上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シ單ニ監視ニ附セラレタル者若クハ輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後一箇年ヲ經過セサル者
 - 三 阿片烟ヲ吸喰スル者
 - 四 酒癖又ハ暴行ノ癖アル者
 - 五 身分不相應ノ負債アル者
 - 六 懲戒ニ依リ巡查補ヲ免セラレ一箇年ヲ經過セサル者
- 第五條 學術試験ハ臺灣普通往復文ヲ作り楷行書ヲ書キ得ル者ヲ以テ合格トシ體格試験ハ左ノ各號ニ適合スル者ヲ以テ合格トス
- 一 身幹五尺一寸以上ニシテ胸圍大約身長ノ半ニ等シク呼吸縮張ノ差一寸以上ノ者

二 姿勢容貌醜惡ナラス四肢完備シ全身諸機關ノ機能健全ナル者

三 視力聴力完全ナル者

四 充分ノ發聲ニ堪ユル者

五 精神完全ナル者

第六條 巡查補ヲ採用セントストキハ別紙様式ニ依リ誓書ヲ徵スヘシ

第七條 巡查補ニ採用シタル者ハ教習生トシテ學術ノ教習ヲ爲ナシムヘシ但第三條但書ニ依リ採用シタル者ハ直ニ實務ニ就カシムルコトヲ得

附則

第八條 明治三十二年七月訓令第二百八號同訓令第二百九號ハ廢止ス

巡查補志願書

私儀本縣(廳)巡查補志願ニ付御試験ノ上採用相成度別紙履歷書並保證書相添ヘ此段相願候也

何縣何堡何街庄社何番戶主 (某男)
年 月 日 何 某 印
年 月 日 生

何縣知事(何廳長)殿

保證書

何街庄第何番戶主 (某男)

第二章 任免、賞罰

何 某

右者品行方正ニシテ身元確實ナル者ニ付本人巡查補ニ御採用ノ上ハ身上ノ儀ハ一切拙者共ニテ引受誠實ニ勤務致サシムヘク保證書如件

年 月 日

何辨務署何々街庄社長

何 某 印

又ハ何縣何程何街庄社番戶

何 某 印

誓書

某 儀

今般本縣(廳)巡查補御採用ヲ被ルニ於テハ奉職二箇年未滿ニシテ一身ノ故ヲ以テ職務御免相成候様ノ儀決シテ仕間費仍テ誓書如件

年 月 日

何縣何堡何街庄社番戶

何 某 印

右規則は同年十二月に至り訓令第四百五十四號を以て一部份の如く改正せられたり。

第一條 巡查補採用試験ハ警部警部補二名以上立會ノ上巡查補教習所長之ヲ行フ

第二條 巡查補志願者ハ街庄社長又ハ身元確實ナル者ノ保證アルコトヲ要ス

別記様式中本縣(廳)ヲ「本廳」ニ何縣知事(何廳長)ヲ「何廳長」ニ改ム

●巡査巡査補の辭令に府印省略す 明治三十四年十一月訓令第三百八十三號を以て廳長委任事項中警部補以下は總督府名を以て進退することになりたるも、所定の形式を踏むときは總督府印を押捺したる任用辭令を用意各廳に配付せざるべからざるを以て手續省略の爲め十二月二十六日總務長官より「巡査巡査補採用辭令書ハ總督府印ノ押捺ヲ省略スルコトニ決定」せられたる旨通牒する處あり。

●巡査看守採用規則第三回改定 明治三十五年二月訓令第三十五號を以て「今般地方官々制改正ノ爲從來看守採用規則ハ適用上差支候ニ付」と云ふを理由として巡査看守採用規則次の如く改定公布せられたり。

臺灣總督府巡査看守採用規則

- 第一條 巡査及看守ハ警察官及司獄官練習所練習生ヨリ採用スヘシ
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ規定ニ拘ラス巡査又ハ看守ニ採用スルコトヲ得
 - 一 本島ニ於テ滿二年以上警察官吏又ハ司獄官吏ノ職ニ在リ退職後二年内ノ者
 - 二 滿二年以上本島ニ在動シタル憲兵下士又ハ上等兵ニシテ隊長ノ保證書ヲ有シ現役後二年内ノ者

三 内地ニ於テ警察官吏又ハ司獄官吏ノ職ニ在リテ精勤證書ヲ有シ退職後二年内ノ者

第三條 特務及審界警備ニ從事セシムル巡査ハ前數條ノ規定ニ依ラスシテ採用スルコトヲ得
前項ニ依リ採用シタル巡査ハ他ノ職務ニ從事セシムルコトヲ得ス

第四條 前二條ニ依リ巡査又ハ看守ヲ採用セントスルトキハ體格檢査及身元調査ヲ行フヘシ

體格檢査及身元調査ニ關シテハ明治三十一年七月訓令第百八十九號第四條及第七條ヲ適用ス

第五條 警察官及司獄官練習所ニ於テ練習生ヲ採用シタルトキハ其ノ人名及卒業期日ヲ民政長官ニ報告スヘシ

第六條 巡査又ハ看守ノ増員ニ依リ若ハ缺員ノ爲練習生ヨリ補缺ヲ要スルトキハ廳長又ハ監獄長ヨリ民政長官ニ請求スヘシ

第七條 巡査又ハ看守ヲ採用スルトキハ別記様式ノ誓書ヲ徴スヘシ

附 則

本令ハ明治三十五年二月二十日ヨリ施行ス明治三十三年五月訓令第百四十四號及明治三十四年四月訓令第九十六號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

誓 文

二年以内の者は其身元及體格に缺くる所なければ直に巡査に採用することを得る旨を追加して特務及審界勤務の職に在る者を獎勵すること、なしたるなり。

第二條中「採用スルコトヲ得」ノ下ニ「但シ第一號ニ該當スルモ第三條ニ依リ採用セラレ學術試験ヲ經サル者ハ此ノ限ニ在ラズ」ヲ加フ

同條中第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第三號ヲ第四號ニ改ム

三 本島ニ於テ警察官吏又ハ司獄官吏ノ職ニ在リテ精勤證書ヲ有シ退職後五年以内ノ者

第三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ勤績滿一年以上ニシテ實務成績優等ナル者ハ廳長ニ於テ學術ヲ試験シ普通ノ職務ニ從事セシムルコトヲ得

明治四十一年七月の一部(年齢を四十五才迄)改正 初任巡査の年齢は練習生採用規則を準用四十才迄と制限し來りしが明治四十年七月訓令第百二十八號を以て練習生採用規則改正され、前官前歴の經歷ある者は四十五才迄採用爲し得ることに擴張された結果明治四十年七月訓令第百五號を以て臺灣總督府巡査看守採用規則も次の如く改正せられたり。

第四條 前二條ニ依リ巡査又ハ看守ニ採用セントスルトキハ身元調査及體格檢査ヲ行フヘシ

身元調査及體格檢査ニ關シテハ明治四十年七月訓令第百二十八號

某 儀

今般臺灣總督府巡査(監獄看守)ニ御採用ノ上ハ官吏服務紀律ヲ遵守スヘキハ勿論總テノ命令ヲ遵奉シ忠實ニ任務ヲ踐行シ嚴正ニ素行ヲ保持シ苟モ警察官吏(司獄官)吏タルノ職責體面ヲ汚辱スルコトナク又奉職三箇年以内ニ於テハ決シテ自己ノ便宜ニ依リ退職相願間敷仍テ誓文如件

本改正に關シ民政長官より各廳長に明治三十四年十一月訓令第三百八十三號の規定に拘はらず便宜總督府に於て應巡査を命じ赴任せしむる處あるべき旨通牒を發せられたり。

亦此の改正に依り第六條に依り補充する巡査は總督府に於て直に應巡査を命ぜらるゝこととなりたるが多數巡査を採用するに一々民政長官以上の決裁を受くること容易ならずとして、四月八日次の如く内訓(第十一號)を發して警察本署長に一任する處ありたり。

明治三十五年二月訓令第三十五號臺灣總督府巡査看守採用規則第六條ニ依リ補充スル應巡査ノ進退ハ臺灣總督府名ヲ以テ警察本署長限リ專行セシムルコトヲ得
右内訓ス

明治三十七年三月の一部改正 同月訓令第九十八號を以て臺灣總督府巡査看守採用規則中一部分の如く改正せられたり蓋し普通警察事務に従事し得ざる特務及審界警備巡査にして一年以上勤績し實務成績優等なる者は學術を試験して普通事務に従事せしめ得ること及其學術試験を經たる者にして滿二年以上警察官吏の職に在り退職後

第三條及第五條ヲ適用ス

明治四十四年一月の一部(巡査補より昇進の途を拓く)改正 明治四十四年一月訓令第三號を以て巡査看守採用規則中一部份の如く改正公布せられたり。

第四條ノ二 現ニ巡査補ノ職ニ在リテ精勤證書ヲ有シ甲種通譯兼掌五等(二圓)以上ノ手當ヲ受ケ人物材幹優秀ノ者ハ特ニ巡査ニ採用スルコトヲ得

改正理由として述べたる處當時の狀況を知委するに足るを以て左に之を掲げむ。

明治三十二年七月初メテ巡査補ノ制ヲ設ケラレシ以來已ニ十有二年ヲ經過シ其ノ間明治三十四年五月勅令一〇八號ヲ以テ判任官待遇トナシ又同四十年俸給令ヲ改正セララル等之ヲ週スルニ力メラレタリト雖時勢ノ進運ハ現在ノ位置ト給與トニ甘セシムル能ハス少シク國語ニ通シ稍伶俐ニシテ警察上有用ナル人物ハ偶々會社事業家等ノ餌スルトコロトナリ競フテ之ニ赴カントスルハ數年來ノ傾向ニシテ地方警察幹部ニ於テ百方説得シ僅ニ之ヲ阻止シツツアル狀態ニ有之候處現今ノ位置ト給與トハ到底之ヲ永久ニ職ニ安セシムルニ足ラス又相當ノ人材ヲ得永ク使用セントセハ今少シク優遇ノ途ヲ講スヘキハ寧ろ當然ノ義ト被認候況ヤ巡査補ニシテ國語ニ精通シ事務ニ熟達シ單獨ニ分擔ヲ受持タシムルモ支障ナク伎倆巡査ヲ凌ク程ノ人物モ往々有之ニ於テオヤ故ニ巡査補中ノ優秀ナ

ル者ヲ拔テ巡査ニ榮進セシムルノ途ヲ開キ將來ハ一步ヲ進メ警部補ニモ採用セラルルハ最モ時宜ニ適セル措置ニアラサルカト思料セラレ候云々

而して之を現實に採用したる狀況に關しては後に(三〇一頁參照)詳述する處なるが、之に關し一月十九日民政長官代理より各廳長に通達せられたる處は次の如し。

今般訓令第三號ヲ以テ臺灣總督府巡査看守採用規則ヲ改正シ巡査補昇進ノ途ヲ開カレタルハ全ク時勢ノ進運ニ鑑ミ其ノ地位ヲ進ムルノ必要ヲ認メタルト一ハ是ニ依リテ一般巡査補ノ向上心ヲ誘導獎勵シ有用ノ材ヲシテ永ク其ノ職ニ從事セシメントスルノ御主旨ニ外ナラサレハ之カ採用ニ當リテハ最慎重ナル注意ヲ拂ヒ重キヲ人格ニ置キ操守堅實職務ニ精勵シ總テ他ノ模範タルヘキ人物ヲ選擇スルハ勿論昇進後ニ於ケル教養ノ如キモ一層力ヲ茲ニ致シ其ノ責任ノ重キヲ知ラシメ益發奮砥礪シ敢テ過ナカラシメンコトヲ期セラルヘク尙巡査ニ採用スルニ當リテハ一般ノ權衡上必要有之候條豫メ履歷書ヲ添ヘ認可ヲ受ケラルヘシ依命此段及通達候也

明治四十四年五月の一部改正 同訓令第八十五號を以て巡査補採用規則中次の如く一部改正公布を見たり。蓋し舊規則に依れば自由刑以上の刑に處せられたるものは巡査補に採用せざる規定の處改正刑法は自由刑と罰金刑との二者擇一の法條多きを以て、罰金刑以上の刑に處せられたる者は之を採用せざるを原則とし、就中破廉恥以外

の罪に由り罰金刑に處せられたるものは一定期間の經過と共に採用

し得るの途を開き同時に刑の執行猶豫期間經過後一定の期間を經過したるもの等を採用し得る途を拓きたるものなり。

第四條中第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號ヲ第四號ニ改メ以下順次號

數ヲ繰下ク

二 罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル後五年ヲ經過

セル者及行政諸規則並刑法中國交ニ關スル罪、公務ノ執行

ヲ妨害スル罪、騷擾ノ罪、失火ノ罪、溢水及水利ニ關スル

罪、過失ニ由ル往來妨害ノ罪、飲料水ニ關スル罪、傷害ノ

罪、名譽ニ對スル罪ニ依リ罰金ノ刑ニ處セラレ二年ヲ經過

セル者ハ此ノ限ニ在ラス

三 懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケ執行猶豫期間經過後二年ヲ經過

セル者

大正四年九月の一部(看守採用年齡擴張其他)改正 大正四年九月

訓令第三百三十二號を以て臺灣總督府巡査看守採用規則中左の通り一部改正せられたり。蓋し匪徒事件の爲め入監者多數に及び俄かに看守増加の必要生じ從來の制限に依るときは看守所要人員を採用し難き事情あり採用範圍を擴張するもの必要を認めたるに依るものとす。

第二條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ當分ノ内前二條ノ規定

ニ拘ハラス年齡五十歳迄看守ニ採用スルコトヲ得

一 判任官ノ職ニ在リタル者、判任官タル資格ヲ有スル者、三年以上巡査又ハ看守ノ職ニ在リ退職後五年内ノ者及三年以

上監獄履ノ職ニ在ル者

二 六月以上監獄押下ノ職ニ在リ實務ノ成績優秀ナル者ニシテ

典獄ニ於テ學術試験ヲ行ヒ合格シタル者

第四條第一項中「前二條」ヲ「前三條」ニ改メ同第二項ヲ左ノ如ク改

身元調査及體格検査ニ關シテハ明治四十年七月訓令第二百二十八號

第三條及第五條ノ規定ニ依リ學術試験ヲ行フ場合ハ同第六條乙

科ノ試験科目ニ依ルヘシ

巡査警約年限計算に關する府議決定 大正三年三月巡査採用規則の

誓文に示されたる巡査の誓約年限に關しては次の如く府議決定した

り。

巡査看守ニシテ職務ノ爲メ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘス誓約期限内退職シタル者ニ對シテハ退職ノ日ヲ以テ誓約期限満了ノモノト看做ス

警約年限起算方を定む 大正六年六月民政長官は次の如く通達を發したり。(二八九頁參照)

巡査警約年限ノ起算方ニ關シテハ從來其ノ取扱區々ニ有之候處自今應巡査拜命ノ日ヨリ起算シテ滿三箇年ト爲スコトニ決定致候條

右ニ依リ御取扱相成度

大正八年八月の一部(巡査採用年齢擴張)改正 同月訓令第百六十二號を以て臺灣總督府巡査看守採用規則中一部份の如く改正せられたり。從來特別採用の場合と雖も練習生採用の場合と等しく、年齢四十五才以下の者に限られたるも、特別採用の者は相當の前職を有し又は特殊の蕃務に従事せしむるものなるを以て人材招致上年齡に狹隘なる制限を設くる必要なしとして更に擴張せられたるなり。

第四條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
第二條及第三條ノ場合ニ於テハ巡査ハ年齢五十歳迄之ヲ採用スルコトヲ得

●軍籍に在る巡査の召案の場合に於ける取扱に就て 日露國交の斷絶に依り軍籍に在る巡査の召集せらるゝ者あるべきを豫想し明治三十七年二月民政長官は次の如き通達を發したり。

軍籍ニ在ル巡査(看守)ニシテ戰時若ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキハ其間休職ヲ命シ候様取計可相成依命此段及通達候也
參照、明治二十七年七月勅令第八十八號
豫備後備ノ軍籍ニ在ル巡査看守ニシテ戰時若ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキハ其間休職ヲ命スルコトヲ得但シ俸給ヲ支給セス休職中ノ日數ハ在職日數ニ算入ス
尙本件に關しては翌々明治三十九年一月に於り次の如く更めて通達發せられたり。

六 刑法、刑事訴訟法、法院條例
七 土語

第四條 學術試験ハ各科目百點ヲ滿點トシ平均點數六十點以上ノ者ヲ合格トス但シ一科目三十點以下ノモノアルトキハ他ノ科目ニ於テ優等ナリト雖合格者ト爲スコトヲ得ス

第五條 學術試験ニ合格シタル者ニハ別記様式ノ合格證書ヲ付與スヘシ
第六條 學術試験ヲ施行シタルトキハ其ノ成績ヲ臺灣總督府ニ報告スヘシ
別記様式 用紙島ノ子罫紙

第何號

何處巡査

何

某

右者臺灣總督府巡査看守採用規則第三條ニ依ル學術試験ニ合格シタルコトヲ證ス

明治 年 月 日 何 處

●初任巡査看守の年齢制限は練習生採用規則に據るべし 明治三十九年七月、巡査看守採用規則には初任巡査の年齢に就て明文なかり

戰時ニ際シ陸海軍ニ召集セラレ爲ニ休職ヲ命セラレタル巡査ニシテ除隊トナルヘキ者更ニ再役スル場合其儘差置クトキハ時局終結ノ後マテ休職給ヲ給セサルヲ得サルヘク經費上少カラサル影響ヲ受クルノミナラス配置上ニモ關係ヲ有スル義ニ付是等ニ對シテハ從來ノ勤勞ト今後尙軍務ニ服シテ國家ニ盡スノ事情ヲ察シテ事務ノ都合ニ依ルモノトシテ再役ニ就クト同時ニ退職セシムルコトニ取扱ハルヘク依命此段及通達候也

●特別採用巡査學術試験手續を定む 前述改正に依り特別採用に依る特務及蕃界警備のみに従事する巡査も學術試験を経て普通事務に従事することを得ることにせられたる爲め之が試験に關する手續を定め三月訓令第百二十號を以て次の如く公布せられたり。

- 特別採用巡査學術試験手續
第一條 臺灣總督府巡査看守採用規則第三條ノ學術試験ハ本手續ニ依リ施行スヘシ
第二條 學術試験ハ必要ニ應シ之ヲ行フ
第三條 學術試験ハ筆記又ハ口述トシ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ
一 普通國文講讀
二 作文 普通往復文及公用文
三 算術 四則應用
四 本邦地理歴史ノ大要
五 警察法規

し爲め疑を抱くものありとし、次の如き通達發せられたり。

練習生以外ノ者ヲ巡査看守ニ採用スル場合其ノ年齢ハ何等制限ナキモノノ如ク解釋シ居ル向モ有之哉ニ被案候處右ハ巡査看守採用規則第四條ニ依り明治三十一年七月訓令第百八十九號第七條ノ制限ヲ受クヘキモノニ付右承知可相成依命此段及通達候也

越へて九月、基隆廳に於ては四十才以上の者を巡査に特別採用したる事例あり、理由を推問せられ、特務及擊劍教師たる巡査は必要上年齢の制限無之ものと信じたりとの回答なりしを以て然らざる旨を通達し爾後を戒められたる事例あり。

●巡査特別採用の一時停止に就て 明治四十年度に於て巡査定員を減せられ、既に募集済の巡査練習生にて過員の見込となるべきを以て各地方廳の巡査特別採用は一時停止の要ありとし、四月此旨通達を發したるが六月二十一日に至り蕃地事業の進捗に伴ふ増員及請願巡査及缺員等の事由に依り却て三十餘名の不足を生ずる結果を告げたるを以て特別採用停止を解除せられたり。

●巡査の採用配置に關する十四廳長連名建議 明治三十九年十二月 中田宜蘭、横澤基隆、佐藤臺北、丹野深坑、津田桃園、里見新竹、家永苗栗、佐藤(謙太郎)臺中、小柳南投、加藤彰化、荒賀斗六、岡田嘉義、村上鹽水港、山形臺南の十四廳長は巡査の採用配置に關し左記の建議書を提出したり。

巡査配置ノ件建議

第二章 任免、賞罰

一 平地巡查界警備巡查ト共通セサルコト
理由 一般巡查ノ採用ハ志願制ニ依リ警察官及司獄官練習所ニ於テ管掌シ相當ノ教育ヲ授ケテ各廳ニ配置セラルルモノナルカ故ニ平地ニ於ケル警察官トシテハ素ヨリ間然スル處ナシト雖モ蕃界ヲ管轄スル各廳ニアリテハ其配置人員ヨリ蕃地ニ適當ナル人物ヲ選擇シ其警察事務ニ從事セシメツツアリ然ルニ其成績ニ至リテハ概言スルコト能ハスト雖モ就中平地勤務ノ希望者多ク進ンテ蕃務警察ニ從事セムト欲スルモノノ如キハ殆ント皆無ト云フモ敢テ過言ニアラサルヲ信ス職テ蕃界警察ノ趨勢ヲ察スルニ近時著々其歩武ヲ進メ隘勇線ノ前進亦屢々之レヲ見ルノ止ムヲ得サルニ至ル於之蕃界巡查ノ需要ハ漸次増加シ之カ補充ニ至リテハ次回ノ練習所修了者ノ派遣ヲ待ツノ外ナク若シ其間一朝蕃地不穩ノ狀況アルニ會センカ自然平地勤務巡查ノ大部分ヲ驅リテ之レカ應援ニ充テサルヘカラス故ニ平地ニ於ケル一般警察事務ハ一時停止ノ實狀ニ陥リ少カラサル不成績ヲ與フルハ勿論巡查ノ蕃地ヲ忌避スルノ結果平地警察官吏トシテハ教育アリ經驗アル巡查ニシテ家事故障又ハ病氣等要スルニ社會ノ同情ヲ寄スルニ足ルヘキ事情ヲ纏陳シテ退職ヲ試ミルモノアリ而シテ其辭職者ノ多クハ一點ノ瑕玼ナク誓約年限ヲ經過シ實務老練ナル巡查モ遂ニ之レヲ失ヒ多年苦酸ノ結果漸ク完備ノ緒ヲ得ムトスル戸口阿片等ノ各事務ノ如キハ止ムナク之レヲ放任シ悲觀的舊態ヲ再演スルノ不幸ニ遭遇セムトス故ニ此際平地勤務蕃界警備巡查トヲ全然區別シ其共通ヲ爲ササルヲ得ハ平地蕃地共ニ警察制度ノ普及完全ヲ計ル事ヲ得ント思科ス

二 各廳ニ蕃界警備巡查ヲ特設スルコト
理由 前項ノ理由ニ依リ平地警察ノ完備ヲ圖ラント欲セハ勢蕃界警備巡查ヲ特設スルノ必要ヲ生ス而シテ其充員ヲ現在各廳蕃界ニ配置スル巡查ヲ以テ直ニ之ニ充テ其補充方法ノ如キハ第三項ノ理由ニ讓ラム
三 蕃界警備巡查ニ豫備ヲ設クルコト
理由 前項ノ理由ニ依リ蕃界警備巡查ヲ特設スルハ要スルニ其適材ヲ以テ之レヲ充實セムトスルニアリ故ニ先ツ此巡查募集ノ方法モ亦普通巡查採用方法トハ自ラ異ラサルヘカラス然ルニ聞ク處ニヨレハ目下巡查ノ募集ニ關シテハ當局者ニ於テ大ニ苦心セラルル處ナリト普通巡查尙然リ況ヤ蕃界警備巡查ニ至リテハ普通採用方法ニ依リ適材ヲ得ルコトハ容易ノ業ニアラサルヲ信ス特ニ蕃界ニ勤務スルモノハ常ニ戰闘行爲ニ從事シ軍隊行動ヲ以テ任務トスルモノナルカ故ニ其人物ノ如キ亦之ニ伴ヒ軍事教育ヲ以テ陶冶セラレタルモノナラサルヘカラス故ニ之レカ募集上ニ關シテハ聯隊區司令官ニ囑託シ陸軍豫備後備ニアル在郷軍人ヲ特別採用スルモノトセハ敢テ難事ニアラサルヲ信ス
以上ノ方法ニ依リ募集シタル巡查ヲ以テ專ラ蕃界勤務トナシ隘勇線ノ前進若クハ蕃情不穩ニ際シテハ之ヲ使用シ且ツ既成隘勇線配置人員ノ補缺ヲ充實スルノ目的ヲ以テ百名乃至二百名ノ豫備巡查ヲ常設シ平時ハ警察本署ニ直屬シテ一定ノ地方ニ駐屯セシムルカ又ハ之レヲ各廳ニ増員的分屯セシムルカ其一ヲ執リ軍事教育ノ訓練ニ勉メナハ蕃界警備ノ充實ヲ期スルハ勿論延テ平地警察ノ完全ヲ見ルニ至ラム

右建議候也

之に對する總督府の意嚮は、建議の主旨普通警察上及蕃界警備上必要の事項なるも經費に影響する點不抄を以て先づ巡查の募集訓練に當りては蕃界配置のものは募集の際に於ける學科試驗程度を低くし體格及軍隊訓練等に重きを置くこととし練習生も普通警察事務に従事せしむるものと區別し操練武術に重きを置き其他の點は尙精密調査を遂げ更に練習所とも交渉の上之に善處せむと云ふに在りき。

●特務巡查として採用せし者試験を経て他の職務に従事せしむべからず
掲題の件に關し明治四十四年一月二十六日民政長官代理より各廳長に對し次の如き通牒發せられたり。

巡查看守採用規則第三條ニ依リ特務巡查トシテ採用セシ者ハ學術試驗ヲ經ルニアラサレハ他ノ事務ニ從事セシムヘカラサル規定ナルニ拘ラス右學術試驗ヲ爲サス直ニ他ノ職務ニ從事セシムル向往々有之哉ニ聞及候處右ハ夫々事情ノ存スルモノナルヘシト雖規定ノ精神ニ背反シ不都合ノ義ト被存候ニ付規則第三條ニ依リ採用シ試験未了ノ者ニシテ實務ノ成績優良ノモノハ勤続一年未滿ノモノト雖此際ニ限り總テ學術試驗ヲ施行シ整理相成度尙後規則第三條ニ依リ採用シタル者ハ定規ノ試験ヲ經ルニアラサレハ他ノ職務ニ從事セシムルカ如キ事無之様致度御注意可相成依命此段及通達候也

●衛生事務巡查を關東廳へ出向せしむ
明治四十四年滿洲地方に

第二章 任免、賞罰

「ベスト」病流行猖獗を極めたるも之が防遏に經驗ある者少き爲め總督府に向つて「ベスト」豫防制遏事務に經驗ある警察官吏の出向を要求し來りしに對し本府より警部一、巡查十名を選抜一月關東廳都督府へ出向せしめたり。

●本島人を始めて巡查に採用す
明治四十四年一月巡查看守採用規則を改正して、現に巡查補の職にありて精勤證書を有し甲種通譯兼掌手當二圓以上を受け、人物材幹優秀の者は特に巡查に採用することを得せしめ、次で各官廳に通牒を發して各廳より昇進方稟申せしむ、本年中桃園廳一名、新竹廳二名、臺南廳二名、阿緞廳二名、合計七名選任昇格せらる。爾後の成績採用後日尙淺きに不拘、執務上何等支障を見ず相當成績を擧げつゝあり、本人の歡喜自重は固より、郷黨に於ても先輩知人之を誇と爲すの風習あり將來の成績期待すべきものあるも警察諸般の執行務に萬全ならしむるは前途若干の修練を要すべく母國人巡查に比しその智識等講劣なるは免れざる處、當分内地人巡查の指導を要するものありとなし、十月内訓第十六號を以て内地人巡查ハ常ニ本島人巡查ノ上班ニ在ル旨通牒せらるるに至り。(二九六頁參照)

●承認を経て巡查の特別採用を爲すことを認む
從來巡查の特別採用は例外の場合にあらざれば殆ど採用を認めず大正五年五月には民政長官より各廳に對し「巡查特別採用ノ件稟申相成候向多數有之候處特別採用ハ當分詮議不相成候尙稟申中ノモノモ同様ノ義ト御了知

可相成右依命通達ス」との通牒を爲し之を停止しつゝありたるも、歐洲大戦勃發以來我國經濟界漸次好轉につれ巡査の採用に漸次困難を感じ來り同年末に於ては各廳の缺員二百四十名の多数に及び到底練習生のみよりの採用を以て補充すること困難を感じ來りし爲め同年十二月民政長官は左記の通達を各廳長に發して巡査の特別採用を認むるに至れり。

臺灣總督府巡査看守採用規則第二條第三條ニ依ル巡査ノ採用ハ豫メ警察本署長ノ承認ヲ經テ實行可相成右依命通達ス

同時に警察本署よりは各廳長に對し次の如く通牒する處ありたり。
十二月十九日付民警第八七八號ノ一ヲ以テ巡査特別採用ノ件ニ關シ民政長官ヨリ通達相成候處右ハ缺員補充上萬止ムヲ得サル場合ノ外承認ヲ與ヘサル方針ニ有之尙採用ノ場合ハ慎重ニ其ノ人物ヲ精撰シ承認ヲ求メラルル場合ニハ左ノ事項ヲ具シ御申出相成度右通牒ス

記

(一) 履歷書

(二) 身許調査ヲ爲シタル事項及其ノ結果

追て本規程は大正九年八月三十日に至り地方制度の改正に伴ひ之を廢止したり。

●巡査を外務省へ出向せしむ 大正七年外務省より對岸へ派遣すべき巡査の出向方を依頼し來る處あり警察本署に於て各廳より推薦せ

るものに對し試験を行ひその結果八名を四月十七日に至り外務省へ出向せしめたり。

●巡査補は凡て巡査に採用す 大正九年の地方制度の改革に當り巡査補の制度は之を廢止せられたること茲に之が理由等第一編記載の如し、同年八月警務局長は人心動搖を除くべく、諸制度發布に先ち「現在の巡査補は巡査補廢止と同時に巡査に採用することに決定の筈に付其の旨豫め知達しおかるべし」と内牒する處ありたるが之に關し阿嶺廳長より「現在の巡査補には品性劣等にして職務成績の良好ならざる等も有之候も全部巡査に採用可相成趣旨なるや」照會し來る處あり當局よりは八月三十一日現在の巡査補は總て一應巡査に採用せらるゝ方針なることを回答せられ、全島千三百三名の巡査補は一率に巡査となれり。而して之が事務上の取扱に關しては次の如く總督より訓令せられたり。

八月三十一日現在ノ巡査補ハ別ニ辭令書ヲ用ヒス九月一日付ニテ巡査ニ採用セラルヘシ但シ月俸八圓乃至月俸十圓ノ者ハ二十五圓トシ月俸十一圓以上ノ者ハ其ノ倍額ニ四圓ヲ加ヘタル額トス

●巡査補充に困難を感ず 大正四年歐洲大戦勃發以來我國經濟界には非常なる好影響を與へ各種企業勃興し同時に勞力其他の盛んなる需要となりて現はれたり。從て各種實銀は空前の騰貴を示したるも尙供給之に伴はざるの現象を呈したるを以て警察官の辭職して、之に趨るもの尠からず一面薄給を以て繁劇なる勤務に甘せざるべから

ざる警察職員の補充には殆ど曾て經驗せざる困難を嘗むるに至れり。右は單り本島警察に於て然るのみならず勿論内地警察に於ても同様なりしも特に本島巡査を志願するもの極めて稀に、大正七年練習所教官が常例に依り各府縣に練習生募集に赴きたるに際しては一試験場僅に一名の志願者を得たるに過ぎざる例もありたり。當局殆ど之が處置に困し、自己便宜を口實とする退職は阻止するのみならず、病氣退職を願出づる者に對しては、所屬警察醫の診斷書を要する旨の通牒を發し若し眞に病氣にあらざるものに對しては相當の措置を困すべく嚴重戒告を爲し退職者の阻止に努むる一方、或は新聞雜誌等を通じて一般に警察志願の注意を喚起し或は各州廳警察課署長に對しては内地視察等の名目の下に郷里に出張せしめ郷里の青年中有爲の者を特別採用爲す等の窮策に出で又は一般警察職員に通牒を發して親戚知己等適任者を有する者は極力警察官たることを懇願する等百方策を講せるも尙容易に適任者の物色を爲し得ざる有様なりき。この形勢は大正七八年に於て最高調に達したるが、八年歐洲大戦の休戦を見るも尙暫し情勢を維持したり。從てこの間に於て採用せられたる巡査の素質の劣悪となりしことも蓋し己むを得ざる状態なりしが、其の後經濟界に反動的な景氣の招來と共に漸次正調に復し大正十年に至りては二月一日警務局長より各州知事廳長に對し曾て採用せる警察職員中品性劣悪所謂素質不良の徒は整理解職を通牒するに至れり。亦以て當時の狀態の一半を知り得むか。

●州廳巡査採用規程を定む

大正九年九月訓令第百八十七號を以て州廳巡査採用規程を左の通り改定せられたり。地方官と制の改正に依り巡査補制度の廢止せられたると看守の採用との分離規定せられたると並に時代の推移に伴ひ内容に變更を加ふるの必要を認めたる等を改正理由と爲せり。

州廳巡査採用規程

第一條 甲種勤務巡査ハ警察官及司獄官練習所警察官部練習生(特種練習生ヲ除ク)ヨリ之ヲ採用スヘシ
第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ規定ニ拘ラス年齢滿五十才迄之ヲ採用スルコトヲ得

一 警部、警部補タリシ者及文官タル資格ヲ有スル者
二 臺灣ニ於テ滿二年以上巡査(乙種勤務巡)ノ職ニ在リ退職後二年以内ノ者但シ前ニ本條第六號該當者トシテ採用セラレ第五條ノ學術試験ヲ經サル者ヲ除ク

三 滿二年以上臺灣ニ在勤シタル憲兵下士又ハ上等兵ニシテ隊長ノ保證書ヲ有シ現役滿期後二年以内ノ者
四 臺灣ニ於テ巡査(乙種勤務巡)ノ職ニ在リ精勤證書ヲ有シ退職後五年以内ノ者
五 内地ニ於テ巡査ノ職ニ在リ精勤證書ヲ有シ退職後二年以内ノ者

六 刑事、通譯其ノ他特別ノ技能ヲ有スル者

第二章 任免、賞罰

三〇四

第三條 乙種勤務巡查ハ警察官及司獄官練習所ニ於テ乙種勤務巡查ヲシムル目的ヲ以テ養成スル特種練習生又ハ巡查教習所教習生ヨリ之ヲ採用スヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ規定ニ拘ラス之ヲ採用スルコトヲ得

一 第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スルモ甲種勤務巡查ニ適セスト認ムル者

二 軍事教育ヲ受ケタル者又ハ三年以上警手(隘勇ヲ含ム)ノ職ニ在リ成績優良ナル者ニシテ蕃地警備ニ從事セシムル者

三 特別ノ技能ヲ有スル者

第五條 第二條第六號及前條第二號、第三號ニ依リ採用シタル者ハ滿一年以上勤績シ實務ノ成績優良ニシテ學術試験ヲ經タル後ニ非サレハ普通ノ勤務ニ從事セシムルコトヲ得ス

第六條 練習生又ハ教習生以外ノ者ヨリ巡查ニ採用セムトスルトキハ身元調査及體格検査ヲ行フヘシ

第七條 巡查ヲ採用セムトスルトキハ別記様式ノ誓書ヲ徴スヘシ

第八條 知事又ハ廳長ハ巡查ノ缺員數及甲種勤務、乙種勤務別補充要員數ヲ毎月警察官及司獄官練習所長ニ通報スヘシ

第九條 本令施行ノ爲必要ナル規定ハ知事又ハ廳長之ヲ定ム

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月三十一日現在ノ巡查ニシテ引續キ其ノ應ニ在ル者(巡查部長及練習生)ハ別ニ辭令書ヲ用キ各其ノ勤務地所屬ノ州又ハ廳ノ甲種勤務巡查ヲ、大正九年九月一日ニ於テ巡查補充又ハ警手ヨリ採用セラレタル巡查ハ同乙種勤務巡查ヲ命セラレタルモノトス

明治三十五年二月訓令第三十五號臺灣總督府巡查看守採用規則中巡查ノ採用ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

誓 文

某

儀

今般臺灣總督府州(廳)巡查ニ御採用ノ上ハ官吏服務規律ヲ恪守スベキハ勿論總テノ命令ヲ遵奉シ忠實ニ任務ヲ踐行シ嚴正ヲ素行ヲ保持シ苟モ警察官吏タルノ職責體面ヲ汚辱スルコトナク又奉職三箇年以内ニ於テ決シテ自己ノ便宜ニ依リ退職相願間數仍テ誓文如件

年 月 日

氏 名

訓令發布と共に總務長官は各州知事廳長に次の如き通達を發した

今般訓令第一八七號ヲ以テ州廳巡查採用規程ヲ定メラレ大正九年八月三十一日ニ於テ巡查ノ職ニ在リタル者ハ甲種勤務巡查ヲ命スヘキ旨規定セラレ候處欄ニ臺中廳蕃地警備ノ爲メ他廳警手現在員中ヨリ採用シタル巡查及本年八月十一日付ヲ以テ臨時出向ヲ命シ

タル巡查(十五圓給ニテ採用ノ者)ハ一般トノ權衡ヲ保ツ必要上右ノ規定ニ拘ハラス乙種勤務巡查ヲ命セラルヘシ右依命通達ス

大正十三年八月の一部(採用年齡を四十歳迄とす)改正 同月訓令第七十六號を以て州廳巡查採用規程中一部分の通り改正せられたり。練習生採用規則改正の結果州廳巡查も採用年齡を四十才迄に低下するの必要あると巡查補充要員數を警察配置に直接關係ある警務局に通報することに改められたるなり。

第二條中「五十歳」ヲ「四十歳」ニ改ム

第八條 知事又ハ廳長ハ月末巡查補充要員數ヲ甲種勤務、乙種勤務ニ區別シ翌月五日迄ニ之ヲ警務局長ニ通報スヘシ

要員通報様式を定む 右規程改正に伴ひ巡查要員通報様式は大正十三年十月之を改正せられたる後再び昭和二年一月に至り警務局長より次の如く定められたる旨通牒を發したり。

巡查補充要員調		昭和 年 月末	
區別	巡查部長	甲種勤務巡查	
	定員	現在	補充
蕃地			
平地			
計			

第二章 任免、賞罰

三〇五

右通報ス	昭和 年 月 日	州知事(廳長)名
警務局長 宛		

記 載 例

- 一 蕃務ニ從フモ平地ニ在ル者ニ就テハ各欄共蕃地ノ行右傍ニ朱書再掲スルモノトス
- 二 定員外配置タル練習所甲科在所中ノ者ハ各欄共×印ヲ冠シ左傍ニ再掲スルモノトス
- 三 練習所甲科修了者(大正九年訓令第五百五十六號巡查部長任免規程第三條第二項前段ニ依リ巡查部長トシテ定員外タルモノハ其ノ欄ニ)ハ△印ヲ冠シ左傍ニ再掲スルモノトス
- 四 大正九年訓令第五百五十六號第六條各號ニ所謂巡查部長トシテ定員外人員タル者(武術教師、刑事特務)ハ○印ヲ冠シ左傍ニ再掲スルモノトス
- 五 請願配置ニ係ルモノハ◎印ヲ冠シ左傍ニ再掲スルモノトス
- 六 内地人タル乙種勤務巡查ノ豫定人員ヲ定員欄ニ現在員ヲ其ノ欄左傍ニ何レモ朱書再掲スルモノトス
- 七 巡查部長、甲種勤務巡查現在員中本島人アルトキ及ヒ前例第二號及第三號中本島人ナルトキハ記事欄ニ(本島人巡查部長二甲種巡查六、同甲科入所中部長一、甲種一甲科修了者部長一甲種一等ノ如シ)再掲スルモノトス

昭和六年一月の一部(蕃地乙種ノ昇進を認む)改正 同月訓令第一號

を以て州廳巡查採用規程中一部次の如く改正せられたり。

第二條ニ左ノ一號ヲ加フ

七 蕃地ニ於テ五年以上乙種勤務巡查ノ職ニ在リ精勤證書ヲ有

シ成績優秀ナル者ニシテ現ニ在職スル者

第五條 「第二條第六號」ノ次ニ「第七號」ヲ加フ

改正理由として付記せられたる處次の如し。

蕃地職員中警手より乙種巡查に、甲種巡查より巡查部長、警部補、警部に累次銓衡昇進の途拓けあるに拘らず獨り乙種巡查より甲種巡查に銓衡昇進の途を缺くを以て新に右規定を創設せむとするものなり

然れとも以上の甲種巡查は其儘平地の普通勤務に服せしめ得ざるを以て第五條の規定により滿一年以上勤続し實務の成績優良にして學術試験を経たる後に非れば普通の勤務に従事せしめ得ざるものと云ふ

●本島人巡查を對岸に出向せしむ 大正十一年一月二十五日外務次

官代理より廈門及福州地方在留臺灣籍民取締の爲、同地領事館警察署に本島人巡查を配置したき爲め三名の巡查出向方照會し來りしに對し、警務局に於て三月地方廳に照會人選の結果三名を派遣したり。當時外務省の示したる給與を掲せば次の如きものなりき。初任月俸三十五圓在動手當二十圓被服帶具費二圓八十錢計五十七圓八十錢。

●鮮語に通ずる巡查の派遣を求む

大正八九年以來勞働隊業の目的を以て本島に渡來する朝鮮人夥からざりしが、當時鮮語に通ずる巡查皆無なりし爲め取締上支障ありと爲し、大正十一年九月初鮮總督府に照會を爲し、諒解を得て三名の出向を受け之を臺北、臺中、高雄の各州へ各一名宛配置を爲したり。

●巡查の特別採用制限に關する通牒並に其の廢止

昭和六年六月警務局長は地方廳豫算の經理に關する通牒(警々甲第一一九一號)を發したるがその一項中に州廳巡查の特別採用に關する事項として、從來巡查俸給豫算より一割の缺員を置くにあらざれば經理上困難を感じるに拘はらず近來地方廳巡查の缺員率は未曾有の低率を示せるに拘はらず、練習所卒業者以外の巡查特別採用數極めて多く如何に練習生の採用並に派遣を制限するも到底其の甲斐なしとして同年度内巡查の特別採用は全然之を中止し特に必要ある場合は豫め協議せられたき旨通牒する所ありたるか同年十二月に至り右手續を廢止するも尙將來充分なる考査を加へられたき旨次の如く覆する所ありたり。

巡查特別採用ニ付テハ曩ニ現在練習所ニ於ケル教養狀況並ニ經理上逼迫セル事情ヨリ巡查特別採用ニ際シ一應協議方及通牒置候處其ノ後巡查缺員及補充關係各般ノ情勢ニ徴シ爾今右手續ヲ廢止可致候條御了知相成度尙特別採用ニ當リテハ練習所ノ乙科練習生ノ素質漸次向上シツ、アル狀況ニ鑑ミ將來充分ナル考査ヲ加ヘ苟モ素質低下ヲ來スガ如キ處レナカラシムト共ニ一面之レガ豫算

經理ニ關シテモ充分留意ノ上遺漏ナキヲ期セラレ度。右依命通牒ス

付 巡查身分明細表の改正變遷

始めて巡查身分明細表を定めらる 巡查の身分明細表を始めて規定せられたるは明治二十八年十一月のことに屬す。同月一日當時本島警察職員の任免を主掌し居たりし警保課長は巡查身分明細表一定の要ありとし次の如く制定之が決裁を受けたたり。

巡查身分明細表 巡查												
職	現	養父	養母	實父	實母	年齢	身分	出生地	本籍	寄留	妻	子
												兄弟
署 詰												
實印 認印												

賞											
懲											
罰											
履											
歴											

大正九年六月の改正 同年六月十四日に至り巡査、巡査補並に看守身分明細表は從來各廳、監獄、練習所等區々に互り取扱上不便不謬とし、練習所に於て甲號を作製し赴任地たる各廳監獄等に於て引續

き乙號を整理添付せしむることに改められたり(甲紙は仙花紙縦一尺一寸横一尺六寸と定められたり)。

養實		養實		養實		生年月日	名官氏	勳等	位記	練習生	官部	科	身分明細表	印實		
		祖父母	祖父母	父母	父母										父母	父母
養實		養實		養實		年	月	日	同祭日	現住所	出生地	宗教	家業	戸主ノ續柄	族本籍	印認
兄弟	兄弟	兄弟	兄弟	兄弟	兄弟											
養實		養實		養實		妻	子	兵種	官等	級	印實	印認	印認	印認		
兄弟	兄弟	兄弟	兄弟	兄弟	兄弟											

第號

産資	總督府	入所	採用	募集地	歴	履	之	前	用	採	練習所、廳、監獄
	大正	大正	大正	大正							
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
人證保名氏籍本		官就任及俸給	出向	退所	大正	大正	年	月	日	月	日

練 習	中 ノ	履 歴	及 性	行 等

記載例

- 一、凡テ欄内ノ記事ハ楷書ニテ簡明ニ書ス可シ
- 二、改姓名シタルトキハ舊姓名ハ氏名ノ右肩ニ朱書ス可シ
- 三、父母其他ノ欄ニハ生存者ノ氏名實父母、養父母ニ限り生存セサルトキモ其氏名及死亡年月日ヲ記ス可シ
- 四、妻ノ欄ニハ其ノ名及生年月日子ノ欄ニハ出生別、名、生年月日
- 五、採用前ノ履歴欄ニハ學業、仕官又ハ實業等ニ關スル著明ノ事項(應募前渡臺者ハ其年月日及事由)ヲ簡明ニ年月日順ニ件一行ニ記ス可シ

(乙號)

現	
結	

監、監 獄

賞	褒	職
罰	懲	署

六、發令年月日順一件一行ニ記ス可シ

大正十四年の改正

從來のものは用紙大に過ぎ取扱上不便なるのみならず紙質粗悪にして耐久力に乏しく内容に取捨を要するものありとシ大正十四年一月十五日に至り次の如く改定總務長官より各州知事廳長其他へ通牒を發せられたり。

二 練習所ヨリ州廳又ハ刑務所ニ出向シ若ハ他ニ轉動シタルトキハ赴任地ニ之ヲ送附スルコト

三 既存ノ身分明細表ハ此際強テ改寫ノ要ナク漸々遂フテ整理スルコトヲ得

一 用紙ハ美濃形トシ強韌ナル洋紙ヲ用フル事

第二章 任免、賞罰

上 官 試 格	校 文 資 格	學 文 ノ 格	等 業 他 合	中 卒 其 驗	保 證 人	入 所	採 用	募 集 地	實 養 母	實 養 父	實 養 母	實 養 父	出 生 地	本 籍 地	巡 査 地	位 階	位 階	動 勳	等	印		宗		家		戶 主 ノ 續 柄	籍	兵	官 兵 等 級	役 種	所 管	徵 集 年	鎮 守 府	聯 隊 區	年				
																				認	實	教	業	稱	稱														
					現 住 所	年 月 日	年 月 日	年 月 日	州(廳、刑務所) 巡査(看守)拜命	出 向	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
									職 及 俸 給	就 任 官	給 官			子	妻																								

身分明細表

歷 履 之 中 習 練	採 用 前 之 歷 履	年 月 日	事 項	年 月 日	事 項
上	同				

賞										褒									
罰										懲									

身分明細表

職										現									
署										詰									

記載例

- 一 記事ハ楷書ニテ明瞭ニ記載スヘシ
- 二 本人ノ姓名ニハ振假名ヲ附スヘシ
- 三 兄弟姉妹欄ハ現ニ同一戸籍内ニ在ル者ノミヲ記載スヘシ
- 四 妻ノ欄ニハ其ノ名及生年月日、子ノ欄ニハ上記ノ外出生別ヲ附記スヘシ
- 五 中學校以上卒業又ハ文官其ノ他ノ資格試験合格欄以下各欄ハ一般履歷事項ニ記載シタルモノヲ再記スルモノナルヲ以テ極メテ簡單ニ要領ノミヲ摘記スヘシ但シ語學ハ等級ノ下ニ()ヲ附シ語ノ種類ヲ表示スヘシ
- 六 詰署欄ニ記載スヘキ事項中恩給法第三十二條乃至第三十六條第三十八條及第九十二條等ノ特別加算地域ニ勤務シ又ハ危險業務ニ従事ノ場合ハ之ヲ朱書シ其ノ著任及出發年月日ヲモ併記スヘシ

第二節 巡查部長及警手に關する事項

第一款 本島に於ける巡查部長制

巡查部長制度の改廢に關しては第一編中既に記述せられたる處なきにあらざるも本島に於ける巡查部長制の變遷を示す一助として茲に任免配置服務等に關する準則を一括記載する處あるべし。

緒言

●**領臺當時の巡查部長** 本島に於て始めて警察を施かれたるの當時に於ては巡查部長は存置せられたり。即ち明治二十八年十月訓令第

九號警察假規程の第六條に曰く

警察署及警察分署ニ巡查部長ヲ置キ巡查心得ヲ以テ充ツ其ノ命免ハ支部長又ハ出張所長ヲシテ之ヲ專行セシム

とあるを見れば瞭なるべし。但し當時諸制度凡て草創巡查部長の職務權限其他に就ては何等規定せられたるものを見ず。

●**明治二十九年五月巡查部長制度消滅** かくの如くして之を認められたる巡查部長制は明治二十九年四月民政復歸後改正公布せられたる警察規程の上に何等の明文なかりしを以て其の存廢を疑はれ或は之を繼續設置し來りたる向もありたるに對し六月二十二日内務部長名を以て各縣知事島司に次の如く通牒を發し消滅せられたるものなることを瞭にせり。

明治二十八年十月訓令第九號警察假規程第六條ヲ以テ警察署及同分署ニ巡查部長ヲ被置候旨趣ハ當時警部人少ノ折柄不得止臨機補給ノ策ニ出テタルモノニシテ素ヨリ永遠ニ及ホスヘキ御旨趣ニ無之様相認メ候殊ニ方今百事創始ノ際巡查部長ヲ以テ部下ヲ督勵セシムル如キハ策ノ得タルモノトモ難認況ンヤ巡查人少ノ折柄ニモ有之旁々本年五月訓令第十八號警察規程ニハ專ラ警部ヲシテ監督セシムルノ方法ヲ執ラレ候次第ニ有之候處今以テ依然巡查部長ヲ置キ警部ヲ補佐セシメ候向モ有之ヤニ相聞候(中略)、本年五月訓令第十八號警察規程發布相成候上ハ巡查部長ハ前記假規程消滅ト共ニ自然廢止相成候義ニ有之候條爲念此段及御通知候也

●**巡查部長制度を復活す** 明治三十年四月「從來總督府ニ於テハ巡查部長ノ職ヲ置カレサリシ處、本年度警察署分署増設相成候上ハ多數ノ監督者ヲ要シ到底警部ノミニテハ充分ノ監督ヲ爲シ難カルヘク、且派出所ノ如キハ大概警部一名ノ配置ニ候ヘハ之カ補助者ナクテハ勤務監督上差支不尠ト思考致候已ニ本年三月勅令第三號臺灣總督府巡查服制中ニモ巡查部長ノ職名及服制相定メラレ候ニ付云々」との理由にて訓令第四十三號を以て左記の如き巡查部長制度設置せられたり。前述の如く警察創始の時既に巡查部長の制を設置せられ二十九年に至り消滅せしこと確實なるを以て茲に該制度の復活を見たるに過ぎざるなり。

●**明治三十四年巡查部長を廢止し警部補を設置す** 明治三十四年四月地方官々制の改正に依り新に警部補の官を設けられたる理由は次の稟申理由に依り明なるべし。即ち「巡查ノ監督ハ從來内地同様巡查部長ヲ置キ警部ノ補助ヲ爲サシメタルモ、其ノ身分待遇ノ異ラサルヨリ充分ノ效果ヲ收メ難キ場合尠カラズ且本島ノ如キ官階ヲ重スル土地ニ於テハ警察ノ行用ニ是等ノ監督的ノ職ニ従事セシムル者ノ

身分ヲ高ムルノ必要有之從前ノ巡查部長ヲ全廢シ警部補ヲ創置シ警部ヲ助ケ巡查以下ノ監督ニ従事セシムルノ必要アル云々」と。

而して從來の巡查部長の職務は警部補之に代はりたるものなるに依り訓令第五百五十一號を以て明治三十一年訓令第二百九十九號(巡查部長及看守部長設置規程)中より巡查部長に關する規程は廢止せられ茲に再び本島巡查部長制度の消滅を見るに至れり。

●**蕃地に巡查班長を設く** 明治四十五年九月訓令第二十七號を以て左記の如く公布せられ、蕃地に巡查班長を設くることを得せしめたり。蓋し蕃地は平地と異り平常に於ても交通自由ならず、而も監督者の所在地と懸絶し居るを以て風雨、事件その他有事の際に指揮監督に支障を生ずるのみならず平常の勤務も又弛懈せざるを保し難し剩ハ當時頻りに行はれし隘勇線前進、或は蕃地の討伐等實施に際しては隊伍を區分し行動すること多く、從來上席巡查をして之を指揮せしむる例なりしも完璧を期する能はざりしを以て本制度を創始せるなり。

蕃務所屬巡查ニシテ技倆拔群監督補助ノ任ニ適スル者ニハ巡查班長ヲ命スルコトヲ得巡查班長タル巡查ニハ別記離形ノ徽章ヲ上衣及外套左胸外側ニ縫著セシム



地質 鐵色緞
 縦 一寸四分五厘
 横 一寸四分
 徽章 金平打幅二分

右規定は大正四年九月に至り、理蕃費所屬制廢止の結果訓令第百二十號を以て次の如く改正せられたり。

大正元年九月訓令第二十七號中「蕃務所屬ヲ「蕃地勤務」ニ改ム同年十月に至り巡査班長の勤務概則次の如く通達せらる。

巡査班長勤務概則

- 第一條 巡査班長ハ樞要ナル隘勇監督所隘勇監督分遣所蕃務官吏駐在所ニ配置ス
- 第二條 巡査班長ハ一般巡査勤務ニ服スル外兼テ警部警部補ノ職務ヲ補助ス
- 巡査班長ハ隘勇線前進又ハ蕃社討伐ノ場合ニ在リテハ班員ヲ指揮ス
- 第三條 巡査班長ハ隘勇監督分遣所又ハ蕃務官吏駐在所ニ在リテハ巡査以下ニ對シ監督ノ責アルモノトス
- 第四條 巡査班長勤務上ノ細則ハ必要ニ應ジ廳長之ヲ定ムルコトヲ得

雛形

(用紙鳥ノ子ハ行赤罫紙)

巡査班長ヲ命(免)ス	巡査	何	在
年	月	日	何
			應

●三度巡査部長制を布ク

大正七年警察本署長は各廳長に對し本島警察に巡査部長を設置することの適否に關し意見開陳を求むる處あり。之に關する各廳長の意見は固より統一せられたるものにあらずも、大體に於て反對意見無かりしが警察本署長は其の意見を綜合したる結果大凡次の如きものなりとし、三度本島警察に巡査部長制設置の事に定め大正七年七月訓令第百十四號を以て次の如き巡査部長設置規程を公布したり。茲に於て從來蕃地に存せし巡査班長制は消滅に歸せり。而して新に任命せられたる巡査部長は高級古參のもの多く素質に改善を要するものありと認め、七年九月より翌年にかけて二箇月間宛練習所に於て練習訓練を爲したり。

各廳意見の綜合

警察の職務は頗る廣汎にして之が直接執行の任に當るは主として下級警察官たる巡査なり而かも本島に於ける警察の制度は内地の夫れと自から異なる所あり従つて其の職務の範圍に於ても勢ひ繁多なるを免かれず。而して今本島警察官吏配置の状態を見るに巡

●巡査班長任免内規改定

大正七年二月二十日巡査班長任免内規

(民警第一五八六號)次の如く改定(但し従前の規程は散逸不明)民政長官より各廳長に通達を發せられたり。蓋し蕃務所屬の巡査制は廢せられたると、從來巡査班長命免の際には警察本署長に通報することとなり居りしもその必要を認めざると、又巡査部長定員は各廳毎に定めありて、統一を要するの理由に因るものなり。

巡査班長任免内規

- 第一條 巡査班長ハ左ノ各號ニ該當スル巡査中ヨリ之ヲ命ス
 - 一 滿二年以上蕃地ニ勤務スル者
 - 二 勤務成績優等ナル者
 - 三 人物材幹共ニ優秀ニシテ監督ノ任ニ適スル者
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル蕃地勤務ノ巡査ニハ前條ノ勤務年數ニ拘ハラズ巡査班長ヲ命スルコトヲ得
 - 一 警部補以上ノ官職ニ在リタル者
 - 二 陸軍各兵科曹長、海軍一等兵曹以上ノ官職ニ在リタル者
- 第三條 巡査班長ノ定員ハ蕃地勤務巡査定員十二人ニ對シ一人トス
- 第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ巡査班長ノ職ヲ免ス
 - 一 勤務成績不良ナルトキ
 - 二 巡査班長ノ職ニ適セズト認ムルトキ
- 第五條 巡査班長任免辭令ハ左ノ雛形ニ依ル

查五、八八六名を全島に公布し又之れが執行務を監督せしむる爲警部二一三名警部補四〇七名を配置せり。

事務成績の擧否は直接執行官吏の能否動情に基因すへしと雖も又以て之が監督指導の適否に繋りて存するや疑を容れざるなり於此乎監督機關の充實は事務成績の擧否と關係する處大なるを信ず。讀て今内地警察機關の状態を見るに巡査三五、七八八名に對し警部一、七〇四名警部補一、三三〇名巡査部長三、五七〇名計六、五八四名の監督機關を有し監督者一人に對する巡査數は平均約五名を示し本島警察に於ける監督者一人に對する巡査數平均九名なるに比し遙に其の監督機關の充實せるを見る況してや本島には更に一、四六一名の巡査補あり之を加算するときは監督者一人に對する其數は平均約一二名を數ふるに於ておや。

(1) 監督機關充實の意味に於て

(2) 下級警察官吏優遇の意味に於て

其の効果蓋し大なるものあるべし巡査部長は巡査の上級にして判任文官たるの資格無きか故に監督上權威を有せずとの説を爲す者あり雖然權威の有無は人物技術の如何に關し必ずしも判任文官たるの資格に關せざるべし或は現制度に更に巡査部長なる一階級を

設くるは複雑を來し惹て監督上の不統一を招くべしと唱ふる者ありと雖も警察上下の系統は之を設置することに因りて變更することなく終始一貫して何等錯綜すること無きか故に之亦畢竟杞憂に過ぎざるべし又一部論者の主張する警部警部補増員の如きは諸種の關係上至難の事業にして尙ほ且つ下級警察官吏優遇の趣旨に副はざるべし。今巡査部長制に關する利弊を要約せば次の如きものなるべきも利は弊を覆ふに餘りあるべし。

- (1) 監督機關充實
 - (2) 下級警察官吏優遇
 - (3) 二名乃至三名巡査配置の缺點たる内輪喧嘩を防ぐ
- 缺點として擧ぐべきは
- (1) 階級監督を多くする
 - (2) 監督者として權威なし
 - (3) 部長とならば巡査の職務を執るを厭ふ點にあり云々。

臺灣總督府巡査部長設置規程

- 第一條 臺灣總督府廳ニ巡査部長ヲ置キ巡査ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二條 巡査部長ハ廳長之ヲ命免ス
- 第三條 巡査部長タル巡査ハ巡査ノ上班トス
- 第四條 巡査部長タル巡査ニハ別記雛形ノ徽章ヲ上衣及外套ノ左腕外側ニ縫著セシム

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
徽章は巡査部長のものと同形状同じ唯縦一寸二分横一寸なるのみ。次て同月十一日巡査部長定員並に任免内規を次の如く定め各廳に通達す。

巡査部長定員並任免内規

- 第一條 巡査部長ノ定員ハ別表ニ依ル(別表省略)
- 第二條 巡査部長ハ滿二年以上勤続シ左ノ各號ニ該當スル巡査中ヨリ之ヲ命免ス
 - 一 月俸十五圓以上ヲ受タル者
 - 二 巡査精勤證書ヲ有スル者
 - 三 人物材幹共ニ優秀ニシテ監督ノ任ニ適スル者
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル巡査ニハ前條ノ勤続年數及巡査精勤證書ノ有無ニ拘ラス巡査部長ヲ命免スルコトヲ得
 - 一 警部補以上ノ職ニ在リタル者
 - 二 陸軍各兵科曹長海軍一等兵曹及同相當官以上ノ官職ニ在リタル者
 - 三 判任官タル資格ヲ有スル者
- 第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ巡査部長ノ職ヲ免ス
 - 一 罰俸處分ニ處シタルトキ
 - 二 巡査部長ノ職ニ適セスト認ムルトキ

第五條 巡査部長任免辭令ハ左ノ雛形ニ依ル

(雛形)

(用紙鳥ノ子八行赤罫紙)

應 巡 査 氏 名

巡 査 部 長 ヲ 命 (免) ス

年 月 日 應 名

附 則

本内規施行ノ際現ニ巡査班長ノ職ニ在ル者ニハ第二條ノ規定ニ拘ハラズ巡査部長ヲ命免スルコトヲ得

●武術教師は巡査部長定員外配置とす

大正七年十二月巡査部長の定員増加を爲したること第一編記述の如くなるが之と前後して左記の通牒發せられたり。蓋し武術教師は一般巡査の武術講習を指導監督するの立場に在り、技術優秀人格高尚なる者は其の地位を昇上し優遇の途を開くと共に、一面武術講習の指導監督を完全ならしめんが爲なり。

専任武術教師タル巡査ニシテ二段以上又ハ精練證ヲ有シ現ニ月俸十五圓以上ヲ受ケ人物材幹共ニ優秀ニシテ武術講習ノ監督ニ適スル者ハ、警察本署長ノ承認ヲ經定員外配置トシテ巡査部長ニ任命シ得ルコトニ相定メラレ候條右依命通達ス

●巡査部長配置及任免規程改定

大正九年九月地方制度の大改革に伴ひ、従来の巡査部長設置に關する規定に不備の點ありと爲し訓令第五百十六號を以て次の如く改定を爲し之を公布したり。始めて試

驗任用の途開かれたるに注目し値すべし。

巡査部長配置及任免規程

- 第一條 州及廳ニ巡査部長ヲ置キ巡査ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二條 巡査部長ハ知事又ハ廳長之ヲ命免ス
- 第三條 巡査部長ノ定員ハ左ノ標準ニ依リ知事又ハ廳長之ヲ定ム
 - 内勤 巡査定員三人乃至十人ニ付一人
 - 外勤 平地巡査定員三人乃至十人ニ付一人
 - 蕃地巡査定員十人乃至十二人ニ付一人
- 警察官及司獄官練習所甲科終了者及其ノ在所中ノ者ハ前項ノ定員外トス
- 第四條 巡査部長ハ左ノ各號ニ該當スル巡査中ヨリ之ヲ命免ス但シ減俸ニ處セラレタル者ハ其處分ノ日ヨリ一年以上ヲ經過スルニ非サレハ之ヲ命免スルコトヲ得ス
 - 一 勤続一年以上ニシテ巡査精勤證書ヲ有スル者
 - 二 巡査部長銓衡試験ニ合格シタル者
- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル巡査ニハ前條(但書ノ場)ノ規定ニ拘ラス銓衡委員ノ銓衡ヲ經テ巡査部長ヲ命免スルコトヲ得
 - 一 警部警部補タリシ者
 - 二 文官タル資格ヲ有スル者
 - 三 陸軍各兵科曹長海軍一等兵曹及同相當官以上ノ者
 - 四 功績拔群ノ者

第二章 任免、賞罰

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第三條及第四條(但書ノ場)ノ規定ニ拘ラス銓衡委員ノ銓衡ヲ經テ巡查部長ヲ命スルコトヲ得

一 武術教師專任巡查ニシテ二段以上又ハ精練證ヲ有シ武術講習ノ監督ニ適スル者

二 刑事又ハ高等視察專任巡查ニシテ滿三年以上其事務ニ從事シ刑事又ハ高等視察巡查ノ監督ニ適スル者

第七條 巡查部長銓衡試験ハ平素ノ勤務成績及人物材幹ニ付考査シ監督補助ノ任ニ適スト認ムル巡查ニ就キ州又ハ廳ニ於テ毎年一回以上銓衡委員之ヲ行フ

第八條 銓衡試験ヲ別テ筆記及口述トシ筆記試験ハ一般法制、警察法規、算術、作文及土語又ハ國語ニ就キ行ヒ口述試験ハ筆記試験合格者ニ對シ一般法制及警察法規ニ就キ之ヲ行フ

第九條 銓衡試験合格者ニハ合格證書ヲ附與スヘシ

第十條 巡查部長銓衡委員ハ州ニハ在リテハ警務部長及警務部各課長ヲ以テ應ニ在リテハ警務課長及警務課各係長ヲ以テ之ニ充テ警務部長又ハ廳警務課長ヲ委員長トス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ巡查部長ヲ免スヘシ

一 減俸ニ處セラレタルトキ

二 巡查部長ニ適セスト認ムルトキ

三 事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

廳長は

巡查部長タル巡查ニ從來警備警邏交通其他一般巡查ト同様ノ勤務ニ服スル外兼テ警務部補助ノ職務ヲ補助セシメタルタメ巡查手帳ト監督手帳ヲ併テ携帯セシメタルモ規定改正後ニ於テハ專ラ警務部補助ノ職務ヲ補助セシムルコトニ相成候ニ付テハ自今監督手帳ノミ携帯セシメ巡查手帳ハ貸與ノ必要ナキモノト思料セラレ候モ一應貴局ノ御意見承知致度候條何分ノ御回答相成度照會せるに對シ、警務局長より「貴見の通り取扱相成可然」旨回答せられたり。

●巡查部長任免規程に關する通牒 大正十年七月十一日總務長官は

巡查部長配置及任免規程第五條第四號に所謂「功績拔群ノ者」とある字句の解釋區々に涉り居るを憾ありとして「功績拔群ノ者」とは「成績特ニ優良ナル者」をも包含するものなりとして之を各州知事廳長に通達する所ありたり。(三二二頁參照)

●定員外巡查部長の解釋に就て 大正十年十月五日警務局長は規程の解釋を誤り居る向ありとなし次の如き通牒を各州知事廳長に發する所ありたり。

巡查部長配置及任免規程第三條第二項ニ「警察官及司獄官練習所甲科修了者及其ノ在所中ノ者ハ前項ノ定員外トストアルハ同條第一項ノ標準ヨリ除外スヘキ旨ヲ規定セラレタルモノナルニ不拘之ヲ一般巡查配置定員外トシテ處理セラルル向アリ不都合不悞條條將

第二章 任免、賞罰

第十二條 第三條ニ依リ巡查部長ノ定員ヲ定メタルトキ又ハ之ヲ變更シタルトキハ直ニ報告スヘシ

第十三條 本令施行ノ爲必要ナル細則ハ知事又ハ廳長之ヲ定ム

附 則 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年七月訓令第百十四號及民警第一五八六號民政長官通達ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ巡查部長タル者ハ本令ノ規定ニ拘ラス引續キ巡查部長ヲシムルコトヲ得

巡查部長ノ徽章ニ關シテハ當分ノ内大正七年七月訓令第百十四號第四條ノ例ニ依ル

●巡查部長に受持を爲さしむべからず 大正九年十二月二十五日總務長官は巡查部長に關シ次の如き通牒を各州知事及廳長に發したり。

曩ニ臺灣總督府地方警察配置及勤務規程相定メラレ外動巡查部長ニハ分擔區ヲ受持タシメサルコトナリタルニ拘ラス今尙從前ノ如ク之ヲ受持タシメ居ラルル向有之哉ニ相聞エ候處斯クテハ警務部補助トシテ部下監督ノ徹底ヲ期スル能ハス該規程ノ趣旨ニ反スルコト相成候條或特殊ノ事務ヲ限り便宜處理セシムルハ格別右ノ如キコト無之様御注意相成度爲念右通牒ス

●巡查部長には巡查手帳貸與の要なし 大正十年二月二十八日臺東

來之カ取扱上遺憾ナキヲ期セラレ度右通牒ス

追テ現ニ在所中ノ甲科練習生ヲ當局ニ於テ配置定員外トシテ處理シツツアルハ豫算運用上ノ一時的權宜ノ處置ニ外ナラス候條御承知相成度申添候

●巡查部長配置及任免規程一部改正

(一) 巡查部長減俸に處せられたるときは規程第十一條第一號により其の職を免せらるべき規程なる爲其の處分が部下の行爲に依る場合は勿論自己の行爲と雖情狀の如何に拘らず當然其の職を免せざるべからず斯の如き處分は甚だ過酷の嫌あるに付大正十三年八月訓令第八十五號を以て次の如く改正公布せられたり。

第十條第一號ヲ左ノ如ク改ム 減俸ニ處セラレタル者ニシテ情狀重キトキ

(二) 各州廳に於ける巡查部長の配置は平地と蕃地とを問はず實情に照し稍多きに過ぐる嫌ありとし同年十二月訓令第百二十四號を以て巡查部長配置及任免規程第三條に依る定員標準を左の如く改正せり。

第三條中「三人乃至五人」ヲ「四人乃至六人」ニ、「八人乃至十人」ヲ「十二人乃至十五人」ニ、「十人乃至十二人」ヲ「十三人乃至十六人」ニ改ム

附 則 本令施行ノ際現ニ巡查部長タル者ハ本令ノ規定ニ拘ラス仍巡

一 查部長ヲラシムルコトヲ得

之に關し十二月二十六日總務長官は次の如き通牒を各州知事廳長に發したり。

(三) 今般訓令第二百二十四號ヲ以テ巡查部長配置及任免規程ニ依ル
 巡查部長定員標準改正相成候處右ハ地方ノ實情ニ基キ可成適
 當ナル配置ヲ行ヒ以テ執務能率ノ増進ヲ期セムトスルニアリ
 即チ現在巡查部長ノ配置實況ニ徴スルトキハ内勤外勤ノ間ハ
 ス孰レモ其ノ事務ノ割合ニ比シ其ノ配置密ニ過タル嫌アリ殊
 ニ外勤巡查部長ニ在リテハ事務補助監督者トシテ狭少ナル範
 圍ノ事務ヲ分擔スルニ過キス適正ヲ缺クモノアリ、而モ現下
 一般巡查減員ノ情勢ニ鑑ミルトキハ此際一方ニ於テ巡查部長
 タル巡查ノ配置ニ制限ヲ加ヘ他方普通巡查配置ノ増大ヲ計リ
 以テ實務執行力ノ充實ヲ欲求スル切ナルモノアルヲ認メ爰ニ
 之カ改正ヲ見タル次第ニシテ巡查部長ノ配置定員ハ漸次改正
 標準ニ基キ之ヲ改ムルト同時ニ巡查部長分擔區ヲ擴張セラレ
 以テ形式實質共ニ效用適切ナル機關ヲラシムルコトニ留意セ
 ラレ兼テ警部補監視區ニ付テモ之ニ對應シテ適當ナル併合或
 ハ改正ヲ加フル等宜シク各機關ノ調整運用ヲ圓滑ナラシメ以
 テ改正趣旨ニ副ハンコトヲ期セラレ度右依命通達ス

昭和三年二月訓令第九號を以て巡查部長配置及任免規程第八條
 中「土語」あるは「臺灣語」に改められたり。土語と稱するか如き

(四)

は時勢上穩當ならざると用語の統一を爲さむが爲なり。
 更に同年十一月訓令第八十四號を以て同規程中次の如く一部改
 正せられたり。

第六條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三 教育專任巡查ニシテ滿三年以上(教員免許狀ヲ受ケ教
 育職員トシテ一年以上在職シタルコトアル者ニ付テハ
 滿一年以上)其ノ事務ニ從事シ教育專任巡查ノ監督ニ
 適スル者

之れ曾て大正十四年新竹州知事は蕃童教育に従事する有資格者
 を定員外として任用せんことを協議したるに對し、警務局長よ
 りは定員外配置巡查部長の範圍は今後も局限する主旨なるを以
 て認め難し宜しく普通定員内にて處理すべき旨回答せられたる
 ことあるが、其後蕃童教育專任者の如きは武道教師又は刑事等
 の専務巡查同様銜任用の規定を設け優遇する必要ありとせら
 れたるものなり。

第二款 隘勇警手に關する諸規程の變革

明治三十五年警察本署に於て舊來の隘勇隘丁の統一を爲
 すに至る迄の沿革に就ては第一編三七九頁に詳記せるを
 以て參照せられたし。茲には隘勇警手に關する諸規程中
 記述に洩れたる事項に就て一二記する處あるべし。

緒言

●警丁服制の制定 明治三十年十一月新竹縣及宜蘭廳管内に官設警丁
 の制度設けらるゝや、十二月十三日其の服制次の如く定められたる
 旨民政局長より通達する所あり。

今般警丁服制別紙ノ通相定メラレ候條右ニ依リ調製給與可有之依
 命此段及通達候也。

尙宜蘭廳に於ては既に略之と大同小異の服制を定め調製済みの風聞
 あり果して然らば本年度内に限り其制服使用差支なき旨付記せられ
 たり

警丁服制圖例

名稱	地質	前章	眼底	頤紐	製式	形狀	名稱	地質	鈕	製式	形狀
冬上衣	金	中裏	灰色	白色	袖長一寸二分 長サ腕關節ニ止マル 長サ腕關節ノ上端ヨリ下 端ニ至ル寸兩側下端ヲ 裂クコト四寸	如圖	夏上衣	麻又ハ金巾色	白	物入前面左右各一個ヲ附ス	如圖

衣上



帽

